

令和4年度子ども・子育て支援調査研究事業

児童手当の支給に関する諸外国における  
実施状況に関する調査研究報告書

令和5年3月

有限責任監査法人トーマツ



# 目次

<b>第 I 章 調査研究の実施概要</b> .....	<b>1</b>
1 背景 .....	1
2 目的 .....	2
3 調査対象国 .....	2
4 用語の定義 .....	2
5 調査研究方法.....	4
6 調査研究の実施体制.....	5
<b>第 II 章 文献調査結果</b> .....	<b>8</b>
1 調査結果.....	8
日 本 .....	8
イギリス.....	33
フランス.....	56
ドイツ.....	78
スウェーデン.....	101
イタリア.....	117
スペイン.....	135
アメリカ.....	159
カナダ.....	174
中 国.....	192
韓 国.....	205
シンガポール.....	225
<b>第 III 章 本調査研究のまとめ</b> .....	<b>242</b>
1 児童手当の目的 .....	242
2 児童手当の支給の詳細 .....	243
3 児童手当の支給額の加算.....	246
4 児童手当に関するその他事項 .....	248
5 本調査研究における委員からのご意見.....	249
<b>第 IV 章 調査対象国の公開情報リスト</b> .....	<b>251</b>



## 第 I 章 調査研究の実施概要

### 1 背景

日本は少子化という深刻な課題を抱えている。合計特殊出生率は、昭和 46 年以降減少傾向で、昭和 49 年に 2.05 と人口置換水準 (2.11) を下回り、平成 17 年には 1.26 と過去最低を記録した<sup>\*1</sup>。令和 3 年は 1.34 であった。令和 3 年の出生数は 84 万 2897 人で 6 年連続過去最少を記録しており、少子化に歯止めがかからない状況である<sup>\*1</sup>。

国は、令和元年 9 月～令和 2 年 12 月に「全世代型社会保障検討会議」(全 12 回) を開催し、少子高齢化と同時にライフスタイルが多様となる中で、誰もが安心できる社会保障制度に関わる検討を行った<sup>\*2</sup>。本検討会議より、少子化に関連する主要な意見 (特に、児童手当に関わる意見) は、女性の就労の支援、保育の受け皿の整備、児童手当の見直し、財源の確保の 4 つに整理される。

「児童手当の見直し」においては、以下のような論点があげられた。

- ・ 経済的困難を理由に子どもを産み育てることができないという家庭や第 2 子・第 3 子への児童手当の拡充の必要性
  - ・ 子どもの数や所得水準に応じた効果的な児童手当の給付の在り方の検討の必要性
- 本検討会議の議論を踏まえ、令和 2 年 12 月 15 日に「全世代型社会保障改革の方針」が閣議決定され、同方針において、後期高齢者医療制度の見直し及び少子化対策の強化が決定し、その少子化対策の強化には 3 つの項目が示された。第 1 に、不妊治療への保険適用等、第 2 に、待機児童の解消、第 3 に、男性の育児休業の取得促進である。その中で、待機児童の解消では、「安定的な財源を確保しながら、令和 3 年度 (2021 年度) から令和 6 年度 (2024 年度) 末までの 4 年間で約 14 万人分の保育の受け皿を整備する。…財源については、社会全体で子育てを支援していくとの大きな方向性の中で、公費に加えて、経済界に協力を求めることにより安定的な財源を確保する。その際、児童手当については、少子化社会対策大綱 (令和 2 年 5 月 29 日閣議決定) 等に基づき、高所得の主たる生計維持者 (年収 1,200 万円以上の者) を特例給付の対象外とする。」という方針が示された。児童手当は、中学生以下の児童を支給対象としている。その主たる生計維持者に対し、月額 1 万円又は 1 万 5,000 円 (所得制限以上の者には月額 5,000 円) を 4 ヶ月分まとめて年 3 回に分けて支給しており、約 1,600 万人に総額約 2 兆円支給している。また、令和 3 年に、子ども・子育て支援法及び児童手当法の一部を改正する法律 (令和 3 年法律第 50 号) が成立し、令和 4 年 10 月の支給分からは、年収 1,200 万円以上 (子ども 2 人と年収 103 万円以下の配偶者の場合) の者は支給対象外となる。

少子化の問題に取り組む基本方針である少子化社会対策大綱 (令和 2 年 5 月閣議決定)<sup>\*3</sup> では、基本的な目標として「希望出生率 1.8」の実現を掲げ、そのための具体的な道筋として、結婚支援、妊娠・出産への支援、男女ともに仕事と子育てを両立できる環境の整備、地域・社会による子育て支援、多子世帯への支援を含む経済的支援等、ライフステージに応じた総合的な少子化対策に大胆に取り組むこととしている。

その一つに、「児童手当の支給・在り方の検討」の支援が盛り込まれており、児童手当について、多子世帯や子どもの年齢に応じた給付の拡充・重点化の必要性等が明記されている。

また、子ども・子育て支援法及び児童手当法の一部を改正する法律において、「政府は、子ども・子育て支援に関する施策の実施状況等を踏まえ、少子化の進展への対処に寄与する観点から、児童手当の支給を受ける者の児童の数等に応じた児童手当の効果的な支給及びその財源の在り方並びに児童手当の支給要件の在り方について検討を加え、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。」との検討規定が置かれている。

## 2 目的

子ども・子育て支援法及び児童手当法の一部を改正する法律における児童手当の在り方の検討規定に資するよう、諸外国の児童手当や類似関連制度（税制含む）（以下「児童手当等」という。）の実施状況（対象者数、予算、支給要件等）について調査する。

## 3 調査対象国

計 12 か国（日本、イギリス、フランス、ドイツ、スウェーデン、イタリア、スペイン、アメリカ、カナダ、中国、韓国、シンガポール）

## 4 用語の定義

### 4-1 国の名称

本調査研究では、調査対象国の国名を下記のとおりとする。

使用する国名	外務省の表記による国名
イギリス	英国（グレートブリテン及び北アイルランド連合王国）
フランス	フランス合衆国
ドイツ	ドイツ連邦共和国
スウェーデン	スウェーデン王国
イタリア	イタリア共和国
スペイン	スペイン王国
アメリカ	米国
カナダ	カナダ
中国	中華人民共和国
韓国	大韓民国
シンガポール	シンガポール共和国

## 4-2 使用する用語の定義

調査対象国により用語の名称や定義が異なるため、本調査研究において共通して使用する用語の定義を下記のとおりとした。

使用する用語	定義
児童手当	子の養育にかかる費用に対する支援をするために、一定の条件（子の年齢・数、養育者の収入、また特別な事情（孤児・ひとり親等）を満たす場合に、使用目的を限定せず（保育費用等に限定しない）、一定の額を養育者に直接支給するものと定義して調査を進めている*4。
子	児童手当の支給対象となる児童・子どものことを「子」と統一した。
所得制限	養育者等の所得額に応じて、支給の有無や給付の減額が決定する場合に、所得制限と記した。なお、本調査研究において所得は税金や社会保険料などを差し引いた金額である。
純可処分所得	税金や社会保険料などを差し引いた、所得のことである。
平均世帯純財産	世帯当たりの総資産から負債と不動産を除く、物価調整した資産のこと。
合計特殊出生率	1年間における15～49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもの。本調査研究では、1960年～2020年の合計特殊出生率の推移を示しているが、2020年は新型コロナウイルス感染症による情勢変動があったことにご留意いただきたい。
家族関係公的支出	出産や育児に伴う給付、児童手当、保育関係給付、支援の必要な児童の保護に要する費用、就学前教育費など家族を支援するための公的支出。

## 4-3 現地通貨の換算の考え方

本調査研究では、2023年（令和5年）1月20日に日本銀行が公示した「報告省令レート（令和5年2月分）」を元に、調査対象国の現地通貨を日本円に換算している。2023年2月時点での調査対象国の現地通貨と換算レート（日本円）は下記の通りである。なお、換算レート（日本円）は、小数点第6位以下切り捨てし、第II章で現地通貨から日本円を算出する際には小数点を切り捨てている。

国名	現地通貨	換算レート（日本円）
イギリス	1ポンド=日本円	164.70000
フランス、ドイツ、イタリア、スペイン	1ユーロ=日本円	143.10000
スウェーデン	1クローナ=日本円	13.00050

アメリカ	1US ドル=日本円	135.00000
カナダ	カナダドル=日本円	99.36000
中国	元=日本円	19.30500
韓国	ウォン=日本円	10.43550
シンガポール	シンガポールドル=日本円	99.90000

## 5 調査研究方法

### 5-1 調査研究方法

調査対象国の行政の公開情報や学術論文、公的資料等の文献調査を行った。

### 5-2 文献調査の調査項目

本調査研究の文献調査は、①基礎情報、②児童手当、③子育てに関する税制度を大項目とした。具体の項目は以下のとおり。

なお、「第II章 調査結果」は2023年1月までの情報であり、参考文献は、調査対象国ごとに記載した。

	大項目	中項目
①	基礎情報	(ア) 基礎データ (総人口数、年齢別の人口数、一人当たり名目GDP、家族形態、国民の平均所得や支出等) (イ) 社会保障制度 (概要、給付内容、自己負担等) (ウ) 出産・育児に関する状況 (出生数、出生数の推移、合計特殊出生率、子ども・子育て支援に対する公的支出 (対GDP比) 等)
②	児童手当	(ア) 児童手当の名称 (イ) 根拠法 (ウ) 根拠法の制定及び制度の背景 (エ) 制度又は根拠法制定の目的 (オ) 創設以降の動向/改正経緯 (カ) 担当省庁名 (キ) 運営実施主体 (ク) 財源 (ケ) 年間予算 (コ) 給付の対象者数 (サ) 児童手当制度の詳細 ➤ 支給要件 ・ 受給資格者 ・ 子の年齢・範囲



		<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 一人当たりの支給額</li> <li>➤ 申請方法</li> <li>➤ 支給方法</li> <li>➤ 支給回数</li> <li>➤ 所得制限 <ul style="list-style-type: none"> <li>・所得に応じた減額の有無</li> <li>・一定の所得での支給の制限の有無</li> </ul> </li> <li>➤ 多子加算又は乳幼児加算</li> <li>➤ 用途制限</li> <li>➤ 特記事項</li> </ul> <p>(シ) その他、経済的支援（該当した場合、調査結果を記載とする）</p>
③	子育てに関する税制度	<p>(ア) 扶養控除等の税制度</p> <p>(イ) 扶養控除等の税制度による措置と児童手当の関連性</p> <p>(ウ) 経済困窮世帯への控除等の税制度</p>

## 6 調査研究の実施体制

### 6-1 概要

本調査研究を実施するにあたり、有識者からなる調査研究委員会を設置し、調査研究方針、調査実施及び報告書のとりまとめ等において有識者より専門的助言を得た。なお、調査研究委員会は計3回開催した。

### 6-2 調査研究委員会の有識者

#### (1) 委員

	氏名（五十音順・敬称略）	所属先
座長	小野太一	政策研究大学院大学医療政策コースディレクター、教授
委員	浅井亜希	東海大学文化社会学部 北欧学科 講師
委員	竹原健二	国立成育医療研究センター政策科学研究部部長 成育こどもシンクタンク戦略支援室副室長

## (2) オブザーバー

氏名（敬称略）	所属先
吉田貴典	内閣府子ども・子育て本部 児童手当管理室室長
平塚直樹	内閣府子ども・子育て本部 参事官補佐
山地雄太	内閣府 子ども・子育て本部 参事官（子ども・子育て支援担当）付
加藤友和	内閣府子ども・子育て本部 児童手当管理室指導第1係

## (3) 事務局

氏名	所属先
渡辺典之	リスクアドバイザー事業本部ヘルスケア パートナー
財満信子	同上 マネジャー
高橋真代	同上 スタッフ
長島紗織	同上 スタッフ

### 6-3 調査研究委員会の開催状況

回数	日時	主な議題
第一回	2022年10月20日	<ul style="list-style-type: none"><li>調査研究計画の確認</li><li>文献調査①の報告</li></ul>
第二回	2022年12月8日	<ul style="list-style-type: none"><li>文献調査②の報告</li><li>調査研究報告書の骨子（案）の報告</li><li>討議</li></ul>
第三回	2023年2月28日	<ul style="list-style-type: none"><li>文献調査③の報告</li><li>調査研究報告書（案）の報告</li><li>討議</li></ul>

【第 I 章の参考文献】

\*1: 厚生労働省「令和 3 年度 出生に関する統計の概況」

\*2: 首相官邸「全世代型社会保障検討会議」

\*3: 内閣府「少子化社会対策大綱」

\*4: 平成 21 年 9 月 11 日国立国会図書館調査及び立法考査局社会労働調査室・課「各国の児童手当制度概要」

## 第Ⅱ章 文献調査結果

### 1 調査結果

#### 日本

#### ① 基礎情報

##### (ア)基礎データ

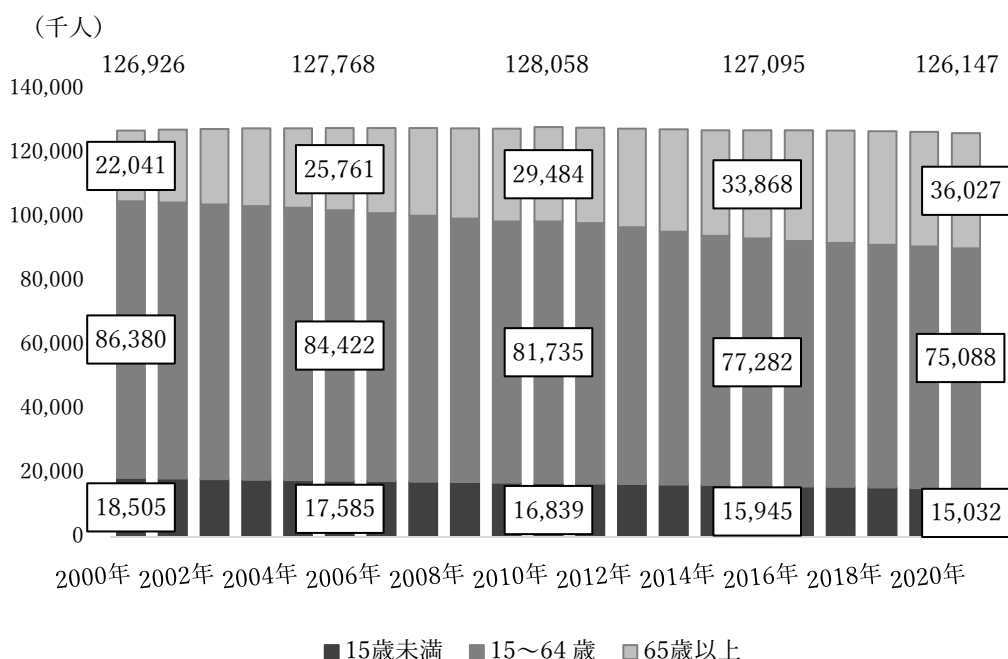
##### ➤ 人口<sup>1</sup>

人口は2008（平成20）年1億2809万9千人をピークとし、2011（平成23）年以降11年連続で減少傾向である。2021（令和3）年の総人口は、1億2,550万2千人で、前年に比べ64万4千人（0.51%）の減少となった。2021（令和3）年は、社会動態及び自然動態において共に減少している。社会動態は、入国者数は63万2千人、出国者数は66万7千人で、入国者数が出国者数を3万5千人下回り減少となっている。自然動態は、出生児数が83万1千人、死亡者が144万人で、出生児数が死亡者数を60万9千人下回り、減少となっている。（出生児数等は、項目(ウ)「出産・育児に関する状況」で後述）

図表1：年齢階級別の人口数

年齢階級	2021年の人口数	割合
全年齢の合計	1億2,550万2千人	
15歳未満	1,478万4千人	11.8%
15～64歳	7,450万4千人	59.4%
65歳以上	3,621万4千人	28.9%

図表 2：年齢階級別人口推移<sup>2</sup>



- 一人当たり名目 GDP<sup>3</sup>  
39,340US ドル (2021 年度)
  
- 家族形態<sup>4</sup>  
未婚化や晩婚化の進行という結婚をめぐる変化に加え、近年では結婚した夫婦が持つ子どもの数も減少傾向にある。1986 (昭和 61) 年と比べて単独世帯は 10.6%、夫婦のみ世帯は 10%増加しているのに対し、夫婦と未婚の子のみ世帯は 13%、3 世代世帯は 10.2%減少している。2019 (令和元) 年の「児童のいる世帯」は全世帯の 21.7%で、1986 (昭和 61) 年の 46.2%から大幅に減少している。2019 (令和元) 年度の世帯当たりの児童数は、1 人の世帯が一番多く、平均児童数は 1.68 人である。
  
- 国民の平均所得や支出等  
「世帯所得」の項目は、OECD Better Life Index の情報であり、「家庭の支出」の項目は、調査対象国の公表情報である。「家庭の支出」には、税や社会保険料が含まれているか、含まれていないかは、調査対象国ごとに異なる。

- 世帯所得<sup>34</sup>
  - 一人当たりの年間の平均世帯純可処分所得（税や社会保険料を除いた世帯所得）：  
28,872 US ドル（2,858,220 円）（OECD 平均は 30,490US ドル（4,116,150 円））
  - 平均世帯純財産：294,735US ドル（39,789,225 円）（OECD 平均は 323,960US ドル（43,734,600 円））
  
- 家庭の支出<sup>35</sup>

統計局の調査では、2022 年の世帯の月平均の支出（所得税も含む）は 290,865 円である。
  
- 平均支出の内訳<sup>35</sup>

2022 年の世帯の月平均支出の内訳は、支出の多い順に、食費が 81,888 円（28.2%）、交通費が 41,535 円（14.3%）、水道・光熱費が 24,524 円（8.4%）であった。なお、教育費は 11,439 円（3.9%）であった。

## （イ）社会保障制度

- 社会保障制度
  - 制定背景<sup>5</sup>

日本の社会保障制度は、第二次世界大戦後、1947（昭和 22）年に施行された日本国憲法第 25 条において、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」、「国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」という「生存権」が規定され、戦後の日本が福祉国家の建設を目指すことを内外に宣言し、規定された。戦後の復興と経済成長、人口の急増、産業構造の大転換、国土開発、人口移動、少子高齢化の進展等、経済社会や人口構造の変化に応じて、その充実が図られている。
  
  - 目的と機能<sup>5,36, 37</sup>

社会保障とは、1993（平成 5）年の社会保障制度審議会「社会保障将来像委員会第一次報告」において「国民の生活の安定が損なわれた場合に、国民にすこやかで安心できる生活を保障することを目的として、公的責任で生活を支える給付を行うもの」と規定されている。具体的には、傷病や失業、労働災害、退職などで生活が不安定になった時に、健康保険や年金、社会福祉制度など法律に基づく公的な仕組みを活用し

て、健やかで安心な生活を保障することである。社会保障に関する各制度は主に厚生労働省の所管である。機能としては、生活安定・向上機能、所得再分配機能、経済安定機能の3つが挙げられるが、これらの機能は相互に重なり合っている。

図表 3：社会保障制度の機能

機能	内容
生活安定向上機能	人生のリスクに対応し、国民生活の安定を実現する。 例) 医療・介護保険、公的年金制度、雇用保険、労災保険、子育て支援等
所得再配分機能	社会全体で低所得者の生活を支える。 例) 生活保護制度、公的年金制度等
経済安定機能	経済変動の国民生活への影響を緩和し、経済成長を支える。 例) 公的年金制度、雇用保険等

- 特徴<sup>6</sup>  
社会保障制度は、社会保険（年金・医療・介護）、社会福祉、公的扶助、保健医療・公衆衛生の4つの柱から成り立っている。

図表 4：社会保障制度の4つの柱

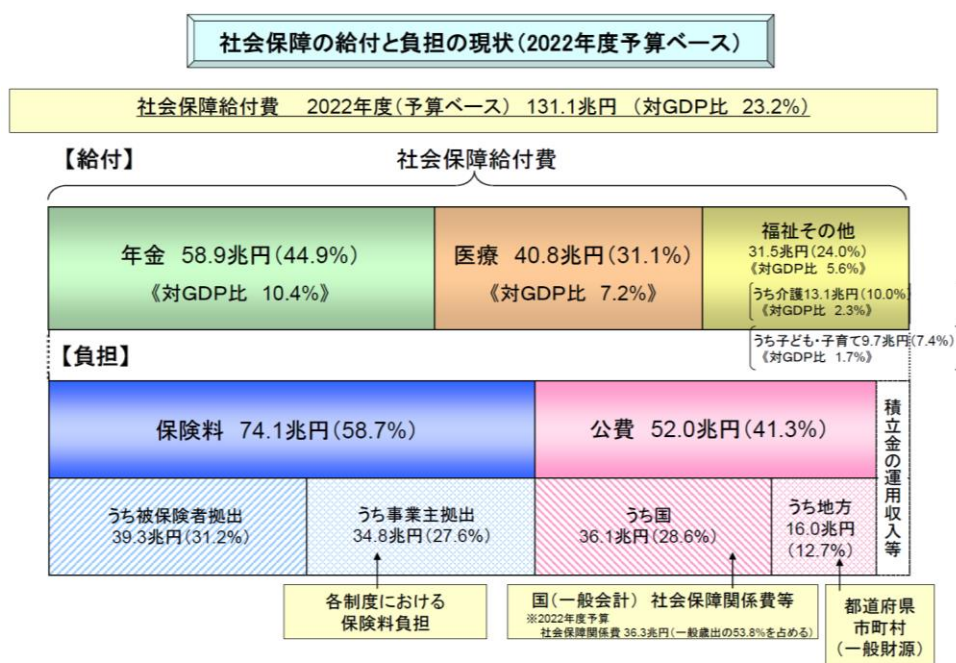
4つの柱	概要	制度等
社会保険 (年金・医療・介護等)	国民が病気、けが、出産、死亡、老齢、障害、失業等生活の困難をもたらすいろいろな事故（保険事故）に遭遇した場合に一定の給付を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>公的年金制度</li> <li>医療保険制度</li> <li>雇用保険制度</li> <li>労働者災害補償保険</li> <li>介護保険制度</li> </ul>
社会福祉	障害者、母子家庭等社会生活をする上で様々なハンディキャップを負っている国民が、そのハンディキャップを克服して、安心して社	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会福祉</li> <li>児童福祉 等</li> </ul>

	会生活を営めるよう、公的な支援を行う。	
公的扶助	生活に困窮する国民に対して、最低限度の生活を保障し、自立を支援する。	・ 生活保護制度
保健医療・公衆衛生	国民が健康に生活できるよう予防、衛生面で支援する。	・ 医療サービス ・ 保健事業 ・ 母子保健 ・ 公衆衛生 等

・ 財源

国民が負担する保険料及び公費負担である。2022（令和4）年度の予算ベースでの社会保障給付費は、131.1兆円となっており、内訳は以下のとおりである。

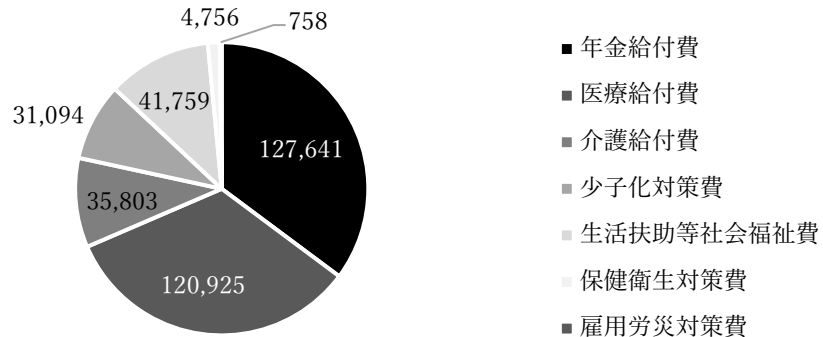
図表5：社会保障の給付と負担の現状<sup>7</sup>



給付に対する負担のうち、公費は52兆円であり、そのうち国の社会保障関係費は36.1億円となっている。国の社会保障関係費の内訳は以下のとおりである。



図表 6：令和 4 年度社会保障関係予算<sup>8</sup>（単位：億円）



- 給付内容  
以下のとおりである。

図表 7：社会保険給付内容一覧

4つの柱	制度	給付内容
社会保険 (年金・医療・介護等)	公的年金制度	国民の老後生活の基本を支える制度。日本の公的年金制度は、①20歳以上の人々が共通して加入する国民年金と、②会社員や公務員等が加入する厚生年金による、いわゆる「2階建て」と呼ばれる構造になっている。また、現役世代が納めた保険料をその時々の高齢者の年金給付に充てる仕組み（賦課方式）を基本とした財政方式となっている。
	医療保険制度	全ての国民に医療サービスを提供する。全ての国民は公的保険に強制加入し、保険料を納付することで、原則、3割の自己負担で医療機関を受診できる。職域を基にした各種被用者保険と、居住地（市町村）を基にした国民健康保険、75歳以上の高齢者などが加入する後期高齢者医療制度に大きく分けられる。

4つの柱	制度	給付内容
	雇用保険制度	失業等リスクに対する保険である。労働者を一人でも雇用する事業主は、加入が義務付けられており、代表的な給付としては「基本手当」がある。
	労働者災害補償 保険雇用保険	労働者災害補償雇用保険は、業務中または通勤中における労働者の負傷・疾病・障害・死亡に対して、労働者自身やその家族に対して保険給付を行う。
	介護保険制度	2000（平成12）年に開始された制度で、介護が必要になった場合に、原則、かかった費用の1割の利用者負担で、介護サービスを提供する。40以上の国民に加入が義務付けられている。
社会福祉	保育・児童福祉	児童福祉法に基づいて設置された児童育成に関する施設運営、子育て世帯の経済的負担を軽減するために手当の支給等を行っている。児童手当、保育所や児童相談所の設置・運営がここに分類される。
	母子・寡婦福祉	経済的・社会的・精神的に不安定な母子世帯や寡婦に対して援助する。児童扶養手当や寡婦控除等はここに分類される。
	高齢者福祉	介護保険制度に含まれるサービスである。高齢者専用賃貸住宅等の整備等が含まれる。
	障害者福祉 <sup>9</sup>	障害者の日常・社会生活の支援を行う。サービス体系は居宅介護や短期入所等の「介護給付」と、自立生活援助や自立訓練等の「訓練等給付」に分かれる。
公的扶助 <sup>10</sup>	—	国民の健康と生活を最終的に保障する。特徴として、貧困・低所得者を対象としていること、最低生活の保障を行うこと、公的責任で行うことなどが挙げられる。貧困者対策と、所得調査（制限）を要件とする低所得者対策の二つがあり、前者の貧困者対策には生活保護制度が、後者の低所得者

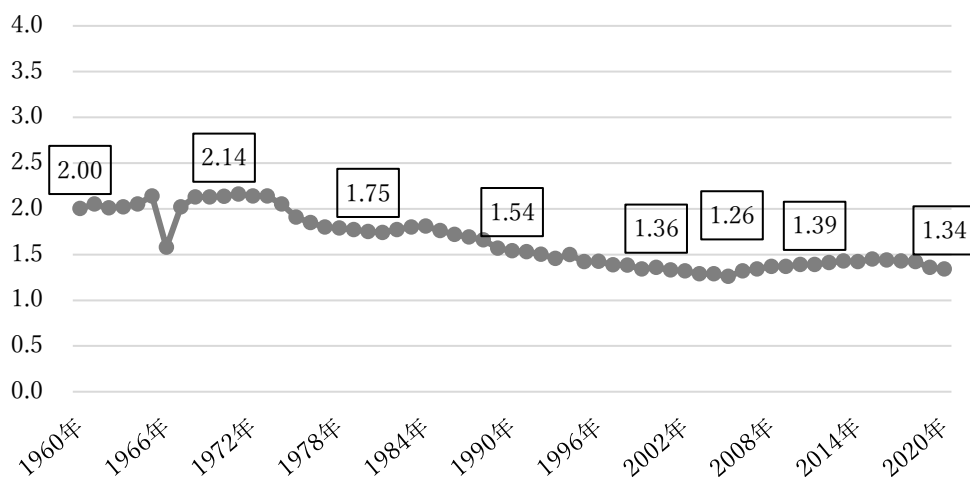
4つの柱	制度	給付内容
		対策には、社会手当制度や公営住宅制度等がある。
公衆衛生	—	国民が健康な生活を送れるようにする。日本の保健事業は、都道府県や政令指定都市・中核市等を単位に設けられる「保健所」や市町村単位に設置される「市町村保健センター」を中心に行われる、がん等の生活習慣病健診、妊産婦・乳幼児に対する健康診査や保健指導、エイズの検査、相談、啓発、結核などの感染症対策、保健師による健康相談等が挙げられる。

### (ウ) 出産・育児に関する状況

#### ➤ 出生児数と合計特殊出生率<sup>11</sup>

2020（令和2）年の出生児数は87万1千人で減少傾向にある。合計特殊出生率は、2005（平成17）年に1.26という最低値を記録し、2020年（令和元）年は1.34であった。

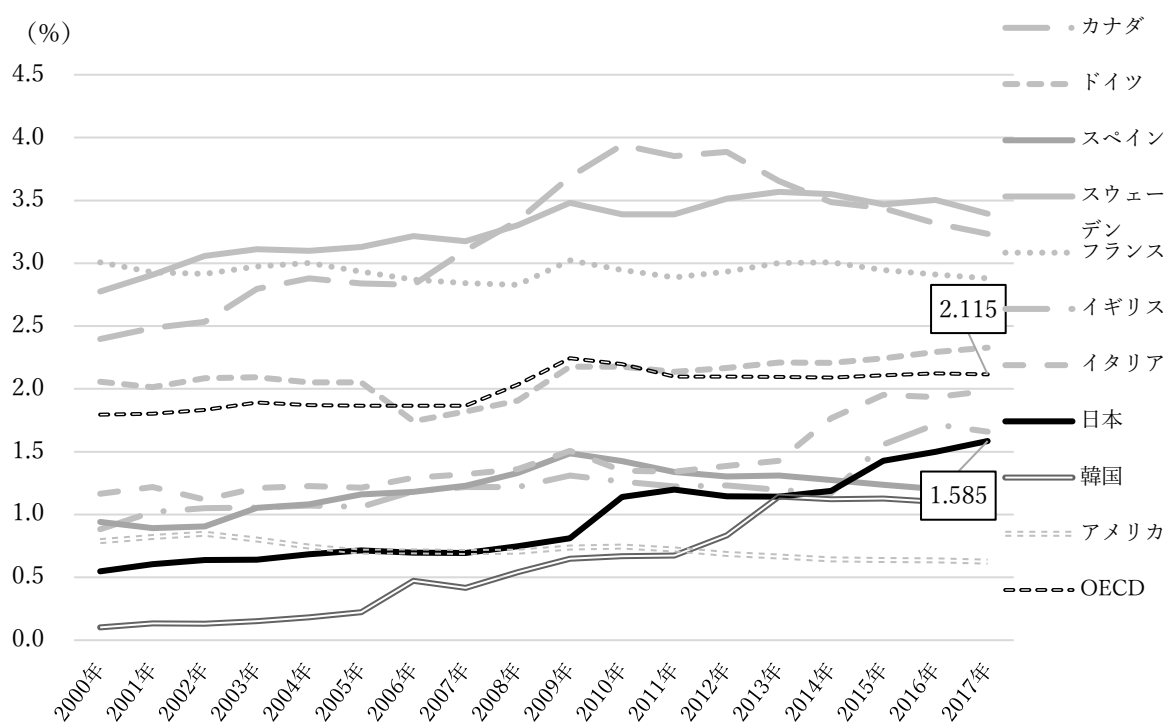
図表8：合計特殊出生率の推移



➤ 家族関係公的支出 (Family benefits public spending) <sup>12</sup>

日本の家族関係公的支出は、2017 (平成 29) 年のデータで対 GDP 比 1.585% となっている。OECD 加盟国の平均値である 2.115% よりも低い水準となっている。

図表 9 : OECD 各国の家族関係公的支出の推移



② 児童手当

(ア) 児童手当の名称 <sup>13</sup>

児童手当制度 (1972 (昭和 47) 年施行)

(イ) 根拠法 <sup>14</sup>

児童手当法 (1971 (昭和 46) 年制定)

### (ウ)根拠法の制定及び制度の背景<sup>15</sup>

児童手当制度は、児童手当法に基づき、1972（昭和 47）年 1 月から施行されている。近年、児童手当制度は少子化対策のひとつの手段として論じられることが多いが、その目的は、子どもを持つ家庭の経済的負担に着目して手当を支給することにより、家庭における生活の安定と、次代の社会をになう児童の健全な育成と資質の向上に資することであった。

### (エ)制度又は根拠法制定の目的<sup>16</sup>

子ども・子育て支援の適切な実施を図るため、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次世代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的としている。

### (オ)創設以降の動向/改正経緯<sup>17</sup>

児童手当法の創設以降の動向は以下のとおりである。

1970 年代
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 1972（昭和 47）年 1 月から児童手当制度が開始された。発足当初は、第 3 子以降を対象とし、月額 3,000 円で、義務教育終了前までが支給対象であった。</li><li>・ 1974（昭和 49）年、支給金額が月額 4,000 円に引き上げられた。</li><li>・ 1975（昭和 50）年、支給金額が月額 5,000 円に引き上げられた。</li></ul>
1980 年代
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 1982（昭和 57）年代には、行財政の減量化、財政の再建を図るため設置された臨時行政調査会の答申において「児童手当については、公費負担に係る支給を低所得世帯に限定する等制度の抜本的見直しを行う」との指摘を受け、児童手当の所得制限が強化されることとなった。</li><li>・ 1986（昭和 61）年には、支給対象が第 2 子に拡大、支給額は、第 2 子月額 2,500 円、第 3 子以降月額 5,000 円とするとともに、支給期間は財政上の制約から給付の重点化を図るという観点から、段階的に義務教育就学前までに短縮されることとなった。</li></ul>

1990年代
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1992（平成4）年には、第1子までの支給対象の拡大、支給金額の引上げ（第1子・第2子が月額5,000円、第3子以降が月額1万円）を行うとともに、段階的な支給期間の重点化（3歳未満）が図られた。</li> </ul>
2000年代
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 少子化の進展を背景に、児童手当制度改正は政治的課題の一つとしても取り上げられ、1991（平成11）年には、自民党・自由党・公明党において「平成十三年を目途として、支給対象年齢及び支給額の充実を含めた制度全体の抜本的な見直し」が合意され、2000（平成12）年度には、支給対象を義務教育就学前まで拡大することとなった。</li> <li>・ 2001（平成13）年6月より、前述の合意等を背景に、所得制限の緩和が図られた。</li> <li>・ 2004（平成16）年4月分より、少子化対策に関する2003年（平成15）年の自民党・公明党の合意に基づき、支給対象が小学校第3学年修了まで拡大した。</li> <li>・ 2006（平成18）年4月より、2005（平成17）年の政府・与党合意に基づき、支給対象が小学校修了まで拡大し、所得制限の緩和が図られた。</li> <li>・ 2007（平成19）年4月より、2006（平成18）年の関係大臣合意に基づき、3歳未満の支給額を一律1万円とした。</li> <li>・ 2010年には、民主党の「子ども手当」の創設というマニフェストに沿って、民主党政権において新たな制度の検討が進められ、2011（平成22）年4月からは、所得制限なしで、一律1万3000円の「子ども手当」を支給することとされた。</li> <li>・ 2011（平成23）年10月からは、同年8月の民主党・自民党・公明党の合意に基づき、子ども手当の支給額は、3歳未満一律1万5,000円、3歳以上は第1・2子1万円、3歳以上の第3子1万5,000円、中学生1万円とされた。 ※子ども手当の支給は2012（平成23）年度まで。</li> <li>・ 2012（平成24）年4月より、2011（平成23）年8月の合意等に基づき、児童手当は以下のとおりとなった。また、所得額736万円（年収960万円）（※）を基準に所得制限を設定し、所得制限額以上の場合、児童一人当たり月額5,000円の特例給付の支給となった。</li> </ul>

※子ども 2 人と年収 103 万円以下の配偶者の場合

図表 10：平成 24 年以降の支給額

児童の年齢		支給額 (一人当たりの月額)
3 歳未満		15,000 円
3 歳以上小学校修了前	第 1、2 子	10,000 円
	第 3 子	15,000 円
中学生		10,000 円

- ・ 2020（令和 2）年 12 月に、待機児童の解消などを目指すため「新子育て安心プラン」が取りまとめられ、待機児童解消に必要な保育の受け皿整備のために、2022（令和 4）年 6 月より、所得額 972 万円（年収 1200 万円）（※）以上の場合は、特例給付の支給対象外とされた。

※子ども 2 人と年収 103 万円以下の配偶者の場合

#### (カ)担当省庁名

内閣府

※2023（令和 5）年 4 月からは内閣府こども家庭庁。

#### (キ)運営実施主体<sup>13</sup>

市区町村（法定受託事務）

#### (ク)財源<sup>13</sup>

公費と事業主拠出金である。国、地方（都道府県・市区町村）、事業主拠出金<sup>注1</sup>で構成されている。

---

注1：事業主拠出金は、標準報酬月額及び標準賞与額を基準として、拠出金率（3.6/1000）を乗じて得た額を徴収し、児童手当に充当されている。

図表 11：国、地方、事業主の負担割合<sup>18</sup>

	被用者	非被用者	公務員
児童手当	【0～3歳未満】 事業主 7/15 国 16/45 地方 8/45	【0歳～中学校修了前】 国 2/3 地方 1/3	【0歳～中学校修了前】 所属庁 10/10
	【3歳～中学校修了前】 国 2/3 地方 1/3		
特例給付	【0歳～中学校修了前】 国 2/3 地方 1/3	【0歳～中学校修了前】 国 2/3 地方 1/3	【0歳～中学校修了前】 所属庁 10/10

(ケ)年間予算<sup>13</sup>

2022（令和4）年度の子ども子育て関係施策「子ども・子育て支援新制度の着実な推進（一部社会保障の充実）」の予算案は、3兆2,553億円であり、そのうち児童手当等交付金は1兆2,588億円となっている。

(コ)給付の対象者数<sup>19</sup>

2020（令和2）年2月時点の受給者数は、児童手当871万6,778人、特例給付104万3,387人の合計976万165人である。

図表 12：受給者の状況





## (サ)児童手当制度の詳細

### ➤ 支給要件<sup>20</sup>

#### • 受給資格者

中学校卒業まで（15歳に達する日以後の最初の3月31日まで）の児童を養育している者で、下記、①～⑤のいずれかの該当者となっている。

- ① 支給対象となる児童を養育（監督・保護し、かつ、生計を同じく）する父又は母
- ② 支給対象となる児童を養育（監督・保護し、かつ、生計を同じく）する未成年後見人
- ③ 支給対象となる児童を養育（監督・保護し、かつ、生計を同じく）し、かつ、父母等が指定する者（父母等が国外居住の場合に限る）
- ④ 支給対象となる児童が入所する施設の設置者又は里親
- ⑤ 上記以外の場合で、支給対象となる児童を養育（監督・保護し、かつ、生計を維持）する者

※①～③に該当する者が2人以上いる場合は、児童の生計を維持する程度の高い者（原則、所得の高い者）が受給者になる。また、父母等のいずれか一の者が児童と同居しており、かつ離婚している・離婚調停中である等の場合は、生計維持の程度に関わらず、児童と同居している者が受給者になる。

#### • 子の年齢・範囲<sup>16</sup>

中学校卒業（15歳に達する日以後の最初の3月31日まで）までである。

### ➤ 一人当たりの支給額<sup>16</sup>

一人当たりの支給額は、図13のとおり。ただし、前年の所得（1月～5月分は前々年。以下同じ。）が図表14の「①特例給付（所得制限額）」以上「②支給なし（所得上限額）」未満の場合、特例給付（児童1人当たり月額一律5,000円）が支給され、図表14の②「支給なし（所得上限額）」以上の場合、児童手当及び特例給付は支給されない。ただし、上記の「受給資格者」のうち、法人である未成年後見人、施設の設置者、里親に係る児童については、所得要件はなく図表13中の支給額が適用される。

図表 13：一人当たりの支給額

対象	支給額（月額）
0～3 歳未満	一律 15,000 円
3 歳～小学校修了まで	第 1 子・2 子：10,000 円 第 3 子以降：15,000 円
中学生	一律 10,000 円

※特例給付対象の場合の支給額は一律 5,000 円である

図表 14：所得制限及び所得上限額

扶養親族等の数	特例給付（所得制限額）	支給なし（所得上限額）
0 人 <sup>注2</sup>	622 万円	858 万円
1 人	660 万円	896 万円
2 人	698 万円	934 万円
3 人	736 万円	972 万円
4 人～	一人増すごとに 38 万円を加算	一人増すごとに 38 万円を加算

※扶養親族等の数は、所得税法上の同一生計配偶者及び扶養親族（施設入所等児童を除く。以下「扶養親族等」という。）並びに扶養親族等でない児童で前年の 12 月 31 日において生計を維持したものの数をいう。

➤ 申請方法<sup>16</sup>

現住所の市区町村に「認定請求書」を提出すること（申請）が必要である。

➤ 支給方法<sup>16</sup>

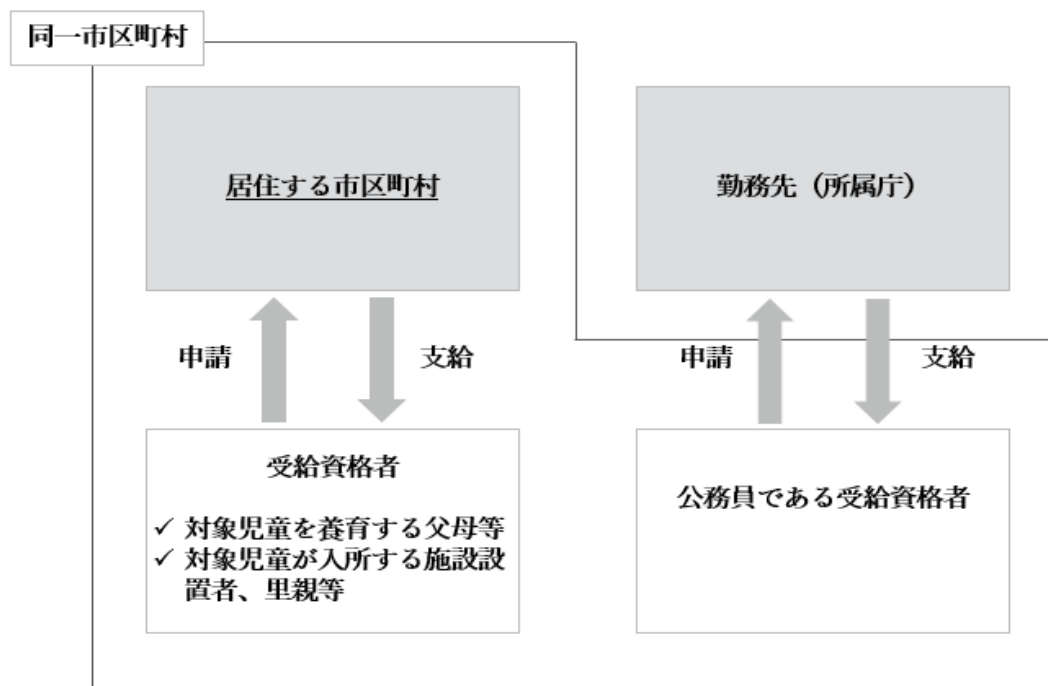
原則、申請した月の翌月分から支給される。ただし、住所を変更した場合または災害その他やむを得ない理由により認定の請求ができなかった場合は、住所を変更した後またはやむをえない理由がやんだ後 15 日以内であれば、住所を変更した日またはやむを得ない理由により請求ができなくなった日の属する月の翌月分から支給が行われる。

---

注2：前年末に児童が生まれていない場合

- 受給者が公務員の場合  
公務員の場合は、勤務する所属庁から児童手当が支給される。

図表 15：児童手当の受給対象者と関係機関の関係図



- 受給資格者は居住先の市区町村から、公務員は勤務する所属庁から支給申請ベースで支給が開始（出産又は転居等により都度申請が必要）
- 対象とする子の年齢は中学校卒業まで（15歳に達する日以降の最初の3月31日まで）

- 支給回数<sup>13</sup>  
原則として毎年6月、10月、2月に、それぞれの前月分までの手当が支給される（例：6月の支給日に2～5月分を支給）。
- 所得制限<sup>21</sup>
  - 所得に応じた減額の有無  
前年度の年間所得が、図表14の「①特例給付（所得制限額）」以上「②支給なし（所得上限額）」未満の場合、特例給付として、月額一律5,000円が支給される。

※法人である未成年後見人、施設の設置者、里親に係る児童については、本所得制限は課されない。

- 一定の所得での支給の制限の有無  
前年の年間所得が図表 14 の「②支給なし（所得上限額）」以上の場合、児童手当又は特例給付は支給されず、受給資格が消滅となる。  
※法人である未成年後見人、施設の設置者、里親に係る児童については、本所得制限は課されない。
- 多子加算や乳児加算<sup>22</sup>  
多子加算として第三子以降の支給額は、3歳から小学校修了前は5,000円が加算される。また、乳児加算として0～3歳の子は、5,000円が加算される。
- 用途制限  
児童手当法の第2条に「児童手当の支給を受けた者は、児童手当が前条の目的を達成するために支給されるものである趣旨にかんがみ、これをその趣旨に従って用いなければならない」と規定されている。
- 特記事項
  - 普通養子縁組<sup>23</sup>  
原則、受給資格者と支給対象となる児童（連れ子）の間に養子縁組が必要となる。父と母が婚姻関係にあり、その児童について実子と全く同様にその生計を支え、監護しているような場合で、共同して養子縁組の届出をすれば受理されることができるときには、法上は、その実態に着目し受給資格者との間の養子縁組の意思の合致に基づき認定し、児童手当が支給される。
  - 特別養子縁組<sup>23</sup>  
実親と児童の法的な親子関係を解消することを前提としているものであり、実親が児童との監護・生計同一要件を満たすような特段の事情がない限りは、監護・生計維持要件を満たす養親となる者を認定し、児童手当が支給される。

- 無戸籍の児童の児童福祉等行政上の取扱い<sup>24</sup>

無戸籍の児童は、戸籍謄本等により身元を証明することができないために、各種の行政サービスを受ける上で困難が生じている状態となる。児童手当においても、離婚後300日以内に出生した子について出生届がなされない等の事情により、戸籍及び住民票に記載のない場合であっても、出生証明書により、児童及びその母が確認でき、かつ当該児童が国内に居住している実態を確認できれば、当該児童の養育者について監護要件及び生計要件等を個別に確認した上で、当該児童の養育者に対して児童手当の支給を認定することができる。法務省においては、「戸籍に記載がない者に関する情報の把握及び支援について（依頼）」（平成26年7月31日付け法務省民一第817号民事局民事第一課長通知）を発出し、市区町村長（児童相談所長、教育委員会教育長等を含む。）が戸籍以外の所管業務の過程で無戸籍者に関する情報を把握したときは、市区町村の戸籍窓口当該情報（通称、生年月日、連絡先等）を連絡するとともに、無戸籍者に対する管轄法務局等への相談方の案内について協力を依頼するよう通知をすることで無戸籍児への支援を推進している状況である。
  
- その他
- 現況届の提出<sup>16</sup>

2022（令和4）年分から現況届の提出が原則不要となった。ただし、下記の①～⑥に該当する場合、現況届の提出が必要となる。<sup>5</sup>

  - ① 住民基本台帳上で住所を把握できない、法人である未成年後見人
  - ② 離婚協議中で配偶者と別居されている方
  - ③ 配偶者からの暴力等により、住民票の住所地と異なる市区町村で受給している方
  - ④ 児童の戸籍がない
  - ⑤ 施設に入所している児童・里親に委託されている児童
  - ⑥ その他、市区町村から提出の案内があった者
  
- 特別徴収<sup>23</sup>

特別徴収とは、保育料について滞納の状態が続く場合に、児童手当法第22条の規定により児童手当からその滞納費用分を差し引いて児童手当を支給するものである。なお、特別徴収とは別に、児童手当法21条の規定により、申し出があった者についての学校給食費や保育料などを、市区町村が児童手当から徴収することが可能である。（※各市区町村で異なる）

### ③ 子育てに関する税制度

#### (ア)扶養控除等の税制度<sup>25</sup>

所得税の扶養控除は下記の通り。

図表 16：対象年齢ごとの扶養控除の税制度

対象年齢	控除の内容
16 歳未満	なし ※2012（平成 24）年度より、年少扶養親族(16 歳未満)に係る扶養控除(38 万円)が廃止になった。
16 歳以上の扶養親族	一般の控除対象扶養親族となり納税者の所得から 38 万円を控除
19 歳以上 23 歳未満の扶養親族（「16 歳以上の扶養親族」に該当する者を除く）	特定扶養親族に区分され、納税者の所得から 63 万円を控除

※扶養親族とは、配偶者以外の親族、都道府県知事から養育を委託された児童等であって、年間の合計所得金額が 48 万円以下（給与のみの場合は給与収入が 103 万円以下）等の要件を満たす者をいう。

#### (イ)扶養控除等の税制度による措置と児童手当の関連性<sup>26</sup>

所得控除は、同額の所得を控除した場合、高所得者に適用される税率が高いことから、高所得者の負担軽減額は大きい一方で、低い税率が適用される低所得者の負担軽減額は、高所得者より小さくなる。結果として高所得者に有利な制度となっていた所得控除制度を、相対的に支援の必要な人に実質的に有利な支援を行うことができる手当に振り替えるという、「所得控除から手当へ」等の観点から、2010（平成 22）年の子ども手当の創設とあいまって、年少扶養親族（16 歳未満）に対する扶養控除（38 万円）が廃止された。

## (ウ)経済困窮世帯への控除等の税制度

### ➤ 非課税世帯への税制度等<sup>27</sup>

住民税は、所得割と均等割の2つから成る地方税である。社会保障の多くの施策において経済困窮世帯の基準とされる住民税非課税世帯は、世帯の全員が住民税の「所得割」と「均等割」の両方非課税となる。下記の要件で定義される。

- 所得割

年間の所得が35万円以下

- 均等割

均等割については、自治体ごとに条件が異なる。下記に東京都の例を示す。

- ✓ 生活保護による生活扶助を受けていること
- ✓ 障害者、未成年者、寡婦、ひとり親の方で前年の合計所得金額が135万円以下  
扶養親族等がおらず、前年の合計所得金額が45万円以下
- ✓ また、世帯全員の住民税が非課税である「住民税非課税世帯」に対しては、低所得者の救済目的で、下記の社会保障支援策が講じられている。(住民税非課税世帯に対する社会保障支援)
- ✓ 国民健康保険料の軽減
- ✓ 介護保険料の軽減
- ✓ 高額療養費制度の負担額の軽減
- ✓ 高等教育の就学支援制度
- ✓ 予防接種の自己負担金の免除
- ✓ 0～2歳までの子どもの幼児教育・保育の無償化 等

- 児童扶養手当<sup>28,29</sup>

ひとり親世帯への社会保障として、国は「子育て・生活支援策」、「就業支援策」、「養育費の確保策」、「経済的支援策」の4本柱により施策を推進している。その中で控除や税制度等に関する内容として「児童扶養手当制度」がある。離婚によるひとり親世帯等、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について手当を支給し、児童の福祉の増進を図る目的で創設された制度である。

図表 17：児童扶養手当の概要

支給対象者	支給対象となる児童を監護する母、監護し、かつ生計を同じくする父又は養育する者（祖父母等）
対象年齢	18歳の誕生日後の最初の3月31日までの児童（障害児の場合は20歳未満）
支給要件	父母が婚姻を解消した児童、父又は母が死亡した児童、父又は母が一定程度の障害の状態にある児童、父又は母の生死が明らかでない児童等を監護等していること
手当額 （月額）	1人目：（全部支給）43,070円 （一部支給）43,060～10,160円 2人目：（全部支給）10,170円 （一部支給）10,160～5,090円 3人目：（全部支給）6,100円 （一部支給）6,090～3,050円
所得制限額	（全部支給）2人世帯160万円 （一部支給）2人世帯365万円
支払期月	1月、3月、5月、7月、9月、11月
受給者数	87万7,072人（母：82万9,949人、父：4万3,799人、養育者：3,954人）（2021（令和3）年3月末時点）
予算額	1,617億7千万円（2022（令和4）年度予算（国庫負担1/3））
支給主体	都道府県、市及び福祉事務所設置町村

➤ その他

- 経済困窮世帯への所得控除等

所得税・住民税における寡婦控除、ひとり親控除、寡夫控除：納税者が寡婦、ひとり親、寡夫控除の対象に該当する場合、一定の金額の所得控除を受けることができる。



図表 18：寡婦控除、ひとり親控除、寡夫控除の概要

区分	控除額	対象範囲
寡婦控除 <sup>30</sup>	27 万円	(1) 夫と離婚した後婚姻をしておらず、扶養親族がいる人で、合計所得金額が 500 万円以下の方 (2) 夫と死別した後婚姻をしていない人又は夫の生死が明らかでない一定の人で、合計所得金額が 500 万円以下の人
ひとり親控除 <sup>31</sup>	35 万円	(1) その人と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の人がいないこと。 (2) 生計を一にする子がいること
寡夫控除 <sup>32</sup>	27 万円	(3) 合計所得金額が 500 万円以下であること (4) 妻と死別し、もしくは妻と離婚した後婚姻をしていないこと又は妻の生死が明らかでない一定の人であること (5) 生計を一にする子がいること

- 障害者等の非課税貯蓄について<sup>33</sup>  
 預貯金や公社債などの利子は、原則としてその支払の際に、15.3%（他に地方税 5%）の税率を乗じて算出した所得税および復興特別所得税が源泉徴収されるが、障害者等に該当する人の貯蓄の利子等については、一定の手続により次の非課税制度の適用が受けられる。
  - ✓ 障害者等の少額預金の利子所得等の非課税制度（通称、障害者等のマル優）  
 非課税の対象となる貯蓄は、預貯金、合同運用信託、特定公募公社債等運用投資信託および一定の有価証券で、上記 4 種類の貯蓄の元本の合計額が 350 万円までの利子非課税になる。
  - ✓ 障害者等の少額公債の利子の非課税制度（通称、障害者等の特別マル優）  
 国債および地方債の額面の合計額が 350 万円までの利子は非課税の対象となる。これは、上記①の障害者等のマル優とは別枠になっている。

## 【参考文献】

1. 総務省統計局「人口推計（2021年（令和3年）10月1日現在）」  
(<https://www.stat.go.jp/data/jinsui/2021np/pdf/2021gaiyou.pdf>)
2. 総務省統計局「人口推計 長期時系列データ」([https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00200524&tstat=000000090001&cycle=0&tclass1=000000090004&tclass2=000001051180&cycle\\_facet=tclass1%3Atclass2&tclass3val=0](https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00200524&tstat=000000090001&cycle=0&tclass1=000000090004&tclass2=000001051180&cycle_facet=tclass1%3Atclass2&tclass3val=0))
3. International Monetary Fund, “World Economic Outlook Database April 2022”  
(<https://www.imf.org/en/Publications/WEO/weo-database/2022/April/download-entire-database>)
4. 厚生労働省「令和3年国民生活基礎調査（令和元年）の結果からグラフでみる世帯の状況」  
(<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/dl/20-21-h29.pdf>)
5. 厚生労働省「平成24年版 厚生労働白書」  
(<https://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/kousei/12/dhttps://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/kousei/12/dl/1-03.pdf/1-03.pdf>)
6. 厚生労働省「戦後社会保障制度史」(<https://www.mhlw.go.jp/seisaku/21.html>)
7. 厚生労働省「我が国社会保障制度の構成と概況」  
(<https://www.mhlw.go.jp/content/12600000/000871404.pdf>)
8. 財務省「令和4年度社会保障関係予算のポイント」  
([https://www.mof.go.jp/policy/budget/budger\\_workflow/budget/fy2022/seifuan2022/13.pdf](https://www.mof.go.jp/policy/budget/budger_workflow/budget/fy2022/seifuan2022/13.pdf))
9. 厚生労働省「障害福祉サービスについて」  
([https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/shougaihashukushi/service/naiyou.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaihashukushi/service/naiyou.html))
10. 内閣府「第4章さまざまな社会資源—関係分野の制度，機関等の概要，関係機関の連携等」  
([https://www8.cao.go.jp/youth/kenkyu/h19-2/html/4\\_1\\_2.html](https://www8.cao.go.jp/youth/kenkyu/h19-2/html/4_1_2.html))
11. 内閣府「令和2年版 少子化社会対策白書 全体版」  
(<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shoushika/whitepaper/measures/w-2020/r02pdfhonpen/pdf/s1-2.pdf>)
12. OECD, “OECD Family Database PF1.1 Public spending on family benefits”(<https://www.oecd.org/els/family/database.htm>)
13. 内閣府「児童手当制度の概要」(<https://www8.cao.go.jp/shoushi/jidouteate/gaiyou.html>)
14. 法令検索「児童手当法」(<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=346AC0000000073>)

15. 内閣府「児童手当や家庭訪問等、誕生後の支援」  
(<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shoushika/whitepaper/measures/w-2006/18webhonpen/html/i1313100.html>)
16. 内閣府「児童手当」(<https://www8.cao.go.jp/shoushi/jidouteate/>)
17. 国立社会保障・人口問題研究所「14 児童手当」  
(<https://www.ipss.go.jp/publication/j/shiryuu/no.13/data/kaidai/14.html>)
18. 内閣府「参考資料1 児童手当制度の概要」([https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/kaigi/doc/senmon138shi02\\_7.pdf](https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/kaigi/doc/senmon138shi02_7.pdf))
19. 内閣府「令和2年度児童手当事業年報」  
(<https://www8.cao.go.jp/shoushi/jidouteate/nenpou.html>)
20. 内閣府「児童手当制度のご案内」(<https://www8.cao.go.jp/shoushi/jidouteate/annai.html>)
21. 豊島区「所得上限額の創設について」  
(<https://www.city.toshima.lg.jp/261/2204271522.html>)
22. 内閣府「新たな少子化対策の推進」  
(<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shoushika/meeting/measures/19html/taisakuan.html>)
23. 内閣府「児童手当 Q&A 集」  
([https://www.kids.pref.ibaraki.jp/~kids/kosodate/nursing/jite\\_kaisei/0901\\_6/20210901\\_jidouteateqa.pdf](https://www.kids.pref.ibaraki.jp/~kids/kosodate/nursing/jite_kaisei/0901_6/20210901_jidouteateqa.pdf))
24. 内閣府「(事務連絡) 無戸籍の児童に関する児童福祉等行政上の取扱いについて」  
(<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/administer/office/pdf/s57-1.pdf>)
25. 国税庁「主な税制改正について」  
([https://www.nta.go.jp/about/organization/takamatsu/release/hodo/hodo\\_23/23kakusihin/02.htm](https://www.nta.go.jp/about/organization/takamatsu/release/hodo/hodo_23/23kakusihin/02.htm))
26. 厚生労働省「子ども手当について一問一答」  
(<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/osirase/100407-1.html>)
27. 厚生労働省「少子化の進行と人口減少社会の到来 関連資料」  
(<https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000002b1nq-att/2r9852000002bkz5.pdf>)
28. 厚生労働省「ひとり親家庭の支援について」  
(<https://www.mhlw.go.jp/content/000936752.pdf>)
29. 厚生労働省「児童扶養手当制度の概要」(<https://www.mhlw.go.jp/content/000945592.pdf>)
30. 国税庁「No.1170 寡婦控除」  
(<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/1170.htm>)

31. 国税庁「No.1171 ひとり親控除」  
(<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/1171.htm>)
32. 国税庁「No.1172 寡夫控除」  
(<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/1172.htm>)
33. 国税庁「No.1313 障害者等のマル優(非課税貯蓄)」  
(<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/1313.htm>)
34. OECD Better Life Index, “JAPAN” (<https://www.oecdbetterlifeindex.org/topics/income/>)
35. 統計局「家計調査報告」([https://www.stat.go.jp/data/kakei/sokuhou/tsuki/pdf/fies\\_mry.pdf#page=15](https://www.stat.go.jp/data/kakei/sokuhou/tsuki/pdf/fies_mry.pdf#page=15))
36. 厚生労働省「平成 29 年版厚生労働白書」  
(<https://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/kousei/17/dl/1-01.pdf>)
37. 国立社会保障・人口問題研究所「社会保障将来像委員会第一次報告」  
(<https://www.ipss.go.jp/publication/j/shiryou/no.13/data/shiryou/syakaifukushi/458.pdf>)

## イギリス

### ① 基礎情報

#### (ア)基礎データ

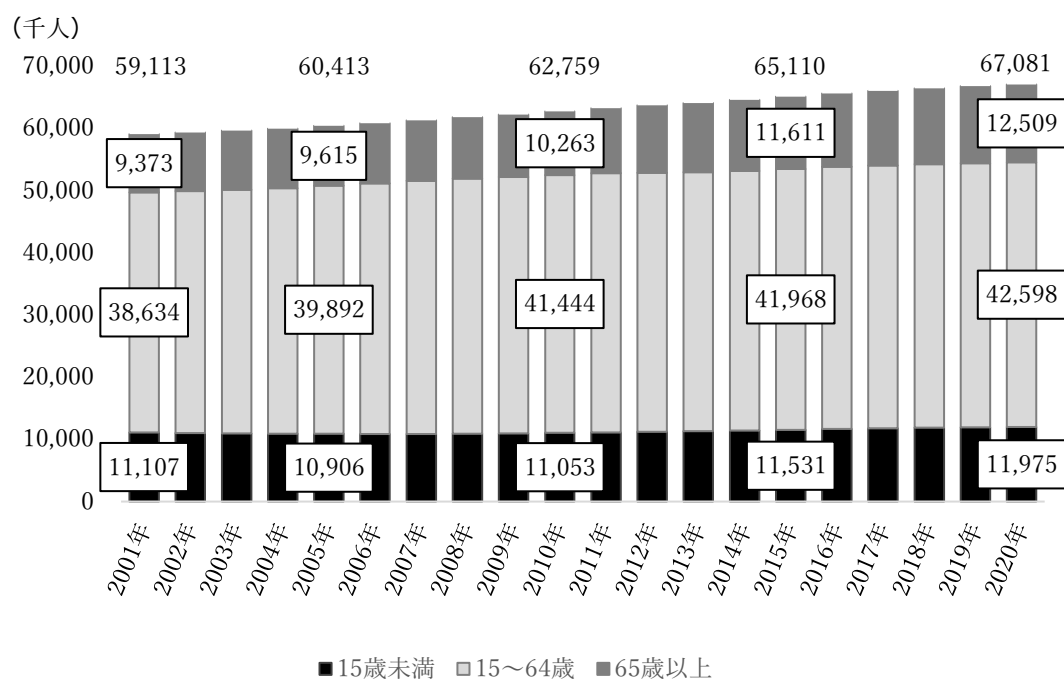
##### ➤ 人口<sup>1</sup>

1982年以降増加しており2020年の総人口は、6,708万1,234人となっており、2019年から28万4,400人(0.4%)の増加となった。1990年代以降の人口増加は、イギリスへの移民の移住という社会動態の増加が起因している。一方、自然動態は、2020年の出生児数は68万1,560人、死亡者数は68万9,629人で、1976年以来初めて死亡者数が出生児数を上回る事となった。(出生児数等は、項目(ウ)「出産・育児に関する状況」で後述)

図表1：年齢階級別人口数(2020年)

年齢階級	2020年の人口数	割合
全年齢の合計	6,708万1,234人	
15歳未満	1,197万4,857人	17.9%
15～64歳	4,259万7,739人	63.5%
65歳以上	1,250万8,638人	18.6%

図表 2：年齢階級別人口推移<sup>2</sup>



図表 3：地域別の人口数・性別の内訳 (2020年)

地域	人口	男性	女性
イングランド・ウェールズ	5,971万9,724人	2,954万6,342人	3,017万3,382人
スコットランド	546万6,000人	266万5,212人	280万788人
北アイルランド	189万5,510人	93万4,155人	96万1,355人

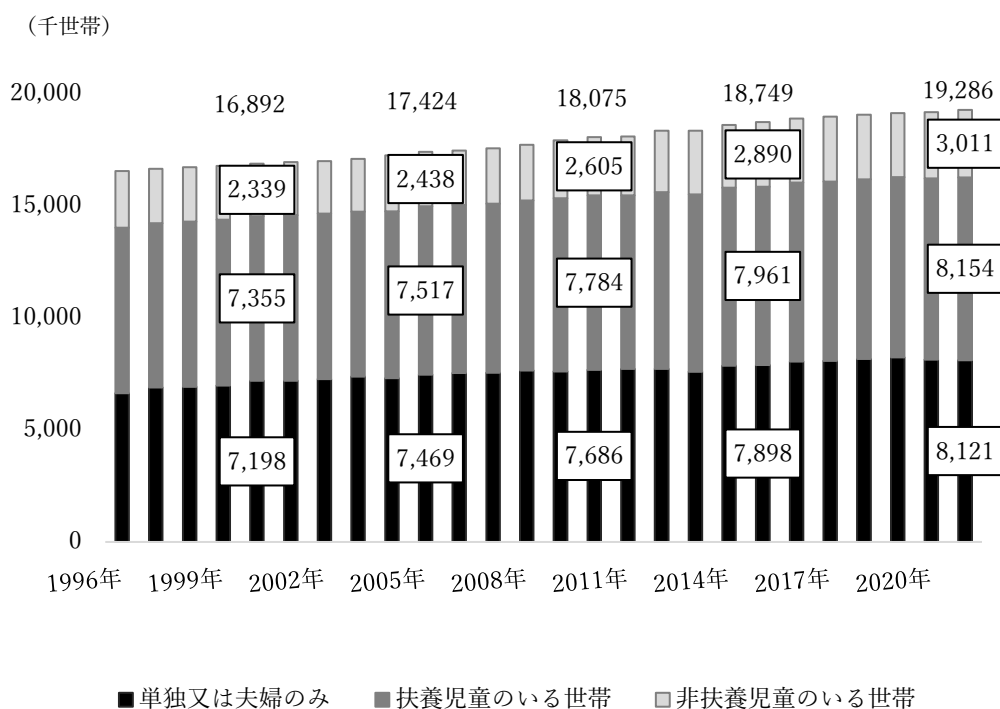
- 一人当たり名目 GDP<sup>3</sup>  
47,202USドル (6,372,270円) (2021年)

- 家族形態<sup>2</sup>  
2021年に1,928.6万世帯であり、2011年から2021年までの10年間で世帯数が6.5%増加している。その内、扶養児童のいる世帯<sup>注3</sup>は、815.4世帯 (42.2%) であ

注3：扶養児童は、親と同居し、16歳未満または16～18歳でフルタイムの教育を受けている子と定義している。16～18歳で配偶者・パートナー・子が同居している場合は該当しない。

る。全世帯の中で、ひとり親世帯は 300 万（15.4%）、法的に登録されたパートナーシップを結ぶカップルの世帯の数は、過去 10 年間で 3.7% 増加し、1,270 万世帯（65.6%）に達した。

図表 4：世帯数の推移



➤ 国民の平均所得や支出等<sup>4,5</sup>

「世帯所得」の項目は、OECD Better Life Index の情報であり、「家庭の支出」の項目は、調査対象国の公表情報である。「家庭の支出」には、税や社会保険料が含まれているか、含まれていないかは、調査対象国ごとに異なる。

➤ 世帯所得

- 一人当たりの年間の平均世帯純可処分所得：33,049US ドル（4,461,615 円）（OECD 平均は 30,490US ドル（4,116,150 円））
- 平均均世帯純財産：524,422US ドル（70,796,970 円）（OECD 平均は 323,960US ドル（43,734,600 円））

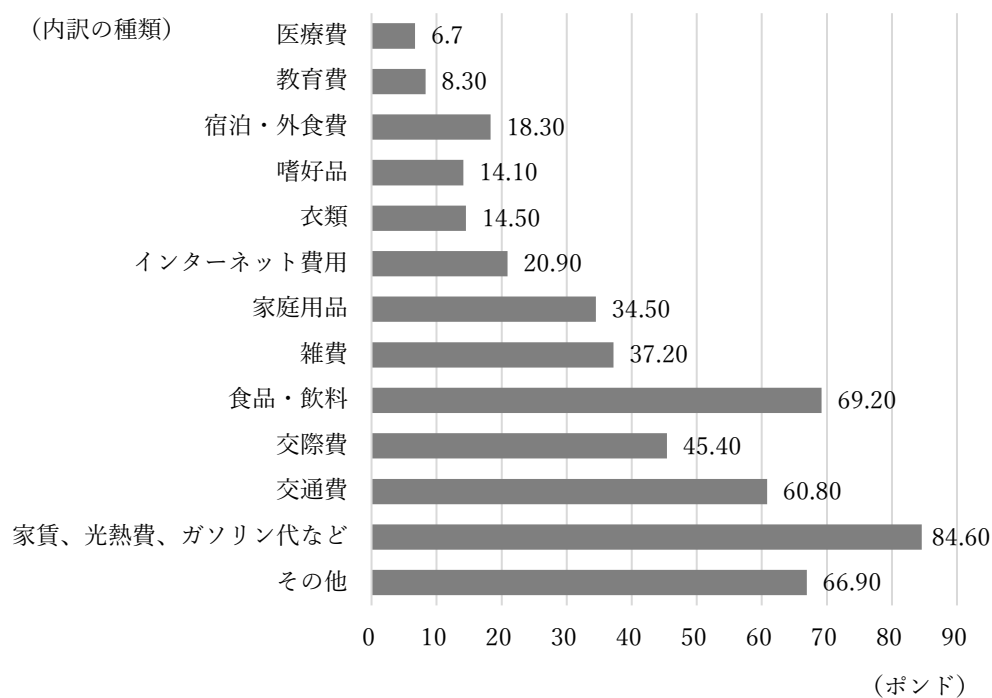
➤ 家庭の支出

2021年3月までの1年間に世帯の1週間の平均支出は481.50ポンド（79,303円）である。

➤ 平均支出の内訳

支出の多い順に家賃・光熱費・ガソリン代などが84.6ポンド（13,934円）（18%）、食品・飲料が69.2ポンド（11,397円）（14%）、交通費が60.8ポンド（10,014円）（13%）であった。なお、教育費は8.3ポンド（1,367円）（1%）であった。2019年における世帯の1週間の平均支出は605.6ポンド（99,742円）であり、新型コロナウイルス感染症流行を契機に1週間の平均支出は減少しており、内訳では、交際費、宿泊・外食費の割合が減少している。

図表5：2021年度の世帯の平均支出の内訳





## (イ)社会保障制度<sup>6</sup>

社会保障制度は、下記に大別される。

- ▶ 国民保険制度 (National Insurance)
- ▶ 国民保健サービス (National Health Service)

なお、イギリスは2020年1月末にヨーロッパ連合を離脱したが2022年8月時点に至るまでの間、社会保障に関して大きな制度改革を行っていない。

### ▶ 国民保険制度

#### • 制定背景<sup>7</sup>

1911年の国民保険法 (National Insurance Act 1911) に基づき、病気や失業に関連する収入の損失から労働者を保護するための全国的な国民保険として導入された。

1926年に、給与所得者のみであった保険の適用範囲がその扶養家族も対象となるように拡大された。

#### • 目的と機能<sup>8</sup>

担当省庁は、雇用年金省 (Department for Work and Pensions) であり、各種年金や給付 (求職者手当、雇用及び生活支援手当、出産手当、遺族手当等) をしている。

#### • 特徴<sup>8</sup>

国民保険は、イギリスの社会保障の基盤である。国民保険は、雇用形態により、クラス1：従業員、クラス2：自営業、クラス3：任意加入の大きく三つのクラスに区分されており、国民保険料と受給できる給付内容はクラスにより異なっている。大部分の国民が該当する図表6の「クラス1：従業員」の国民保険率は、収入により異なる。

図表6：2022～2023年の課税年における「クラス1：従業員」の国民保険率

収入	国民保険率
242 (39,857 円) ～967 ポンド (159,265 円) /週 (1,048 (172,606 円) ～4,189 ポンド (689,928 円) /月)	13.25%
967 ポンド (159,265 円) /週 (4,189 ポンド (689,928 円) /月) 以上	3.25%

図表 7：国民保険の給付内容の整理（○：給付あり ×：給付なし）

給付内容	クラス 1：従業員 注4	クラス 2：自営業	クラス 3：任意加 入注5
基礎年金 (Basic State Pension)	○	○	○
付加年金 (Additional State Pension)	○	×	×
国家年金 (New State Pension)	○	○	○
求職者手当 (Contribution-based Jobseeker's Allowance)	○	×	×
雇用及び生活支援手当 (Contribution-based Employment and Support Allowance)	○	○	×
出産手当 (Maternity Allowance)	○	○	×
遺族手当 (Bereavement Support Payment)	○	○	×

- 財源<sup>6</sup>  
財源は、国民が負担する国民保険料である。
- 給付内容<sup>8</sup>  
各種年金及び給付の内容の概要は下記のとおりである。

注4：原則、国民年金受給年齢に達していない従業員で収入が 242 ポンド（39,857 円）/週以上である。

注5：任意加入の対象者は、雇用されているが収入が 123 ポンド（20,258 円）/週以下である、自営業であるが収入が 1,000 ポンド（164,700 円）以下、給付金を受給していない非労働者等が該当する。詳細は「[Voluntary National Insurance \(https://www.gov.uk/voluntary-national-insurance-contributions/who-can-pay-voluntary-contributions\)](https://www.gov.uk/voluntary-national-insurance-contributions/who-can-pay-voluntary-contributions)」に記している。

図表 8：国民保険給付内容一覧

給付内容	概要
国家年金 (New State Pension) <sup>9</sup>	<p>義務教育の終了年齢以上の全ての就業者（所得が一定額以下の者を除く）は、国民保険の保険料拠出義務があり、受給年齢に達すると満額 185.15 ポンド（30,494 円）/週が給付される。受給開始年齢は 66 歳とされているものの、現在見直しが検討されており、今後変更される可能性がある。</p> <p>年金制度部分の基本的な構造は、長い間、二階建ての制度（基礎年金及び付加年金）であったが、2016 年 4 月から、構造のシンプル化が図られ、全就業者等を対象とする国家年金（New State Pension）のみとなっている。</p>
基礎年金 (Basic State Pension) <sup>10</sup>	<p>従来二階建ての年金制度で、以下に該当する者は満額 141.85 ポンド（23,363 円）/週の基礎年金を受給できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1951 年 4 月 6 日以前に生まれた男性</li> <li>・ 1953 年 4 月 6 日以前に生まれた女性</li> </ul>
付加年金 (Additional State Pension) <sup>11</sup>	<p>付加年金は基礎年金に上乗せして受け取ることができる年金である。基礎年金と同様の対象者が受給できる。</p>
求職者手当 (Contribution-based Jobseeker's Allowance) <sup>12,13</sup>	<p>求職中の人々に支払う失業手当で、申請者が失業している間の生活費を補填することを目的としている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 25 歳未満は満額 61.05 ポンド（10,055 円）/週</li> <li>・ 25 歳以上は満額 77 ポンド（12,682 円）/週</li> </ul> <p>を受け取ることができる。（収入が少ない場合や生活費の援助が必要な場合は、普遍的給付制度（Universal Credit）による支援を受けることができる場合がある</p>
雇用及び生活支援 手当 <sup>14</sup> (Contribution-based Employment and Support Allowance)	<p>障害や健康状態が勤務時間に影響する場合に申請できる手当で、働けなくなった場合の生活費の援助や仕事復帰のサポートを目的としている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 25 歳未満は満額 61.05 ポンド（10,055 円）/週</li> <li>・ 25 歳以上は満額 77 ポンド（12,682 円）/週</li> </ul> <p>を受け取ることができる。</p>

給付内容	概要
出産手当 <sup>15</sup> (Maternity Allowance)	出産のために休暇を取ったときにもらえる手当である。雇用されているが、法定出産手当 (SMP) を取得できない場合や、自営業の場合等に、156.66 ポンド (25,802 円) /週又は週平均収入の 90%のいずれか少ない方を、最長 39 週間受け取ることができる。出産手当金は、妊娠して 26 週間経過すると受給でき、支払いは、出産予定日の 11 週間前から開始する。
遺族手当 <sup>16</sup> (Bereavement Support Payment)	過去 21 か月以内に配偶者、またはパートナーが死亡した場合等に受け取ることができる。支給額は高率・低率の 2 つに分かれる。児童手当を受給している場合は高率が適用される。

➤ 国民保健サービス

• 制定背景<sup>17</sup>

地方自治体の病院、慈善事業が運営する病院、医学系大学の連携病院等が医療サービスの提供の中心を担っており、医療サービスの不足が課題であった。1946 年に国民保健サービス法 (The National Health Service Act 1946) が創設され、イングランドとウェールズの人々の身体的・精神的健康の改善と疾病の予防、診断、治療を目的とした総合的な医療サービスの確立を促進し、そのために効果的なサービスの提供を確保すること義務化した。以降、本法改正により、国民保健サービスはイングランド、スコットランド、ウェールズでは無償の公衆衛生サービスを示し、北アイルランドではヘルス・ソーシャルケアと総称されている。

• 目的と機能<sup>18,19</sup>

国民保健サービスは、国民が心身ともに健康でいられること、また、病気になったときに回復できること、さらに、完全に回復できない場合でも人生の最期までできる限り健康でいられるようにサポートすることで、健康と幸福を増進することを目的としている。国民保健サービスを運営する NHS イングランド (NHS England) は、統合された七つの地方拠点 (国民保健サービス組織、プライマリケアの専門家、地方議会、ソーシャルケア提供者、コミュニティ、ボランティア、社会的企業)を通じて、統合ケアシステム (Integrated Care System) を支援することで、国民の健康増進、医療の質や効率性の向上に取り組んでいる。

- 特徴<sup>18</sup>  
 保健社会省（Department of Health and Social Care）が担当省庁として運営する国営の保健サービスである。全居住者を対象に、救急医療の場合を除き、①あらかじめ登録した一般家庭医（General Practitioner）の診察を受けた上で、②必要に応じ、一般家庭医の紹介により病院の専門医を受診する仕組みとなっている。原則、医療サービスは無料で提供されている。
- 財源<sup>6,20</sup>  
 全額公費である。ただし、国民保険料の一部の費用が拠出される。政府負担は、国民保険料からの拠出を除く約 80%である。
- 給付内容<sup>21,22</sup>  
 国内に居住する者は、歯科治療や眼鏡・コンタクトの購入、薬局での処方箋料を除き、一般家庭医による医療を基本的に無料で受けられる。処方箋料については、1処方当たり 9.35 ポンド（1,540 円）の定額負担となっており、あらかじめ 3 か月（30.25 ポンド（4,982 円））又は 12 か月（108.10 ポンド（17,804 円））を前払いし、処方当たりの定額負担をゼロとすることも可能である。2021 年 7 月以降、定住資格を持たない市民は「居住」しているとは見なされず、緊急時以外の医療を無料で受けることができなくなった。そのほか、年齢別のサービスについては以下のとおりである。

図表 9：国民保健サービス給付内容一覧

給付内容	対象
無料処方箋	<ul style="list-style-type: none"> <li>16 歳未満</li> <li>60 歳以上</li> <li>16～18 歳でフルタイムの教育を受けている者</li> <li>妊産婦</li> <li>障害者</li> <li>入院患者 等</li> </ul>
無料視力検査	<ul style="list-style-type: none"> <li>60 歳以上</li> </ul>
季節性インフルエンザの無料予防接種	<ul style="list-style-type: none"> <li>50 歳以上または Care's Allowance を受給者</li> </ul>
肺炎の無料予防接種	<ul style="list-style-type: none"> <li>65 歳以上</li> </ul>

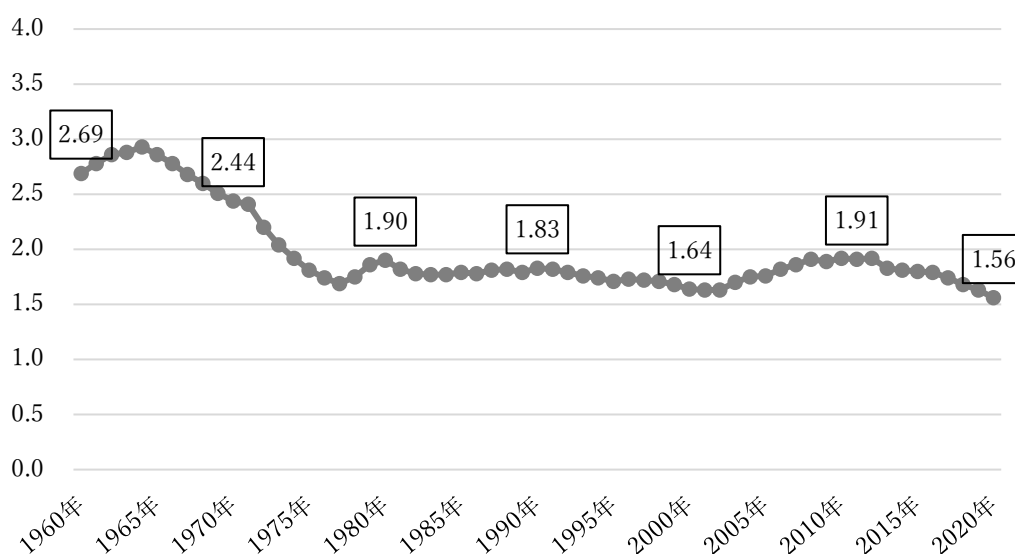
給付内容	対象
帯状疱疹の無料予防接種	・ 70～79 歳
乳房検診プログラム	・ 50～70 歳の女性（3 年ごと）
子宮頸部検診プログラム	・ 50～64 歳の女性（5 年ごと）
腸管検査プログラム	・ 60～74 歳（2 年ごと）
腹部大動脈瘤検診	・ 65 歳以上
糖尿病網膜症スクリーニング検査	・ 12 歳以上の糖尿病患者
NHS ヘルスチェック	・ 40～74 歳（5 年ごと）

### (ウ) 出産・育児に関する状況<sup>1,23</sup>

#### ➤ 出生児数と合計特殊出生率

2020 年の出生児数は 68 万 1,560 人で、その内、イングランド・ウェールズは 61 万 3,936 人（全域の 90.0%を占める）である。イングランド・ウェールズの合計特殊出生率は 2020 年が 1.56 で過去最低値を記録した。

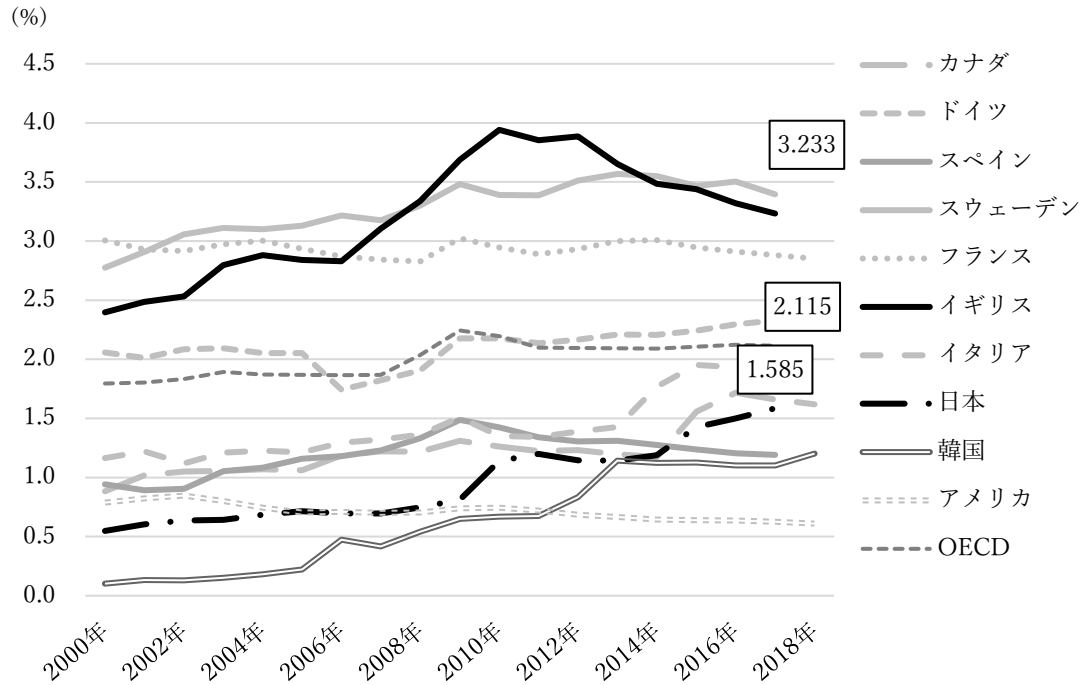
図表 10：合計特殊出生率の推移



#### ➤ 家族関係公的支出（Family benefits public spending）<sup>24</sup>

2017 年の家族関係公的支出の国民経済全体に対する割合（対 GDP 比）は、3.233% である。OECD 加盟国の平均値である 2.115% よりも高い水準となっている。

図表 11：OECD 各国の家族関係公的支出の推移



## ② 児童手当

### (ア) 児童手当の名称<sup>25</sup>

Child Benefit (2006年施行)

### (イ) 根拠法<sup>26</sup>

Child Benefit Act 2005 (2005年制定)

### (ウ) 根拠法の制定及び制度の背景<sup>27,28</sup>

#### ➤ 現行制度までの変遷

1945年に Family Allowance Act 1945 が制定され、制定当時は、第二子以降の子に Family Allowance として週額で5シリング（当時の現地通貨単位）を支給していた。その後1975年に、Child Benefit Act 1975 が制定された。本法制定により、名称が

Family Allowance から Child Benefit に移行し、Child Benefit に Family Allowance 及び Child Tax Allowance を統合することとなった（以降、Child Tax Allowance は、1979 年までに段階的に廃止となった。③（ア）で後述）。Child Benefit が支給対象を第一子にも拡大したことで、すべての子に現金給付することになった。本法制定当時（1975 年）の支給額は、第一子に週額 1 ポンド（165 円）、第二子以降に週額 1.50 ポンド（247 円）、ひとり親家庭には週額 0.5 ポンド（82 円）を付加して支給していた。なお、1975 年以降 Child Tax Allowance が段階的に廃止され、1979 年に Child Benefit としてすべての子が週額 4 ポンド（659 円）、ひとり親家庭には週額 2.50 ポンド（412 円）を付加して支給となった。以降、インフレ率に合わせて支給額は引き上げられている。Child Benefit の支給対象は、16 歳未満のすべての子及び全日制の高等教育を受けていない 20 歳以下の子である。

➤ 現行の制度の背景

2004 年に政府は「Supporting Young People to Achieve: a new deal for skills」という白書を発表した。本白書の中で、2003 年における 17 歳時点での高等教育（原文では formal education と記されている）への 90%以上の進学率は、OECD 加盟国 30 か国中 13 か国である。他方、イギリスの進学率は、83%であり 27 位であることが課題とされていた。そのため政府は、19 歳に達するすべての若者の高等教育への進学や就労等の準備に関する一連の措置を概説し、若者に対する経済的支援の見直しの一環の一つとして Child Benefit の本法制定の案について記している。

なお、イギリスの法体系は、①イングランド、ウェールズ、②スコットランド、③北アイルランドの三つの法域で構成されているが、Child Benefit は、全ての法域で導入されている。

**(エ)制度又は根拠法制定の目的<sup>28</sup>**

Child Benefit Act 2005 の制定により、Child Benefit は、16 歳未満のすべての子及び認可された教育訓練を受けている 20 歳以下の子にまで対象者を拡大した（詳細は項目（サ）「対象年 Child Benefit Act 2005 年齢範囲」で後述）。

**(オ)創設以降の動向/改正経緯<sup>28</sup>**

2006 年の施行後、2013 年 1 月に「High Income Child Benefit Charge」（詳細は項目（サ）「所得制限の有無」で後述）を導入している。



**(カ)担当省庁名<sup>28</sup>**

雇用年金省 (Department for Work and Pensions)

**(キ)運営実施主体<sup>28</sup>**

地方自治体

**(ク)財源<sup>27</sup>**

全額公費である。国庫で負担し、歳入関税庁 (HM Revenue & Customs) が執行している。

**(ケ)年間予算<sup>28,29</sup>**

2022 年の社会保障に関連する総予算は 2,514 億ポンド (41 兆 4055 億 8 千万円) である。その内、Child Benefit の予算はイングランド・ウェールズのみ公開しており、114 億ポンド (1 兆 8775 億 8 千万円) である。

**(コ)給付の対象者数<sup>30</sup>**

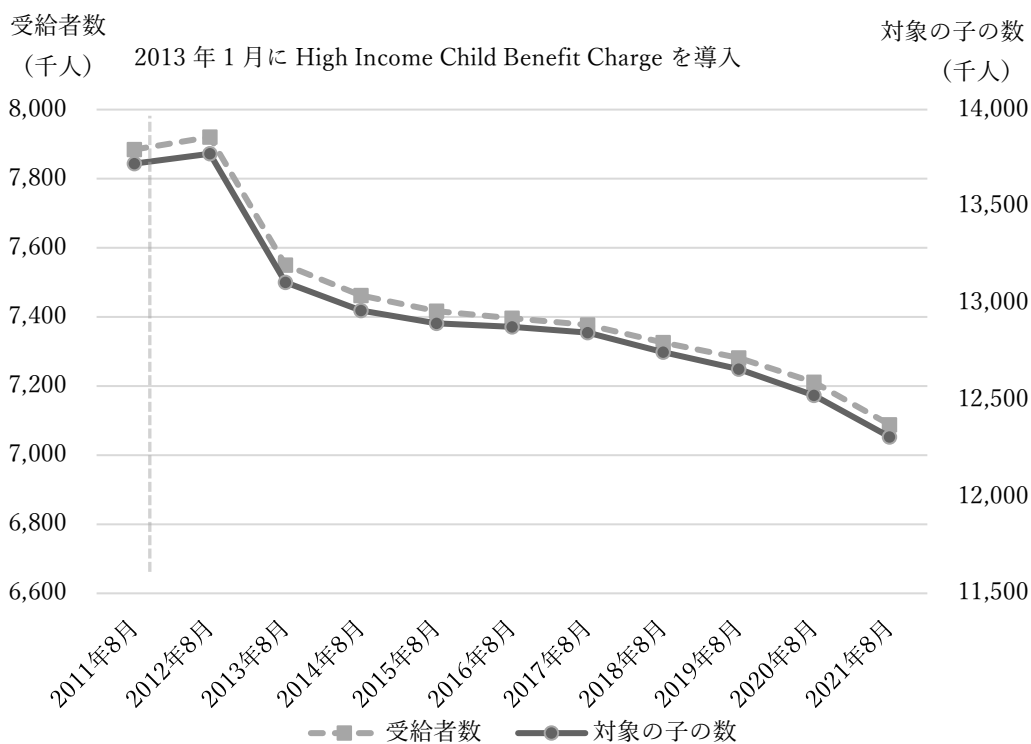
「Child Benefit Statistics」(2022 年 3 月 18 日公開) の統計報告では、2021 年 8 月 31 日時点の Child Benefit の給付数等を公開しており、Child Benefit の受給者数は約 709 万人で、女性が約 617 万人 (87%)、男性が約 92 万人 (13%) であった。統計報告の中で、給付数において新型コロナウイルス感染症による大きな変動はないと記している。

2021 年 8 月 31 日時点で、Child Benefit の受給者は約 709 万件、子の数は 1,231 万人である。本統計報告によると 2012 年までは受給者及び対象の子の数は増加傾向であったが、2013 年 8 月に「High Income Child Benefit Charge」を導入したことで、大幅な減少となったと記している。

図表 12：2021 年 8 月 31 日時点の Child Benefit の給付数等

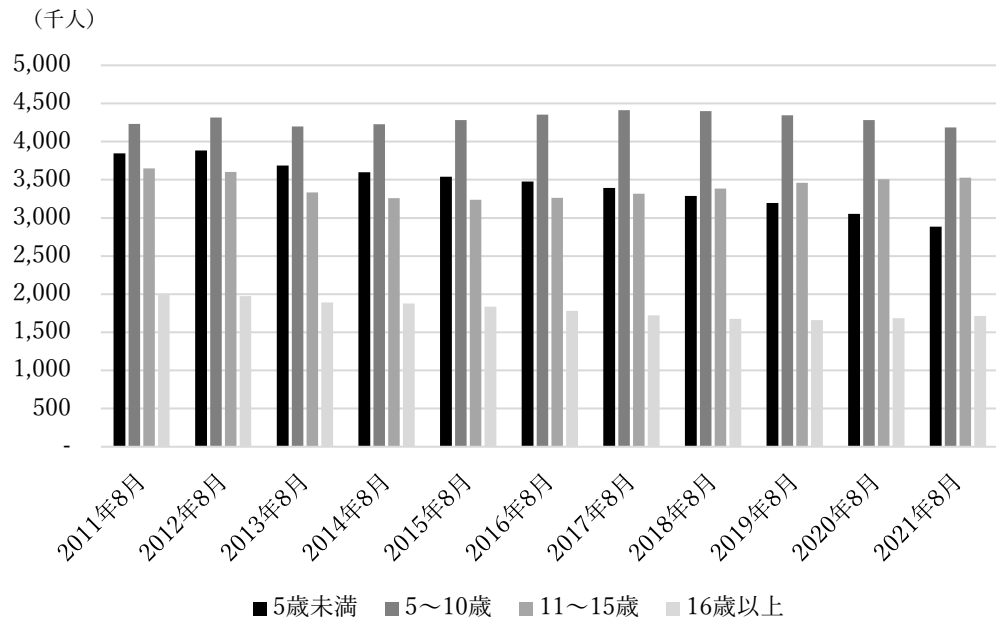
項目	2021 年	2020 年	増減数
Child Benefit の請求者数	約 774 万人	約 764 万人	約 9 万 5 千人減少
Child Benefit の受給者数	約 709 万人	約 696 万人	約 12 万 2 千人減少
Child Benefit の受給している子の数	約 1,231 万人	約 1,209 万人	約 21 万 5 千人減少

図表 13：Child Benefit 受給者数及び対象の子の数の推移



2021 年 8 月 31 日時点で、5 歳未満の子は 289 万人、5～10 歳の子は 418 万人、11～15 歳の子は 353 万人、16 歳以上の子は 171 万人である。11～15 歳の子、16 歳以上の子は 2020 年から増加しているが、それ以外の年齢層は 2011 年以降減少傾向にある。

図表 14 : Child Benefit の受給している子の年齢層別の推移



(サ)児童手当制度の詳細<sup>27</sup>

➤ 支給要件

• 受給資格者

Child Benefit は、支給対象の子を養育する責任者に支給される。イギリスに居住権を有し、一人の子に対して一人の養育の責任者のみに支給される。なお、本要件において、養育とは、子と同居または養育のために少なくとも Child Benefit と同額（または同等の現物）の食事、衣類、小遣い等を支払っていることを指す。なお、Child Benefit の受給者の 617 万世帯（87%）は女性で、192 万世帯（13%）は男性である。

• 子の年齢・範囲

1) 16歳未満

2) 認可された教育訓練を受けている20歳以下

認可されている一部の教育訓練の機関は、下記のとおりである（詳細は、政府の「Child Benefit when your child turns 16 (<https://www.gov.uk/child-benefit-16-19>)」に記されている）。

- ✓ 全日制の高等教育（週平均12時間以上の指導下での学習もしくは実習を含む）
- ✓ 国際バカロレア認定校
- ✓ スコットランドの高等教育
- ✓ イングランドの訓練制度 等

なお、対象の子が16歳に達した際、Child Benefit Office に就学状況に関する手続きをして、受給継続の承認が必要である。

➤ 一人当たりの支給額

雇用年金省が課税年度ごとに週額の支給額を定めている。かつ、第一子と第二子以降で一人当たりの支給額が異なる。

図表 15：近年の Child Benefit の一人当たりの支給額

支給対象	週額支給額		
	2022-2023 年	2021-2022 年	2020-2021 年
第一子	21.80 ポンド (3,590 円)	21.15 ポンド (3,483 円)	21.05 ポンド (3,467 円)
第二子以降	14.45 ポンド (2,380 円)	14.00 ポンド (2,306 円)	13.95 ポンド (2,298 円)

➤ 申請方法

Child Benefit を受給する者が、子の出生時、または、子と同居を開始した際に、Child Benefit の申請書に必要事項（個人情報に加え、National Insurance 番号や Child Benefit を受給するための口座番号等）を記入し、国が設置しているロンドンに拠点のある Child Benefit Office の住所に送付する。最長 16 週間で Child Benefit の新規請求の手続きが完了する。

➤ 支給方法

受給者が申請書に記入した指定口座（他人名義の一部の特定の口座を除く）に、Child Benefit Office から振り込まれる。

- 支給回数
 

通常、4週間おきに月曜日または火曜日に支払われる。なお、ひとり親世帯、または経済困窮世帯等のように特定の給付を受けている場合は、毎週支払われる。
- 所得制限
  - 所得に応じた減額の有無
 

受給者もしくは配偶者の所得が高い者が年額 50,000 ポンド（8,235,000 円）以上の所得の場合、100 ポンド（16,470 円）ごとに、High Income Child Benefit Charge の課税が 1%増加するため、実質的に Child Benefit が減額となる。課税の対象となる受給者は、Child Benefit を受給して毎年度末に本課税を支払うか、Child Benefit を受給せずに本課税を支払わないか、いずれかの選択が可能である。政府は、受給者が所得の基準について計算できるように「Child Benefit tax calculator (<https://www.gov.uk/child-benefit-tax-calculator>)」のページを設けている。
  - 一定の所得に対する支給の制限の有無
 

所得が年額 60,000 ポンド（9,882,000 円）以上の受給者は、Child Benefit の全額の返済義務が生じる仕組みのため Child Benefit の支給がなくなる。
- 多子加算又は乳児加算：なし
- 用途制限：なし
- 特記事項
  - 養子縁組
 

養子縁組の登録前でも養子の子と同居することで、Child Benefit を申請することが可能である。
  - 離婚した場合
 

離婚時には、第一子に 21.80 ポンド（3,590 円）（週額）が支給される。子が二人以上おり、それぞれの親が子を一人ずつ養育している場合は、子一人につき週額 21.80 ポンド（3,590 円）が支給される。一人の親が二人の子を養育する場合は、第一子に週額 21.80 ポンド（3,590 円）、第二子に 14.45 ポンド（2,380 円）が合算されて支給される。

- 無国籍児  
政府の Child Benefit の情報のホームページ内で、無国籍児に関する取扱いは記載がない。

(参考) 児童手当に対する評価等<sup>26</sup>

2011年に財務省特別委員会は、Child Benefit Act 2005の制定後の評価として「Post-legislative scrutiny: Child Benefit Act 2005」を発表している。本評価の中で、Child Benefitを16歳以上に支給拡大したことにより、2005年～2006年間に国内の高等教育のレベル1～3の参加率が平均より高くなった。そのため、Child Benefitの支給はある程度は貢献している可能性があるとして記している。一方で、16歳以上の職業訓練の参加率のデータの入手は難しく、参加率の変化が把握できなかった。そのため、本評価では、若者や経済の施策が他にも導入されていることや人口動態の変化も生じており、Child Benefitの制度だけで高等教育への進学や就労等の参加率の上昇との間の直接的な因果関係を判断することはできないと結論づけていた。

なお、歳入関税庁は、Child Benefitの支給状況に関する統計報告「Child Benefit Statistics: annual release」を請求者数の受給者数をまとめた上で、毎年8月31日時点でHP上で公開している。

### ③ 子育てに関連する税制度

#### (ア) 扶養控除等の税制度

1979年にChild Tax Allowanceは廃止された。

#### (イ) 扶養控除等の税制度による措置と児童手当の関連性

1975年にChild Benefit Act 1975が制定され、Family Allowance及びChild Tax Allowanceを統合したChild Benefitが導入された。Child Tax Allowanceは、1979年までに段階的に廃止となった。これにより支給対象が第一子にも拡大されたことですべての子に現金給付がされることになった。

(ウ)経済困窮世帯への控除等の税制度<sup>31,32</sup>

2003年に、子を養育している低所得世帯に向けた給付つき税額控除として Child Tax Credit と Working Tax Credit が導入された。政府は、2013年に求職者や低所得者を対象とした新たな給付制度として普遍的給付制度 (Universal Credit) を創設し、2024年9月末までに Child Tax Credit と Working Tax Credit を順次普遍的給付制度へ移行するとしている。

➤ Child Tax Credit

Child Tax Credit は、16歳未満、または認可された教育訓練を受けている20歳未満を養育している低所得世帯に向けた給付つき税額控除である。世帯所得が年16,480ポンド (2,714,256円) を超えると、1ポンド (165円) の超過につき Child Tax Credit が41ペンス減額される。Child Benefit に加えて、後述する Working Tax Credit も受給している場合は、年6,530ポンド (1,075,491円) を超えると、両控除の合計額が減額される。

図表 16 : 2022~2023年の課税年度における Child Tax Credit

項目	金額
家族要素 (family element) ※2017年4月5日以前に出生した子を養育している場合に支給	世帯当たり最大 545 ポンド (89,762 円) /年
子要素 (child element)	子一人当たり最大 2,935 ポンド (483,395 円) /年
障害児要素 (disable child element)	該当する子一人当たり最大 3,545 ポンド (583,862 円) /年 (child element に上乗せして支給される)
重度障害児 (severely disable child element)	該当する子一人当たり最大 1,430 ポンド (235,521 円) /年 (child element 及び障害児控除額に上乗せして支給される)

➤ Working Tax Credit

Working Tax Credit は、25歳以上 (子を養育している、または障害がある場合には16歳以上) で、週16時間以上の就労をしている低所得世帯に向けた給付つき税制度

である。加えて、ひとり親や保育を必要としている子を養育している場合は、上乘せされて支給される。世帯所得が年 6,565 ポンド (1,081,256 円) を超えると、1 ポンド (165 円) の超過につき Working Tax Credit が 41 ペンス減額される。Working Tax Credit に加え、前述の Child Tax Credit も受給している場合は、両控除の合計額が減額される。

図表 17：2022～2023 年の課税年度における Working Tax Credit

項目	金額
基礎的要素 (basic element)	世帯当たり 2,070 ポンド (340,929 円) /年
カップル・ひとり親要素 (couple and lone parent element)	世帯当たり 2,125 ポンド (349,988 円) /年 (basic element に上乘せして支給される)
週 30 時間就労要素 (30-hours element)	世帯当たり 860 ポンド (141,642 円) /年 (週 30 時間以上就労した者がいる場合、他の要素に上乘せして支給される)
障害 (disabled worker element)	該当者一人当たり 3,345 ポンド (550,922 円) /年 (他の要素に上乘せして支給される)
重度の障害要素 (severe disability element)	該当者一人当たり 1,445 ポンド (237,992 円) /年 (他の要素に上乘せして支給される)
保育費用 <sup>注6</sup>	子が一人：世帯当たり 122.5 ポンド (20,176 円) /週 子が二人以上：世帯当たり 210 ポンド (34,587 円) /週

注6：Healtyuth and Social Care Trusts に登録された保育園、託児所、シッター等による対面での保育が該当し、地域によって基準が異なる。「Childcare you can get help paying for (<https://www.gov.uk/help-with-childcare-costs>)」に詳細を記している。



## 【参考文献】

1. Office for National statistics, “Estimates of the population for the UK, England and Wales, Scotland and Northern Ireland”  
(<https://www.ons.gov.uk/peoplepopulationandcommunity/populationandmigration/populationestimates/datasets/populationestimatesforukenglandandwalesscotlandandnorthernireland>)
2. Office for National Statistics, “Families and households”  
(<https://www.ons.gov.uk/peoplepopulationandcommunity/birthsdeathsandmarriages/families/datasets/familiesandhouseholds>)
3. International Monetary Fund, “World Economic Outlook Database April 2022”  
(<https://www.imf.org/en/Publications/WEO/weo-database/2022/April/download-entire-database>)
4. OECD Better Life Index, “United Kingdom” ,  
(<https://www.oecdbetterlifeindex.org/?fb=v1>)
5. Office for National Statistics, “Family spending in the UK: April 2020 to March 2021”  
(<https://www.ons.gov.uk/peoplepopulationandcommunity/personalandhouseholdfinances/expenditure/bulletins/familyspendingintheuk/april2020tomarch2021>)
6. 厚生労働省厚生労働省「2021年 海外情勢報告」  
(<https://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/kaigai/22/>)
7. The National Archives, “National Health Insurance”  
(<https://www.nationalarchives.gov.uk/cabinetpapers/themes/national-health-insurance.htm>)
8. GOV.UK, “National Insurance : introduction-What National Insurance is for”  
(<https://www.gov.uk/national-insurance/what-national-insurance-is-for>)
9. GOV.UK, “New State Pension” (<https://www.gov.uk/new-state-pension>)
10. GOV.UK, “The Basic State Pension”  
(<https://www.gov.uk/statepension#:~:text=To%20get%20the%20basic%20State,is%20%C2%A3141.85%20per%20week>)
11. GOV.UK, “Additional State Pension” (<https://www.gov.uk/additional-state-pension>)
12. GOV.UK, “Job Seeker’s Allowance” (<https://www.gov.uk/jobseekers-allowance>)
13. GOV.UK, “Universal Credit” (<https://www.gov.uk/universal-credit/eligibility>)
14. GOV.UK, “Employment and Support Allowance” (<https://www.gov.uk/employment-support-allowance>)

15. GOV.UK, “Maternity Allowance” (<https://www.gov.uk/maternity-allowance/what-youll-get>)
16. GOV.UK, “Bereavement Support Payment” (<https://www.gov.uk/bereavement-support-payment/what-youll-get>)
17. Law Wales, “National Health Service” (<https://law.gov.wales/public-services/health-and-health-services/national-health-service-wales>)
18. GOV.UK, “Introduction to the NHS Constitution” (<https://www.gov.uk/government/publications/the-nhs-constitution-for-england/the-nhs-constitution-for-england>)
19. NHS England, “About us” (<https://www.england.nhs.uk/about/what-we-do/>)
20. The House of Commons Library, “NHS Funding and Expenditure” (<https://researchbriefings.files.parliament.uk/documents/SN00724/SN00724.pdf>)
21. Ageuk, “Factsheet 44 NHS services September2022” ([https://www.ageuk.org.uk/globalassets/age-uk/documents/factsheets/fs44\\_nhs\\_services\\_fcs.pdf](https://www.ageuk.org.uk/globalassets/age-uk/documents/factsheets/fs44_nhs_services_fcs.pdf))
22. NHS, “NHS prescription charges” (<https://www.nhs.uk/nhs-services/prescriptions-and-pharmacies/nhs-prescription-charges/>)
23. Office for National Statistics, “Births in England and Wales: 2021” (<https://www.ons.gov.uk/peoplepopulationandcommunity/birthsdeathsandmarriages/livebirths/bulletins/birthsummarytablesenglandandwales/2021#glossary>)
24. OECD, “OECD Family Database PF1.1 Public spending on family benefits” (<https://www.oecd.org/els/family/database.htm>)
25. Legislation.gov.UK, “Child Benefit Act 2005”, (<https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2005/6/contents>)
26. HM Treasury, “Post-legislative scrutiny: Child Benefit Act 2005”, (<https://www.gov.uk/government/publications/post-legislative-scrutiny-of-the-child-benefit-act-2005>)
27. Department for Work and Pensions, “Child Benefit” (<https://www.gov.uk/topic/benefits-credits/child-benefit>)
28. Kim Greener and Richard Cracknell, House of commons library, “Child benefit” ([https://revenuebenefits.org.uk/pdf/Research\\_paper\\_98\\_79\\_Child\\_Benefit\\_House\\_of\\_Commons\\_Library\\_July\\_1998.pdf](https://revenuebenefits.org.uk/pdf/Research_paper_98_79_Child_Benefit_House_of_Commons_Library_July_1998.pdf))

29. Office for Budget Responsibility, “Economic and fiscal outlook”,  
([https://obr.uk//docs/dlm\\_uploads/CCS1021486854-001\\_OBR-EFO-October-2021\\_CS\\_Web-Accessible\\_v2.pdf](https://obr.uk//docs/dlm_uploads/CCS1021486854-001_OBR-EFO-October-2021_CS_Web-Accessible_v2.pdf))
30. HM Revenue and Customs, “Child Benefit Statistics: annual release, August 2021”,  
(<https://www.gov.uk/government/statistics/child-benefit-statistics-annual-release-august-2021> )
31. Department for Work and Pensions, “Child Tax Credit”  
(<https://www.gov.uk/child-tax-credit>)
32. Department for Work and Pensions, “Working Tax Credit”  
(<https://www.gov.uk/working-tax-credit>)

# フランス

## ① 基礎情報

### (ア)基礎データ

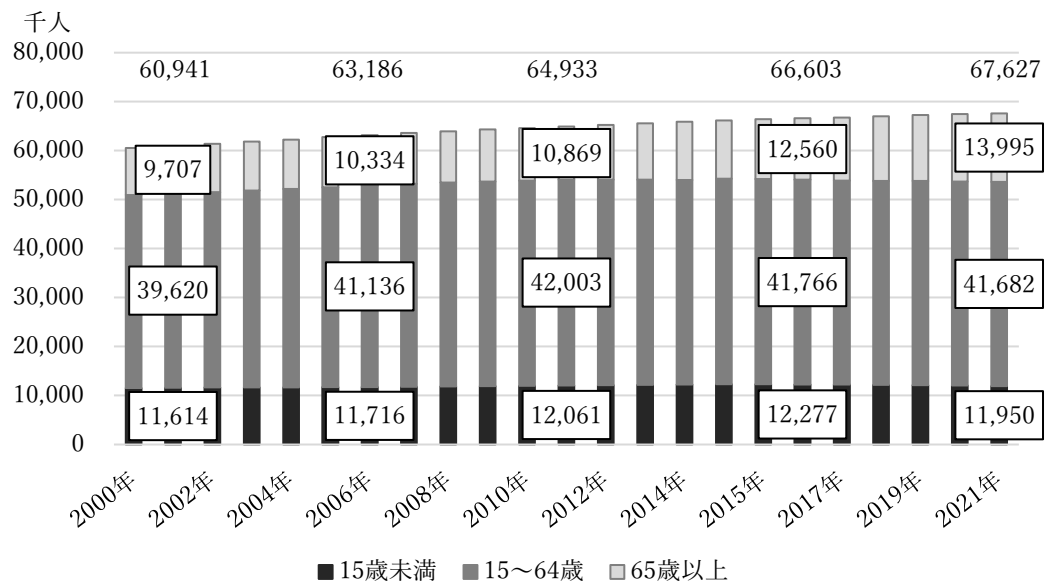
#### ➤ 人口<sup>1</sup>

2021年の総人口は6,762万6,396人で2020年から54万5,162人(0.8%)の増加であった。1990年代以降の人口増加は、フランスへ移民が移住していることが要因にある。2021年は移民により14万人純増している。自然動態においては、2021年の出生児数は73万8,000人、死亡者数は65万7,000人で出生児数が死亡者数を上回っている。(出生児数等は、項目(ウ)「出産・育児に関する状況」に後述)

図表1：年齢階級別人口数(2021年)

年齢階級	2021年の人口数	割合
全年齢の合計	6,762万6,396人	
15歳未満	1,195万173人	17.6%
15～64歳	4,168万1,590人	61.6%
65歳以上	1,399万4,633人	20.8%

図表2：年齢階級別人口推移

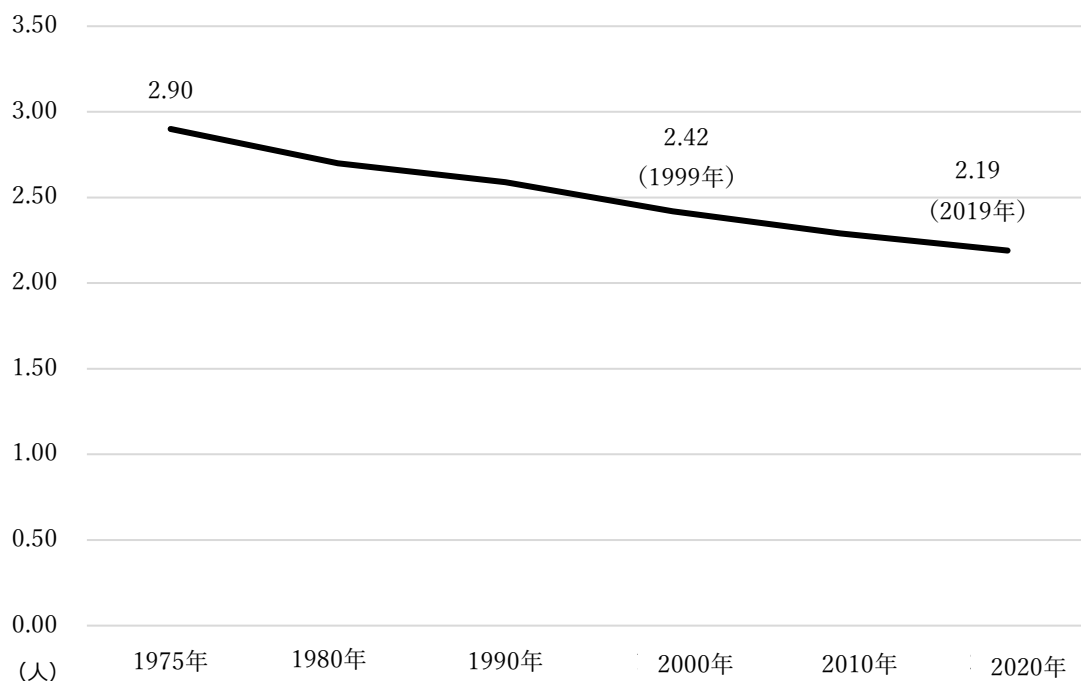


➤ 一人当たり名目 GDP<sup>2</sup>  
44,853US ドル (6,055,155 円) (2021 年) <sup>2</sup>

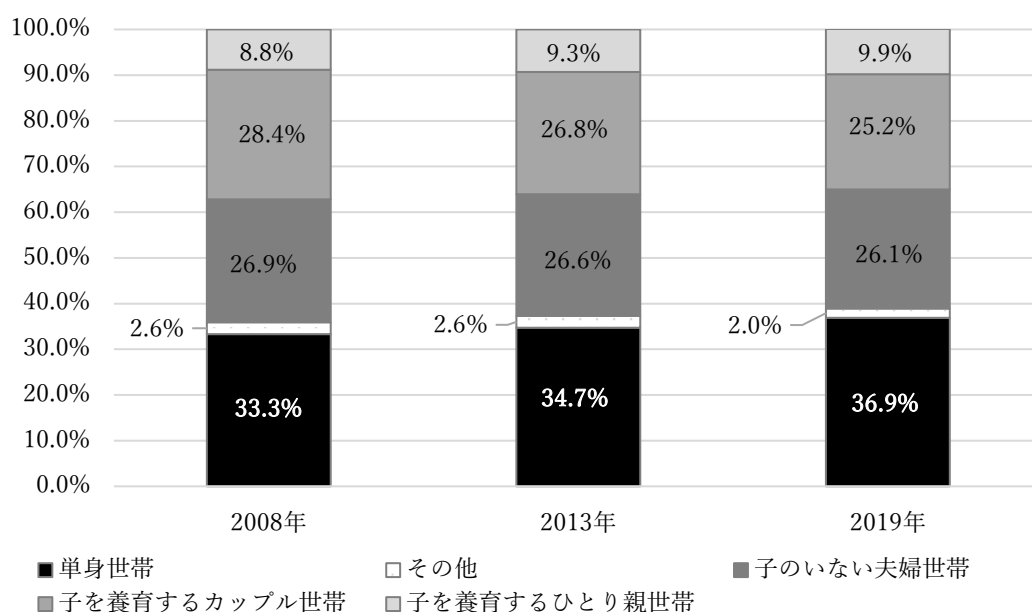
➤ 家族形態<sup>3</sup>

2019 年の世帯数は 2,996 万世帯であり、2008 年から 2019 年までの 11 年間で 9.9% 増加している。2019 年の世帯数のうち、扶養している子がいる世帯は、1,049 万世帯 (35.0%) である。全世帯の中でひとり親世帯は 296 万 (9.9%)、法的に登録されたカップルの世帯数は、753 万世帯 (25.2%) である。平均世帯人数は、減少傾向にあり、1999 年から 2019 年の 10 年間で 0.2 人減少している。世帯数の増加と平均世帯人数の減少は、人口増加によるものと一人暮らし、子のいない夫婦等が増える等の世帯規模の縮小によるものである。

図表 3：1 世帯当たりの平均人数の推移



図表 4：タイプ別世帯数の推移



- 国民の平均所得や支出<sup>4,5</sup>

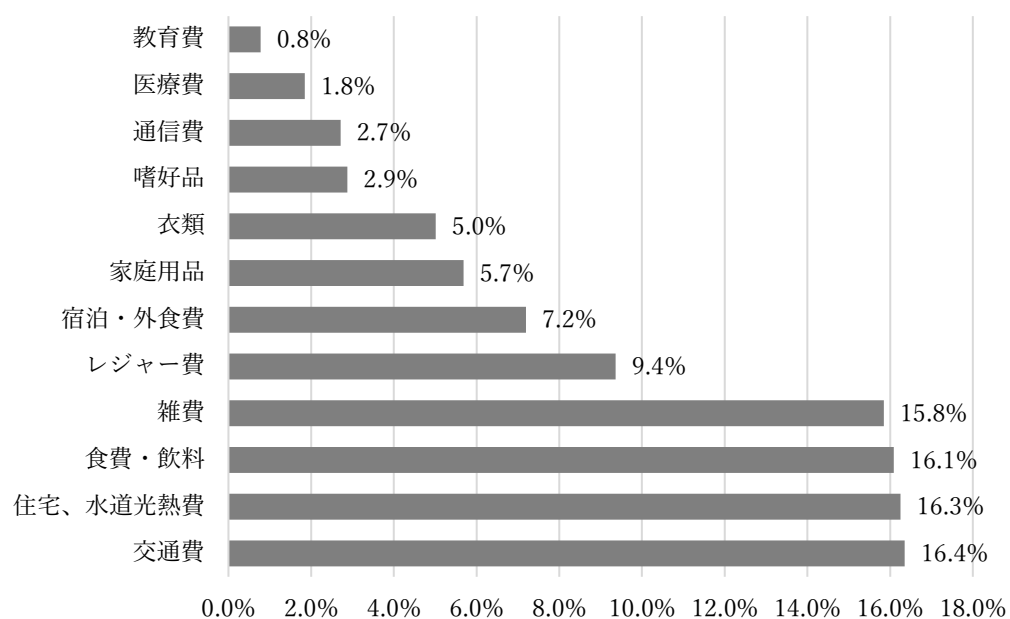
「世帯所得」の項目は、OECD Better Life Index の情報であり、「家庭の支出」の項目は、調査対象国の公表情報である。「家庭の支出」には、税や社会保険料が含まれているか、含まれていないかは、調査対象国ごとに異なる。
- 世帯所得
  - 一人当たりの年間の平均世帯純可処分所得：334,375US ドル（45,140,625 円）（OECD 平均は 30,490US ドル（4,116,150 円））
  - 平均世帯純財産：298,639US ドル（40,316,265 円）（OECD 平均は 323,960US ドル（43,734,600 円））
- 家庭の支出

本調査では確認できなかった。
- 平均支出の内訳

2017 年の平均支出の内訳は、支出の多い順に、交通費（16.4%）、住宅・光熱費等（16.3%）、食品・飲料（16.1%）であった。なお、教育費は 0.8%であった。世帯全

体に占める 20.0%の最貧困世帯の支出においては、住宅は平均 22.0%を占めており  
 主要な消費項目となっている。20.0%の最も裕福な世帯の支出では、最大の支出項目  
 は交通費 18.0%、住宅は 4 番目の支出項目であり 12.0%である。

図表 5：2017 年度の世帯の平均支出の内訳



### (イ) 社会保障制度<sup>6,7</sup>

フランスの社会保障制度は、社会保険制度 (Assurance sociale) と社会扶助制度 (L'assistance sociale) に大別され、「社会的連帯」「世代間連帯」を理念に、全ての国民への社会保障を実現している。2017 年 5 月に発足したマクロン政権下では「購買力の強化」を掲げ、被用者の社会保険料の負担をゼロとし、財源の租税化を進めるとともに、医療アクセスの向上、障害者施策の充実など社会保障分野の改革を次々に実施した。しかし、新型コロナウイルス感染症の流行を受け、公約である年金制度の一元的運用の実現などの改革を中断した。2022 年 4 月にマクロン大統領は再選したが、今後の制度改革の行方が注目される。

➤ 社会保険制度 (Assurance sociale)

• 制定背景

第2次世界大戦時に仏全国レジスタンス評議会が、商工業部門の被用者を適用対象とする社会保険計画を策定し、1946年には対象を全国民にまで拡大を試みた。しかしながら全国民に適用する一律制度の導入は、職域内部における利益の保護を理由に、職業団体（公務員、商店経営者等）からの反対に遭い、複数の職域別制度が共存することとなった。1970年代は複雑に乱立した職域別制度を是正するため、一部の家族手当、老齢年金および医療保険等をサービス別に制度の簡略化を実施した。

• 目的と機能

社会保険制度は、全ての国民が平等に失業や疾病、老齢等に伴う不測の事態の保障を提供することを目的としている。担当省庁は、社会問題・労働・連帯省（Ministère des Affaires Sociales, du Travail et de la Solidarité）の内部部局である社会保障局（Direction de la Sécurité Sociale）である。政策の企画・立案・モニタリングを実施し、年金や各種給付（求職者手当、雇用及び生活支援手当、出産手当、遺族手当等）は、各運営・担当機関が担っている。

• 特徴

労働者が拠出金に基づいて不測の事態の際に保障を受けられる。加入者の保険料によって賄われる社会保険方式である。そのため、加入者の職域に応じて制度体系が分立しており運営機関も異なる。例えば、民間被用者を加入対象とする①一般制度（régime général）、公務員等を対象とする②特別制度（régimes spéciaux）、③農業制度（régime agricole）、自営業者を対象とする④非被用者制度がある。その中でも一般制度は加入者が最も多い。

• 財源

公費と事業主拠出金である。社会保険制度の保険料は、労使での分担となっており、会社負担の割合が多いことが特徴である。1991年には所得を賦課ベースとする社会保障目的の一般社会拠出金（Contribution Sociale Généralisée）が導入され、家族手当、医療保険、老齢保険等に充当されている。

• 給付内容

社会保険に関する給付内容の概要は下記のとおりである。



図表 6：社会保険給付内容一覧

種類	給付内容	概要
老齢保険	老齢年金 (Assurance vieillesse)	62 歳以上から支給可能であり、満額支給開始は定年の 67 歳である。一定の条件を満たしている場合は、就労により得た報酬を全額年金と合算して受け取ることができる。
老齢保険	障害年金 ( Pension d'invalidité de la Sécurité sociale)	障害の程度により基準額 (直近 10 年間で最も高い平均賃金) の 30% から 50% (+加算金) が支給される。
医療保険	疾病保険 (assurance maladie)	給付内容については、償還払いが基本であるが、入院等の場合には直接医療機関に支払われる。
家族給付 (Prestations familiales)	乳幼児受け入れ手当 (Prestation d'Accueil du Jeune Enfant)	<p>出産や乳幼児を養育する世帯を対象とし手当が複数ある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>Basic Allowance</u> (フランス名: <u>L'allocation de Base</u>) (Basic Allowance については「②児童手当」(ス) その他、経済的支援で後述)</li> <li>・ 他の手当</li> </ul> <p>出産・養子手当、就業自由選択補足手当保育方法自由選択補足手当の制度、親看護日々手当、父親休暇がある。</p>
	一般扶養給付 (prestations generales d'entretien)	<p>子の生活や教育にかかる支出に対する支援を目的とした使途制限のない給付である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>Family Allowance</u> (フランス名: <u>Allocations Familiales</u>) (Family Allowance については「②児童手当」(サ)児童手当の支給の要件の詳細で後述)</li> <li>・ 家族補足手当等 (家族補足手当等については「③子育てに関する税制度」)</li> </ul>

種類	給付内容	概要
		(ウ) 経済困窮世帯への控除や税制度等」で後述) ・他の手当 新学年手当等がある。
	特定目的給付 (prestations a affectation speciale)	一人親世帯や障害を持つ子を養育する世帯、事故や障害を持つ子に保護者が付き添う必要がある場合等を対象に支給される給付である。 (特定目的給付の各給付については、「③子育てに関する税制度」(ウ) 経済困窮世帯への控除や税制度等」で後述)
労災保険	休業手当 (indemnité journalière pendant l'arret de travail)	休業初日から完全に治癒するか、永続的な労働不能や死亡に転じるまでの間、休業手当が支給される。支給額は休業開始後 28 日目までは日額給与 60% (上限日額 205.84 ユーロ (29,456 円))、29 日目以降は 80% (上限日額 274.46 ユーロ (39,275 円)) である

【参考情報】 家族給付の現行までの変遷<sup>11</sup> フランスの児童手当にあたる Family Allowance は社会保険制度の一つの家族給付 (Prestations familiales) に属するため、変遷を記載する。

1890 年代、児童支援制度は困窮する労働者の生活に配慮した賃金の引上げが求められる中、労働者の生活のための付加賃金として家族手当 (現行の Family Allowance (児童手当) の前身に相当する) が開始された。経営者においては、労働者に家族手当を支払うことで、賃金全体の引上げを抑制できるというメリットがあり、第一次大戦まで 40 程度の企業で実施されていた。第一次大戦後、多数の戦死者と急激な出生率の低下から出産奨励が求められ、企業による家族手当が普及した。1932 年にランドリ法 (La loi Landry) が制定され、企業間の公平な競争という観点から企業が子を有する全ての労働

者に手当を支給する義務が課された。1939年には家族法典（le Code de la famille）が制定され、第二次世界大戦後の1946年には税制上の優遇策（家族係数）が創設されるとともに、家族手当が整備され、支給対象は全ての国民へと拡充した。しかし、1970年代に財政問題の顕在化に伴い、家族手当の対象は、子を持つ世帯から低所得者や孤児、障害者等のように支援が必要な世帯に重点を置くように変遷していった。1990年代、家庭内教育の欠如と青少年犯罪の増加、子への虐待等が政治問題となり、家族手当は従来の現金給付から子ども対策、各種保育サービスや虐待への対応といった家族を総合的に支える支援策として整備された。2000年代に入ると、乳幼児の保育体制の改革として、保育体制の充実をはじめ父親休暇の創設、Basic Allowance等、5つの乳幼児手当として乳幼児保育給付（PAJE）が導入された。保育施設の拡充としては、2002年から2008年の間に保育の受け皿を合計で7万2,000人分の増強を行う保育所整備計画を実施し、2003年には8億5,000万ユーロ（1,216億3,500万円）の追加的財政支出をともなった。（乳幼児の保育体制については、「①基礎情報」（ウ）出産・育児に関する状況「出生児数と合計特殊出生率」で後述）

➤ 社会扶助制度（L'assistance sociale）

- 制定背景  
フランスの最低所得保障制度は、社会保護（protection sociale）制度と呼ばれる大きな枠組の中に位置づけられる。1956年に家族及び社会扶助に関する法典（Code de la famille et de aide sociale）の制定によって確立した。
- 目的と機能  
低所得者、高齢者、障害者等の生活の困窮から救済することを目的としている。
- 特徴  
国民の平等と連帯の理念の元、生活の困窮している者へ、経済的支援や現物給付を提供していくことが社会の義務としている。
- 財源  
国または県の負担で租税を財源としている。

- 給付内容
  - ✓ 積極的連帯収入 (Revenu de Solidarité Active)
 

25歳（一定の就労実績がある場合は18歳）以上の低所得者が対象で、支給額は子の人数など家族状況によって異なる。また、就労を促進するため就労収入が増加した場合は、積極的連帯収入の支給額を含めた家計の全体収入が漸増するように設定されている。
  - ✓ 成人障害者手当 (Allocation aux Adultes Handicapés)
 

障害率が80%以上<sup>注7</sup>である20歳以上の者（両親が家族手当を受給していない場合は16歳以上）に対して支給される。他の手当と同時に受給している場合は、併給調整（支給額が減額される）の仕組みがある。

#### (ウ)出産・育児に関する状況<sup>1</sup>

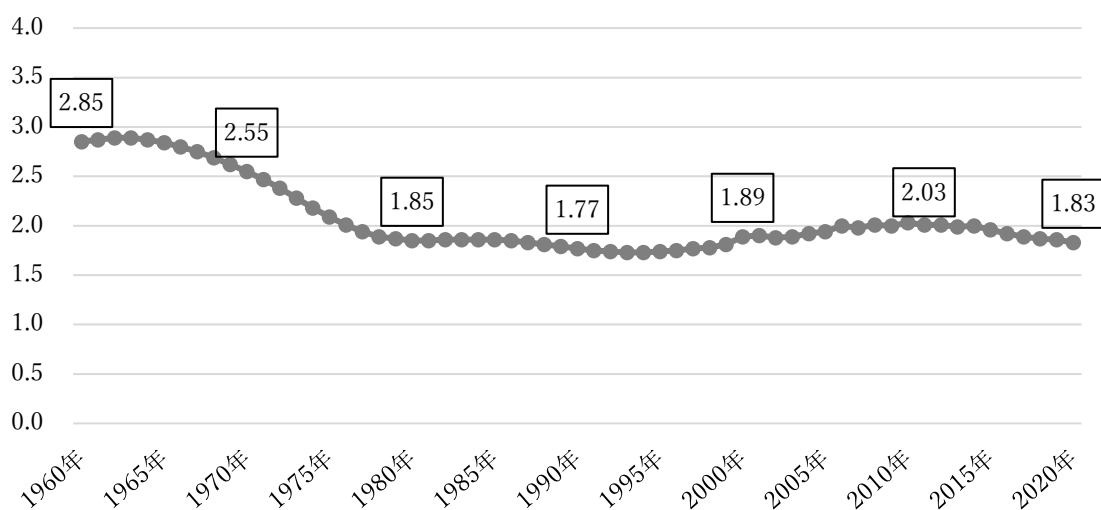
- 出生児数と合計特殊出生率
 

2021年のフランスの出生児数は73万8,000人である。合計特殊出生率は2020年が1.82で過去最低値を記録したが、2021年は1.83と上昇した。（出生児数等は、項目（ア）基礎データに前述）保育所整備計画では、2002年から2008年の間に、保育の受け皿を合計で7万2,000人分の増強を行い、2003年には8億5,000万ユーロ（1216億3500万円）の追加的財政支出をともなう家族給付改革が実施された。合計特殊出生率は、2002年が1.88であり、2008年は2.01と上昇した。（保育所整備計画は、「①基礎情報」（イ）社会保障制度、【参考情報】に前述）2015年に Social Security CodeL521-1 が制定され、高所得層を対象に Family Allowance の減額を決定した。2015年から2017年の3年間において合計特殊出生率は1.96、1.92、1.89と減少したが、フランス政府はこの合計特殊出生率の低下について、法改正との因果関係を否定し、不景気の中で高い水準に保てたことを評価している。（Social Security CodeL521 は、「②児童手当」項目（ウ）根拠法の制定及び制度の背景で後述）

---

注7：フランスでは、障害の程度について、パーセントで示され、数値が大きい方が障害の程度が重い。80%を超えると重度の障害と認識される）

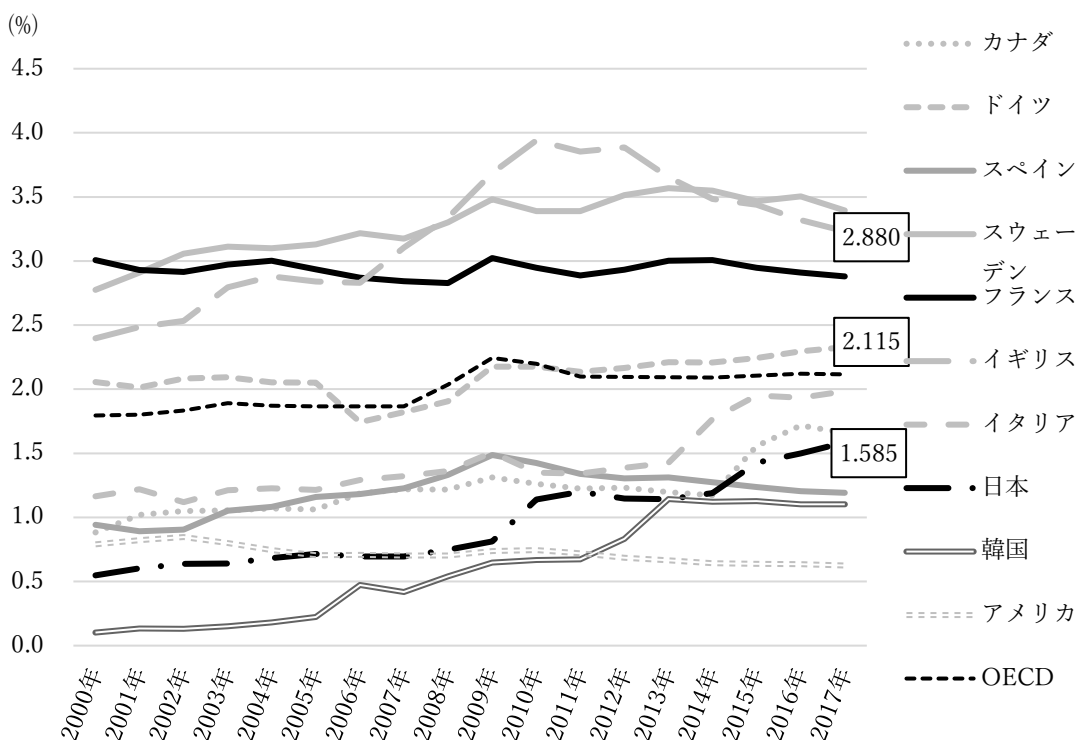
図表 7：合計特殊出生率の推移



➤ 家族関係公的支出 (Family benefits public spending) <sup>8</sup>

2017年の家族関係公的支出の国民経済全体に対する割合(対GDP比)は、2.880%である。OECD加盟国の平均値である2.115%よりも高い水準となっている。

図表 8：OECD各国の家族関係公的支出の推移



## ② 児童手当

フランスの児童手当は社会保険制度の一つの家族給付 (Prestations familiales) に属する。(家族給付については、「①基礎情報」(イ) 社会保障制度の「給付内容」【参考情報】に前述)

### (ア) 児童手当の名称<sup>6</sup>

フランス語：Allocation Familiales

英語名：Family Allowance (以下、フランスの児童手当を「Family Allowance」とする)

### (イ) 根拠法<sup>9</sup>

フランス語：Code de la sécurité sociale L521-1 (2015 年制定)

英語：Social Security Code L521-1

※家族給付は、Social Security Code V L511～L584-1 で (Code de la sécurité sociale L511～L584-1) で定められている。

### (ウ) 根拠法の制定及び制度の背景

#### ➤ 現行制度までの変遷<sup>10,11</sup>

1939 年、初産手当や専業主婦手当の実施と共に第一子へ世帯所得に関係なく子の数に応じて一律に Family Allowance が支給された。1946 年に支給される子の対象が第一子から第二子目以降に切り替えられた。1981 年のミッテラン政権下では、家族給付のサービス向上が図られ、Family Allowance の支給額は 25% 引き上げられた。

1998 年 3 月から年末までのわずか 10 か月間であるがフランスで家族手当に所得制限が設定されたことがあったが、翌年廃止された。2010 年には養育する子が不登校の世帯を対象に Family Allowance 支給を停止する規程を示したが、2013 年に反発を受けて廃止している。

#### ➤ 現行の制度の背景<sup>10</sup>

普遍的な社会保障として、社会保険料の納付額や収入に関係なく原則としてすべての人をカバーしてきた。しかし、2015 年 7 月 Social Security Code L521-1 では、高所得層を対象に Family Allowance の減額が決定された。この改革では、失業問題が深刻化していたオランダ政権下で雇主層に「責任・連帯協定 (Pacte de responsabilité

et de solidarité)」の締結を提言し、労務コストの軽減と引き換えに雇用の増大をもたらす方針が打ち出された。労務コスト軽減策では、家族給付の主要財源である雇主拠出を部分的に引き下げ、雇主拠出の軽減部分を国庫負担で補填する対応が採られる中、家族給付の総支出の抑制が図られた。その抑制の具体策が Family Allowance の給付額を世帯所得に応じて3段階に区分し、支出を減らすことであった。(2015年7月の Social Security Code L521-1 施行と合計特殊出生率の相関については「①基礎情報」(ウ)出産・育児に関する状況「出生児数と合計特殊出生率」に前述)

#### (エ)制度又は根拠法制定の目的<sup>12</sup>

Social Security Code V に家族給付は子の養育や教育にかかる支出の一部を子のいる世帯に経済的に支援することを目的とすると明記されている。その中で、Family Allowance は子の養育や教育のための支援策の一つとして位置づけられている。

#### (オ)創設以降の動向/改正経緯<sup>9</sup>

2016年に Family Allowance の支給金額を毎年過去12カ月のインフレ率を指標として改訂する仕組みに変えた。(「②児童手当」(コ)「給付の対象者数」に後述)

#### (カ)担当省庁名<sup>6</sup>

社会保障局 (Direction de la Sécurité Sociale)  
連帯・保健省 (Le Ministère des Solidarités et de la Santé)

#### (キ)運営実施主体<sup>6</sup>

家族手当公庫 (Caisses d'Allocations Familiales)  
全国家族手当公庫 (Caisse Nationale des Allocations Familiales)

#### (ク)財源<sup>6</sup>

公費と事業主拠出金である。約6割が社会保障拠出金(事業主が賃金の5.4%相当を拠出)、約2割が一般社会拠出金(Contribution Sociale Généralisée)と個人の所得に課せられる社会保障

目的税で成り立っている。税率は 7.5% であり、そのうち全国家族手当公庫分は 1.1% で、残りが国庫からの拠出金等である。

### (ケ)年間予算<sup>13</sup>

2021 年の家族給付の全国家族手当公庫の予算額は、422 億ユーロ（6 兆 388 億 2 千万円）である。そのうち、Family allowance の財源は 126 億ユーロ（1 兆 8030 億 6 千万円）である。

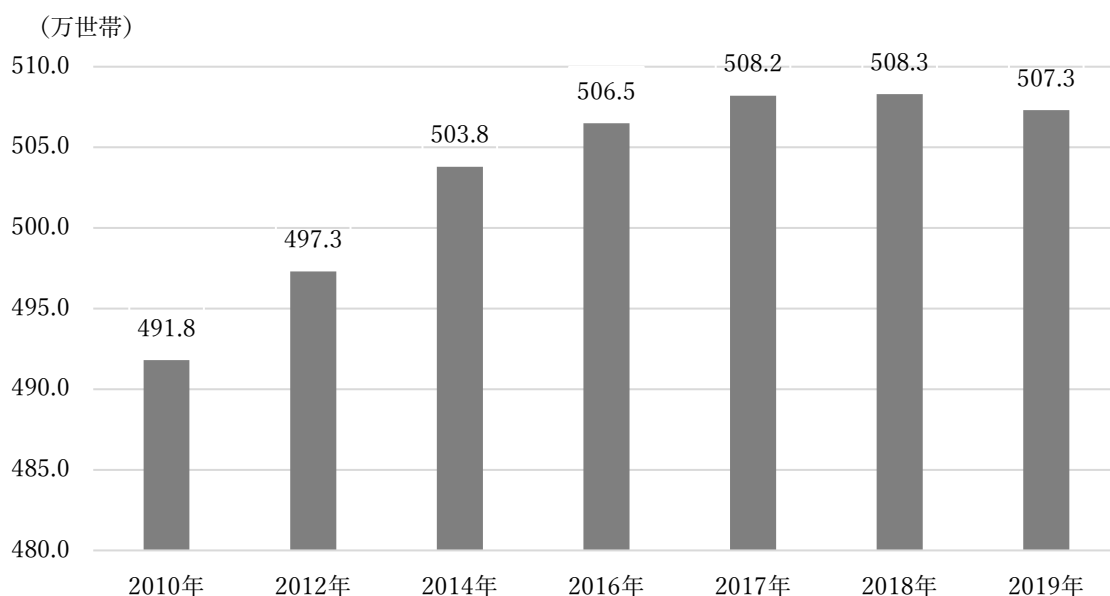
### (コ)給付の対象者数<sup>13</sup>

2019 年 12 月 31 日時点で Family Allowance の申請世帯数は、約 507.3 万件である。2017 年から 2019 年まで申請世帯数はほぼ横ばいである。

図表 9：最新の Family Allowance の給付数等

項目	2018 年	2019 年	増減数
Family Allowance の申請世帯数	約 508.3 万世帯	約 507.3 万世帯	約 1 万世帯減少
出生者数	758,590 人	753,383 人	約 5,207 人減少

図表 10：Family Allowance を受給している申請世帯数の推移（受給者のみ）





## (サ)児童手当制度の詳細<sup>9.14</sup>

### ➤ 支給要件

#### • 受給資格者

前提条件として、受給する養育者はフランスに居住する権利を持つ必要がある。養育する子がフランスに3か月以上いない場合は対象外となる。養育者が欧州連合、欧州経済地域、スイスの市民であれば、居住する権利がある。養育者が欧州連合、欧州経済地域及びスイス以外の外国人（英国人を含む）の場合、フランスでの居住を証明する有効な滞在許可証を提出する必要がある。子が外国で生まれた場合は、子のフランスへの正規入国を証明する書類を提出する必要がある。

Family Allowance は上記を踏まえた上で20歳未満の子を2人以上持つ親が受給する養育者となる。（フランス本土ではないフランス海外領土では第一子から適用される）

### ➤ 子の年齢・範囲

20歳未満の子を2人以上持つ親で、第一子以外に適用される。

### ➤ 世帯当たりの支給額

扶養している子が2人いる場合、支給は第二子に対してのみ適用され、支給額は子の人数、世帯所得により異なる。子が14歳になると支給額はその誕生日の翌月から増額される。扶養している子の数によって異なる基礎給付額は、タバコを除く消費者物価指数の年間変動率に従って毎年改訂される。（「①基礎情報」（イ）社会保障制度の給付内容で前述）

図表 11 : Family Allowance の一世帯当たりの支給額 <sup>16,18</sup>

子の人数	所得 (年額)	基礎給付額 (月額)	14 歳以上の子の一人当たりの加算
2 人	~71,195 ユーロ (1,018 万 8,005 円)	139.84 ユーロ (20,011 円)	69.92 ユーロ (10,006 円)
	71,195 ユーロ (1,018 万 8,005 円) ~ 94,894 ユーロ (1,357 万 9,331 円)	69.92 ユーロ (10,006 円)	34.96 ユーロ (5,003 円)
	94,894 ユーロ (1,357 万 9,331 円) ~	34.96 ユーロ (5,003 円)	17.48 ユーロ (2,501 円)
3 人	~77,127 ユーロ (1,103 万 6,873 円)	319.00 ユーロ (45,642 円)	69.92 ユーロ (10,006 円)
	77,127 ユーロ (1,103 万 6,873 円) ~ 100,826 ユーロ (1,442 万 8,201 円)	159.50 ユーロ (22,824 円)	34.96 ユーロ (5,003 円)
	100,826 ユーロ (1,442 万 8,201 円) ~	79.75 ユーロ (11,412 円)	17.48 ユーロ (2,501 円)
4 人	~83,059 ユーロ (1,188 万 5,743 円)	498.16 ユーロ (71,290 円)	69.92 ユーロ (10,006 円)
	83,059 ユーロ (1,188 万 5,743 円) ~ 106,758 ユーロ (1,527 万 7,070 円)	249.08 ユーロ (35,643 円)	34.96 ユーロ (5,003 円)
	106,758 ユーロ (1,527 万 7,070 円) ~	124.54 ユーロ (17,822 円)	17.48 ユーロ (2,501 円)

※政府のウェブサイトにも、所得区分の「以上」「以下」になるかは明瞭に記載はない。

➤ 申請方法

第二子の出生時や同居をしたタイミングで、子の養育者が家族手当金庫のモバイルアプリから専用の様式（個人情報及び振込口座等）に従ってオンライン申請を行う。または、子の養育者が管轄の家族手当金庫に出向き申請を行う。

- 支給方法
 

Family Allowance の登録が完了して受給時期になったら申請時の指定口座に振り込まれる。
- 支給回数
 

第二子出産の翌月から、その世帯で扶養されている 20 歳未満の子が 1 人になる月まで毎月支給される。
- 所得制限
  - 所得に応じた減額の有無
 

あり。子の人数、世帯所得に応じて支給金額が異なる。例えば、子の人数が 2 人の世帯の場合、年額の所得が～71,195 ユーロ、71,195 ユーロ～94,894 ユーロ以下、94,894 ユーロ～と 3 区設定しており、段階的に減額される。
  - 一定の所得に対する支給の制限の有無：なし
- 多子加算又は乳児加算：
 

第三子、第四子以降は子の数に応じて、支給額が増加する。乳児加算はない。
- 用途制限：なし
- 特記事項
  - 養子縁組
 

対象の子を養育している養育者に支給される。養子縁組の登録前でも養子の子と同居することで申請可能である。
  - 離婚した場合
 

家族形態の変化を管轄の Family Allowance Funds に申請する。原則、対象の子と同居している親に支給される。
  - 無国籍児
 

子がフランスに住んでいることを証明するため家族記録簿、OFPRA（難民・無国籍者保護フランス事務所）が発行する子の出生証明書を提示する必要がある。

- 両親が難民又は無国籍者の場合  
フランス領滞在許可証があり、フランスに扶養する子と共に常態的に滞在していること。以下の証明書の提示が必要である。
  - ✓ 難民認定を受けた居住許可証の申請書受領証
  - ✓ 庇護を受けた外国人居住許可証の申請書受領証
  - ✓ 補助的な保護が付与された滞在許可証の申請書と、その保護を付与する決定書の領収書
  
- 両親がヨーロッパ諸国以外の国籍の場合  
フランス領滞在許可証があり、フランスに扶養する子と共に常態的に滞在している。VLS-TS や滞在許可証等の証明書等の提示が必要である。
  
- 両親がヨーロッパ諸国の国籍の場合  
フランスに扶養している子と共に住み、労働者、非労働者、学生として居住する権利を証明できること。ヨーロッパ諸国以外の国籍の子がいる場合、合法的に入国を証明するもの（成人または16歳超の労働者の場合は滞在許可証のコピー）を提出する必要がある。

(シ)その他、経済的支援 <sup>6,9, 10, 12, 14</sup>

- Basic Allowance（フランス語：L'allocation de Base,（英語名：Basic Allowance））  
Basic Allowance は、2004年に導入された出産や乳幼児の養育にかかる支出を支援する乳幼児受入手当（La prestation d'accueil du jeune enfant (Paje)）の一部として導入され、Social Security Code L531-1～L531-4（Code de la sécurité sociale L531-1～L531-4）を根拠法としている。子の対象は3歳以下で、子の誕生の翌月から3歳になる誕生日まで毎月支給される。なお、養子の場合は20歳未満を支給対象とする。支給額は世帯の子の人数、世帯所得、又は両親の就業状況や婚姻状況に応じて満額支給又は部分支給、支給なしと決まる。支給金額の上限は、Social Security Code L531-3（Code de la sécurité sociale L531-3）で定められており、金額はタバコを除く消費者物価の変動に応じて決定する。（Basic Allowance については「①基礎情報」（イ）社会保障制度「給付内容」で前述）

図表 12：近年の Basic Allowance（満額又は半額支給）対象の受給世帯の所得上限額<sup>17</sup>

子の数	満額支給 月額 182 ユーロ (26,044 円)		部分支給 月額 91.01 ユーロ (13,024 円)	
	片働き世帯	共働き両親又は片親世帯	片働き世帯	共働き両親又は片親世帯
1 人	27,654 ユーロ (3,957,287 円)	36,406 ユーロ (5,209,658 円)	33,040 ユーロ (4,728,024 円)	43,665 ユーロ (6,248,462 円)
2 人	33,185 ユーロ (4,748,774 円)	41,937 ユーロ (6,001,139 円)	39,648 ユーロ (5,673,629 円)	50,273 ユーロ (7,194,066 円)
3 人	39,822 ユーロ (5,698,528 円)	48,574 ユーロ (6,950,886 円)	47,578 ユーロ (6,808,412 円)	58,203 ユーロ (8,328,849 円)

（参考）児童手当に対する評価等

2022 年、社会保障理事会による社会保障政策評価報告書（rapports d'évaluation des politiques de sécurité sociale）で社会保障政策のパフォーマンスを発表している。

2017 年以降、Family Allowance の支出額は減少しており、その推移は、2015 年の Social Security CodeL521-1 の施策と出生率の低下によるものと記載されている。同施策により、Family Allowance は世帯所得に応じて支給額が調整され、結果的に支出抑制となった。しかし、この施策は、最も裕福な 10%の子を養育する世帯にのみ影響し、残りの 90%の世帯に支給される児童手当の水準は施行前と変わらないとされている。また、2015 年の Social Security CodeL521-1 と出生率の低下の因果については否定している。

### ③子育てに関連する税制度<sup>6,15</sup>

#### (ア)扶養控除等の税制度

##### ➤ 扶養控除

多子世帯が有利となるような家族係数(quotient familial)が導入されている。世帯課税所得額を以下の「家族係数 (N)」で除し、それに累進税率を適用して「家族係数

(N) = 1」あたりの所得税額を算出した後、再び「家族係数 (N)」を乗ずることによって税額を算出する。子は扶養されている 18 歳未満の子である。なお、25 歳以下の学生で所得がない成人の子でも申請すれば扶養の対象となる。親が別居・離婚

している場合は原則、子と同居して教育と養育管理をしている親の扶養として扱われる。

図表 13：家族除数（N）

世帯構成	家族除数（N）
単身	1
夫婦のみ	2
夫婦+子 1 人	2.5
夫婦+子 2 人	3
夫婦+子 3 人	4

➤ 子育てに関する費用の控除等<sup>14, 15</sup>

- 所得控除（家庭外保育料）（Impôt sur le revenu - Frais de garde d'enfant hors du domicile (crédit d'impôt)）

扶養している 6 歳未満の子や孫を家庭外で養育する場合、条件付きで養育費の税額控除を受けることができきる。養育費は実際に発生した食事以外の育児関連費である。

- 所得税額控除（子供の授業料）（Impôt sur le revenu - Frais de scolarité des enfants (réduction)）

扶養している子が中等教育や高等教育を受けている場合、条件付きで所得税の減税を受けることができる。対象となる経費は公立または私立の教育機関の授業料や国立通信教育センター（Cned）の初期研修に関連する通信教育コース費用である。

- 所得税額控除（養育費）（Impôt sur le revenu - Pensions alimentaires versées aux enfants (déduction)）

子と同居していない片親等が扶養にいていない 18 歳未満の子を扶養するために支払った扶養料を一定の条件のもとで所得から控除できる。ただし、その子を家族係数 (quotient familial) の計算に含めてはいけない。

(イ) 扶養控除等の税制度による措置と児童手当の関連性

本調査では確認できなかった。

(ウ)経済困窮世帯への控除等の税制度<sup>13,14</sup>

経済困窮世帯には以下の手当がある。（「①基礎情報」項目(イ)社会保障制度の「給付内容」に前述）

図表 14：経済困窮世帯の手当

手当の名称	内容
家族補足手当 (complement familial)	低所得世帯のための多子手当である。3歳以上の子を3人以上持つ一定所得以下の家族に支給される。
家族支援手当 (allocation de soutien familial)	もう一方の親から少ない養育費を支給されている片親に家族手当基金または農業社会互助会から条件付きで支給される。
障害児育成手当 (Allocation d'éducation de l'enfant handicapé)	20歳未満の子の親に障害に関連する費用を補うために支給される。他の手当で補われることもある。
親付き添い日当 (Allocation journalière de présence parentale)	重い病気や怪我、障害のある子を介護している親が対象で子と一緒に過ごした1日または半日ごとに日当が3年に渡って支給される。(1ヶ月に22日を上限とする)
引っ越し手当 (Prime de déménagement)	子が3人以上いる世帯が引っ越しをした時に発生する費用に対して条件付きで一定の限度額の範囲内で支給される。
住宅手当 (Allocation de logement familiale)	家賃を軽減するための経済的支援で、他手当の支給状況や子の数により支給が異なる。

## 【参考文献】

1. INSEE, "Demographic balance sheet 2021"  
(<https://www.insee.fr/en/statistiques/6040011?sommaire=6323335#titre-bloc-9>)
2. International Monetary Fund, "World Economic Outlook Database April 2022"  
(<https://www.imf.org/en/Publications/WEO/weo-database/2022/April/download-entire-database>)
3. INSEE, "Ever increasing numbers of ever smaller households"  
(<https://www.insee.fr/en/statistiques/3181732>)
4. OECD Better Life Index, "France" (<https://www.oecdbetterlifeindex.org/?fb=v1>)
5. INSEE, "Structure des dépenses des ménages selon la catégorie socioprofessionnelle de la personne de référence" (<https://www.insee.fr/fr/statistiques/2385823>)
6. 厚生労働省「2021年 海外情勢報告」(<https://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/kaigai/22/>)
7. Republic France, "Assistance, assurance et protection sociale" (<https://www.vie-publique.fr/parole-dexpert/262514-assistance-assurance-et-protection-sociale>)
8. OECD, "OECD Family Database PF1.1 Public spending on family benefits"  
(<https://www.oecd.org/els/family/database.htm>)
9. legifrance, "Social Security Code: : Book V: Family benefits and similar benefits ... (Articles L511-1 to L584-1)"  
([https://www.legifrance.gouv.fr/codes/section\\_lc/LEGITEXT000006073189/LEGISCTA000006126898/#LEGISCTA000006126898](https://www.legifrance.gouv.fr/codes/section_lc/LEGITEXT000006073189/LEGISCTA000006126898/#LEGISCTA000006126898))
10. vie-publique, "Family policy since 1932: chronology"  
(<https://www.vie-publique.fr/eclairage/20144-la-politique-de-la-famille-depuis-1932-chronologie>)
11. 江口隆裕著「フランス少子化対策の系譜——出産奨励策から一般施策へ—— (2・完結)」
12. INSEE, "Family benefits" (<https://www.insee.fr/en/metadonnees/definition/c1130>)
13. DRESS, "Social minima and social benefits - Low-income households and redistribution - 2021 Edition"  
(<https://drees.solidarites-sante.gouv.fr/publications/panoramas-de-la-drees/minima-sociaux-et-prestations-sociales-2021>)
14. CAF, "Help information Personal life"  
(<https://www.caf.fr/allocataires/aides-et-demarches/droits-et-prestations/vie-personnelle>)
15. Service-Public, "Income tax: return and income",  
(<https://www.service-public.fr/particuliers/vosdroits/N247?lang=en>)



16. Service-Public, “Family allowances (family of 2 or more children)”,  
(<https://www.service-public.fr/particuliers/vosdroits/F13213?lang=en>)
17. Service-Public, “Basic allowance of the Paje paid at the birth of a child”  
(<https://www.service-public.fr/particuliers/vosdroits/F2552?lang=en> )
18. CAF, “Family allowances (Af)”(<https://www.caf.fr/allocataires/aides-et-demarches/droits-et-prestations/vie-personnelle/les-allocations-familiales-af>)

## ド イ ツ

### ① 基礎情報

#### (ア)基礎データ

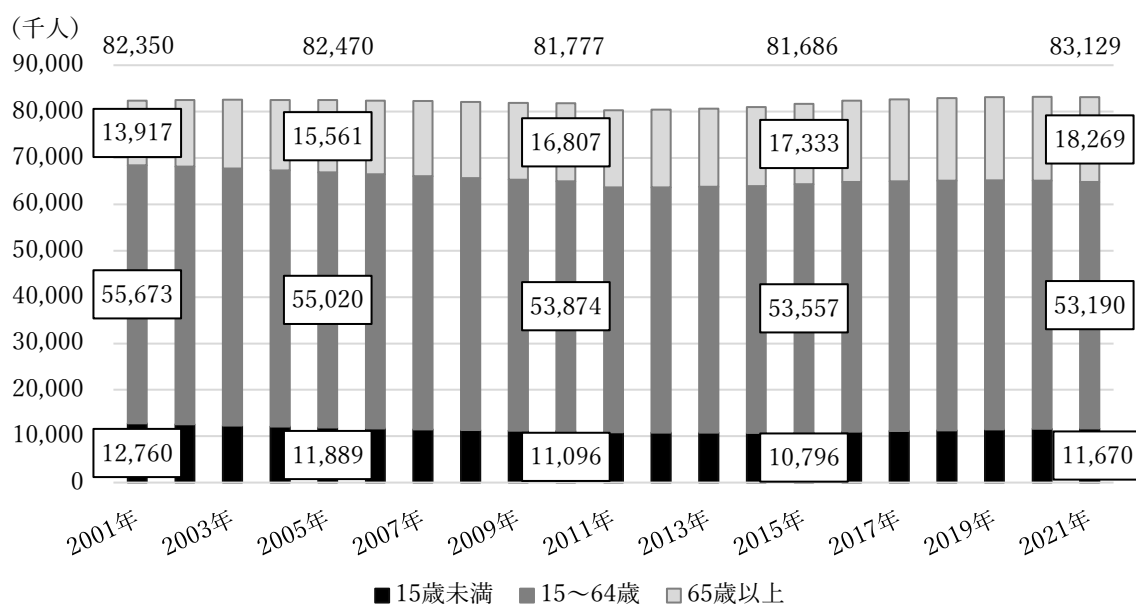
##### ➤ 人口<sup>1</sup>

第2次世界大戦後の1945年から1949年まで出生数が減少したが、1959年から1976年の17年間のベビーブームで人口が増加した。1990年に東西ドイツ再統一がなされると市民に不安感が広がったためか1991年～1995年の人口数は減少した。2021年の総人口は8,312万9,285人であり、2020年から3万1,586人(0.04%)の減少となった。2021年の自然動態は、出生数は79万5,492人、死亡者数は102万3,682人で、継続して死亡者数が出生児数を上回ることとなった。2022年の総人口数は、ウクライナ戦争とそれに関連する難民の移民を考慮するとさらに多くなることが推測される。(出生児数等は、項目(ウ)「出産・育児に関する状況」で後述)

図表1：年齢階級別人口数（2021年）<sup>2</sup>

年齢階級	2021年の人口数	割合
全年齢の合計	8,312万9,285人	
14歳未満	1,167万191人	14.0%
15～64歳	5,318万9,728人	64.0%
65歳以上	1,826万9,366人	22.0%

図表 2：年齢階級別人口推移<sup>2</sup>



➤ 一人当たり名目 GDP

50,795 US ドル (6,857,325 円) (2021 年)<sup>3</sup>

➤ 家族形態<sup>4</sup>

2021 年の世帯数は、4,068.3 万世帯であり、2011 年から 2021 年までの 10 年間で 4.4% 増加している。全世帯のうち、扶養児童のいる世帯は、825.0 世帯 (20.3%) である。全世帯の中でひとり親世帯は 148.7 万世帯 (3.7%)、法的に登録されたパートナーシップを結ぶカップルの世帯は 579.5 万世帯 (14.2%) である。

➤ 国民の平均所得や支出<sup>5,6</sup>

「世帯所得」の項目は、OECD Better Life Index の情報であり、「家庭の支出」の項目は、調査対象国の公表情報である。「家庭の支出」には、税や社会保険料が含まれているか、含まれていないかは、調査対象国ごとに異なる。

➤ 世帯所得

- 一人当たりの年間の平均世帯純可処分所得：38,971US ドル (5,261,085 円) (OECD 平均は 30,490US ドル (4,116,150 円))

- 平均世帯純財産：304,317US ドル（41,082,795 円）（OECD 平均は 323,960US ドル（43,734,600 円））
- 家庭の支出  
2021 年の世帯の月平均の支出は 2,623 ユーロ（375,351 円）である。
- 平均支出の内訳  
家賃・光熱費・ガソリン代などが 966 ユーロ（138,235 円）（21%）、食品・飲料が 402 ユーロ（57,526 円）（9%）、交通費が 322 ユーロ（46,078 円）（7%）の順で高い割合である。なお、教育費は 18 ユーロ（2,576 円）（0.6%）であった。2020 年における世帯の 1 ヶ月の平均支出は、2,507 ユーロ（358,752 円）、2019 年における世帯の 1 ヶ月の平均支出は、2,574 ユーロ（368,339 円）であり、新型コロナウイルス感染症を契機に 2020 年の 1 ヶ月の平均支出は減少している。内訳は、交際費、宿泊・外食費、交通費の割合が減少している。なお、2021 年は 1 ヶ月の平均支出は家計と交通を除くすべての分野で前年より支出が増えた。

#### （イ）社会保障制度<sup>7,8</sup>

- 社会保障制度
  - 制定背景  
世界で最初に社会保険を制度化したビスマルクの医療保険法（1883 年）、労災保険法（1884 年）、年金保険法（1889 年）に端を発する。現在は 5 つの社会保険制度、公的扶助制度及び社会福祉施策がある。
    - ✓ 社会保険制度
      - 年金保険制度（Rentenversicherung）
      - 医療保険制度（Krankenversicherung）
      - 介護保険制度（Pflegeversicherung）
      - 労災保険（本調査研究の調査対象外とした）
      - 失業保険（本調査研究の調査対象外とした）
    - ✓ 公的扶助制度
    - ✓ 社会福祉施策
      - 年金保険制度（Rentenversicherung）

- 目的と機能**

年金保険制度は、老後や障害で就労できなくなった際の所得保障を目的としている。連邦労働・社会省（Bundesministerium für Arbeit und Soziales）が担当所管であり運営は、ドイツ年金保険組合（DRVBund）など各保険者が独立して自主的に行っている。
- 特徴**

社会保険方式により職業ごとに分立し、従業者は個人と事業者で半分ずつ負担する。自営業者は全額自己負担である。
- 財源**

財政は保険料と国庫補助によって賄われている。なお、保険料率の水準については、2004年3月に成立した「公的年金保険持続法」に基づき2020年までは20%、2030年までは22%を上回らないようにするとされていた。2018年11月に成立した「公的年金保険給付改善及び安定化法」に基づき保険料率は2025年まで20%を超えないことが規定された。一方、国庫補助については、1992年の年金改革により、保険料の引上げ率に応じて自動的に改定される。
- 給付内容**

**図表 3：年金保険制度の給付内容<sup>7</sup>**

給付内容	概要
老齢年金 (Altersrente)	老齢年金支給開始年齢は、2012年から2019年にかけて、従来の65歳から67歳に段階的に上げられた。早期支給制度もあり、長期加入者（35年間以上加入）の場合、減額はあるが63歳から受給可能である。また、年金受給中の就労も認められており、年金の減額なく制限額までの就労報酬を得ることができる。通常年金支給開始年齢に達した者については、就労報酬限度額を考慮する必要なく、満額受給できる。繰り上げ受給も可能であり、一定の割合で年金額が増額される。このため、繰り下げ受給により、年金支給開始年齢到達後、働き続けてから、年金を受給することも可能である。

障害年金 (Invalidenrente)	老齢年金支給開始年齢前に、被保険者の稼得能力が健康上の理由で減少もしくは喪失した場合には、「稼得能力の減少を理由とする年金」が支給される。受給要件は、直近5年間に3年間の義務保険料を納付した期間を有し、かつ、稼得能力の減少前に一般的な最低加入期間を満たしていることである。
遺族年金 (Hinterbliebenenrente)	加入期間を満たす被保険者が死亡した場合、配偶者に対して「死亡を理由とする年金」が支給される。すなわち、死亡した被保険者が一般的な最低加入期間を満たす場合、残された配偶者は再婚しない限りにおいて寡婦（夫）年金を受給できるほか、残された子は原則として満18歳まで遺児年金を受給できる。死亡した被保険者に離婚した元配偶者がいる場合は、被保険者本人が最低加入期間を満たしており、さらにその元配偶者が再婚せずに子を養育している場合、元配偶者に対して養育年金が支給される。

➤ 医療保険制度 (Krankenversicherung)

• 制定背景

全ての国民に対して、公的医療保険への加入は義務付けられておらず、社会保険法典が定める一定の基準所得以下の被用者等の「公的保険への加入義務者のある人」と「公的医療保険への加入義務のない人」が存在する。公的医療保険制度は、加入義務のない人のうち公的医療保険へ加入した被用者にも適応する。公的医療保険の保険者は、連邦政府、州政府及び地方自治体から財政的、組織的に独立した公法上の法人である疾病金庫 (Krankenkasse) が担う。公的医療金庫は、医療保険改革等によってもたらされた近年の厳しい財政状況を反映して再編が進んでおり、その数は急激に減少している。2007年2月に成立した「公的医療保険競争強化法」により、2009年1月以降公的医療保険に加入していない者については、原則として公的医療保険又は民間医療保険に加入することとされた (一般的加入義務)。

- 目的と機能

医療保険制度は、被保険者の健康を維持、回復・向上することを目的としている。連邦保健省（Bundesministerium für Gesundheit）が所管しており、疾病金庫が運営主体となっている。

- 特徴

疾病金庫が、被保険者に対し、保健・医療の啓発普及や医療サービスを提供し、健康増進を促進の支援を行っている。また、被保険者は、自分の健康について共同責任があり、健康に留意したライフスタイル、予防的健康プログラムへの早期参加、医療とリハビリテーションへの積極的参加を通じて病気や障害の発症を回避し、その影響を克服するために貢献することが求められている。

- 財源

主に保険料であるが、被扶養者に対する給付等に充当するという目的及び過去の金融経済危機において保険料率の軽減を行った分の穴埋めとして一定規模の国庫補助を実施している。保険料率はかつて疾病金庫ごとに定められていたが、2009年1月より公的医療保険の財政が医療基金の創設によって統一されたことに伴い、保険料率も統一された。更に、2014年6月に成立した「公的医療保険の財政構造及び質の発展に関する法律」によって、保険料率の見直しが行われ、公的医療保険の一般保険料率を15.5%から14.6%に引き下げ、7.3%ずつを労使折半で負担することとし、従来の労働者のみが負担していた0.9%の特別保険料が撤廃された。その上で各疾病金庫の自立性を強化する観点から、報酬比例の疾病金庫独自の追加保険料を徴収することを可能とした。また、2019年1月に施行された「公的医療保険の被保険者負担軽減法」に基づき、従来の被保険者のみが支払っていた追加保険料についても労使折半することとなった。

- 給付内容

医療給付、予防給付、医学的リハビリテーション給付、在宅看護給付等があり、現物給付が原則である。他に現金給付として傷病手当金がある。

➤ 介護保険制度 (Pflegeversicherung)

• 制定背景

連邦保健省が所管しており、介護金庫 (Pflegekasse) が運営主体となっている (根拠法は社会法典第XI編 (SGBXI))。2015年に成立した第2次介護強化法に基づき2017年1月から、要介護者の区分がこれまでの要介護段階I~IIIから要介護度1~5に改正された。

• 目的と機能

被保険者は、原則として医療保険の被保険者と同じ範囲であり、年齢による制限はない。障害等で要介護状態になった場合には、若年者であっても介護保険給付を受けることができる。要介護認定は、医療保険メディカルサービス (疾病金庫が各州に共同で設置し、医師や介護士等が参加する団体) の審査を経て、医療保険者である疾病金庫が別に組織・運営している介護金庫 (保険者) が最終的に決定する。要介護度は、必要な介護の頻度や介護のために必要な時間等に応じて、要介護度1から要介護度5までの5段階に分類される。

• 財源

介護保険の財源は保険料であり、国庫補助は行われていない。保険料率は、高齢化の進展や、給付を拡充する制度改革に伴い2008年7月に1.95%、2013年1月に2.05%、2015年1月に2.35%、2017年1月に2.55%と徐々に引き上げられた。2019年1月にはさらに0.5%引き上げられ、2022年1月現在、賃金の3.05% (被保険者: 1.525%、事業主: 1.525%) となっている。ただし、子を有しない23歳以上の被保険者については、3.4% (被保険者: 1.875%、事業主: 1.525%) である。

• 給付内容

①介護現物給付、②介護手当 (現金給付)、③組合せ給付 (介護現金給付と介護手当を組み合わせた給付。支給限度額は給付割合に応じて決定される。)、④代替介護 (介護者が休暇や病気で一時的に介護困難である場合に、代わりの介護者を雇うための費用を給付)、⑤部分施設介護 (日中又は夜間に、介護施設において一時的に要介護者を預かる給付 (デイケア・ナイトケア)、⑥ショートステイ (短期入所生活介護)、⑦介護補助具の支給・貸与 (技術的介護補助具と消耗品)、⑧住宅改造補助、⑨完全 SGB XII 施設介護等がある。



➤ 公的扶助制度

• 制定背景

親族等からの支援がなく、かつ、就労が不能な生活困窮者に対して給付される公的扶助として設立された。

• 目的と機能

受給者が人間の尊厳を維持できる生活を営むことができるように支援することを目的としている。連邦労働・社会省が所管しており、各州及び市で運用されている。

• 財源

地方自治体の一般財源である。

• 給付内容

社会扶助の内容には、主に生活扶助として必要不可欠な生計費等を保障、特別扶助として疾病、障害、要介護等様々な生活上の特別な状況にある者に対して援助を行う扶助がある。これらの給付については、事前に経済状況の審査が求められる。

➤ 社会福祉施策

• 制定背景

社会福祉施策は、ある福祉サービスが、民間事業または社会保険制度でも提供されていない場合に補完性の原則に基づき政策の設計がされている。具体的には、民間サービスの独立性とその公的サービスに対する優先性が連邦基本法で定められており、社会保障において、まず社会保険で国民のリスクに対応し、それでも対応できない場合に初めて社会福祉の対象とするという構造になっている。

➤ 目的と機能

民間サービスや社会保険制度で対応できない場合、社会福祉施策で保障することを目的としている。主に、高齢者保健福祉施策、障害者福祉施策、児童家庭施策等がある。民間サービスが福祉サービスに占める役割も大きく、特に民間6団体といわれる①カトリック・カリタス連合、②プロテスタント・デアコニー事業団、③社会民主党・労働福祉協会、④中立・無宗教団体、⑤ドイツ赤十字、⑥ユダヤ教団体が重要な役割を担っている。日本の社会福祉法人に該当するものは存在しない。

➤ 財源

公的部門は、基礎的自治体（Gemeinde）が第一義的な権限と責任を有している。日本のように社会福祉サービスの内容を法律で定めておらず、社会福祉サービスの内容は実施主体により異なる。

➤ 給付内容

高齢者保健福祉施策では、訪問看護、在宅介護、家事援助、相談等保健・医療・福祉等ソーシャル・ステーションによる在宅サービス、施設サービスがある（老人居住ホーム、老人ホーム、老人介護ホーム等）。障害者福祉施策では、障害者福祉施設の設置等のサービスがある。児童家庭施策については以下のとおり。

図表 4：児童家庭施策の給付内容

給付内容	概要
母性手当 (Mutterschaftsgeld)	公的医療保険に被保険者本人として義務加入又は任意加入し、かつ、傷病手当金の請求権を持つ女性は、保護期間（就労禁止期間；原則として出産前 6 週間、出産後 8 週間）にわたり、1 日につき保護期間の開始前 3 か月間（週給の場合、13 週間）の平均手取り日額を受給することができる。
児童手当 (Kindergeld)	原則として所得制限なく、18 歳未満のすべての子を対象に支払われる。
児童付加給付 (Kinderzuschlag)	低所得の親に対して児童手当に加算して支給される給付である。
両親手当 (Elterngeld)	育休の取得によって所得が減る親に対し、子が生まれる前の平均賃金（手取り）の 67% が支給される。 2015 年以降は「両親手当プラス (Elterngeld Plus)」を導入し、両親共に週 25～30 時間勤務とする場合、通常 の受給期間に加え最低でも 4 か月の受給を可能とする 「パートナーシップ・ボーナス」が支給される。 (両親手当及び両親手当プラスについては、(ウ) 出 産・育児に関する状況/ 出生児数と合計特殊出生率で後 述)

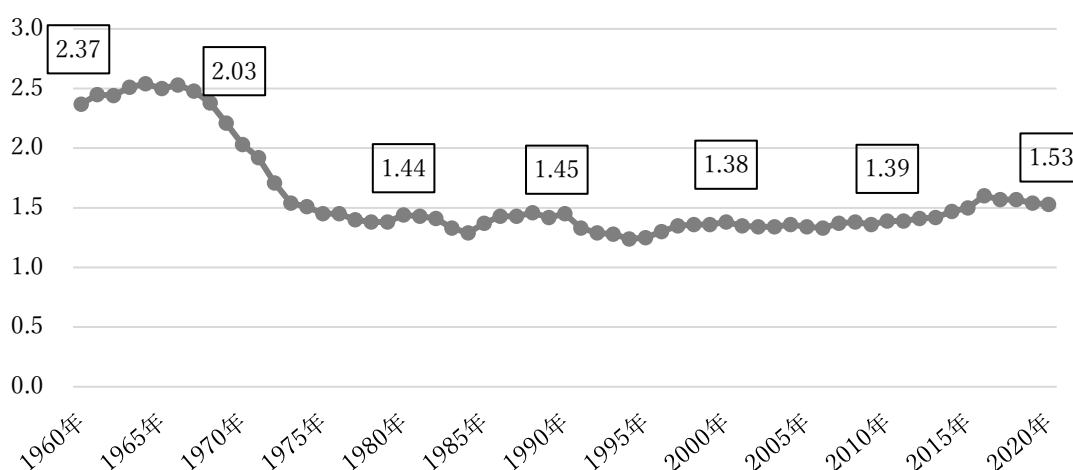
給付内容	概要
保育手当 (Betreuungsgeld)	公的な支援が講じられている保育の場を全く又はほぼ利用せず、3歳未満の児童を私的な環境（自宅等）で保育する両親に支給される。
育児期間中の社会保険 (Ausgleichsverfahren U2)	年金計算上の評価措置として、児童養育期間（Kindererziehungszeit）が認められており、子の養育者（両親の一方のみ）は、子が生まれてから3年間、保険料を支払わずに公的年金制度の強制加入者となる。また、その期間の平均報酬相当額に対する保険料を支払ったものとして評価される。また、母性手当の受給期間中においては、公的医療保険や公的介護保険の保険料は徴収されない。

### (ウ) 出産・育児に関する状況

#### ➤ 出生児数と合計特殊出生率<sup>9</sup>

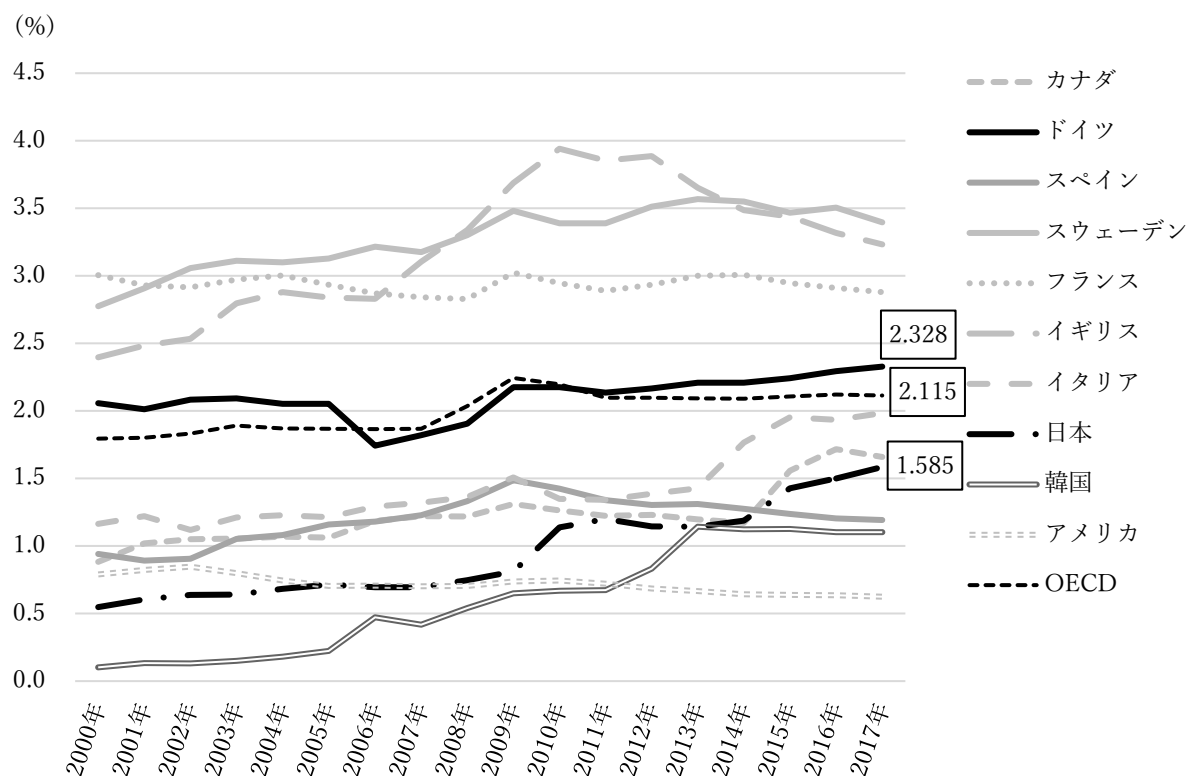
2020年のドイツの出生数は77万3,144人であり、ドイツの合計特殊出生率は2020年に1.53であった。2007年の両親手当と2015年に導入された両親手当プラスにより子が小さい時に両親に時間短縮勤務を奨励するものとなっている。これによって、男女の家事育児負担の平等化と女性の職場復帰を促し、出生率回復に結び付いているとみられている。

図表5：合計特殊出生率の推移



- 家族関係公的支出（Family benefits public spending）<sup>10</sup>  
2017年の家族関係公的支出の国民経済全体に対する割合（対GDP比）は、2.328%である。OECD加盟国の平均値である2.115%よりも高い水準となっている。

図表6：OECD各国の家族関係公的支出の推移



## ② 児童手当

### (ア) 児童手当の名称<sup>11</sup>

ドイツ語：Kindergeld（現行の制度は1964年施行）

英語名：Child Benefit（以下、ドイツの児童手当を「Child Benefit」と記す）

## (イ)根拠法<sup>11, 22</sup>

ドイツ語：Bundeskindergeldgesetz（1964年制定）

英語名：Federal Child Benefit Act

## (ウ)根拠法の制定及び制度の背景<sup>12</sup>

### ➤ 現行制度までの変遷

1936年にChild Benefitと類似の子ども手当（Kinderbeihilfe）として、第五子以降の子を持つ家庭に支給され、1941年からは第三子以降の子を持つ家庭に支給されていた。しかし、敗戦後の1945年に国家社会主義の人種立法の制定により、子ども手当は人口政策の要素が認められるとして廃止となった。ドイツ連邦共和国の建国

（1949年）当初は、家族の理想として父は仕事に、母は家事と育児をするという考え方が主流であった。また、基本法第6条 Grundgesetz で婚姻と家族は国の特別な保護を受けることが定められている。こうした中、第二次世界大戦後は多くの家庭が不安定な生活を送っており、家族に対する経済的支援の要望が大きくなっていった。1953年に家庭省が創設された際には、ナチス時代にドイツ国民と人種政策のための手段として家族を利用した背景もあり、国が政策として家族に介入すべきなのかという議論がなされたこともあったが、結果として、1954年に、児童手当の支給及び家族調整金庫に関する法律（Gesetz über die Gewährung von Kindergeld und die Errichtung von Familienausgleichskassen）が制定され、1955年に現行の前身となるChild Benefitが導入された。

### ➤ 現行の制度の背景

1955年に導入されたChild Benefitは、財源は事業主の拠出金を原則としていた。このため、職業別同業者組合の加入者である被用者・自営業者・家族従業者を対象として、第三子以降の子に一人当たり25マルクを支給していた。1956年には雇用形態の制限をなくし、すべての第三子以降の子に拡大された。現行の根拠法が制定される1964年までの期間、支給対象の拡大による大規模な財政調整やChild Benefitは国の任務である、という世論の高まりによる財源の公費負担の方向転換のため、1954年に制定された児童手当の支給及び家族調整金庫に関する法律に並立する関係諸法が制定された。1964年には、並立する関係諸法を廃止して、現行の連邦児童手当法（Bundeskindergeldgesetz）が制定され、財源を全額公費として第二子以降（第二子

については年間所得 7,200 マルク以下とする所得制限あり) を対象に支給されることとなった。

#### (エ)制度又は根拠法制定の目的<sup>11,12</sup>

現行の連邦児童手当法は Child Benefit の趣旨や目的に関する規定はない。所得税法において第 31 条「家族履行調整」に、子の養育及び教育または職業教育にかかる最低生活費は、児童控除または Child Benefit によって所得税の課税免除を行うと定めている。Child Benefit は、子の養育・教育・職業教育費を含む最低生活費に非課税によって生じる利益の還付と位置付けられている。

#### (オ)創設以降の動向/改正経緯<sup>12,13</sup>

1964 年以降は段階的に所得限度額が段階的に引き上げられ、1975 年には支給対象が第 1 子まで拡大し、18 歳未満のすべての子に支給されることとなった。また、同時に児童控除が廃止され (のちに 1983 年に児童控除は再開となる、児童控除は③ (ア) で後述)、Child Benefit の増額がされ、かつ、所得制限が撤廃された。1975 年の Child Benefit の支給額は月額で第一子 50 マルク、第二子 70 マルク、第三子以降 120 マルクとされた。受給者は 733 万人 (1974 年の 3 倍)、対象となる子の数は 1407 万人 (同年の 2.7 倍)、年間支出総額は 118 億マルク (同年の 3.6 倍) に拡大した。

図表 7：1995 年～2010 年の Child Benefit の支給額（月額）の推移

	支給額（月額）				
	第一子	第二子	第三子	第四子	第五子以降
1955 年～	-	-	25 マルク		
1957 年～	-	-	30 マルク		
1959 年～	-	-	40 マルク		
1964 年～	-	25 マルク※	50 マルク	60 マルク	70 マルク
1970 年～	-	25 マルク※	60 マルク		70 マルク
1975 年～	50 マルク	70 マルク	120 マルク		
1978 年～	50 マルク	80 マルク	150 マルク		
1979 年～	50 マルク	80 マルク	200 マルク		
1979 年～	50 マルク	100 マルク	200 マルク		
1981 年～	50 マルク	120 マルク	240 マルク		
1982 年～	50 マルク	100 マルク	220 マルク	240 マルク	
1983 年～	50 マルク	70～100 マルク***	140～220 マルク***	140～240 マルク***	
1990 年～	50 マルク	70～130 マルク***	140～220 マルク***	140～240 マルク***	
1992 年～	70 マルク	70～130 マルク***	140～220 マルク***	140～240 マルク***	
1994 年～	70 マルク	70～130 マルク***	70～220 マルク***	70～240 マルク***	
1996 年～	200 マルク		300 マルク	350 マルク	
1997 年～	220 マルク		300 マルク	350 マルク	
1999 年～	250 マルク		300 マルク	350 マルク	
2000 年～ （同年 1 月に通貨がユーロに移行）	270 マルク （138 ユーロ相当）		300 マルク （153 ユーロ相当）	350 マルク （179 ユーロ相当）	

	支給額（月額）				
	第一子	第二子	第三子	第四子	第五子以降
2002年～	154 ユーロ			179 ユーロ	
2009年～	164 ユーロ		170 ユーロ	195 ユーロ	
2010年～	184 ユーロ		190 ユーロ	215 ユーロ	

※一定の所得額を超える者には支給されない。

※※所得額により減額して支給される。政権の欄の網掛けは、社会民主党主導の政権を示す。

図表 8：2010～2022 年の Child Benefit の支給額（月額）の推移

	Child Benefit の月額		
	第一子及び第二子	第三子	第四子以降
2010年～ 2014年	184 ユーロ (26,330 円)	190 ユーロ (27,189 円)	215 ユーロ (30,767 円)
2015年	188 ユーロ (26,903 円)	194 ユーロ (27,761 円)	219 ユーロ (31,339 円)
2016年	190 ユーロ (27,189 円)	196 ユーロ (28,048 円)	221 ユーロ (31,625 円)
2017年	192 ユーロ (27,475 円)	198 ユーロ (28,334 円)	223 ユーロ (31,911 円)
2018年	194 ユーロ (27,761 円)	200 ユーロ (28,620 円)	225 ユーロ (32,198 円)
2019年～ 2020年	204 ユーロ (29,192 円)	210 ユーロ (30,051 円)	235 ユーロ (33,629 円)
2021年～ 2022年	219 ユーロ (31,339 円)	225 ユーロ (32,198 円)	250 ユーロ (35,775 円)
2023年	250 ユーロ (35,775 円)		



(カ)担当省庁名<sup>11</sup>

連邦中央税務庁 (Bundeszentralamt für Steuern)

(キ)運営実施主体<sup>11</sup>

連邦雇用庁 (Bundesagentur für Arbeit) の家族金庫 (Familienkasse) が主に給付を担当する執行機関である。

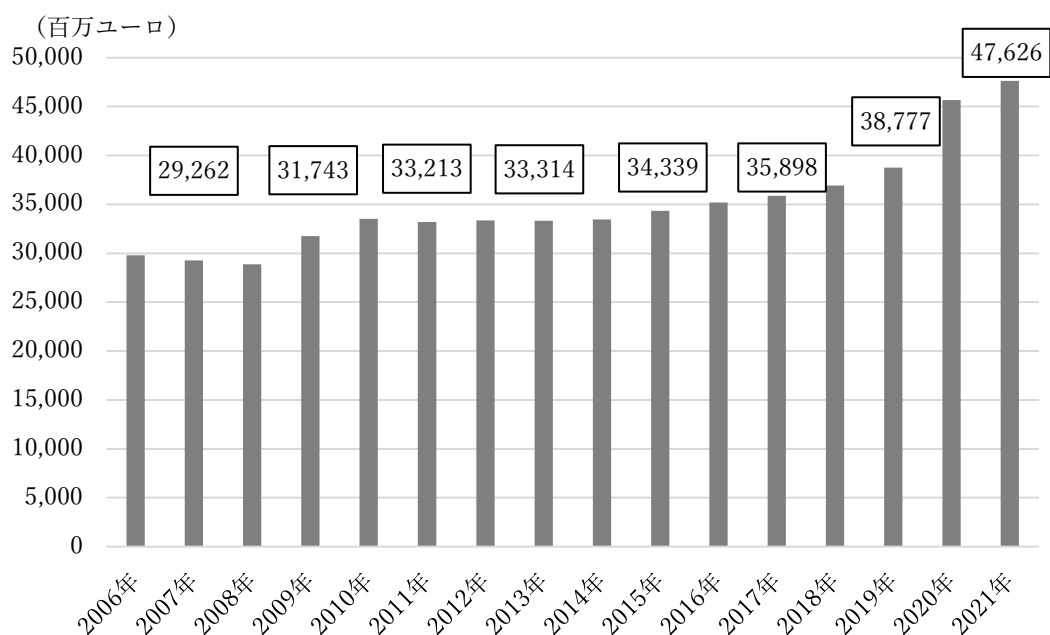
(ク)財源<sup>11</sup>

全額公費負担 (国 74%、州・地方自治体 26%の割合) である。

(ケ)年間予算<sup>14</sup>

2021 年の Child Benefit の支出額は 4,762,600 万ユーロ (6 億 8152 万 8060 円) であった。2006 年から支出額は増額傾向にある。

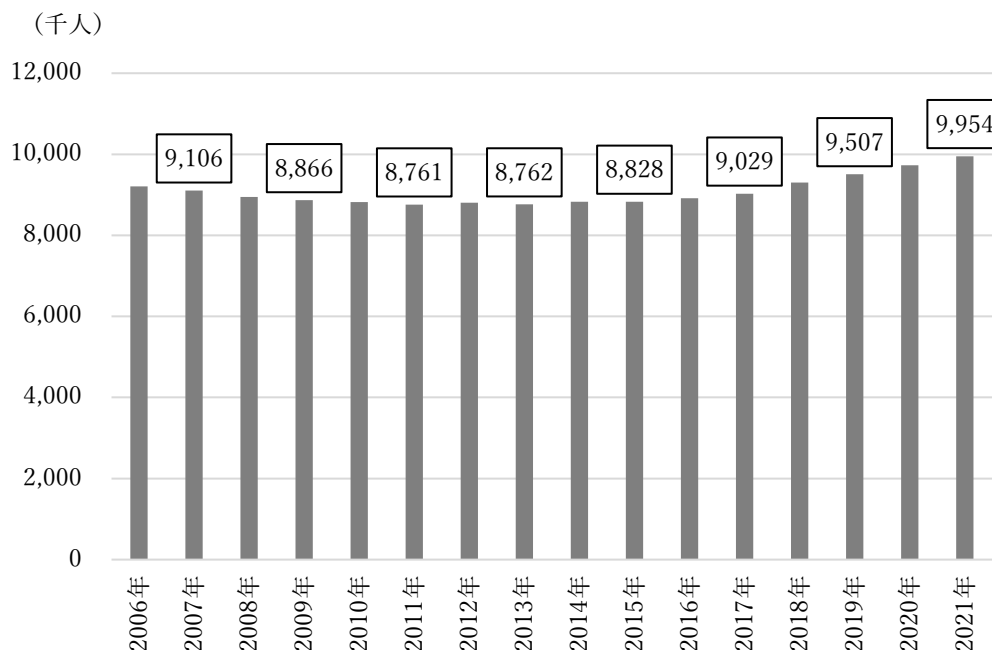
図表 9 : 2006 年～2021 年の Child Benefit の支出額



## (コ)給付の対象者数<sup>15</sup>

2021年のChild Benefitの受給者（公務員を除く）は、約9,954千人であった。2021年の受給者の性別は、女性が74.7%、男性が25.3%であった。男性の受給者の割合は、2015年には20.9%、2020年には24.8%で近年増加傾向である。

図表 10: Child Benefit の受給者の推移<sup>18</sup>



## (サ)児童手当の支給の詳細<sup>16</sup>

- 支給要件
- 受給資格者
  - Child Benefit は、一人の子に対し一人の養育の責任者のみに支給される。なお、ドイツ国籍以外の場合、下記のような条件が求められる。
  - ✓ ヨーロッパ連合加盟国、または、アイスランド、リヒテンシュタイン、ノルウェー、スイスの国籍を有しドイツに滞在している
  - ✓ ドイツに滞在権や滞在許可を有する
  - ✓ アルジェリア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、コソボ、モロッコ、モンテネグロ、セルビア、チュニジア、トルコの国籍を有し、ドイツの社会保険料負担の対象となる雇用

- 、または失業手当や傷病手当を受給している
  - ✓ 難民、亡命者の認定を受けている 等
- 子の年齢・範囲
  - 8歳未満
  - 一定の条件を満たす18歳以上25歳未満

上記の2)の一定の条件は、下記のとおりである（詳細は、連邦雇用庁の「Kindergeld ab 18 Jahren」(<https://www.arbeitsagentur.de/familie-und-kinder/infos-rund-um-kindergeld/nachweise-einreichen>) に記している)。18歳以上の子について請求する場合は、当該子のすべての所得を証明する書類、在学証明書、企業内職業訓練の種類と期間を証明する書類等の提出が求められる。

  - ✓ 大学等に在学中である
  - ✓ 職業訓練を受けており、週20時間以内で働いている
  - ✓ 希望する職業に関連するインターンシップやボランティア等に参加している
  - ✓ 子が無職で職業訓練の受け入れ先が見つからない場合は、職業紹介所やジョブセンターに登録している 等
- 一人当たりの支給額
 

2023年1月以降は、子の年齢・範囲に該当するすべての子に、一律で250ユーロ（35,775円）が支給される。連邦中央税務局が、各年の支給月額を定めている。
- 申請方法
 

子の出生時や同居をしたタイミングで、子の養育者が連邦雇用庁のウェブサイトから専用の様式（個人情報及び振込口座等）にそって、オンライン申請を行う。
- 支給方法
 

Child Benefitの登録が完了するとChild Benefitの番号が割り振られ、番号の最後の桁により、口座に入金される日が決定される。例えば、Child Benefitの番号が「xxxFKxxxxx9」は最後の桁は9である。この1～9のグループごとに給付金が振り込まれる日にちが決定され、申請時の指定口座に振り込まれる。
- 支給回数
 

毎月一回、支給される。

➤ 所得制限

- 所得に応じた減額の有無：なし
- 一定の所得での支給の制限の有無：なし

➤ 多子加算や乳児加算：なし

※2022年までは、多子加算は第三子以降に設けられていた。2023年1月以降、政府の方針の下、2023年と2024年のChild Benefitの支給額が第一子～第三子において支給額が引き上げられ、全ての子に一律に支給されることとなった。2025年以降の多子加算の取り扱いはまだ決定していない。

➤ 用途制限：なし

➤ 特記事項

- 養子縁組<sup>7</sup>

養子縁組で引き取った子にも道教している場合は適用される。

- 離婚した場合<sup>7</sup>

Child Benefitは、一人の子に対し一人の養育者に支給される。両親が別居している場合は、子が一緒に過ごす時間の長い親に支給される。子供がどちらの親とも同居していない場合、子により高い生活費を支払う親に支給される。

- 孤児<sup>17</sup>

孤児や親の所在がわからない子の場合でも、子自身が申請し、滞在許可証を有していれば、Child Benefitを受給できる。

- 無戸籍・無国籍児

特記事項なし

(参考) 児童手当に対する評価等<sup>8</sup>

本調査研究では、児童手当に対する政府の公式な資料や報告書は見つけれなかったが、ドイツ最大の経済領域のシンクタンクであるIfo Instituteが、2012年に「Kindergeld (ドイツ語で、児童手当)」という調査研究 (ドイツ語) を発表している。以下概要を記す。

調査方法や分析方法に制限がある前提で、Child Benefit の増額により、母親の労働時間の短縮と出生率のわずかな上昇したことなどが示された。母親の労働時間の短縮に伴い、政府は税込及び社会保障収入が減額するものの、家族が子と過ごす時間が増えることや自分自身の時間を持つことで自由度を高めることができると記している。一方で、結論において断定はできないと言及している。

### ③ 子育てに関連する税制度

#### (ア) 扶養控除等の税制度<sup>19</sup>

子を養育している家庭に向けた税法上の控除（ドイツ語：Kinderfreibetrag、以下「児童控除」と記す）がある。2022年の児童控除の年額は5,620ユーロ（804,222円）（親一人当たり2,810ユーロ（402,111円））である。加えて、子の養育や教育等の必要性から年額2,640ユーロ（377,784円）（親一人当たり1,320ユーロ（188,892円））の非課税枠が設けられている。所得税の調整・査定は、両者を合算して計算される。例えば、両親が婚姻関係にあり、両親が合算して所得税の調整・査定をする場合、8,260ユーロ（1,182,000円）が非課税となる。（児童控除5,620ユーロ（804,222円）/年額+子の養育や教育等の非課税枠2,640ユーロ（377,784円））

#### (イ) 扶養控除等の税制度による措置と児童手当の関連性<sup>12</sup>

所得税法に基づき、Child Benefit と児童控除のいずれか有利となる方が適用されて調整が行われる。本調整は、Child Benefit の運営実施主体である連邦雇用庁の家族金庫が Child Benefit を先に給付する。次に、毎年の所得税額の査定の際に、州の税務署が、Child Benefit の支給年額と児童控除を適用した場合の所得税の減税額を比較する。その上で、Child Benefit の支給年額が児童控除による所得税の減税額を上回る場合には、児童控除は適用されない。他方、Child Benefit の支給年額が児童控除による所得税の減税額に達しない場合には、児童控除が適用される。

#### (ウ) 経済困窮世帯への控除等の税制度

- 児童付加給付（Kinderzuschlag）<sup>20</sup>

児童付加給付は、自身の生計は賄えるものの、同居する子（25歳までの未婚の子）の生計を賄うには不十分な所得の親に対し、子1人当たり月額で上限229ユーロ（32,770円）が支給される。支給要件は、①子と同居しており、Child Benefitを受給していること、②親の所得が最低所得限度額以上であること（最低所得制限は最低限の生活を満たすため所得税が課されない基準をさし、夫婦の場合は月額合計900ユーロ（128,790円）、ひとり親の場合は月額合計600ユーロ（85,860円））、③自身の生計は賄え、本受給やChild Benefit、その他手当を受けることで子の生計を賄えること、④所得と資産が一定以下であることである。なお、本給付を受給している者は、後述の教育参加型の支援や保育料の免税等の支援も受けることができる。

➤ 教育参加型の支援（Bildungs- und Teilhabepaket）<sup>20</sup>

児童付加給付を受給している場合、教育参加型の支援を受給することができる。子が教育的な成長や社会活動の参加の機会を得るため、さまざまな文化・教育活動が現金給付と現物給付で支援される。支援内容は以下のとおりである。

- ✓ 日帰りの修学旅行や保育園の遠足
- ✓ 宿泊を伴う修学旅行や保育園の遠足
- ✓ 学用品購入費（年額で合計174ユーロ（24,899円））
- ✓ 通学交通費
- ✓ 学習支援
- ✓ 学校や保育園での給食費
- ✓ 地域の社会的・文化的な生活への参加（月額で15ユーロ（2,147円））等

➤ ひとり親の軽減制度<sup>21</sup>

ひとり親家庭は、毎年の所得税額の査定の際に軽減され、2023年からは年額4,260ユーロ（609,606円）が控除される。二人以上の子を養育している場合は、子1人当たり年額240ユーロ（34,344円）ずつ増額される。

## 【参考文献】

1. DSTATIS, “Once again no population growth expected for 2021”  
([https://www.destatis.de/EN/Press/2022/01/PE22\\_027\\_124.html](https://www.destatis.de/EN/Press/2022/01/PE22_027_124.html))
2. The world bank data, “Population total”  
(<https://data.worldbank.org/indicator/SP.POP.TOTL>)
3. International Monetary Fund, “World Economic Outlook Database April 2022”  
(<https://www.imf.org/en/Publications/WEO/weo-database/2022/April/download-entire-database>)
4. DSTATIS, “Households, by type of household”  
(<https://www.destatis.de/EN/Themes/Society-Environment/Population/Households-Families/Tables/households.html>)
5. OECD Better Life Index, “Germany”  
(<https://www.oecdbetterlifeindex.org/?fb=v1>)
6. DSTATIS, “Household final consumption expenditure up 4.6% in 2021 year on year”  
([https://www.destatis.de/EN/Press/2022/12/PE22\\_509\\_639.html](https://www.destatis.de/EN/Press/2022/12/PE22_509_639.html))
7. 厚生労働省厚生労働省「2021年 海外情勢報告」  
(<https://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/kaigai/22/>)
8. Bundesministerium der Justiz, “Sozialgesetzbuch (SGB)” ([https://www.gesetze-im-internet.de/sgb\\_5/](https://www.gesetze-im-internet.de/sgb_5/))
9. DSTATIS, “Total period fertility rate” (<https://www.destatis.de/EN/Themes/Society-Environment/Population/Births/Tables/birth-rate.html>)
10. OECD, “OECD Family Database PF1.1 Public spending on family benefits”  
(<https://www.oecd.org/els/family/database.htm>)
11. Bundesministerium der Justiz, „Bundeskindergeldgesetz“ ([https://www.gesetze-im-internet.de/bkkg\\_1996/](https://www.gesetze-im-internet.de/bkkg_1996/))
12. 斎藤純子「ドイツの児童手当と新しい家族政策」  
([https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_3050289\\_po\\_071603.pdf?contentNo=1&alterNativeNo=](https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_3050289_po_071603.pdf?contentNo=1&alterNativeNo=))
13. University of Duisburg-Essen, Höhe von Kindergeld und Kinderfreibeträgen 1998 – 2023  
([https://www.sozialpolitik-aktuell.de/files/sozialpolitik-aktuell/\\_Politikfelder/Familienpolitik/Datensammlung/PDF-Dateien/tabVII14.pdf](https://www.sozialpolitik-aktuell.de/files/sozialpolitik-aktuell/_Politikfelder/Familienpolitik/Datensammlung/PDF-Dateien/tabVII14.pdf))
14. University of Duisburg-Essen, Struktur der Sozialleistungen nach Leistungsarten 2021  
([abbII2\(sozialpolitik-aktuell.de\)](abbII2(sozialpolitik-aktuell.de)))

15. Statistisches Bundesamt, Eltern- und Kindergeld  
(<https://www.destatis.de/DE/Themen/Gesellschaft-Umwelt/Soziales/Elterngeld/Tabellen/empfaenger-ausgaben.html>)
16. Bundesagentur für Arbeit, Kindergeld verstehen (<https://www.arbeitsagentur.de/familie-und-kinder/infos-rund-um-kindergeld>)
17. Bundesministerium für Familie, Senioren, Frauen und Jugend, Elterngeld  
(<https://familienportal.de/familienportal/familienleistungen/elterngeld>)
18. Ifo Institute, “Kindergeld” ([https://www.ifo.de/DocDL/ifo\\_Forschungsbericht\\_60.pdf](https://www.ifo.de/DocDL/ifo_Forschungsbericht_60.pdf))
19. Bundesministerium für Familie, Senioren, Frauen und Jugend, Freibeträge für Kinder  
(<https://www.bmfsfj.de/bmfsfj/themen/familie/familienleistungen/freibetraege-fuer-kinder/freibetraege-fuer-kinder-73890>)
20. Bundesministerium für Familie, Senioren, Frauen und Jugend, Kinderzuschlag und Leistungen für Bildung und Teilhabe  
(<https://www.bmfsfj.de/bmfsfj/themen/familie/familienleistungen/kinderzuschlag-und-leistungen-fuer-bildung-und-teilhabe-73906>)
21. Bundesministerium der Finanzen, “Das ändert sich 2023”  
([https://www.bundesfinanzministerium.de/Content/DE/Standardartikel/Themen/Steuern/das-aendert-sich-2023.html#:~:text=Der%20Kinderfreibetrag%20\(einschlie%C3%9Flich%20des%20Freibetrags,360%20Euro%20auf%209.312%20Euro\)](https://www.bundesfinanzministerium.de/Content/DE/Standardartikel/Themen/Steuern/das-aendert-sich-2023.html#:~:text=Der%20Kinderfreibetrag%20(einschlie%C3%9Flich%20des%20Freibetrags,360%20Euro%20auf%209.312%20Euro)))
22. European Union, “Chapter IX: Family benefits”  
([https://ec.europa.eu/employment\\_social/soc-prot/missoc99/english/09/d.htm](https://ec.europa.eu/employment_social/soc-prot/missoc99/english/09/d.htm))



## スウェーデン

### ① 基礎情報

#### (ア)基礎データ

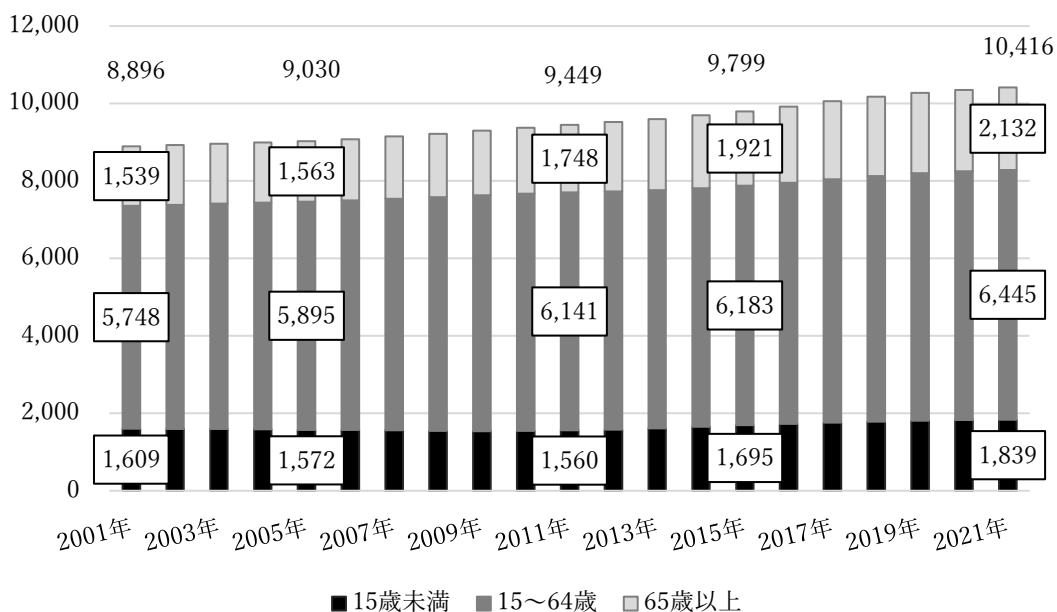
➤ 人口 <sup>1,2,21</sup>

2021年の総人口は1,041万5,811人であり、2020年から6万2,369人(0.60%)の増加となった。2014年には中東からの移民が増加し、2017年には国内の22県のうち21県にて人口が増加した。2021年の自然動態は、出生数は11万4,263人、死亡者数は9万1,958人で、出生児数が死亡者数を上回っている。(出生児数等は、項目(ウ)「出産・育児に関する状況」で後述)

図表1：年齢別人口数(2021年)

年齢階級	2021年の人口数(人)	割合(%)
全年齢の合計	1,041万5,811	
18歳未満	183万8,937	17.7%
18～64歳	644万4,789	61.9%
65歳以上	213万2,085	20.5%

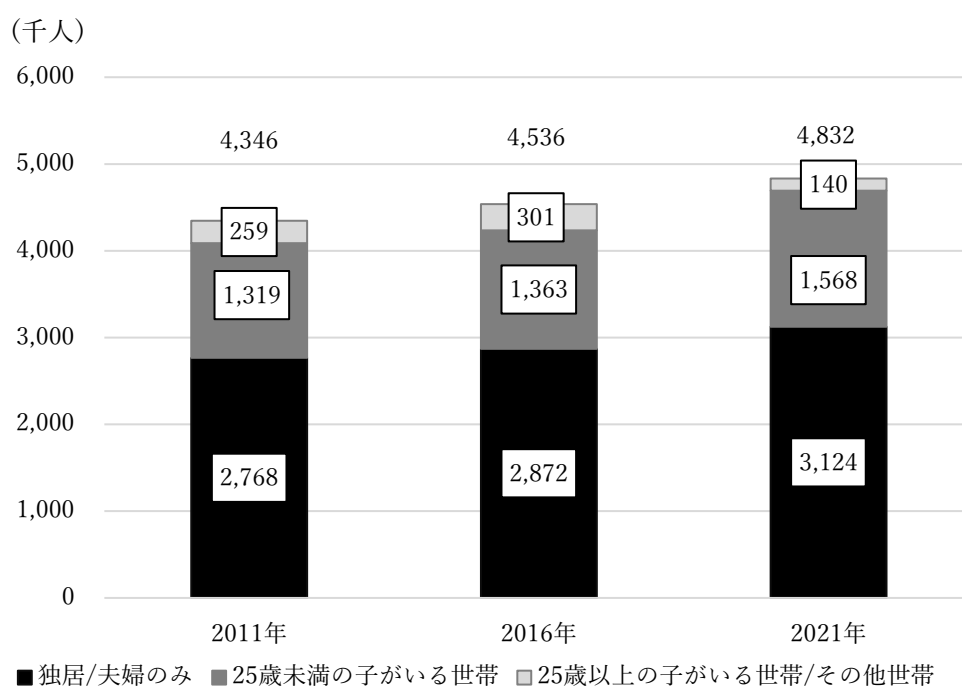
図表 2：年齢階級別人口推移



➤ 一人当たり名目 GDP<sup>3</sup>  
60,028US ドル (8,103,780 円) (2022 年)

➤ 家族形態<sup>4</sup>  
2021 年の全世帯数は、4,831,811 世帯である。全世帯のうち、子を持つ世帯の中では、25 歳以下の子と同居している世帯が 991,663 世帯(20.5%)であり、25 歳以上の子と同居している世帯は 286,979 世帯(5.9%)である。また、単身世帯は 1,967,551 世帯(40.7%)、子を持たない夫婦・カップルの世帯は 1,156,177 世帯(23.9%)である。

図表 3：家族構成推移



➤ 国民の平均所得や支出等

「世帯所得」の項目は、OECD Better Life Index の情報であり、「家庭の支出」の項目は、調査対象国の公表情報である。「家庭の支出」には、税や社会保険料が含まれているか、含まれていないかは、調査対象国ごとに異なる。

➤ 世帯所得<sup>5</sup>

- 一人当たりの年間の平均世帯純可処分所得  
33,730US ドル (4,553,550 円) (OECD 平均は 30,490US ドル (4,116,150 円))
- 平均世帯純財産  
435,100US ドル (58,738,500 円) (OECD 平均は 323,960US ドル (43,734,600 円))

➤ 家庭の支出<sup>6</sup>

本調査では見つけることができなかった。

- 平均支出の内訳  
政府は、毎年「Household budget survey」により、世帯の支出の割合を公開している。2021 年は、一般世帯における年間の支出で支出の多い順に住居費（21.9%）、交通費（14.9%）、食品およびアルコール飲料（13.6%）で、教育費は内訳項目になかった。

## (イ)社会保障制度<sup>7</sup>

社会保障制度は、積極的な所得再分配を伴う広範かつ高水準の所得保障を特徴とし、世界的に高福祉国家の一つと言われている。社会保障制度は社会保険(Socialförsäkring)と医療サービスに大別される。

- 社会保険  
国の事業として主に現金給付をしている。
- 医療サービス  
地方自治体（日本における県に相当）によって医療施設・医療従事者を設置・配置し、本人負担割合は無償～最大上限 300 クローネで医療サービスを提供している。なお、社会保障費用は、2019 年で 1 兆 3,937 億クローナ（18 兆 1181 億円）で、対 GDP 比は 27.6%であった。
- 社会保険
  - 制定背景<sup>8</sup>  
社会保険に関する歴史は古く、1891 年に国民の健康保険を支援するために健康保険基金に関する最初の法律(Lagen om Sjukassor)が制定された。その後、1914 年に国民年金法(Lagen om Folkpension)、1947 年に Child Allowance に関する法律（Lag om allmänna barnbidrag）（「②児童手当」で後述）、1996 年に養育費に関する法律（Lag om underhållsstöd）等が制定され、社会保険制度が拡大していった。2010 年に社会保険法典（Socialförsäkringsbalk）が制定され、児童手当、住宅手当、労働災害保険、障害者手当、各種老齢・遺族年金に関する 31 の社会保険関係の法律が一つに統合された。
  - 目的と機能<sup>9</sup>  
社会保険制度は、人生の各ライフステージにおいて経済的な保証をすることを目的としている。そのため、給付内容は現金給付が中心である。2005 年 1 月に創設された

社会保険庁（Försäkringskassan）が社会保険制度を管理し、社会保険の支給対象者や支給額を決定して給付を担っている。

- 特徴<sup>9</sup>

社会保険制度に加入し、被保険者であれば、自営業者を含めて基本的に職域の別なくスウェーデンに居住する全住民に適用され、また給付水準は所得制限を設けずに賃金の一定水準を保証するという形態をとっている。
- 財源<sup>7</sup>

財源は国民が負担する保険料及び公費負担である。
- 給付内容<sup>7</sup>

社会保険の給付は、①家族・児童への経済的保障、②傷病・障害に対する経済的保障、③高齢者への経済的保障の三つに分類される。

図表 4：社会保険給付内容一覧（一部抜粋）

給付内容	概要
<b>家族・児童への経済的保障</b>	
両親手当 (Föräldrapenning)	<ul style="list-style-type: none"> <li>育児休業を取得時は、休暇前の所得の 80%が合計 480 日間、給付される。</li> </ul>
児童手当 (Barnbidrag)	<ul style="list-style-type: none"> <li>16 歳未満の子を養育する親は、一人当たり月額 1,250 クローナ (16,250 円) が給付される（「②児童手当」で後述する）。</li> </ul>
養育費補助 (Underhållsstöd)	<ul style="list-style-type: none"> <li>両親の離婚後、養育費を支払う義務のある親が経済的保障を放棄した場合、最高で月額 1,273 クローナ (16,549 円) が給付される。</li> <li>原則として支給額相当額を返済しなければならない。</li> </ul>
<b>傷病・障害に対する経済的保障</b>	
傷病手当 (Sjukpenning)	<ul style="list-style-type: none"> <li>労働者が傷病に罹った際、退職前の所得の 80%が給付される。</li> <li>原則 1 年間給付され、審査によって延長が認められた場合は給付が継続される。</li> </ul>

給付内容	概要
<b>高齢者への経済的保障</b>	
老齢年金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 61歳以上で受給者が選択することで支給が開始される（近年受給開始下限年齢が上昇: 2020年から62歳以上）</li> <li>・ 基本的に老齢年金は所得比例年金(Inkomstpension)と確定拠出型プレミアム年金(Premiepension)の組み合わせであり、年金額が一定水準に満たない者に対しては保証年金(Garantipension)が給付される。</li> </ul>

➤ 医療サービス

• 制定背景<sup>10</sup>

社会保険制度の拡大に伴い、公衆衛生及び保健・医療サービスの提供を推進し、公的資金による患者負担の低い医療制度が確立されていった。1980年代には、健康・医療への投資額水準が世界で最も高い国の一つとなった。

• 目的と機能<sup>11</sup>

すべての国民が平等に医療サービスを享受でき、健康の維持・向上を目的としている。医療サービスは、国民の価値及び尊厳を尊重し、医療を最も必要とする者に優先的に提供することを原則としている。

• 特徴<sup>11</sup>

保健医療法（Hälso- och sjukvårdslag）に基づき、医療サービスの制度・運用に関する基本規定が明記されており、国が全体的な医療政策に責任を持ち、地方自治体が医療サービスの提供及び資金調達を担うとしている。

• 財源<sup>7</sup>

地方自治体の税収(主として住民所得税)及び患者の一部負担である。

• 給付内容<sup>7</sup>

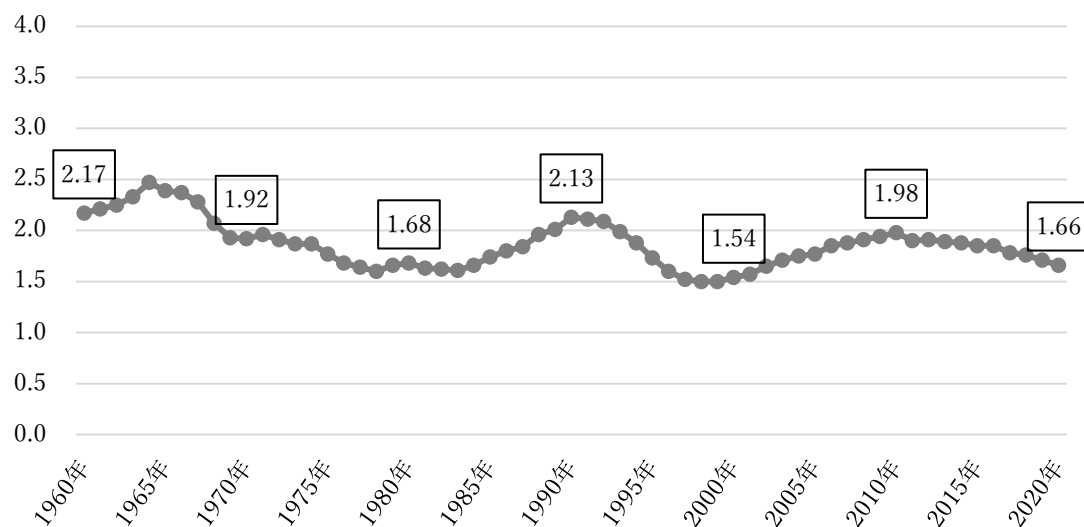
国が規定した上限額の範囲内で、各地方自治体が診療・治療内容に応じて本人負担額を設定している。通常の外来診療の場合、1回あたり約0 クローナ（0円）～300 クローナ（3,900円）で、入院は1日あたり約50（650円）～100 クローナ（1,300円）が上限である。20歳未満は、外来診療・入院費等は無料の自治体が多い。

### (ウ) 出産・育児に関する状況

➤ 出生児数と合計特殊出生率<sup>12</sup>

2020年の出生児数は11万4,263人であり、合計特殊出生率は1.66であった。2000年以降、合計特殊出生率は上昇傾向であったが、2010年頃から低下している。

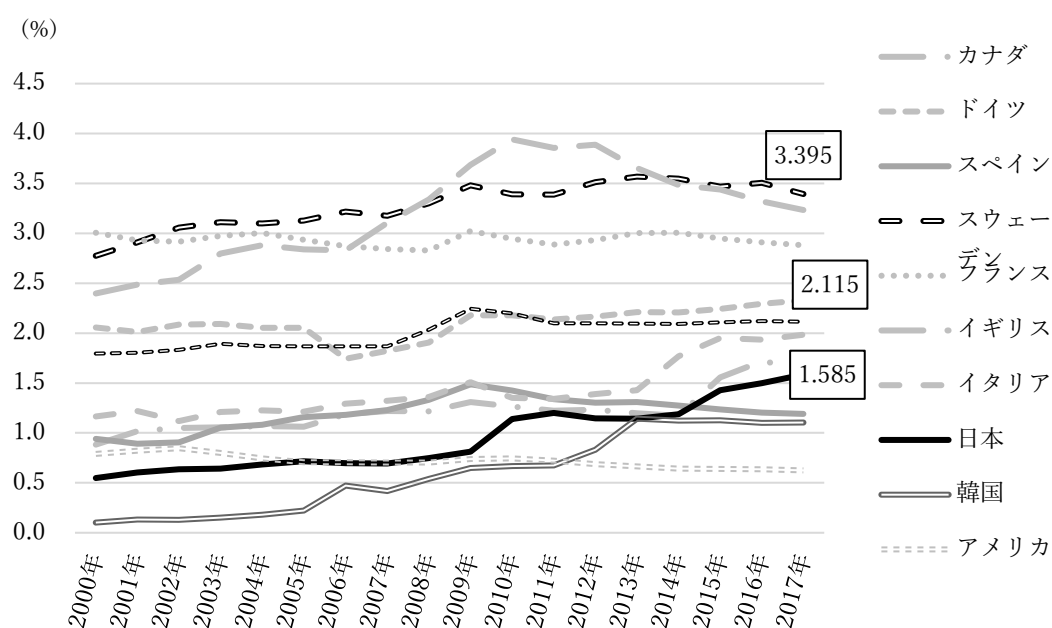
図表5：合計特殊出生率の推移



➤ 家族関係公的支出 (Family benefits public spending)<sup>13</sup>

2017年のOECDのデータで対GDP比3.395%である。これは同年のOECD平均値2.115%と比較して高い数値である。

図表 6：OECD 各国の家族関係公的支出の推移



## ② 児童手当<sup>14,15</sup>

### (ア) 児童手当の名称

スウェーデン語：Barnbidrag（1948年施行）

英語名：Child Allowance

（以下、スウェーデンの児童手当を「Child Allowance」とする）

なお、Child Allowance は、下記の 1)～3)の三つで構成されている。調査項目（イ）～（コ）、及び（サ）の「受給資格者」は同様であるが、「子の年齢・範囲」がそれぞれ異なる。

- 1) Child Allowance
- 2) Extended Child Allowance
- 3) Multiple Child Allowance

### (イ) 根拠法<sup>14,16</sup>

1947年に Child Allowance に関する法律（Lag om allmänna barnbidrag）が制定された。2010年に社会保険法典（Socialförsäkringsbalk）が制定され、Child Allowance を含む 31 の社会保険



関係の法律が一つに統合された。よって Child Allowance に関する法律は廃案となった。この統合は、概念・用語の整理、制度の透明性・わかりやすさの向上を目的とし、各制度の支給内容等を変更してはいない。Child Allowance においても、前法律に明記されている支給要件・内容等に変更はない。

#### (ウ)根拠法の制定及び制度の背景<sup>17</sup>

➤ 現行制度までの変遷

1938年に、前身となる Child Allowance に関する法律 (lagen om barnbidrag) が制定され、Child Allowance がひとり親や障害のある子を養育する親に対して支給された。

➤ 現行の制度の背景<sup>18</sup>

第二次世界大戦中、諸外国と同様に出生率の低下に直面した。そのため、政府は子を養育する上での経済的負担に伴う出生率の低下を解決するために、1947年に Child Allowance に関する法律 (Lag om allmänna barnbidrag を) 制定した。本制定により、児童扶養控除が廃止となり、Child Allowance として全ての16歳未満の子を養育する家庭に現金給付を開始した。児童扶養控除の廃止の理由は、税控除は高所得の家庭と比較して低所得の家庭に恩恵が少ないが、現金給付は親の収入に関係なく子に平等に支給されるためである。

#### (エ)制度又は根拠法制定の目的<sup>14,19</sup>

1947年に制定された Child Allowance に関する法律は、出生率の向上及び経済困窮世帯への経済的支援のために導入された。現在の Child Allowance の目的は、子を養育する家庭と、子のいない家庭における生活水準及び経済状況を均等化することである。なお、1947年に制定された Child Allowance に関する法律及び現行の社会保険法典において、Child Allowance の趣旨や目的は明記されていない。

#### (オ)創設以降の動向/改正経緯<sup>7,18</sup>

1947年の Child Allowance の導入当時は、子一人当たりの支給額は、三か月で65クローネ (845円) であった。以降、子一人当たりの支給額は増額されてきた。1982年には、Child Allowance の多子加算となる Multiple Child Allowance が導入され、子が三人以上いる家庭は、

手当の支給が付加された。しかしながら、1996年に国家財政の再編成を理由として Child Allowance は初めて減額が決定された。第一子の支給額が月額 750 クローネ (9,750 円) から 640 クローネ (8,320 円) に引き下げられ、かつ Multiple Child Allowance が廃止された。1998 年には、第一子の支給額は月額 750 クローネ (9,750 円) に増額され、かつ、Multiple Child Allowance も再開された。2010 年に、社会保険法典の制定により、31 の社会保険関係の法律が一つに統合された。Child Allowance も本法に統合され、1947 年に制定された Child Allowance に関する法律は 2011 年に廃案となった。しかし、Child Allowance に関する法律に明記されている支給要件・内容等は変更されていない。以降、Child Allowance は増額し、2018 年に第一子の支給額は月額 1,250 クローネ (16,250 円) となり、現在に至る。

#### (カ)担当省庁名<sup>14</sup>

保健社会省 (Socialdepartementet)

#### (キ)運営実施主体<sup>14</sup>

社会保険庁 (Försäkringskassan)

#### (ク)財源<sup>14</sup>

全額公費負担で、税及び社会保険料である。

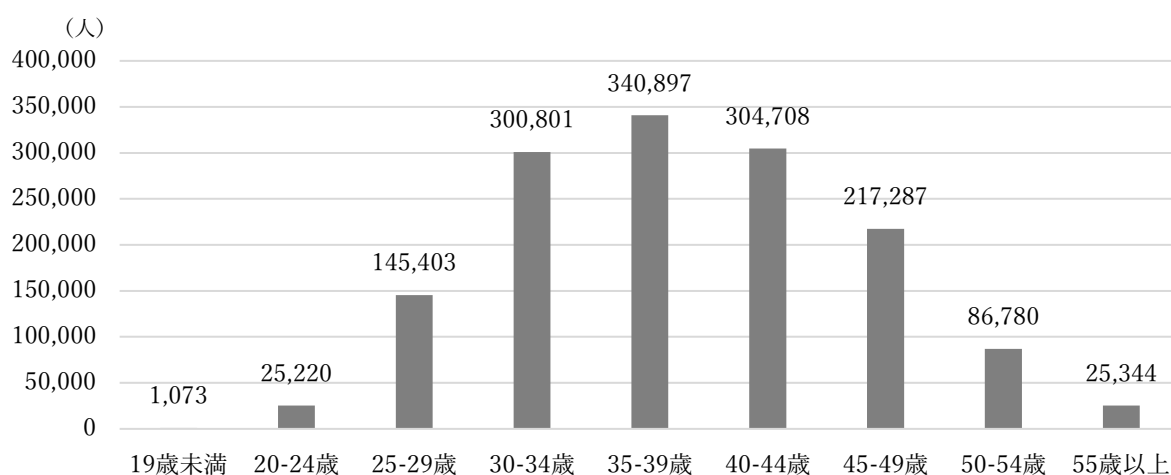
#### (ケ)年間予算<sup>7</sup>

2020 年の Child Allowance の支出は、333 億クローネ (4329 億円) であった。2018 年は 317 億クローネ (4121 億円)、2019 年は 332 億クローネ (4316 億円) であり支出は年々増額している。

#### (コ)給付の対象者数<sup>19</sup>

2019 年の受給者数は約 144 万人であった。35~39 歳が約 34 万人 (全体の 23.5%) で最多の年齢層であり、次いで、40~44 歳の約 30 万人 (全体の 20.8%) であった。

図表 7 : 2019 年の Child Allowance の年齢層別の受給者数



(サ)児童手当制度の詳細<sup>15</sup>

➤ 支給要件

• 受給資格者

スウェーデンに居住し、子の法的な親権者であること。また、親と子がスウェーデンの社会保険の被保険者であることが条件である。なお、両親もしくは片親が欧州連合/欧州経済領域加盟国もしくはスイスに居住や就労等している場合、どちらの国の手当が適用されるかについては社会保険庁に問い合わせが必要である。

• 子の年齢・範囲

1) Child Allowance

全ての 16 歳未満の子が対象である。

2) Extended Child Allowance

子が 16 歳以上で、義務教育もしくは特別支援学校に通学している子が対象である。

子が学校を退学・卒業するまで受給を延長することができる。

3) Multiple Child Allowance

16歳未満の子が二人以上いる家庭が対象である。

➤ 一人当たりの支給額

1) Child Allowance 及び 2) Extended Child Allowance

両者の支給額は同額で、月額で 1,250 クロウネ（16,250 円）である。

3) Multiple Child Allowance

16 歳未満の子が二人以上いる家庭には、1)と 2)の支給額に加えて Multiple Child Allowance が支給される。例えば、16 歳未満の子が二人いる家庭には、1)Child Allowance が 1,250 クロウネ（16,250 円）×子二人分の支給額 2,500 クロウネ（32,500 円）に、3)Multiple Child Allowance として 150 クロウネ（1,950 円）が付加され、合計 2,650 クロウネ（34,450 円）が支給される。

図表 8： Child Allowance の支給額（月額）

子の数	1)Child Allowance、 2)Extended Child Allowance 支給額	3)Multiple Child Allowance 支給額	Child Allowance の支給合計額
一人	1,250 クロウネ (16,250 円)	なし	1,250 クロウネ (16,250 円)
二人	2,500 クロウネ (32,500 円)	150 クロウネ (1,950 円)	2,650 クロウネ (34,450 円)
三人	3,750 クロウネ (48,750 円)	730 クロウネ (9,490 円)	4,480 クロウネ (58,240 円)
四人	5,000 クロウネ (65,000 円)	1,740 クロウネ (22,620 円)	6,740 クロウネ (87,620 円)
五人	6,250 クロウネ (81,250 円)	2,990 クロウネ (38,870 円)	9,240 クロウネ (120,120 円)
六人	7,500 クロウネ (97,500 円)	4,240 クロウネ (55,120 円)	11,740 クロウネ (152,620 円)

➤ 申請方法

国民は社会保険に加入しており社会保険の全般の給付に関する申請・登録ができているため、Child Allowance のために特別な申請は不要である。社会保険に加入する際に登録した個人の振込口座に自動的に支給される。

- 支給方法  
子の出生した最初の月から 16 歳に達するまで、毎月 20 日に支給される。
- 支給回数  
月に 1 回である。  
誕生の翌月から子が 16 歳になった誕生付を含む 3 ヶ月後まで毎月支給される。
- 所得制限：なし
- 多子加算又は乳児加算  
第二子以降、子の数に応じて、支給額が増加する。乳児加算はない。
- 用途制限：なし
- 特記事項
  - 養子縁組  
養子縁組の手続きが完了後すると Child Allowance の支給要件に適用するため、Child Allowance が受給可能となる。社会保険庁に、養子縁組をした子の社会保険加入のための特定の申込書及び養子縁組の同意書、養子縁組を開始した時期を示す書類を提出する。養子縁組をした翌月から Child Allowance を受給できる。
  - 離婚した場合  
離婚後も、両親が子の共同親権を有している場合、Child Allowance は子一人当たり 1,250 クローネ（16,250 円）が二等分され、それぞれの親に支給される。ひとり親と同様に、片親に全額支給するように申請することを選択することも可能である。
  - 無戸籍・無国籍児  
スウェーデンに居住しているが無国籍児の場合、スウェーデンで出生している、出生時より無国籍である、子が 18 歳未満である、永住権を保有している等の条件に該当すればスウェーデン国籍を申請した上で、支給要件に適用すれば Child Allowance を受給できる。

### ③ 子育てに関する税制度

#### (ア)扶養控除等の税制度<sup>16</sup>

現在はない。1947年に、児童扶養控除が廃止となった。

#### (イ)扶養控除等の税制度による措置と児童手当の関連性<sup>18</sup>

関連性はない。1947年にChild Allowanceに関する法律（Lag om allmänna barnbidrag）が制定され、児童扶養控除が廃止となった。子を養育する家庭への支援として全ての16歳未満の子を養育する家庭を対象にChild Allowanceとして現金を給付することになった。なお、児童扶養控除の廃止の理由は、税控除は高所得の家庭と比較して低所得の家庭に恩恵が少ないため、Child Allowanceにより親の収入に関係なく子に平等に支給することにある。

#### (ウ)経済困窮世帯への控除等の税制度

##### ➤ 未就学児の保育料の軽減<sup>20</sup>

家庭の所得に応じて、未就学児の保育料は軽減される。低所得世帯では総収入（所得及び失業手当）のうち、第一子は3%、第二子は2%、第三子は1%保育料が軽減される。また、3歳～6歳の子は、一般就学前教育（Swedish- allmän förskola）を週15時間、年間35週間を無料で利用できる。

##### ➤ 住宅手当（Bostadsbidrag）<sup>7</sup>

子を養育している家庭と18歳以上～28歳以下の子のいない若年者を対象に、子の数、住居の大きさ、所得に応じた住宅手当が給付される。ひとり親及び低所得家庭に対する経済的支援として機能している。

## 【参考文献】

1. Statistics Sweden, “Summary of Population Statistics 1960-2021”  
(<https://www.scb.se/en/finding-statistics/statistics-by-subject-area/population/population-composition/population-statistics/pong/tables-and-graphs/population-statistics---summary/summary-of-population-statistics/>)
2. Statistics Sweden, “Reduced immigration from Syria in the first six months of the year”  
(<https://www.scb.se/en/finding-statistics/statistics-by-subject-area/population/population-composition/population-statistics/pong/statistical-news/population-statistics-1-jan30-june-2017/>)
3. Statistics Sweden, “GDP per capita (1993-)”  
(<https://www.scb.se/en/finding-statistics/statistics-by-subject-area/national-accounts/national-accounts/national-accounts-quarterly-and-annual-estimates/pong/tables-and-graphs/graphs/gdp-per-capita-1993/>)
4. Statistics Sweden, “Number of households and persons by region, type of household and number of children. Year 2011-2021”  
([https://www.statistikdatabasen.scb.se/pxweb/en/ssd/START\\_\\_BE\\_\\_BE0101\\_\\_BE0101S/Hus hallT05/table/tableViewLayout1/](https://www.statistikdatabasen.scb.se/pxweb/en/ssd/START__BE__BE0101__BE0101S/Hus hallT05/table/tableViewLayout1/))
5. Statistics Sweden, “Household spending, Sweden, regions and provinces”,  
(<https://www.scb.se/en/finding-statistics/statistics-by-subject-area/household-finances/household-expenditures/household-budget-survey-hbs/pong/statistical-news/households-expenditures-2021/>)
6. Statistics Sweden, “Summary of Population Statistics 1960-2021”  
(<https://www.scb.se/en/finding-statistics/statistics-by-subject-area/household-finances/household-expenditures/household-budget-survey-hbs/pong/tables-and-graphs/type-of-household--share-of-total-consumption-per-household-during-2021/>)
7. 厚生労働省、「2021年海外情勢報」  
(<https://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/kaigai/22/dl/t2-05.pdf>)
8. Försäkringskassan, “Socialförsäkringens historia” (<https://www.forsakringskassan.se/om-forsakringskassan/vart-uppdrag/socialforsakringens-historia>)
9. Försäkringskassan, “Social insurance system”  
(<https://www.forsakringskassan.se/english/moving-to-working-studying-or-newly-arrived-in-sweden/social-insurance-system>)

10. Symbiocare, “How Sweden achieved world-class medical and social care”  
(<https://www.symbiocare.org/how-sweden-achieved-world-class-medical-and-social-care/>)
11. Sveriges Riksdag, “Hälso- och sjukvårdslag (2017:30)”  
([https://www.riksdagen.se/sv/dokument-lagar/dokument/svensk-forfattningssamling/halso--och-sjukvardslag\\_sfs-2017-30](https://www.riksdagen.se/sv/dokument-lagar/dokument/svensk-forfattningssamling/halso--och-sjukvardslag_sfs-2017-30))
12. Statistics Sweden, “Children per woman by country of birth 1970-2021 and projection 2022-2070 “  
(<https://www.scb.se/en/finding-statistics/statistics-by-subject-area/population/population-projections/population-projections/pong/tables-and-graphs/children-per-woman-by-country-of-birth-and-projection/>)
13. OECD, “Family benefits public spending “  
(<https://data.oecd.org/socialexp/family-benefits-public-spending.htm>)
14. Sveriges Riksdag, “Lag (1947:529) om allmänna barnbidrag“  
([https://www.riksdagen.se/sv/dokument-lagar/dokument/svensk-forfattningssamling/lag-1947529-om-allmanna-barnbidrag\\_sfs-1947-529](https://www.riksdagen.se/sv/dokument-lagar/dokument/svensk-forfattningssamling/lag-1947529-om-allmanna-barnbidrag_sfs-1947-529))
15. Försäkringskassan, “Child allowance“  
(<https://www.forsakringskassan.se/english/parents/child-allowance> )
16. Sveriges Riksdag, “Socialförsäkringsbalk (2010:110)“  
([https://www.riksdagen.se/sv/dokument-lagar/dokument/svensk-forfattningssamling/socialforsakringsbalk-2010110\\_sfs-2010-110](https://www.riksdagen.se/sv/dokument-lagar/dokument/svensk-forfattningssamling/socialforsakringsbalk-2010110_sfs-2010-110) )
17. Stockholms stadsbibliotek, “ folkhemmets barndom  
(<https://biblioteket.stockholm.se/inspiration/artikel/i-folkhemmets-barndom>)
18. Försäkringskassan, “Barnbidrag“  
([https://web.archive.org/web/20110819131418/http://www.forsakringskassan.se/press/statistik\\_och\\_analys/barn\\_och\\_familj/barnbidrag](https://web.archive.org/web/20110819131418/http://www.forsakringskassan.se/press/statistik_och_analys/barn_och_familj/barnbidrag))
19. Statista, “The number of childcare allowance recipients in Sweden in 2019, by age group“(<https://www.statista.com/statistics/536682/sweden-childcare-allowance-recipients-by-age-group/>)
20. OECD, “The OECD Tax-benefit model for Sweden“ (<https://www.oecd.org/els/soc/TaxBEN-Sweden-2018.pdf>)
21. The world bank data, “Population total  
(<https://data.worldbank.org/indicator/SP.POP.TOTL>)



## イタリア

### ①基礎情報

#### (ア)基礎データ

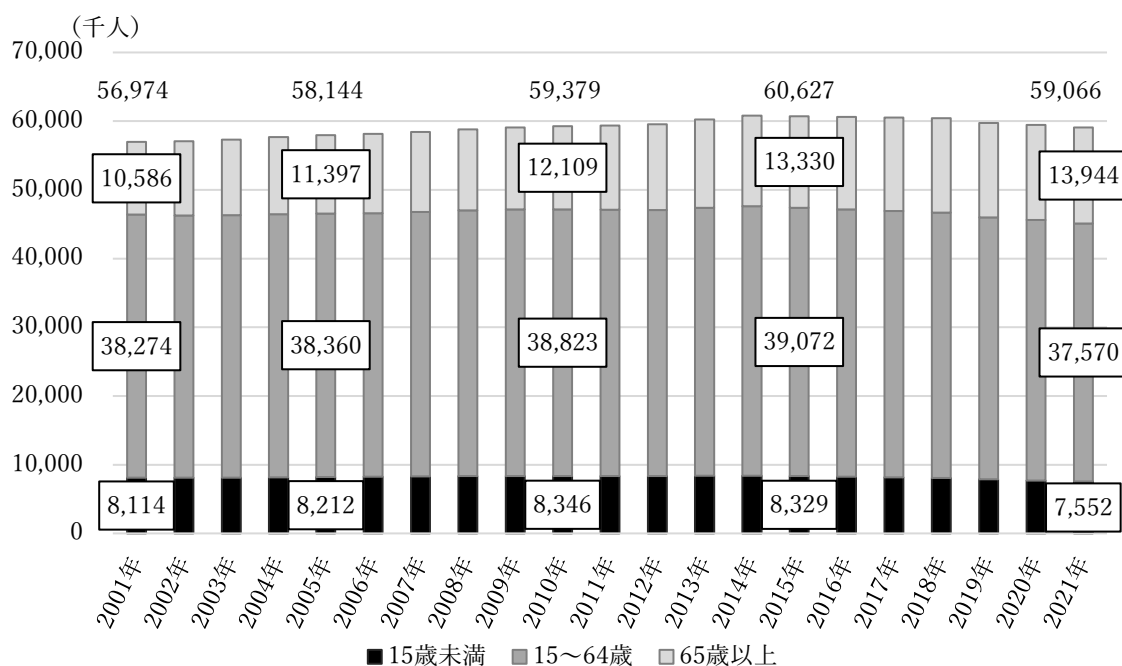
➤ 人口<sup>1,2,3,4</sup>

2001年から2013年にかけて人口数は横ばいに推移し、2014年以降は減少傾向になっている。2021年の総人口は5,906万6,226人で、2020年から38万3,301人(0.64%)の減少となる。2021年の出生児数は、コロナの影響で40万249人と過去最低の出生児数を記録した。2021年の死亡者数は70万1,346人で、死亡者数が出生児数を上回っている。(出生児数等は、項目(ウ)「出産・育児に関する状況」で後述)

図表1：年齢階級別人口数(2021年)

年齢階級	人口数(人)	割合(%)
全年齢の合計	5,906万6,226	
15歳未満	755万2,131	12.8
15～64歳	3,756万9,928	63.6
65歳以上	1,394万4,167	23.6

図表 2：年齢階級別人口推移



- 一人当たり名目 GDP  
35,472US ドル (4,788,720 円) (2021 年)<sup>5</sup>
- 家族形態<sup>6</sup>  
2021 年の世帯数は、2,524.9 万世帯であり、2017 年から 2021 年までの 5 年間で 0.5% 増加している。2,524.9 万世帯のうち、扶養児童のいる世帯は 1,104.5 世帯 (43.7%) である。全世帯の中でひとり親世帯は、272.5 万 (10.8%) である。
- 国民の平均所得や支出<sup>7,8</sup>  
「世帯所得」の項目は、OECD Better Life Index の情報であり、「家庭の支出」の項目は、調査対象国の公表情報である。「家庭の支出」には、税や社会保険料が含まれているか、含まれていないかは、調査対象国ごとに異なる。
- 世帯所得<sup>37</sup>
  - 一人当たりの年間の平均世帯純可処分所得：28,872US ドル (3,897,720 円) (OECD 平均は 30,490US ドル (4,116,150 円))

- 平均世帯純財産  
294,735US ドル (39,789,225 円) (OECD 平均は 323,960US ドル (43,734,600 円))

➤ 家庭の支出

2021 年の世帯の月平均の支出は 2,623US ドル (354,105 円) である。

➤ 平均支出の内訳<sup>9</sup>

2019 年の消費支出は、支出の多い順に住宅費 (35.0%) 食品・非アルコール飲料 (18.1%)、交通費 (11.3%) であった。なお、教育費は 15.8% であった。

2019 年の世帯の 1 ヶ月の平均支出は、2,560 ユーロ (366,336 円) であり、2018 年の世帯の 1 ヶ月の平均支出の 2,571 ユーロ (367,910 円) からあまり変化はみられなかった。しかし新型コロナウイルス感染症の影響で 2020 年の第 1 四半期までの 1 ヶ月の平均支出は、2019 年同月期の 1 ヶ月の平均支出より 4% 減少している。

## (イ) 社会保障制度<sup>15, 16, 17, 18</sup>

社会保障制度は社会保険制度 (Sicurezza sociale) と国民保険サービス (Servizio Sanitario Nazionale) に大別される。

➤ 社会保険制度<sup>10</sup>

- 制定背景<sup>14</sup>

1898 年に主に労働者の保険料が財源である任意の労働者障害・老齢年金基金 (Cassa Nazionale di previdenza per l'invalidità e per la vecchiaia degli operai) が設立され、社会保険制度が誕生した。当初、同基金の加入者は限られていたため、政府は加入者の拡充と強制加入を目指し 1919 年にはすべての労働者を基金の加入対象とした。1933 年、ファシズム主義のムッソリーニ政権下では、法人格をもつ公的機関の国家ファシスト社会保障研究所 (Istituto nazionale fascista della previdenza sociale) に労働者障害・老齢年金基金を組織再編させ、政府が年金に介入することで権限を拡大させていった。その結果、1935 年に分立していた複数の年金法を一つの法律制度に統合した。

- 目的と機能<sup>11, 17</sup>  
 憲法第 38 条では、社会保険制度は、就業できず生活に必要な手段を欠くすべての国民を社会的に支援したり、労働者に事故、病気、障害、老齢、非自発的失業になった場合、経済的に救済をすることを目的とすると記載されている。なお、家族政策庁（Dipartimento per le politiche della famiglia）が担当省庁であり、主に全国社会保険庁（Istituto Nazionale Previdenza Sociale）で運用・管理をしている。
- 特徴  
 イタリアで働く全ての人には全国社会保険庁への加入が義務となっており、職業により保険料・給付内容などが異なる。また、公務員、船員、興行関係者、弁護士・医師・ジャーナリストなどの専門資格職は、全国社会保険庁以外の年金基金・金庫で別の制度が適用される。
- 財源  
 財源は、政府拠出と国民が負担する国民保険料である。
- 給付内容

図表 3：給付内容一覧

給付内容		概要
カテゴリ	保険給付名称	
家族・児童への経済的保障	育児休暇 (congedo di maternità/ paternità)	<ul style="list-style-type: none"> <li>出産に際し 5 か月間、従前給与の 80% が支給される</li> <li>父親の育児休暇については 10 日間強制的に取得する義務があり、従前給与の 100% が支給される</li> <li>子が 3 歳に達するまで、追加で 6 か月の減給有給休暇を支給される</li> </ul>
	新児童手当 (Assegno Unico e Universale per i Figli a Carico)	一定の条件で子を養育する全ての世帯を対象に、母親が妊娠 7 か月日から子が 21 歳になるまで支給される（「②児童手当」で後述）

給付内容		概要
カテゴリ	保険給付名称	
	幼稚園バウチャー (Il Bonus asilo nido)	所得指標値( Indicatore della Situazione Economica Equivalente )によって以下のバウチャーが支給される <ul style="list-style-type: none"> <li>所得指標値: 25,000 ユーロ (3,577,500 円) 以下は 3,000 ユーロ (429,300 円) /年</li> <li>所得指標値: 25,001 (3,577,643 円) - 40,000 ユーロ (5,724,000 円) は 2,500 ユーロ (¥357,750 円) /年</li> <li>所得指標値: 40,000 ユーロ (5,724,000 円) 以上は 1,500 ユーロ (214,650 円) /年</li> </ul> 所得指標値：家庭の収入や資産等、経済状態を表す指標
傷病・障害に対する経済的保障	法定疾病手当 (Statutory sick pay)	疾病罹患後 4-20 日: 従前給与の 50%、疾病罹患後 21-180 日: 従前給与の 66%の給付を受ける
傷病・障害に対する経済的保障 高齢者への経済的保障	障害年金	障害により自力での経済活動が不可能な場合、現金が給付される
	老齢給付 (pensione di vecchiaia)	67 歳以上の退職者で、20 年以上年金を納めてきた者に対し給付される

➤ 国民保険サービス<sup>18</sup>

• 制定背景<sup>12</sup>

第二次世界大戦後、傷病基金<sup>注8</sup>の保険料負担による医療制度が導入された。しかし、加入する傷病基金によって享受できる医療サービスの範囲が異なる等、国民に平等なサービスが提供されていなかった。さらに 1970 年半ばに傷病基金は、ほぼ破産状態となったため、保険料負担による医療制度への不満は高まり、改革を迫られることに

注8：日本でいう健康保険組合に相当する機関

なった。1978年の医療改革によって、従来の保険料負担による医療制度に代わり、公営医療制度である「国民保険サービス」が導入された。国民保険サービスは、地域ごとに地域保健所（Azienda Sanitaria Locale）を設立し、地域住民に医療サービスを供給する。

- 目的と機能<sup>14</sup>

1978年に成立した法律第833号において、国民保険サービスは、性別、居住地、年齢、所得、雇用にかかわらず、すべての国民に医療を提供することを目的とする、とされている。国民保険サービスは、保健省が担当省庁であり、地域保健所で運用・管理をしている。

- 特徴<sup>13</sup>

国民保険サービスは、すべての国民および滞在者に提供される国民皆保険制度である。

- 財源

主に、税方式である。国民保険サービスに必要な費用は「全国医療基金」と呼ばれ、国の予算として毎年定められている。そして一定の基準に従って国から各州へ、更に各州から各地域保健所に配分される。これ以外に、医療を受診した者は、定められた医薬品や医療サービスの費用の一部を自己負担する。

- 給付内容

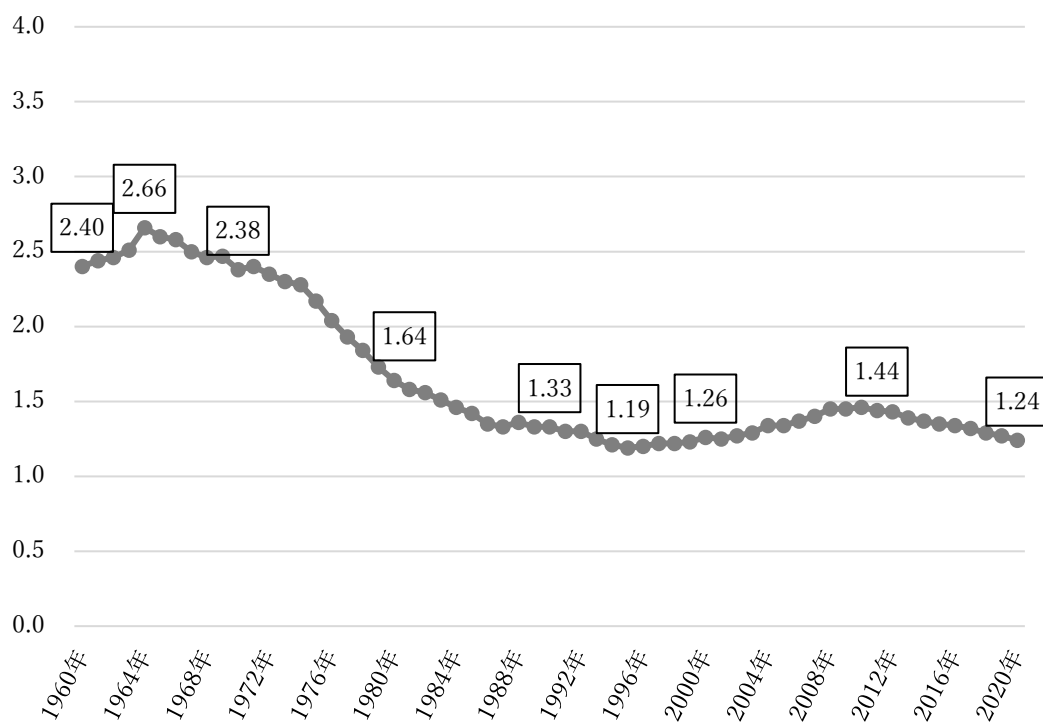
住民は地域の家庭医（地域保健所と契約）を選択して登録する。病気の場合には、家庭医の診察を受けて検査や薬剤の処方を受ける。また、入院治療の場合も家庭医の処方が必要であり、その後、地域保健所の直営病院や契約病院からの医療サービスを受けることができる。

## (ウ) 出産・育児に関する状況

- 出生児数と合計特殊出生率<sup>19, 20</sup>

2020年の出生児数は40万4,892人で、合計特殊出生率は1.24であった。1964年から1995年の合計特殊出生率は低下しているが、1995年を底に緩やかに推移している。

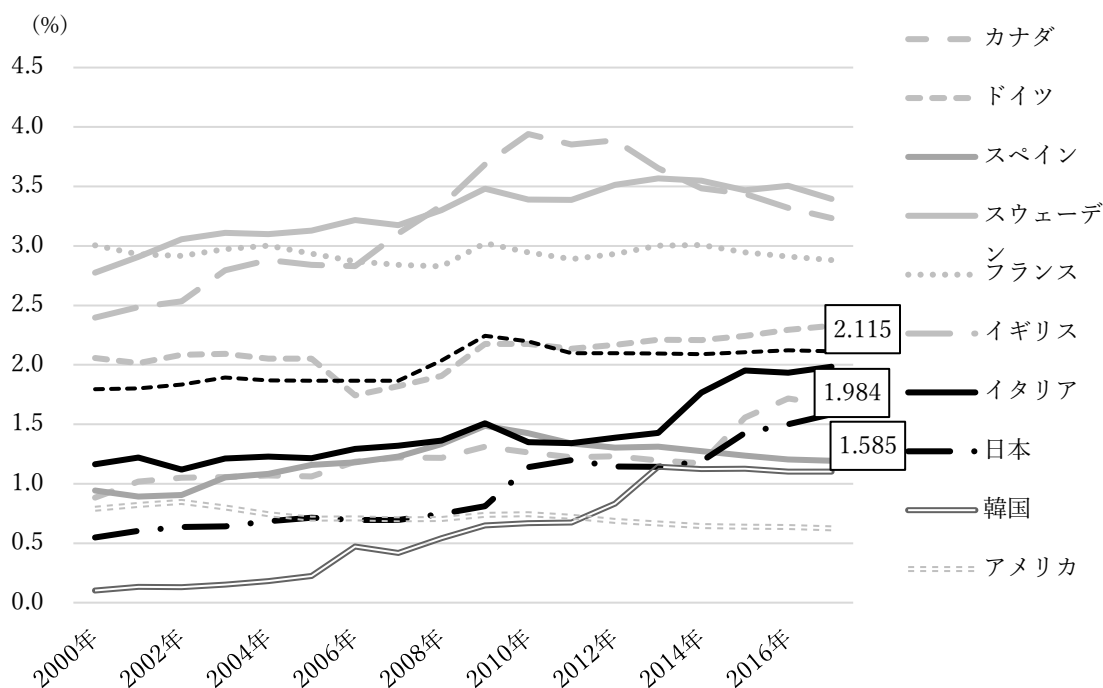
図表 4：合計特殊出生率の推移



➤ 家族関係公的支出（Family benefits public spending）<sup>21</sup>

2017年の家族関係公的支出の国民経済全体に対する割合（対GDP比）は、1.984%である。OECD加盟国の平均値である2.115%よりも低い水準となっている。

図表 5 : OECD 各国の家族関係公的支出の推移



## ② 児童手当

### (ア) 児童手当の名称<sup>22</sup>

イタリア語 : Assegno Unico e Universale per i Figli a Carico

(「①児童手当」(イ) 社会保障制度で前述)

英語 : Single Universal Allowance for Dependent Children

(以下、イタリアの児童手当を「Single Universal Allowance for Dependent Children」とする) (2022年3月1日施行)

### (イ) 根拠法<sup>23</sup>

2021年4月1日制定の法律第46号 (Law No 46/ April 2021)

(イタリア語では、「LEGGE 1 aprile 2021, n. 46」と表記)

英語名 : Law No 46/ April 2021 (2021年4月1日制定)



#### (ウ) 拠法の制定及び制度の背景<sup>24,25,26</sup>

##### ➤ 現行制度までの変遷

Single Universal Allowance for Dependent Children の導入前は、児童手当に類似するすべての子を対象とした現金給付制度はなく、子育て世帯には児童税額控除制度によって経済的支援が行われていた。子を養育する低所得世帯の保障として1955年に自営業や農民等の低所得世帯向けに家族手当 (Assegni familiari) が導入された。また、1988年には18歳未満の子を養育する低所得世帯の被用者世帯に向けて家族単位手当 (L'assegno al nucleo familiare) が導入され、現金が給付された。

##### ➤ 現行制度の背景

1977年には合計特殊出生率が2.00、1984年には1.50を下回り、長年の合計特殊出生率の低迷が社会課題であった。2014年のレンツィ政権において、児童手当としてすべての子への現金給付の導入を含めた子育て支援の改革が提案された。しかし、国会において40回以上の審議がなされたが、予算不足のため一度は暗礁に乗り上げたが、2018年のコンテ政権にて改革について再議論がなされた。2019年12月27日に、ユニバーサル手当及び家族サービス基金の設立に関する法律として、第160号第1条第339項 (Articolo 1, comma 339, della legge 27 dicembre 2019, n. 160,) が制定され、子育て世帯の支援の一元化及び強化が定められた。2020年7月21日に国会において子育て支援として導入していた出産ボーナス (Bonus Mamma domani)、出生一時金 (Bonus bebe)、核家族手当 (Assegno nucleo familiare)、21歳未満の児童扶養控除等が、Single Universal Allowance for Dependent Children に一元化され、すべての子を対象とした現金給付に加え、多子世帯や低所得世帯等の社会保障が必要とされる世帯には支給額の増額をすることが承認された。

#### (エ) 制度又は根拠法制定の目的<sup>23</sup>

根拠法では、Single Universal Allowance for Dependent Childrenは、出生率の向上を目的としており、現金給付を通じた子育て支援及び雇用促進（特に女性）と位置づけられている。

#### (オ) 創設以降の動向/改正経緯<sup>22</sup>

2022年3月1日にSingle Universal Allowance for Dependent Childrenが施行された。以降、改正されていない。

#### (カ)担当省庁名<sup>27</sup>

家族政策庁 (Dipartimento per le politiche della famiglia)

#### (キ)運営実施主体<sup>28</sup>

全国社会保険庁 (Istituto Nazionale Previdenza Sociale) が社会保障全般の運用・管理を担っており、Single Universal Allowance for Dependent Childrenを含む年金、各種手当を給付している。

#### (ク)財源<sup>29</sup>

全額公費負担である。

#### (ケ)年間予算<sup>25</sup>

2021年度は約60億ユーロ (8,586億円) である。

#### (コ)給付の対象者数<sup>30,31</sup>

全国社会保険庁は、制定前である2022年1月時点、705万8千世帯が対象になると推計していた。2022年8月31日時点の最新のデータでは、推計世帯の約80%を占める約580万世帯 (子の数は約900万人) の申請があった。この他に、全国社会保険庁が自動的に支給をする最低生活保証 (Reddito di cittadinanza) (「③子育てに関連する税制度」の (ウ) で後述) の受給者を加えることで、推計世帯の約88%に給付しているとされている。

#### (サ)児童手当制度の詳細<sup>28,29,32</sup>

##### ➤ 支給要件

##### • 受給資格者

1)~2)の条件を満たす者を対象としている。

1) イタリア国籍もしくは、一定の条件に該当したイタリアに居住・納税をしている (一定の条件は、①ヨーロッパ連合加盟国、もしくは社会保障協定等を締結している諸外国、②「①」に該当しない諸外国で、イタリアに最低2年以上滞在許可を保有・居住し、かつ、イタリアで6か月以上の有期契約か無期限で雇用されていること)

2) 子の親権を有する者、もしくは、子の祖父母である

• 子の年齢・範囲

1)~3)のいずれかの条件を満たす子を対象としている。

1) 妊娠7か月~18歳未満

2) 障害を有する子(年齢制限を設けない)

3) 一定の条件を満たす18歳以上21歳未満

上記の3)の一定の条件とは、下記項目の一つ以上に該当する必要がある。

- ✓ 大学や職業訓練の学校等に通学していること
- ✓ インターンシップとして従事し、かつ年間所得が8,000ユーロ(1,144,800円)未満であること
- ✓ 職業紹介所に失業者として登録し、積極的に求職活動をしていること
- ✓ 社会奉仕活動(servizio civile universale)にボランティアとして参加していること 等

➤ 一人当たりの支給額

各世帯は社会保障給付のために世帯の所得指標(英語では「Indicator of Equivalent Economic Situation」という)が毎年算出される。世帯の所得指標に応じて一人当たりの支給額が定められている。加えて、多子世帯、共働き世帯、母親が21歳未満、第四子以上を養育する世帯には、それぞれ子一人当たりもしくは各世帯で付加額が設けられ、支給額に付加額が加算されて支給される。例えば、世帯の所得指標が15,000ユーロ(2,146,500円)未満で四人の子を養育している世帯は、基礎支給額として175ユーロ(25,043円)(子一人当たり)×子四人分として700ユーロ(100,170円)が支給される。700ユーロ(100,170円)に加えて、第三子以降の付加額として85ユーロ(12,164円)が第三子及び第四子の子二人分の付加額として170ユーロ(24,327円)支給される。更に、第四子以上の子を養育する世帯の付加額として100ユーロ(14,310円)が足され、合計970ユーロ(138,807円)が毎月支給される。

図表6：Single Universal Allowance for Dependent Childrenの支給額及び付加額（月額）

		基礎支給額		付加額			
		18歳未満	18歳以上 21歳未満 /21歳以上 の障害児	第三子以降 (子一人当 たり)	共働き世帯 (各世帯)	母親が21 歳未満(子 一人当た り)	第四子以上 の子を養育 する世帯 (各世帯)
世帯の 所得 指標	15,000ユーロ (2,146,500円)未満	175ユーロ (25,043 円)	85ユーロ (12,164 円)	85ユーロ (12,164 円)	30ユーロ (4,293 円)	20ユーロ (2,862 円)	100ユーロ (14,310 円)
	15,000ユーロ (2,146,500円)以上 20,000ユーロ (2,862,000円)未満	150ユーロ (21,465 円)	73ユーロ (10,446 円)	71ユーロ (10,160 円)	24ユーロ (3,434 円)		
	20,000ユーロ (2,862,000円)以上 25,000ユーロ (3,577,500円)未満	125ユーロ (17,888 円)	61ユーロ (8,729 円)	57ユーロ (8,157 円)	18ユーロ (2,576 円)		
	25,000ユーロ (3,577,500円)以上 30,000ユーロ (4,293,000円)未満	100ユーロ (14,310 円)	49ユーロ (7,012 円)	43ユーロ (6,153 円)	12ユーロ (1,717 円)		
	30,000ユーロ (4,293,000円)以上 35,000ユーロ (5,008,500円)未満	75ユーロ (10,733 円)	37ユーロ (5,295 円)	29ユーロ (4,150 円)	6ユーロ (859円)		
	40,000ユーロ (5,724,000円)以上	50ユーロ (7,155 円)	25ユーロ (3,578 円)	15ユーロ (2,147 円)	なし		

- 申請方法  
子の親権を有する両親のどちらかが、全国社会保険庁のウェブサイトや問合せ電話窓口から申請（個人情報及び国民に付与されている国民サービスカードや振込口座の記入等）を行う。
- 支給方法  
申請時に記入した名義の振込口座に、申請をした翌月から支給される。
- 支給回数  
月に1回である。
- 所得制限
  - 所得に応じた減額の有無  
世帯の所得指標が 15,000 ユーロ（2,146,500 円）～40,000（5,724,000 円）以上の範囲で六段階に区分されている。18 歳未満の基礎支給額は、世帯の所得指標の六段階に応じて最高額の 175 ユーロ（25,043 円）から 50 ユーロ（7,155 円）ずつ減額となる。世帯の所得指標の最高区分である 40,000 ユーロ（5,724,000 円）以上の場合、基礎支給額で 50 ユーロ（7,155 円）が一律支給される。
  - 一定の所得での支給の制限の有無：なし
- 多子加算又は乳児加算  
多子加算が設けられており、第三子以降は、世帯の所得指標に応じて子一人に付加額が支給される。また、第四子以上の子を養育する世帯には、各世帯に 100 ユーロ（14,310 円）が加算される。乳児加算はない。
- 用途制限：なし
- 特記事項
  - 障害児の場合  
子に障害がある場合は、Single Universal Allowance for Dependent Children の合計額に、障害の重症度に応じて、一定額の支給が付加される。18 歳未満の子に障害がある場合は、月額で 85 ユーロ（12,164 円）～105 ユーロ（15,026 円）が付加される。

18歳以上21歳未満の障害がある子の場合、月額で50ユーロ（7,155円）が支給される。

- 養子縁組  
養子の親権を有する場合は受給が可能である。
- 離婚した場合  
共同親権の場合、離婚後に母親及び父親で等分し50%ずつ受給することが可能である。また、両者の合意の元、どちらかの親に全額受給の申請もできる。
- ひとり親の場合  
親権を有する片親が申請することで全額受給ができる。
- 無国籍児<sup>33</sup>  
無国籍の両親からイタリアで出生した子は、イタリア国籍を取得することができるので申請ができる。また、失業者や無職者等の一定の基準以下の労働者を対象とした最低生活保障（Reddito di cittadinanza）を受給している世帯は、Single Universal Allowance for Dependent Childrenの申請をしていなくても受給が可能である（「③子育てに関連する税制度」の（ウ）で後述）。

### ③ 子育てに関連する税制度

#### （ア）扶養控除等の税制度<sup>34</sup>

2022年3月1日に、Single Universal Allowance for Dependent Childrenが施行されたことにより、21歳未満の児童扶養控除は撤廃された。現在は、21歳以上24歳未満の扶養されている子で、子の所得が年間4,000ユーロ（572,400円）以下、もしくは、24歳以上の扶養されている子で、子の所得が年間2,840ユーロ（406,404円）以下であれば扶養控除が適用となる。

#### （イ）扶養控除等の税制度による措置と児童手当の関連性<sup>34</sup>

2022年3月1日に、Single Universal Allowance for Dependent Childrenが施行されたことにより、21歳未満の児童扶養控除は撤廃された。

## (ウ)経済困窮世帯への控除等の税制度

### ➤ 幼稚園・託児ボーナス (Il Bonus asilo nido) <sup>35</sup>

州または県から認可された幼稚園・保育所、託児所に通園する子を対象に、保育料の負担軽減のために支給される。支給額は、世帯の所得指標に応じて三段階に区分されている。世帯の所得指標が年額で40,000ユーロ(5,724,000円)以上の場合、一律で年額1,500ユーロ(214,650円)が支給される。

図表7：幼稚園・託児ボーナスの支給額（年額）

世帯の所得指標	支給額
25,000ユーロ(3,577,500円)未満	3,000ユーロ(429,300円)
25,000ユーロ(3,577,500円)以上 40,000ユーロ(5,724,000円)未満	2,500ユーロ(357,750円)
40,000ユーロ(5,724,000円)以上	1,500ユーロ(214,650円)

### ➤ 最低生活保障 (Reddito di cittadinanza) <sup>36</sup>

2019年1月28日制定の政令第4号(il Decreto Legge n° 4 del 28 gennaio 2019)が導入され、失業者や無職者等の一定の基準以下の労働者の世帯を対象とし、その中で職業紹介所に失業者として登録している、積極的な就職活動をしていることなどを要件としている。要件に該当した(承認を得た)世帯には、月額の上限額が設定されたリチャージ式プリペイドカードが給付され、現金の引き出しや商品・サービスの購入が可能となる。

## 【参考文献】

1. Italian National Institute of Statistics, "Live births"  
(<http://dati.istat.it/Index.aspx?QueryId=18460&lang=en#>)
2. Italian National Institute of Statistics, "Deaths"  
(<http://dati.istat.it/Index.aspx?QueryId=18460&lang=en#>)
3. The World Bank, "Population total"  
(<https://data.worldbank.org/indicator/SP.POP.TOTL>)
4. Italian National Institute of Statistics, "report"  
([https://www.istat.it/it/files/2022/04/Demographic-indicators\\_year\\_2021.pdf](https://www.istat.it/it/files/2022/04/Demographic-indicators_year_2021.pdf))
5. International Monetary Fund, "World Economic Outlook Database April 2022"  
(<https://www.imf.org/en/Publications/WEO/weo-database/2022/April/download-entire-database>)
6. Italian National Institute of Statistics, "HOUSEHOLDS AND POPULATION PROJECTIONS"  
(<https://www.istat.it/it/files/2022/09/Households-and-population-projections-base2021.pdf>)
7. OECD Better Life Index, "Italy" (<https://www.oecdbetterlifeindex.org/?fb=v1>)
8. Italian National Institute of Statistics, "Household final consumption expenditure up 4.6% in 2021 year on year" ([https://www.destatis.de/EN/Press/2022/12/PE22\\_509\\_639.html](https://www.destatis.de/EN/Press/2022/12/PE22_509_639.html))
9. Italian National Institute of Statistics, "HOUSEHOLD CONSUMPTION EXPENDITURE"  
(<https://www.istat.it/it/files/2020/06/Household-consumption-expenditure-2019-1.pdf>)
10. European Commission, "Your social security rights"  
(<https://ec.europa.eu/social/BlobServlet?docId=13763&langId=en>)
11. Senato della Repubblica, "La Costituzione-Parte I Diritti e doveri dei cittadini Titolo III Rapporti economici Articolo 38"  
(<https://www.senato.it/istituzione/la-costituzione/parte-i/titolo-iii/articolo-38#:~:text=Articolo%2038%20Ogni%20cittadino%20inabile%20al%20lavoro%20e,di%20infortunio%20malattia%20invalidit%C3%A0%20e%20vecchiaia%20disoccupazione%20involontaria.>)
12. Tafuri Ascensori, "IL-17 marzo del 1898 nasce in Italia la previdenza sociale"  
(<https://www.ilgiornaledisalerno.it/il-17-marzo-del-1898-nasce-in-italia-la-previdenza-sociale/>)
13. Ministero della Salute, "SERVIZIO SANITARIO NAZIONALE"



- (<https://www.salute.gov.it/pianoNazionaleIntegrato2015/dettaglioPianoNazionaleIntegrato2015.jsp?cap=capitolo2&sez=pni-cap2-autoritacompetenti&id=1104#:~:text=Il%20Servizio%20sanitario%20nazionale%20%28SSN%29%2C%20istituito%20dalla%20legge,universalit%C3%A0%20ed%20equit%C3%A0%20di%20accesso%20ai%20servizi%20sanitari%3B>)
14. Fondazione Prof. Massimo D'Antona, “Breve storia della previdenza italiana”  
(<https://www.lavoro-confronto.it/archivio/numero-24-25/breve-storia-della-previdenza-italiana>)
15. 厚生労働省「第3部 世界の社会保障制度」  
([https://www.mhlw.go.jp/toukei\\_hakusho/hakusho/kousei/1996/dl/13.pdf#:~:text=%E3%82%A4%E3%82%BF%E3%83%AA%E3%82%A2%E3%81%A7%E3%81%AF%EF%BC%8C1,%E3%81%84%E3%81%86%E3%82%82%E3%81%AE%E3%81%A7%E3%81%82%E3%82%8B%E3%80%82](https://www.mhlw.go.jp/toukei_hakusho/hakusho/kousei/1996/dl/13.pdf#:~:text=%E3%82%A4%E3%82%BF%E3%83%AA%E3%82%A2%E3%81%A7%E3%81%AF%EF%BC%8C1,%E3%81%84%E3%81%86%E3%82%82%E3%81%AE%E3%81%A7%E3%81%82%E3%82%8B%E3%80%82))
16. Integrazionemigranti.gov.it, “Sicurezza sociale”  
(<https://integrazionemigranti.gov.it/it-it/Ricerca-norme/Dettaglio-norma/id/13/Sicurezza-sociale>)
17. Senato.it, “La Costituzione”  
(<https://www.senato.it/istituzione/la-costituzione/parte-i/titolo-iii/articolo-38#:~:text=Articolo%2038%20Ogni%20cittadino%20inabile%20al%20lavoro%20e,di%20infortunio%2C%20malattia%2C%20invalidit%C3%A0%20e%20vecchiaia%2C%20disoccupazione%20involontaria.>)
18. Ministero della Salute, “SERVIZIO SANITARIO NAZIONALE”  
(<https://www.salute.gov.it/pianoNazionaleIntegrato2015/dettaglioPianoNazionaleIntegrato2015.jsp?cap=capitolo2&sez=pni-cap2-autoritacompetenti&id=1104#:~:text=Il%20Servizio%20sanitario%20nazionale%20%28SSN%29%2C%20istituito%20dalla%20legge,universalit%C3%A0%20ed%20equit%C3%A0%20di%20accesso%20ai%20servizi%20sanitari%3B>)
19. Thw World Bank, “Fertility rate, total (births per woman)”  
(<https://data.worldbank.org/indicator/SP.DYN.TFRT.IN>)
20. 男女共同参画局「主要10か国における制度分析」  
([https://www.gender.go.jp/kaigi/senmon/syosika/siryu/pdf/sy05-1\\_1.pdf](https://www.gender.go.jp/kaigi/senmon/syosika/siryu/pdf/sy05-1_1.pdf))
21. OECD, “OECD Family Database PF1.1 Public spending on family benefits”  
(<https://www.oecd.org/els/family/database.htm>)

22. Dipartimento per le politiche della famiglia, “Assegno unico e universale per i figli a carico” (<https://www.aau.gov.it/>)
23. Normattiva, “LEGGE 1 aprile 2021, n. 46” (<https://www.normattiva.it/uri-res/N2Ls?urn:nir:stato:legge:2021;46>)
24. SPLASH database, “Family Policies: Italy (2014)” (<https://splash-db.eu/policydescription/family-policies-italy-2014/>)
25. Avvenire, “La storia. Assegno unico per i figli, una riforma lunga sette anni” (<https://www.avvenire.it/attualita/pagine/assegno-unico-figli-riforma-lunga-sette-anni>)
26. Istituto Nazionale Previdenza Sociale, “CHE COSA È” (<https://assegnounicoitalia.it/#faq>)
27. Dipartimento per le politiche della famiglia, Come funziona (<https://famiglia.governo.it/auu/come-funziona/>)
28. Istituto Nazionale Previdenza Sociale, “Assegno unico e universale per i figli a carico” (<https://www.inps.it/prestazioni-servizi/assegno-unico-e-universale-per-i-figli-a-carico>)
29. Dipartimento per le politiche della famiglia, “Riferimenti normative” (<https://famiglia.governo.it/auu/riferimenti-normativi/>)
30. Ministero dell'Economia e delle Finanze, L'Assegno unico e universale per i figli” (<https://www.mef.gov.it/focus/LAssegno-unico-e-universale-per-i-figli/>)
31. Dipartimento per le politiche della famiglia, “Osservatorio nazionale per l'Assegno unico e universal” (<https://famiglia.governo.it/it/politiche-e-attivita/comunicazione/notizie/osservatorio-nazionale-per-l-assegno-unico-e-universale/>)
32. Ministero dell'Economia e delle Finanze, “L'Assegno unico e universale per i figli” (<https://www.mef.gov.it/focus/LAssegno-unico-e-universale-per-i-figli/>)
33. The UN Refugee Agency, Statelessness (<https://help.unhcr.org/italy/statelessness/>)
34. PwC, “Individual - Other tax credits and incentives” (<https://taxsummaries.pwc.com/italy/individual/other-tax-credits-and-incentives>)
35. Istituto Nazionale Previdenza Sociale, “Bonus asilo nido e forme di supporto presso la propria abitazione” (<https://www.inps.it/prestazioni-servizi/bonus-asilo-nido-e-forme-di-supporto-presso-la-propria-abitazione>)
36. Ministero del Lavoro e delle Politiche Sociali, “Cos'è il Reddito di cittadinanza” (<https://www.redditicittadinanza.gov.it/schede/dettaglio>)
37. OECD Better Life Index, “Italy” (<https://www.oecdbetterlifeindex.org/?fb=v1>)

## スペイン

### ① 基礎情報

#### (ア)基礎データ

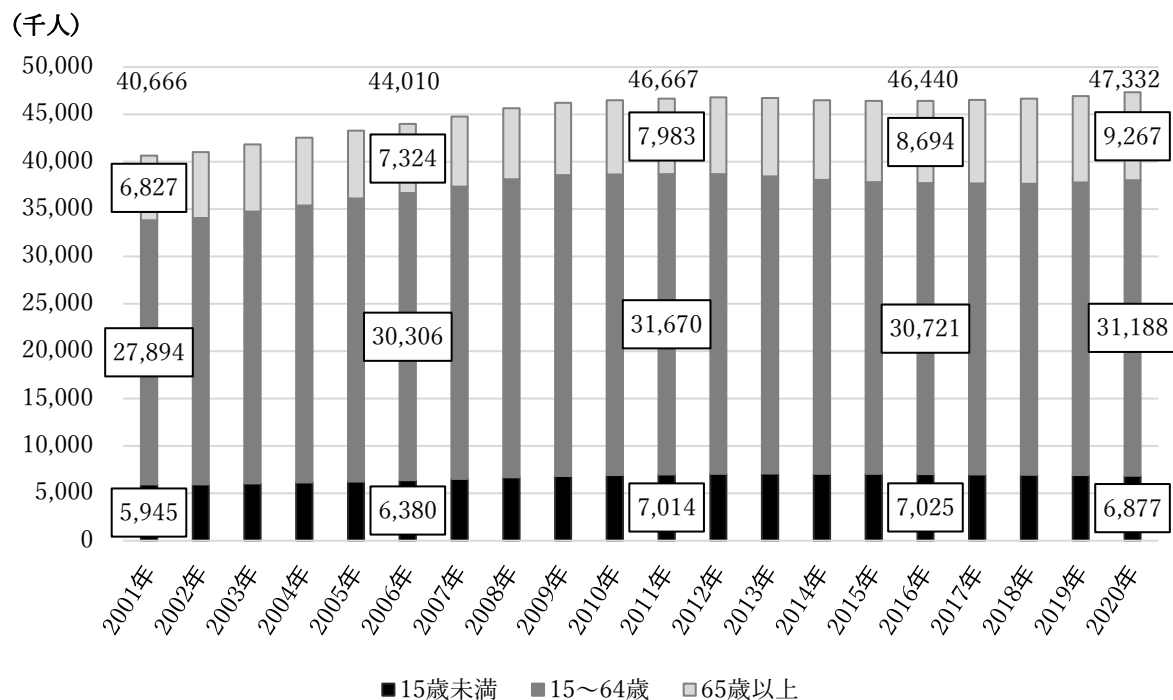
➤ 人口<sup>1,2,3</sup>

2001年以降なだらかな増加傾向であり、2020年の総人口は4,733万2,613人であり、2019年から39万5,554人(0.84%)の増加となった。2000年代以降の人口増加は、スペインへの移民の移住という社会動態の増加が起因している。一方、自然動態は、2020年の出生児数は33万9,206人で前年比-5.9%であり、減少傾向が続いている。死亡者数は49万2,930人で前年比17.7%の増加しており、出生数に対し死亡者数が上回る状態が続いている。(出生児数等は、項目(ウ)「出産・育児に関する状況」で後述)

図表1：年齢別人口数（2020年）

年齢階級	2020年の人口数	割合
全年齢の合計	4,733万2,613人	
15歳未満	687万7,153人	14.53%
15～64歳	3,118万8,143人	65.89%
65歳以上	926万7,317人	19.58%

図表 2：年齢階級別人口推移



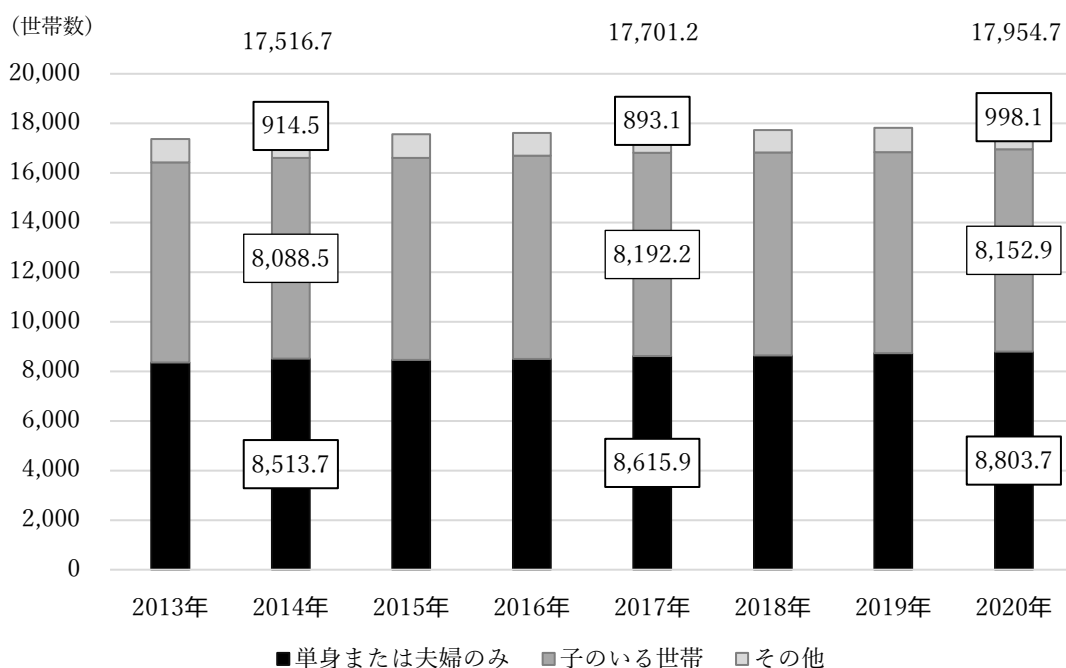
➤ 一人当たり名目 GDP<sup>4</sup>

30,089US ドル (4,062,015 円) (2021 年)

➤ 家族形態<sup>5</sup>

2020 年の世帯数は約 1,875.5 万世帯であった。2015 年から 2020 年までの 5 年間で 2.2% 増加している。そのうち子 (25 歳未満) と同居している世帯は、1,206.7 万世帯 (64.3%) である。ひとり親世帯は 194.5 万世帯 (10.4%) である。

図表 3：世帯数の推移



➤ 国民の平均所得や支出等

「世帯所得」の項目は、OECD Better Life Index の情報であり、「家庭の支出」の項目は、調査対象国の公表情報である。「家庭の支出」には、税や社会保険料が含まれているか、含まれていないかは、調査対象国ごとに異なる。

➤ 世帯所得<sup>26</sup>

- 一人当たりの年間の平均世帯純可処分所得：27,155US ドル（3,665,925 円）（OECD 平均は 30,490US ドル（4,116,150 円））
- 平均世帯純財産 366,534US ドル（49,482,090 円）（OECD 平均は 323,960US ドル（43,734,600 円））

➤ 家庭の支出<sup>27</sup>

2021 年の世帯の年平均の支出は 29,244 ユーロ（4,184,816 円）である。

➤ 平均支出の内訳

本調査では確認できなかった。

## (イ)社会保障制度

### ➤ 社会保障制度

#### • 制定背景<sup>6,7,8,9,10</sup>

1963年に社会保障基本法（Ley 193/1963, de 28 de diciembre, sobre Bases de la Seguridad Social）、1966年に社会保障一般法（Decreto 907/1966, de 21 de abril, aprobando el texto articulado primero de la Ley 193/1963, de 28 de diciembre, sobre Bases de la Seguridad Social）、そして1974年に改訂社会保障一般法（Decreto 2065/1974, de 30 de mayo, por el que se aprueba el texto refundido de la Ley General de la Seguridad Social）が制定され、社会保障の法制度が整備された。

1978年に憲法第3章「社会経済政策の主導原則」の第41条が制定され、社会保障制度においてすべての国民に救済及び援助を拡大するとした。1985年には、「社会保障制度の構造および保護アクションの合理化のための緊急措置に関する法律 26/1985（7月31日付）」（Ley 26/1985, de 31 de julio, de medidas urgentes para la racionalización de la estructura y de la acción protectora de la Seguridad Social）が制定された。当時、経済不況に直面しており、社会保障制度の抜本的な改革の必要性が求められていた。2020年には最低所得保障制度として「最低所得保障制度を定める勅令法 20/2020

（Real Decreto-ley 20/2020, de 29 de mayo, por el que se estableció el ingreso mínimo vital）」が導入された。本制度の導入背景として、全体の21.0%にあたる400万世帯の990万人が貧困のリスクにさらされているとし、ヨーロッパ連合の中でも貧困率が高いことが課題であった。そのため、本制度導入により、国による富の再分配を効果的に行うことで経済困窮者・世帯への所得格差の是正を目指している。

#### • 目的と機能<sup>11</sup>

全ての国民の人生及び生活において絶えることなく生じる不測の事態を保護することを目的としている。担当省庁は、インクルージョン・社会保障・移民省（Ministerio de Inclusión, Seguridad Social y Migraciones）である。国立社会保障機関（Instituto Nacional de la Seguridad Social）が社会保障制度の給付に対する権利の承認と管理を行うが、船員向けの給付については海洋社会機関（Instituto Social de la Marina）が担当する。

- 特徴<sup>12</sup>  
全てのスペインの国民は社会保障(Seguridad Social)に加入している。国内に居住している者や合法的に国内に滞在資格を有する者も一定の条件（国内で労働している、住民票の保有、国際結婚等）を満たすことで加入することができる。
  - 財源<sup>13</sup>  
加入者の拠出金で賄われる拠出方式と国家予算から賄われる無拠出方式がある。
  - 給付内容  
社会保障制度は、主に国民保険制度、経済的保障制度、最低所得補償制度に大別される。
- ✓ 国民保険制度<sup>14,15</sup>  
1986年に、一般保健法(General de Sanidad)によって国民保険制度が定められ、全ての国民と加入者は医療サービスへのアクセス権利を有している。公立医療機関における医療サービスは無償（歯科治療や一部の薬剤処方自己負担あり）で提供される。予防と治療に分類され、主な適応項目は図表4のとおりである。

図表4：国民保険制度の適応項目概要

分類	給付項目
予防	予防接種（ポリオ、B型肝炎、髄膜炎菌C、肺炎球菌、麻疹、風疹、おたふく風邪、水痘、インフルエンザ等）
	がん検診 等
治療	一次医療
	入院
	外来手術
	救急
	薬剤給付(承認された医薬品のみ) 等

✓ 経済的保障制度<sup>16</sup>

失業、傷病・事故、障害、妊娠・出産・育児、高齢者のための経済的保障として現金給付が定められている。ここでは、妊娠・出産・育児に関する保障の一部を明記す。

図表 5：経済的保障制度の給付概要

給付内容	概要
出産・育児給付(Nacimiento y cuidado de menor)	出産と育児のため、合計 16 週間の休暇と現金給付が支給される。
妊娠中のリスクに対する給付(Riesgo durante el embarazo)/授乳中のリスクに対する給付(Riesgo durante la lactancia natural)	妊娠または生後 9 か月未満の乳児を養育している期間に解雇された場合には現金給付が支給される。
乳児の世話における共同責任(Corresponsabilidad en el cuidado del lactante)	生後 9~12 か月の乳児の養育のため、養育者（性別を問わない）は 1 日 30 分間の労働時間の短縮ができる。

✓ 最低所得補償制度<sup>10</sup>

2020 年に最低所得保障制度が導入され、経済困窮世帯を対象に、一定レベルの収入を補填している。

図表 6：最低所得補償制度の給付概要

給付内容	概要
社会保障制度の無拠出型給付	国の所得補償額として 2022 年は、年額 5899.6 ユーロ（844,233 円）を基準として定め、前年度の所得総額が月額で 10 ユーロ（1,431 円）以上少ない場合、その差が給付される。個人受給者の場合、所得補償額の年額の 100%とし、同居世帯の場合は世帯の構成員が 1 人増えるごとに 130%増額、最大で 220%まで増額される仕組みである。
ひとり親支援補填	ひとり親世帯は、所得補償額として給付額が 120%増額される。



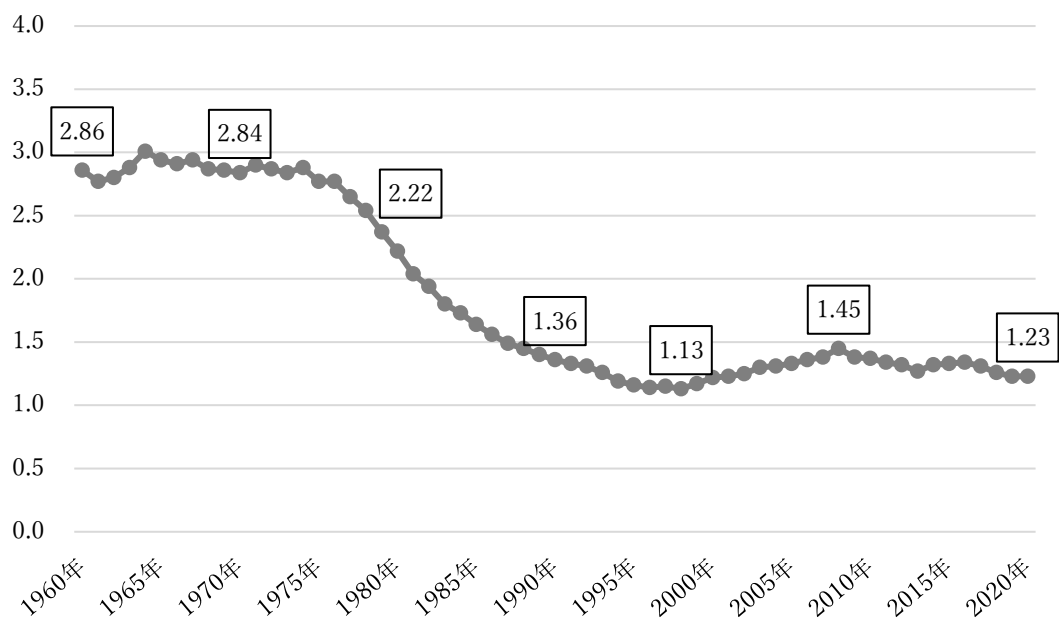
最低所得保障制度の児童支援補填	18歳未満の子を養育する世帯には、「最低所得保障制度の児童支援補填」を給付している。詳細を後述する（「②児童手当」の「(サ)児童手当制度の詳細」で後述）。
-----------------	---

### (ウ) 出産・育児に関する状況

➤ 出生児数と合計特殊出生率<sup>17,18</sup>

2020年のスペインの出生児数は33万9,206人で、合計特殊出生率は1.23である。1970年の合計特殊出生率は2.84であったが、20年ほどで半分以下の数値になり、1998年には1.13と最も低い水準になった。2000年代に僅かに合計特殊出生率が上昇し、2008年には1.45に達したが、近年は再び低下傾向である。

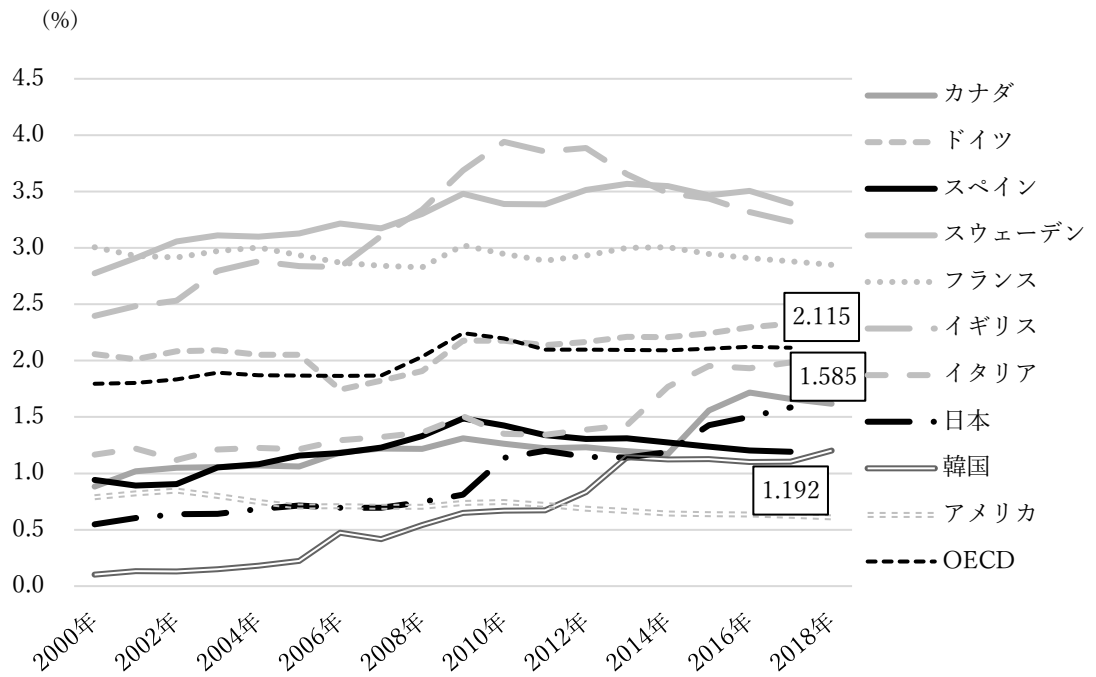
図表7：合計特殊出生率の推移



➤ 家族関係公的支出 (Family benefits public spending) <sup>19</sup>

2017年の家族関係公的支出の国民経済全体に対する割合(対GDP比)は、1.192%である。OECD加盟国の平均値である2.115%よりも低い水準となっている。

図表8：OECD各国の家族関係公的支出の推移



## ② 児童手当

スペインは2020年に最低所得保障制度を導入した。全ての経済困窮世帯を対象にしている。2022年の所得補償基準額は、年額5,899.6ユーロ（844,233円）であり、前年度の所得総額が国の定める所得補償基準額の月額10ユーロ（1,431円）以下の場合、その差額を現金給付として補填する。この最低所得補償制度の中に、子を養育する経済困窮世帯の経済的支援として「最低所得保障制度の児童支援補填」を位置付けている。そのため、受給資格者の要件には、所得上限だけでなく資産保有の調査があり、一般的な社会手当と異なる点に留意する。（「(サ) 児童手当制度の詳細」の「受給資格者」で後述）。

### (ア)児童手当の名称<sup>10,20</sup>

2023年1月時点で児童手当は二種類あり、受給者が申請した時期により適用制度が異なる。2020年に「最低所得保障制度を定める勅令20/2020（Real Decreto-ley 20/2020, de 29 de mayo, por el que se estableció el ingreso mínimo vital,）」が制定され、最低所得補償制度が導入されたことにより、1) 社会保障制度の無拠出型家族給付としての児童手当が廃止され、2) 最低所得補償制度の児童支援補填になっている。（「(ウ) 根拠法の制定及び制度の背景」「(オ) 創設以降の動向/改正経緯」で後述する）

- 1) 社会保障制度の無拠出型家族給付としての児童手当  
スペイン語：Asignación económica por hijo（1991年1月11日施行）
  
- 2) 最低所得保障制度の児童支援補填  
スペイン語：Complemento de ayuda para la infancia（2020年6月1日施行）

### (イ)根拠法<sup>10,20</sup>

1) 社会保障制度の無拠出型家族給付としての児童手当  
社会保障制度の無拠出型給付について定める法律 26/1990（Ley 26/1990, de 20 de diciembre, por la que se establecen en la Seguridad Social prestaciones no contributivas）（1990年12月10日制定）

2) 最低所得保障制度の児童支援補填  
最低所得保障制度を定める勅令20/2020（スペイン語では、「Real Decreto-ley 20/2020, de 29 de mayo, por el que se estableció el ingreso mínimo vital.」）（2020年5月29日制定）が制定され

た後に、国会審議を経て、「最低所得保障制度を定める法律 19/2021 (スペイン語では、「Ley 19/2021, de 20 de diciembre, por la que se establece el ingreso mínimo vital.」)」(2021年12月20日制定)

#### (ウ)根拠法の制定及び制度の背景<sup>10,20,21</sup>

##### ➤ 現行制度の変遷

1974年に、改訂社会保障一般法に基づき18歳未満の子へ毎月現金給付が定められ、一人当たりの金額は、子の数に応じて増額することが定められた。1990年に、「社会保障の無拠出型給付の導入に関する法律 26/1990」の導入により、社会保障制度の無拠出型家族給付としての児童手当が定められた。退職年金、障害年金および子どもの扶養に伴う一部の給付において、社会保険料を一度も払ったことがない、または支払った期間が不足しているため受給資格を持たない国民にも広げたものである。本法律により、社会保障制度の一環として養育者の所得上限として年収100万ペセタ(第二子以降は子が一人増えることで上限額を15%ずつ増額)未満の世帯の18歳未満の子を対象とし、社会保障制度の無拠出型家族給付として児童手当が給付された。なお、児童手当は現金給付であり、給付額は年額3万6000ペセタ(ペセタは、ユーロの導入以前のスペインの現地通貨)であった。2002年に、現地通貨がユーロに移行することで、社会保障制度の無拠出型家族給付としての児童手当給付額は、年額216ユーロ(37,349円)となり、同年、291ユーロ(41,642円)に増額となった。2019年に「社会保護および労働時間における労働不安定性との戦いに関する勅令法 8/2019」(Real Decreto Legislativo 8/2015, de 30 de octubre, por el que se aprueba el texto refundido de la Ley General de la Seguridad Social)が制定された。社会保障制度の無拠出型家族給付としての養育者の所得上限などの条件を満たした世帯の18歳未満の子を対象として児童手当の給付額が年額341ユーロ(48,797円)に増額された。また、世帯所得が極めて低い世帯には年額588ユーロ(84,143円)に増額された。

##### ➤ 現行制度の背景

前述(「(イ)社会保障制度」の「制定背景」を参照)のとおり、貧困率が高く、その中でも、16歳未満の子の26.0%以上が貧困ライン以下の所得の世帯で暮らしており、特にひとり親世帯では顕著であることが問題とされていた。2020年に、「最低所得保障制度を定める勅令法 20/2020 (Real Decreto-ley 20/2020, de 29 de mayo, por el que se estableció el ingreso mínimo vital,)」の制定により、最低所得補償制度が導

入され、社会保障制度の無拠出型家族給付としての児童手当が廃止され、最低所得保障制度の児童支援補填に切り替わることが決定した。同年6月1日以降は、社会保障制度の無拠出型家族給付としての児童手当の新規の申請ができなくなった。ただし、社会保障制度の無拠出型家族給付としての児童手当の廃止以前に、社会保障制度の無拠出型家族給付としての児童手当の受給者は、旧手当の適用が継続される。

**(エ)制度又は根拠法制定の目的<sup>10</sup>**

最低所得保障制度の児童支援補填は、子を養育する経済的に脆弱な世帯を対象に一定レベルの収入を補填することを目的としている。

**(オ)創設以降の動向/改正経緯<sup>10</sup>**

2020年6月に、最低所得保障制度の児童支援補填が施行されて以降、改正はない。

**(カ)担当省庁名<sup>10</sup>**

インクルージョン・社会保障・移民省 (Ministerio de Inclusión, Seguridad Social y Migraciones)

**(キ)運営実施主体<sup>10</sup>**

国家社会保障院 (Instituto Nacional de la Seguridad Socias)

**(ク)財源<sup>10</sup>**

1)社会保障制度の無拠出型家族給付としての児童手当、及び、2)最低所得保障制度の児童支援補填のどちらの手当においても、全額公費負担である。

**(ケ)年間予算<sup>22</sup>**

2019年、社会保障制度の無拠出型家族給付としての児童手当の給付の支出額は、5億3,500万ユーロ (765億5851万円) である。

## (コ)給付の対象者数

### 1) 社会保障制度の無拠出型家族給付としての児童手当<sup>23</sup>

2022年12月で、給付対象となる子の数（軽度の障害を持つ子も含まれる）は、56万454人である。

### 2) 最低所得補償制度の児童支援補填<sup>24</sup>

2022年12月で、30万5,460人である。

## (サ)児童手当制度の詳細

### 1) 社会保障制度の無拠出型家族給付としての児童手当<sup>20</sup>

#### ➤ 支給要件

#### • 受給資格者

スペイン国内に居住権を有し、かつ、18歳未満の子を養育している一定の年間所得以下の世帯である。2022年の世帯の年間所得上限は、1万2,913ユーロ（1,847,850円）である。養育する子が三人以上の場合、世帯の年間所得上限が1万9,434ユーロ（2,781,005円）である。以降、子が一人増加するごとに年間3,148ユーロ（450,479円）が上乗せされる。

#### • 子の年齢・範囲

18歳未満の子である。

#### ➤ 一人当たりの支給額

子一人当たりの支給額は年額341ユーロ（48,797円）である。その中でも、図表9に記すとおり、二人以上の子を養育し、かつ世帯所得が極めて低い世帯の場合は、年額588ユーロ（84,143円）支給される。例えば、世帯所得が年間4,909ユーロ（702,478円）以下で14歳未満の子一人、14歳以上18歳未満の子一人の場合、子一人当たり年額588ユーロ（84,143円）となり、合計1,176ユーロ（168,286円）が支給される。

図表 9：一人当たりの支給額が年額 588 ユーロ（84,143 円）となる世帯の条件

14 歳未満の子 の数	14 歳以上 18 歳未 満の子の数	世帯年間所得の上限
1 人	1 人	4,909 ユーロ（702,478 円）
	2 人	6,041 ユーロ（864,467 円）
	3 人	7,174 ユーロ（1,026,599 円）
2 人	1 人	6,796 ユーロ（972,508 円）
	2 人	7,929 ユーロ（1,134,640 円）
	3 人	9,061 ユーロ（1,296,629 円）
3 人	1 人	8,684 ユーロ（1,242,680 円）
	2 人	9,817 ユーロ（1,404,813 円）
	3 人	1 万 948 ユーロ（1,566,659 円）

➤ 申請方法

2020 年 6 月 1 日以降は、本手当の新規の申請はできない。廃止以前に社会保障制度の無拠出型家族給付としての児童手当の受給者は、本手当の適用を続けるか、最低所得保障制度の児童支援補填に切り替える。

➤ 支給方法

受給者名義の銀行口座に振り込まれる。

➤ 支給回数

半年に 1 回、支給される。

➤ 所得制限

- 所得に応じた減額の有無：なし

- 一定の所得に対する支給の制限の有無

世帯所得の上限は、毎年、国家予算法で決定されており、2022 年の世帯所得の上限は 1 万 2,913 ユーロ（1,847,850 円）である。養育する子が三人以上の場合、世帯の年間所得上限が 1 万 9,434 ユーロ（2,781,005 円）である。以降、子が一人増加するごとに年間 3,148 ユーロ（450,479 円）が上乘せされる。

- 多子加算又は乳児加算：なし
- 使途制限：なし
- 特記事項
  - 養子縁組  
恒久的な里親として、あるいは養子縁組を目的として未成年者を扶養している場合にも給付される。
  - ひとり親の場合  
特記事項なし
  - 離婚した場合  
裁判所の決定に基づく離婚や別居の場合、子と同居し、養育する父親または母親に給付される。
  - 無戸籍・無国籍児  
特記事項なし

## 2) 最低所得保障制度の児童支援補<sup>10</sup>

- 支給要件
  - 受給資格者  
スペイン国内に居住権を有し、申請期日の直前の1年以上にわたり国内に実質的に居住している。また、18歳未満の子を養育し、図表10～12のすべての所得及び資産保有の上限額を超えない世帯が対象である。所得及び資産保有は、世帯構成員数に応じて所得補償（2022年は年額5899.6ユーロ（844,233円）を基準）に一定の係数をかけ、上限額が算出される。これら所得及び資産保有の上限額は、以下の通りである。
    - ✓ 年間所得上限：前年度の収入が、最低所得補償制度で定められた所得補償の3倍を超えない（図表10）
    - ✓ 資産上限額：資産（預貯金、居住している住宅を除く不動産、企業への出資等の合計から債務を差し引く）が所得補償の3倍の150%を超えない（図表11）
    - ✓ 企業への出資以外の資産上限額：資産（預貯金、居住している住宅を除く不動産等の資産の合計）が所得補償の6倍を超えない（図表12）



図表 10：年間所得上限額

世帯構成員		年間所得上限 (成人1人の場合、 17,698.8 ユーロ (1,101,698 円))
構成員	係数	
成人1人と未成年1人	1.3	2万3,008.44 ユーロ (329万2,508円)
成人2人と未成年2人	1.6	2万8,318.08 ユーロ (405万2,317円)
成人1人と未成年3人	1.9	3万3,627.72 ユーロ (481万2,127円)
成人1人と未成年4人以上	2.2	3万8,937.36 ユーロ (557万1,936円)
成人2人と未成年1人	1.6	2万8,318.08 ユーロ (405万2,317円)
成人2人と未成年2人	1.9	3万3,627.72 ユーロ (481万2,127円)
成人2人と未成年3人以上	2.2	3万8,937.36 ユーロ (557万1,936円)
成人3人と未成年1人	1.9	3万3,627.72 ユーロ (481万2,127円)
成人3人と未成年2人以上	2.2	3万8,937.36 ユーロ (557万1,936円)
成人4人と未成年1人	2.2	3万8,937.36 ユーロ (557万1,936円)
その他	2.2	3万8,937.36 ユーロ (557万1,936円)

図表 11：資産上限額

世帯構成員		資産上限額
構成員	係数	
成人 1 人と未成年 2 人	1.4	3 万 7,167.48 ユーロ (531 万 8,666 円)
成人 1 人と未成年 2 人	1.8	4 万 7,786.76 ユーロ (683 万 8,285 円)
成人 1 人と未成年 3 人以上	2.2	5 万 8,406.04 ユーロ (835 万 7,904 円)
成人 2 人と未成年 1 人	1.8	4 万 7,786.76 ユーロ (683 万 8,285 円)
成人 2 人と未成年 2 人	2.2	5 万 8,406.04 ユーロ (835 万 7,904 円)
成人 2 人と未成年 3 人以上	2.6	6 万 9,025.32 ユーロ (987 万 7,523 円)
成人 3 人と未成年 1 人	2.2	5 万 8,406.04 ユーロ (835 万 7,904 円)
成人 3 人と未成年 2 人以上	2.6	6 万 9,025.32 ユーロ (987 万 7,523 円)
成人 4 人と未成年 1 人	2.6	6 万 9,025.32 ユーロ (987 万 7,523 円)
その他	2.6	6 万 9,025.32 ユーロ (987 万 7,523 円)

図表 12：企業への出資以外の資産上限額

世帯構成員		企業への出資以外の資産上限額（成人 1 人の場合、3 万 5397.60 ユーロ (5,065,397 円)）
構成員	係数	
成人 1 人と未成年 1 人	1.4	4 万 9,556.64 ユーロ (709 万 1,555 円)
成人 1 人と未成年 2 人	1.8	6 万 3,715.68 ユーロ (911 万 7,714 円)
成人 1 人と未成年 3 人以上	2.2	7 万 7,874.72 ユーロ (1,114 万 3,872 円)
成人 2 人と未成年 1 人	1.8	6 万 3,715.68 ユーロ (9,11 万 7,714 円)
成人 2 人と未成年 2 人	2.2	7 万 7,874.72 ユーロ (1,114 万 3,872 円)
成人 2 人と未成年 3 人以上	2.6	9 万 2033.76 ユーロ (1,317 万 0,031 円)
成人 3 人と未成年 1 人	2.2	7 万 7,874.72 ユーロ (1,114 万 3,872 円)
成人 3 人と未成年 2 人以上	2.6	9 万 2,033.76 ユーロ (1,317 万 0,031 円)
成人 4 人と未成年 1 人	2.6	9 万 2,033.76 ユーロ (1,317 万 0,031 円)
その他	2.6	9 万 2,033.76 ユーロ (1,317 万 0,031 円)

- 子の年齢・範囲  
18歳未満の子である。
- 一人当たりの支給額  
支給額は年齢によって異なり、月額50ユーロ（7,155円）～100ユーロ（14,310円）である。

**図表 13：年齢に応じた支給額（月額）**

年齢	支給額
0歳以上～3歳未満	100ユーロ（1万4,310円）
3歳以上～6歳未満	70ユーロ（1万0,017円）
6歳以上～18歳未満	50ユーロ（7,155円）

- 申請方法  
児童支援補填の受給要件を満たしている者は国家社会保障院に受給を申請することができる。  
国家社会保障院が申請を受理した場合は、申請が登録された日から6ヶ月以内に申請者に結果を通知しなければならない。6ヶ月たっても通知がない場合は、給付が認められなかったものとする。
- 支給方法  
名義の銀行口座への振込で支払われる。
- 支給回数  
毎月1回の支給である。
- 所得制限
  - 所得に応じた減額の有無：なし
  - 一定の所得に対する支給の制限の有無  
年間の世帯所得の上限は、世帯の構成員に応じて差があるが、2万3008.44ユーロ（3,292,508円）～3万8937.36ユーロ（5,571,936円）となっている。「(サ)児童手当制度の詳細」の「受給資格者」の項目のとおり、資産に関する条件も求められる。

- 多子加算や乳児加算  
加算はなく、子の数に応じて、年間所得上限が緩和される。乳児加算は0歳以上～3歳未満が最も高い支給額となっており、0歳以上～3歳未満が月額100ユーロ（14,310円）、3歳以上～6歳未満が月額70ユーロ（10,017円）、6歳以上～18歳未満が月額50ユーロ（7,155円）である。
- 用途制限：なし
- 特記事項
  - 養子縁組  
恒久的な里親として、あるいは養子縁組を目的として未成年者を扶養している場合にも給付される。
  - ひとり親・離婚した場合  
裁判所の決定に基づく離婚や別居の場合、子と同居し、養育する父親または母親に給付される。
  - 無戸籍・無国籍児  
特記事項なし

### ③ 子育てに関連する税制度

#### (ア)扶養控除等の税制度<sup>25</sup>

- 扶養控除  
「個人所得税及び法人税、非居住者所得税、財産税の一部変更に関する法律 35/2006 (Ley 35/2006, de 28 de noviembre, del Impuesto sobre la Renta de las Personas Físicas y de modificación parcial de las leyes de los Impuestos sobre Sociedades, sobre la Renta de no Residentes y sobre el Patrimonio)」の第58条に、扶養控除が定められている。適用の対象は、納税者と同居している25歳未満の子（障害児の場合は年齢制限なし）で、子本人の年間所得（非課税所得を除く）が8,000ユーロ（1,144,800円）未満の場合である。なお、納税者が後見人または里親となっている子も控除適用となる。子の数に応じた控除額は下記のとおりで、3歳未満の子を養育している納税者は、一人目の年間の所得控除額が2,400ユーロ（343,440円）から2,800ユーロ

(400,680 円) に増額される。扶養控除は、両親がそれぞれ控除額を等分すること、またどちらかの親が全額控除を受けることも選択できる。

図表 14：子の数に応じた年間の所得控除額

子の数	控除額
一人目	2,400 ユーロ (343,440 円)
二人目	2,700 ユーロ (386,370 円)
三人目	4,000 ユーロ (572,400 円)
四人目以上	4,500 ユーロ (643,950 円)

➤ 出産に伴う所得控除

上述の法律の第 80 条 1 項に出産に伴う所得控除が定められている。社会保障制度に加入し、扶養控除が適用となる 3 歳未満の子を養育する所得のある母親は、3 歳未満の子一人につき年間 1,200 ユーロ (171,720 円) が上限で所得控除される。母親が死亡した場合や養育権が父親または後見人のみの場合、父親または後見人が対象となる。なお、養子または里子を養育している場合は、年齢を問わず、養子縁組または里親関係が戸籍に登録された日から 3 年間適用できる。控除額は所得税課税期間において、社会保障制度の保険料の支払い総額が控除額を下回る場合は保険料の総額が所得控除の上限となる。

➤ 多子世帯への所得控除

上述の法律の第 80 条 2 項に、多子世帯への所得控除が定められている。「多子世帯の保護に関する法律 40/2003 (Por ser un ascendiente, o un hermano huérfano de padre y madre, que forme parte de una familia numerosa conforme a la Ley 40/2003)」に基づき、世帯構成員数に応じて多子世帯を二つに区分している。一つ目が、一般多子世帯として親 (両親、片親問わない) と子三人以上とし、二つ目が、特殊多子世帯として親 (両親、片親問わない) と子五人以上、または子が四人以上で、その内、少なくとも多胎出産や養子または里子で構成することとしている。一般多子世帯の年間の所得控除額は 1,200 ユーロ (171,720 円)、特殊多子世帯は 2,400 ユーロ (343,440 円) が上限である。控除額は所得税課税期間において、社会保障制度の保険料の支払い総額が控除額を下回る場合は、保険料の総額が所得控除の上限となる。多子世帯への控除は、所得税申告での控除、もしくは、事前申請により控除額の最高額を 12 等分し、一般多子世帯は毎月 100 ユーロ (14,310 円)、特殊多子世帯は毎月 200 ユーロ

(28,620 円) を銀行振込により毎月前倒しで受給することを選択できる。なお、事前給付額が所得税申告を上回る場合は、還付が必要となる。

➤ 自治州及び自治都市における独自で設けた子を養育するための控除

国内のバスク州とナバラ州を除く 15 の自治州及び 2 つの自治都市は、「共通制度の自治州及び自治憲法を持つ都市の財政制度を定める法律 22/2009」(Ley 22/2009, por el que se regula el sistema de financiación de las Comunidades Autónomas de régimen común y Ciudades con Estatuto de Autonomía)により税制度を含む財政制度が共通で定められている。全ての自治州及び自治都市は、独自に一定の条件内で子の養育に関する支出の所得控除を設けており、具体的には出生、子や養子・里子の養育、ひとり親世帯や多子世帯を対象とした控除、また、学校の教科書や教材等の購入費や保育費用の支出に関する控除等をしている。2021 年度に適用される自治州及び自治都市における税控除は、税務署のホームページ

(<https://www3.agenciatributaria.gob.es/Sede/ayuda/manuales-videos-folletos/manuales-practicos/irpf-2021/capitulo-17-deducciones-autonomicas-cuota.html>) から確認ができる。

**(イ)扶養控除等の税制度による措置と児童手当の関連性**

本調査では確認できなかった。

**(ウ)経済困窮世帯への控除等の税制度**

本調査では確認できなかった。

## 【参考文献】

1. Instituto Nacional de Estadística, “Población residente por fecha, sexo y edad”, (<https://www.ine.es/jaxiT3/Tabla.htm?t=31304>)
2. Instituto Nacional de Estadística, “Población residente por fecha, sexo, grupo de edad y nacionalidad (agrupación de países)”, (<https://www.ine.es/jaxiT3/dlgExport.htm?t=9689>)
3. Instituto Nacional de Estadística, “Vital Statistics (Births, Deaths and Marriages) Basic Demographic Indicators Year 2020. Provisional data”, ([https://www.ine.es/en/prensa/mnp\\_2020\\_p\\_en.pdf](https://www.ine.es/en/prensa/mnp_2020_p_en.pdf))
4. Instituto Nacional de Estadística, “Annual Spanish National Accounts: main aggregates”, ([https://www.ine.es/dyngs/INEbase/en/operacion.htm?c=Estadistica\\_C&cid=1254736177057&menu=ultiDatos&idp=1254735576581](https://www.ine.es/dyngs/INEbase/en/operacion.htm?c=Estadistica_C&cid=1254736177057&menu=ultiDatos&idp=1254735576581))
5. Instituto Nacional de Estadística, “Descarga ficheros Información table Número de hogares según nacionalidad de sus miembros y tipo de hogar”, (<https://www.ine.es/jaxi/dlgExport.htm?path=/t20/p274/serie/prov/p01//&file=01001.px&nocab=1&L=0>)
6. Ministro de Inclusión, Seguridad Social y Migraciones, “History of the Social Security”, (<https://www.seg-social.es/wps/portal/wss/internet/Conocenos/47711?changeLanguage=en>)
7. Agencia Estatal Boletín Oficial del Estado, “Real Decreto-ley 20/2020, de 29 de mayo, por el que se establece el ingreso mínimo vital.” (<https://www.boe.es/buscar/act.php?id=BOE-A-2020-5493>)
8. Agencia Estatal Boletín Oficial del Estado, “Constitución Española.” (<https://www.boe.es/buscar/act.php?id=BOE-A-1978-31229>)
9. Agencia Estatal Boletín Oficial del Estado, “Ley 26/1985, de 31 de julio, de medidas urgentes para la racionalización de la estructura y de la acción protectora de la Seguridad Social.” (<https://www.boe.es/buscar/doc.php?id=BOE-A-1985-16119>)
10. Agencia Estatal Boletín Oficial del Estado, “Real Decreto-ley 20/2020, de 29 de mayo, por el que se establece el ingreso mínimo vital.” (<https://www.boe.es/buscar/act.php?id=BOE-A-2020-5493>)
11. Ministro de Inclusión, Seguridad Social y Migraciones, “Who are we?”, (<https://www.seg-social.es/wps/portal/wss/internet/Conocenos/QuienesSomos>)
12. Ministro de Inclusión, Seguridad Social y Migraciones, “Affiliation”, (<https://www.seg-social.es/wps/portal/wss/internet/Trabajadores/Afiliacion/30348>)



13. Ministro de Inclusión, Seguridad Social y Migraciones, “2022 contribution bases and rates”,  
(<https://www.seg-social.es/wps/portal/wss/internet/Trabajadores/CotizacionRecaudacionTrabajadores/36537>)
14. La Moncloa , “Health, Organisation”,  
(<https://www.lamoncloa.gob.es/lang/en/espana/stpv/spaintoday2015/health/Paginas/index.aspx>)
15. Ministerio de Sanidad , “Informe Annual del Sistema Nacional de Salud 2020-2021”,  
([https://www.sanidad.gob.es/estadEstudios/estadisticas/sisInfSanSNS/tablasEstadisticas/InfAnualSNS2020\\_21/INFORME\\_ANUAL\\_2020\\_21.pdf](https://www.sanidad.gob.es/estadEstudios/estadisticas/sisInfSanSNS/tablasEstadisticas/InfAnualSNS2020_21/INFORME_ANUAL_2020_21.pdf))
16. Ministro de Inclusión, Seguridad Social y Migraciones, “Benefits / Pensions for Workers “ ,  
(<https://www.seg-social.es/wps/portal/wss/internet/Trabajadores/PrestacionesPensionesTrabajadores>)
17. Ministerio de Sanidad , “Informe Annual del Sistema Nacional de Salud 2020-2021”,  
([https://www.sanidad.gob.es/estadEstudios/estadisticas/sisInfSanSNS/tablasEstadisticas/InfAnualSNS2020\\_21/INFORME\\_ANUAL\\_2020\\_21.pdf](https://www.sanidad.gob.es/estadEstudios/estadisticas/sisInfSanSNS/tablasEstadisticas/InfAnualSNS2020_21/INFORME_ANUAL_2020_21.pdf))
18. World Bank, “Fertility rate, total (births per woman)”  
(<https://data.worldbank.org/indicator/SP.DYN.TFRT.IN> )
19. OECD, Family benefits public spending (<https://data.oecd.org/socialexp/family-benefits-public-spending.htm>)
20. Agencia Estatal Boletín Oficial del Estado, “Ley 26/1990, de 20 de diciembre, por la que se establecen en la Seguridad Social prestaciones no contributivas”  
(<https://www.boe.es/buscar/doc.php?id=BOE-A-1990-30939>)
21. Agencia Estatal Boletín Oficial del Estado, “Real Decreto Legislativo 8/2015, de 30 de octubre, por el que se aprueba el texto refundido de la Ley General de la Seguridad Social”  
(<https://www.boe.es/buscar/act.php?id=BOE-A-2015-11724>)
22. Alto Comisionado para la lucha contra la pobreza, “Gasto destinado a prestaciones por hijo a cargo para menores sin discapacidad” (<https://www.epdata.es/gasto-destinado-prestaciones-hijo-cargo-discapacidad/75e8a234-79c1-4245-8fa2-88a1bccc0b5f>)
23. INSTITUTO NACIONAL DE LA SEGURIDAD SOCIAL “Asignación económica por hijo o menor a cargo en diciembre de 2022” ([https://www.seg-social.es/wps/wcm/connect/wss/6260f5ea-993e-4b31-ad9d-3d6f6a80ac4b/PF202210.pdf?MOD=AJPERES&CONVERT\\_TO=linktext&CACHEID=ROO](https://www.seg-social.es/wps/wcm/connect/wss/6260f5ea-993e-4b31-ad9d-3d6f6a80ac4b/PF202210.pdf?MOD=AJPERES&CONVERT_TO=linktext&CACHEID=ROO))

TWORKSPACE.Z18\_2G50H38209D640QTQ57OVB2000-6260f5ea-993e-4b31-ad9d-3d6f6a80ac4b-ogZeBs)

24. Ministro de Inclusión, Seguridad Social y Migraciones, “IMV. Datos acumulados de altas iniciales de prestaciones que han figurado en nómina según comunidad autónoma y provincia. Junio de 2020 a enero de 2023.”  
([https://www.seg-social.es/wps/wcm/connect/wss/f3f71744-1d6b-4c12-981c-8348392c8669/202210\\_IMV+-+Altas+acumuladas.pdf?MOD=AJPERES&CONVERT\\_TO=linktext&CACHEID=ROOTWORKSPACE.Z18\\_2G50H38209D640QTQ57OVB2000-f3f71744-1d6b-4c12-981c-8348392c8669-ogH7W.n](https://www.seg-social.es/wps/wcm/connect/wss/f3f71744-1d6b-4c12-981c-8348392c8669/202210_IMV+-+Altas+acumuladas.pdf?MOD=AJPERES&CONVERT_TO=linktext&CACHEID=ROOTWORKSPACE.Z18_2G50H38209D640QTQ57OVB2000-f3f71744-1d6b-4c12-981c-8348392c8669-ogH7W.n))
25. Agencia Estatal Boletín Oficial del Estado, “Ley 35/2006, de 28 de noviembre, del Impuesto sobre la Renta de las Personas Físicas y de modificación parcial de las leyes de los Impuestos sobre Sociedades, sobre la Renta de no Residentes y sobre el Patrimonio.”  
(<https://www.boe.es/buscar/act.php?id=BOE-A-2006-20764>)
26. OECD Better Life Index, “Spain” (<https://www.oecdbetterlifeindex.org/?fb=v1>)
27. Instituto Nacional de Estadística, “Household Budget Survey (HBS)”  
([https://www.ine.es/en/prensa/epf\\_prensa\\_en.htm](https://www.ine.es/en/prensa/epf_prensa_en.htm))

## アメリカ

### ① 基礎情報

#### (ア)基礎データ

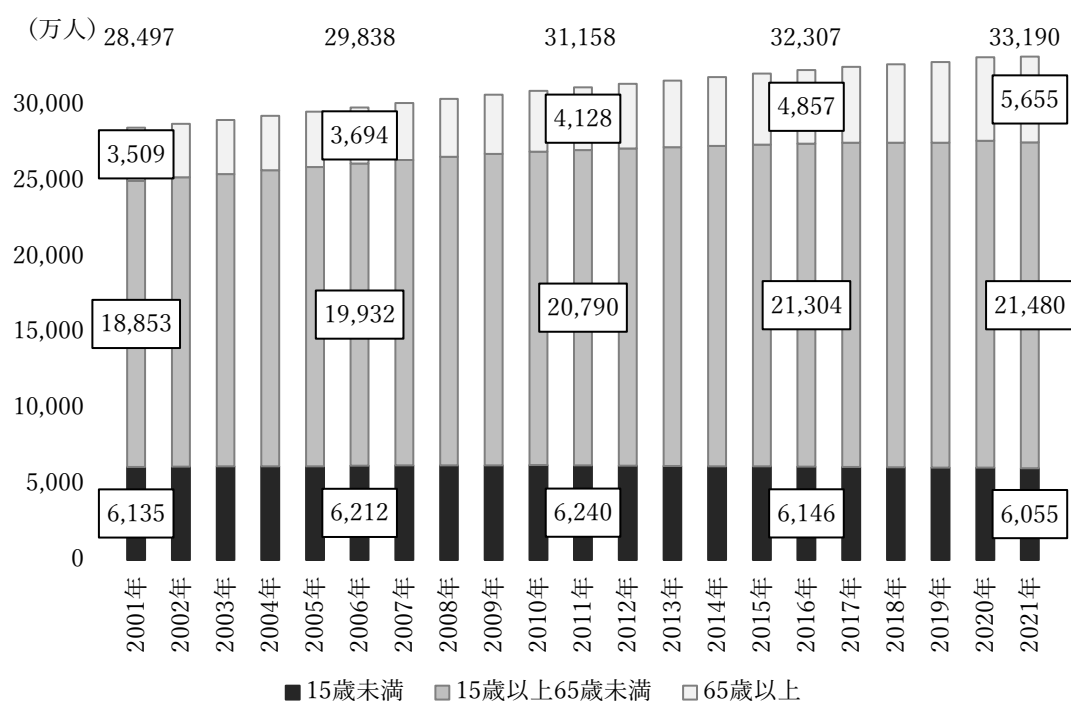
##### ➤ 人口<sup>1234</sup>

2021年の総人口は3億3,189万3千人で、前年に比べ約45万人（0.1%）増加した。1965年にImmigration and Nationality Actが施行されてから移民の数は増加傾向にある。自然動態は、2019年の出生数は375万人で死亡数は285万人であったが、2020年から2021年にかけて新型コロナウイルス感染症の影響により全米の半分以上の州で死亡者数が出生数を上回った。

図表1：年齢階級別人口数（2021年）<sup>5</sup>

	2021年の人口数	割合
全年齢の合計	3億3,189万人	
15歳未満	6,055万人	18.24%
15～64歳	2億1,479万人	64.73%
65歳以上	5,654万人	17.03%

図表 2：年齢階級別人口推移<sup>5</sup>



- 一人当たり名目 GDP<sup>2</sup>  
69,288US ドル (9,353,880 円) (2021 年)

➤ 家族形態<sup>2567</sup>

1950年代は核家族が多く見られ、子中心の生活で女性が働かないケースも多かった。しかしながら1960年代からは女性の社会進出が進み、法制度も整備され離婚が容易になったことで晩婚・非婚が進んだ。また家族の単位が小さくなった。1960年の就労人口の33.4%が女性であったが、2021年には47.0%に増加した。合計特殊出生率は、1960年の3.65から2020年は1.64に減少し、40%の子は未婚の母から生まれている。また2015年には同性婚が法律で認められるようになり、家族の形態は多様化している。

- 国民の平均所得や支出等
  - 「世帯所得」の項目は、OECD Better Life Index の情報であり、「家庭の支出」の項目は、調査対象国の公表情報である。「家庭の支出」には、税や社会保険料が含まれているか、含まれていないかは、調査対象国ごとに異なる。
- 世帯所得<sup>22</sup>
  - 一人当たりの年間の平均世帯純可処分所得  
51,147US ドル (6,904,845 円) (OECD 平均は 30,490US ドル (4,116,150 円))
  - 平均世帯純財産  
684,500US ドル (92,407,500 円) (OECD 平均は 323,960US ドル (43,734,600 円))
- 家庭の支出<sup>23,8</sup>
  - 2021 年の個人の年平均の支出は 66,928US ドル (9,035,280 円) である。
- 平均支出の内訳<sup>23</sup>
  - 2021 年の世帯の年間平均支出の内訳は、支出の多い順に住居費 (33.8%)、交通費 (16.4%)、食品・飲料 (12.4%) であった。なお、教育費は (1.8%) であった。

## (イ) 社会保障制度

政府は、原則、自助の精神に基づいており、連邦制で州の権限が強いことが特徴である。連邦政府による国民一般を対象とする社会保障制度（主に年金制度であり、公的医療保障制度は、対象が高齢者・障害者・低所得者に限定されている。）と、高齢者、障害者、児童など対象者の属性に応じた連邦政府・州政府により運営される各公的扶助制度が存在する。

- 制定背景<sup>9,10</sup>
  - 連邦政府の社会保障庁(Social Security Administration)により運営されている社会保障制度 (Social Security) は、1930 代の世界恐慌を受け、フランクリン・ルーズベルト大統領がニューディール政策の一環として Social Security Act に署名したことにより可決された。社会保障制度には退職年金 (Retirement benefits)、障害年金 (Disability benefits)、遺族年金 (Survivor's benefits)、補足的保障所得 (Supplemental Security Income)、メディケア (Medicare) が含まれる。

公的扶助制度は主に連邦政府と州政府合同で運営するメディケイド（Medicaid）、農務省（United States Department of Agriculture）が運営する補足的栄養支援（SNAP：Supplemental Nutrition Assistance Program）、貧困家庭一時扶助（TANF：Temporary Assistance for Needy Families）、及び一般扶助（GA：General Assistance）という貧困家庭一時扶助や補足的保障所得などが受けられない者に対して一部の州・郡・市政府により実施されている制度がある。公的医療保険制度は、社会保障制度によるメディケア、公的扶助制度であるメディケイドと対象が限定され、現役世代の医療保障は民間医療保険が中心となっている。

- 目的と機能<sup>10 11</sup>
  - ✓ 社会保障制度
 

社会保障制度には退職年金、障害年金、遺族年金、補足的保障所得、メディケアが含まれる。

図表 3：社会保障制度一覧<sup>10 11</sup>

制度	内容
退職年金	退職後に所得が十分でなくなった際に本人とその家族に支給する。
障害年金	障害を負う以前の一定期間内に一定以上の保険料納付実績が存在する障害を持つ者を対象に支給する。
遺族年金	生前の一定期間内に一定以上の保険料納付実績が存在する遺族（再婚していない 60 歳以上の配偶者、または 16 歳未満又は障害のある被扶養者）を対象に支給する。
補足的保障所得	65 歳以上の高齢者又は障害者のうち、資産及び所得に関する受給資格要件を満たす低所得者に対し、最低限の衣食住を満たすために毎月一定額を支給する。
メディケア	高齢者及び障害者を対象とした公的医療保険制度である。65 歳以上で本人または配偶者（死別・離婚した元配偶者を含む）の社会保障税の納付実績が 10 年相当以上ある者、障害年金を 2 年以上受給している者、慢性腎不全患者を対象に医療費の一部として支給する。

- ✓ 公的扶助制度
 

メディケイド、補足的栄養支援、貧困家庭一時扶助、一般扶助が含まれる。

図表 4：公的扶助制度一覧<sup>9 12 13 14</sup>

制度	内容
メディケイド	低所得者を対象とした公的医療保険制度である。低所得者の健康を守ることを目的として、連邦政府と州政府合同で運営している。
貧困家庭一時扶助	各州政府が低所得家庭に対して現金給付を行うことにより、いずれかを達成することを目的としている。 ①子が家族と過ごせるようにすること ②職探しや結婚を支援することにより親の自立を促すこと ・未婚女性の懐妊を防止すること ・両親揃った家庭を築くことを促すこと
補足的栄養支援	農務省（USDA）が低所得者の飢餓と栄養失調を緩和することを目的に運営している。
一般扶助	貧困家庭一時扶助や補足的保障所得などが受けられない者に対して一部の州・郡・市政府で独自に実施されている制度である。

・ 特徴

✓ 社会保障制度

社会保障制度の特徴は図表 5 の通りである。

図表 5：社会保障制度の特徴<sup>9 10 11</sup>

制度	内容
退職年金 障害年金 障害年金	一部の州・郡・市務員及び鉄道職員を除き、被用者や自営業者の大部分を対象としている。それらのうち社会保障税（Social Security Tax）に関して 10 年以上の保険料記録を有した者に対し、受給の要件を満たした時から年金を支給する。
補足的保障所得	社会保障税納税額に関わらず 65 歳以上の高齢者又は障害者のうち、資産及び所得に関する受給資格要件を満たす低所得者を対象に毎月一定額を支給する。
メディケア	障害年金を 2 年以上受給している者、慢性腎不全患者以外については 65 歳以上で本人または配偶者（死別・離婚した元配偶者を含む）の社会保障税の納付実績が 10 年相当以上ある者に医療費の一部として支給される。メディケアは 4 つのパートに分かれてい

制度	内容
	る。パート A は入院費用、パート B は外来医療サービスを保障する。他の 2 つのパートである Medicare Advantage Plan と Medicare Prescription Drug Plans は任意加入で、民間の保険会社によって運営されているが、メディケアのルールに従う必要がある。Medicare Advantage Plan はパート A 及び B の双方に加入している者に対し政府に代わって民間の保険会社がパート A 及び B の給付に加えて耳鼻科・眼科・歯科領域の給付を請け負う制度である。Medicare Prescription Drug Plans は外来患者に係る処方箋薬代を保障する。

✓ 公的扶助制度

図表 6：公的扶助制度の特徴<sup>14 15</sup>

制度	内容
メディケイド	受給者ではなく医療機関に直接支払われることである。一部受給者が自費で医療費を負担する場合もある。
貧困家庭一時扶助	州政府が児童や妊婦のいる貧困家庭に対して独自で定めた額の現金給付を行う場合に連邦政府が州政府へ定額補助を行う。
補足的栄養支援	受給者の補足的栄養支援口座に毎月一定額が振り込まれ、Electronic Benefit Transfer Card を使用して食材用の種子や苗を含む食料が購入できる。
一般扶助	内容が州・郡・市政府により異なる。

• 財源

✓ 社会保障制度<sup>9 10</sup>

退職年金、障害年金、遺族年金の財源は、現役世代が納付する社会保障税（2021年現在、年 142,800 ドル（19,278,000 円）の年間所得を課税対象の上限額として 12.4%課税している）であり、毎年の社会保障税などの歳入が歳出額を上回る分が社会保障年金信託基金（OASDI Trust Fund）に積み立てられている。

補足的保障所得は、連邦政府の社会保障庁により運営されているが、財源は一般財源である。州によっては州政府が上乘せして給付するケースもある。2021年 12 月現在の補足的所得補償の受給者は約 770 万人であり、合計約 47 億ドル



(6345 億円) の給付である。平均月額 584.11 ドル (78,855 円) が給付されている。

メディケアのパート A の財源は、現役世代の社会保障税、パート B は 2022 年現在、被保険者が年収に応じて毎月 171 ドル (23,085 円) ~578.30 ドル (78,071 円) 納め、連邦政府が給付総額の 7 割強を一般財源で負担している。Medicare Advantage Plan に対して連邦政府は、パート A の財源を管理している病院保険信託基金 (Hospital Insurance Trust Fund) とパート B の財源を管理している補足的医療保険信託基金 (Supplementary Medical Insurance Trust Fund) を通じて相当額を負担している。Medicare Prescription Drug Plans に連邦政府は給付総額の 7 割強を一般財源で負担している。

✓ 公的扶助制度<sup>9 10 13 16</sup>

メディケイドは、州による保障に要した費用の一部を連邦政府が負担している。連邦政府による負担率は法律によって下限 (50%) と上限 (83%) が定められている。

貧困家庭一時扶助は、州政府が児童や妊婦のいる貧困家庭に対して独自で定めた額の現金給付を行う。その際に連邦政府が州政府へ連邦 TANF 包括交付金から定額補助を行う。現制度が始まった 1996 年より連邦政府は各州政府へそれぞれ毎年 165 億ドル (2 兆 2275 億円) を補助している。

補足的栄養支援の財源は、連邦政府により賄われ、貧困ライン所得の 130% を下回る世帯 (3 人家族で年収が 29,940 ドル (4,041,900 円) 以下の世帯) に給付される。

• 給付内容

✓ 社会保障制度<sup>9 10</sup>

老齢年金の平均給付月額は、約 1,544 ドル (208,440 円)、受給者数は 49,358 千人である。(2020 年時点)

遺族年金の平均給付月額は、約 1,455 ドル (196,425 円)、受給者数は 5,875 千人である。(2020 年時点)

障害年金の平均給付月額は、約 1,277 ドル (172,395 円)、受給者数は 9,618 千人である。(2020 年時点)

補足的保障所得の 2021 年 12 月現在の受給者は、約 770 万人であり、合計約 47 億ドル (6345 億円)、平均月額 584.11 ドル (78,855 円) が給付されている。

2020年時点で新規無資産受給者に対する連邦の所得保障の給付上限月額額は783ドル(105,705円)である。既に退職年金や障害年金を受給しているも、併給される場合もあるが、補足的保障所得の給付は減額される。

メディケアパートAは、2022年時点で入院1回につき1,556ドル(210,060円)の免責額を自己負担し、その上で入院後1~60日までは自己負担なし、61~90日までは1日当たり389ドル(52,515円)の自己負担、91日以降は1日当たり778ドル(105,030円)自己負担する。パートBにおいては2022年時点で年間170.10ドル(22,964円)の免責額を自己負担し、超えた分については20%を自己負担する。Medicare Advantage PlanとMedicare Prescription Drug Plansにおける自己負担額は保険会社によって異なる。

✓ 公的扶助制度<sup>9 12 15</sup>

メディケイドの2021年現在の加入者数は7,671万人である。対象者となる低所得世帯の基準は、州によって異なる。受給者に支払われるのではなく、診療所・病院に直接支払われるシステムである。

貧困家庭一時扶助の受給者数は、2021年6月時点において約178万人、約77万世帯である。また基本的に延べ5年間扶助を受給した世帯は受給資格を失う。月毎の受給額は州によって異なり、2021年7月時点は3人家族につきアルカンザス州では204ドル(27,540円)、ニューハンプシャー州では1,098ドル(148,230円)と幅があり、中央値は498ドル(67,230円)である。

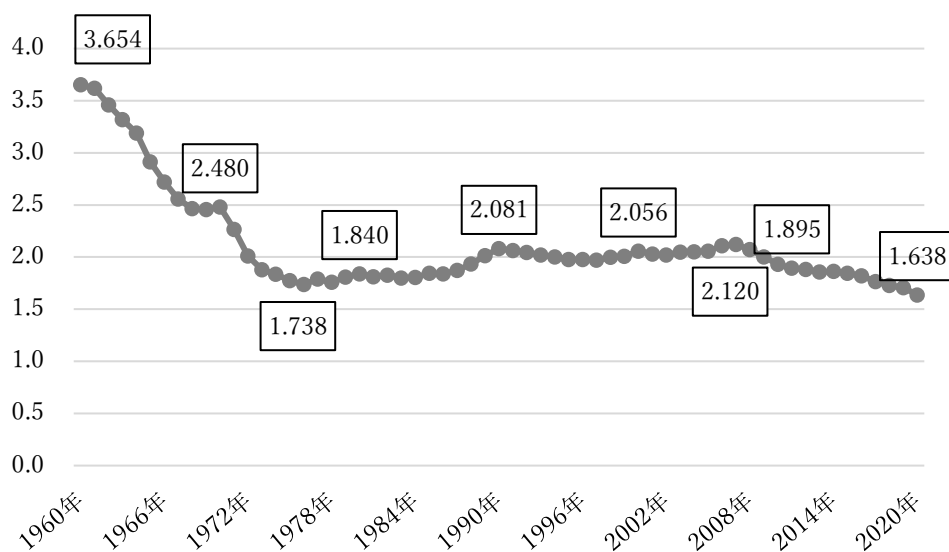
補足的栄養支援の給付金の額は、世帯構成員や所得によって異なる。4人世帯の場合、最高で835ドル(¥112,725円)(他の所得が無いとみなされた場合、2021年10月~2022年9月)である。2021年10月時点では、約2,158万世帯、約4,114万人が利用し、約100.1億ドル(1兆3500億14円)が給付された。補足的保障所得などの公的扶助と併給も可能である。

(ウ)出産・育児に関する状況<sup>25</sup>

➤ 出生児数と合計特殊出生率

2020年の出生児数は361万人であった。合計特殊出生率は1960年の3.654から1976年には1.738と低下している。その後、2007年に2.120と高くなったが、2020年は1.638に低下している。

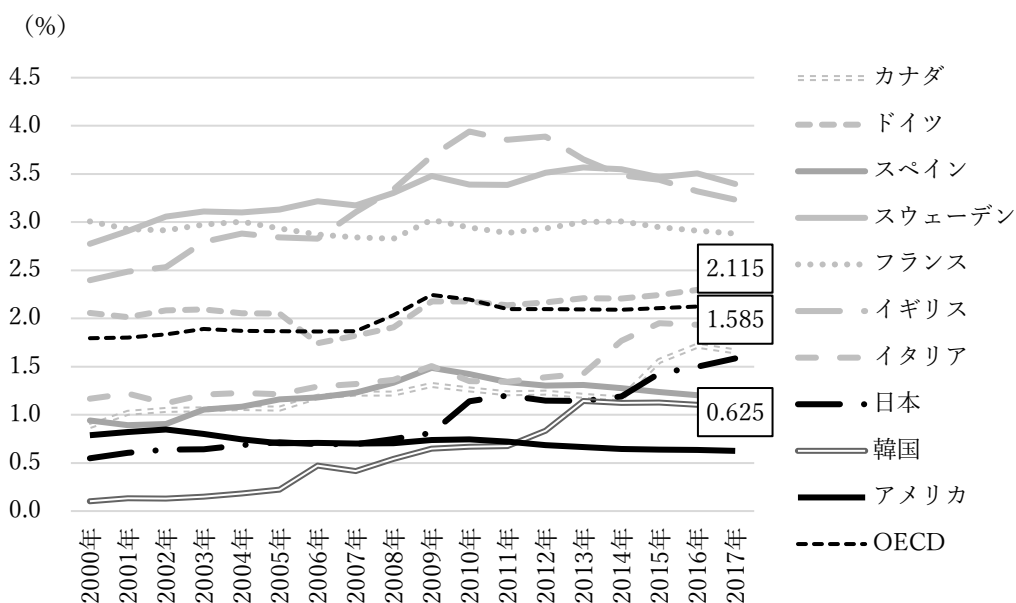
図表 7：合計特殊出生率の推移<sup>5</sup>



➤ 家族関係公的支出 (Family benefits public spending)<sup>17</sup>

2017年の家族関係公的支出の国民経済全体に対する割合(対GDP比)は、0.625%である。OECD加盟国の平均値である2.115%よりも低い水準となっている。

図表 8：OECD各国の家族関係公的支出の推移



## ② 児童手当

児童手当の制度はない。連邦政府・州として児童手当の給付は行ってない。

## ③ 出産・育児に関する社会保障

### (ア)扶養控除の税制度

#### ➤ 連邦政府

1997年より1997 Taxpayer Relief Actを根拠法としてChild Tax Creditが導入された。世帯所得によるが、当初は17歳未満の子1人につき1年で税金控除額が最大400ドル(54,000円)で始まり、現在では最大2,000ドル(270,000円)に引き上げられた<sup>17</sup>(ただし夫婦個別申告所得20万ドル(2700万円)、夫婦合算申告所得40万ドル(5400万円)の上限を超えると減額される)。

図表9：17歳未満子1人当たりChild Tax Credit制度の時系列変遷】<sup>18 19</sup>

年	根拠法	税控除金額	Refundable/Nonrefundable
1997	1997 Taxpayer Relief Act	最大400ドル (54,000円)	Nonrefundable
1998	1997 Taxpayer Relief Act	最大500ドル (67,500円)	Nonrefundable
2001	1997 Taxpayer Relief Act	最大500ドル (67,500円)	Refundableに変更
2012	The American Taxpayer Relief Act of 2012	最大1,000ドル (135,000円)	Refundable
2017	The Tax Cuts and Jobs Act of 2017	最大2,000ドル (270,000円)	1,400ドル(189,000円)を 上限としたRefundable

※Refundable creditであると算出した税金の範囲を超後は、控除額上限まで

「refund」として納税者が受け取れ、Nonrefundable creditであると享受できる恩恵は、算出した税金の範囲内の控除のみである。

また新型コロナウイルスによる経済停滞により、2021年限定で The American Rescue Plan Act を根拠法として5歳までの子一人につき上限が3,600ドル（486,000円）、6歳以上17歳以下の子は上限が3,000ドル（405,000円）と増加（ただし夫婦個別申告所得75,000ドル（1012万5千円）、夫婦合算申告所得150,000ドル（2025万円）の上限を超えると減額される）し、その上2019年または2020年の所得をもとに控除総額が計算され、控除総額の半分の金額を7月～12月に月々分割して税額控除の一部が前払い金として支払われる仕組みに変更された。

➤ 州政府<sup>18</sup>

上記の連邦政府による税額控除制度に加え、12の州で州独自で税額を控除する制度がある。州によって控除額や対象世帯の条件が大きく異なり、税額控除や対象年齢や所得の上限に幅がある。

図表 10：州独自の Child Tax Credit 制度<sup>18</sup>

州	名称	Refundable/ Nonrefundable	税控除金額	適用条件
カリフォルニア	Young Child Tax Credit	Refundable	年間所得 25,000 ドル（3,375,000 円）未満の家庭につき 1,000 ドル（135,000 円）、以降年間所得 30,000 ドル（4,050,000 円）を上限として減額される	6 歳未満の子を持つ家庭、尚且つ the California Earned Income Tax Credit の需給条件を満たす必要がある
コロラド	Child Tax Credit ※2023 年 1 月から施行予定	Refundable	連邦政府による Child Tax Credit の 5-30%（所得による）	6 歳未満の子を持つ家庭
コネチカット	Child Tax Rebate	Refundable	子 1 人につき 250 ドル（33,750 円）、	所得が 1,000 ドル（135,000 円）上が

州	名称	Refundable/ Nonrefundable	税控除金額	適用条件
			上限 750 ドル (101,250 円)	るごとに控除額が 10%低下する
アイダホ	Child Tax Credit	Nonrefundable	子 1 人につき 205 ドル (27,675 円)	The Internal Revenue Code 24 (c) を満たす子
メイン	Dependent Exemption Tax Credit	Nonrefundable	子 1 人につき 300 ドル (40,500 円)	—
メリーラ ンド	Child Tax Credit	Refundable	子 1 人につき 500 ドル (67,500 円)	17 歳未満の障害児 かつ年間調整済み所 得が 6,000 ドル (810,000 円) 以下
マサチュ ーセツ	Household Dependent Tax Credit	Refundable	被扶養者 1 人につき 180 ドル (24,300 円)、上限 360 ドル (48,600 円)	被扶養者とは 12 歳 未満の子、65 歳以 上の高齢者、障害者 である
ニュージ ャーシー	Child Tax Credit	Refundable	所得が 30,000 ドル (4,050,000 円) 未 満の世帯限定で 6 歳 未満の子 1 人につき 500 ドル (67,500 円)	所得階層毎に 100 ドル (13,500 円) ずつ減額される
ニューメ キシコ	Child Income Tax Credit	Refundable	75 ドル (10,125 円) から 175 ドル (23,625 円) の間 (所得による)	17 歳未満の子
ニューヨ ーク	Empire State Child Tax Credit	Refundable	以下のうち高額の方 ・連邦政府による Child Tax Credit の 33%と Refundable 部分の合計	4 歳以上 17 歳未満 の子

州	名称	Refundable/ Nonrefundable	税控除金額	適用条件
			・ 4 歳以上 17 歳未 満の子 1 人につき 100 ドル (13,500 円)	
オクラホ マ	Child Tax Credit	Nonrefundable	連邦政府の Child Tax Credit の 5%	調整済み世帯年間所 得が 100,000 ドル (1350 万円) 未満
バーモン ト	Child Tax Credit	Refundable	5 歳未満の子 1 人 につき 1,000 ドル (135,000 円)	年間世帯所得が 125,000 ドル (1687 万 5 千円) 未満

#### (イ)扶養控除の税制度の措置と児童手当の関連性

なし

#### (ウ)経済困窮世帯への控除や税制度等<sup>20 21</sup>

Earned Income Tax Creditは、経済困窮世帯を対象とした税額控除制度で勤労意欲を引き出すことを目的に制定された。子の有無にかかわらず受給できるが、控除額は子の数や世帯収入によって異なり、ある一定の額までは収入が増加するほど増額し、その後は収入が増加すると減少する設計である。子が3人以上で夫婦合計の申告所得が57,441ドル(7,754,535円)以下であると年6,728ドル(908,280円)の控除が受けられ、子無しで夫婦合計の申告所得が27,380ドル(3,696,300円)以下であると年1,502ドル(202,770円)の控除が受けられる。2018年にはEarned Income Tax Creditと上記のChild Tax Creditの合計550万人の子を含む1,060万人を貧困から救出したとされている。

## 【参考文献】

1. United States Census Bureau, "Quick Facts United States"  
(<https://www.census.gov/quickfacts/fact/table/US/PST045221>)
2. Center for Disease Control and Prevention National Vital Statistics Reports"  
(<https://www.cdc.gov/nchs/data/nvsr/nvsr70/nvsr70-02-508.pdf>)
3. Center for Disease Control and Prevention, "National Vital Statistics Reports"  
(<https://www.cdc.gov/nchs/data/nvsr/nvsr70/nvsr70-08-508.pdf>)
4. United States Census Bureau, "New Census Bureau Population Estimates Show COVID-19 Impact on Fertility and Mortality Across the Nation"  
(<https://www.census.gov/library/stories/2022/03/deaths-outnumbered-births-in-half-of-states-between-2020-and-2021.html>)
5. THE WORLD BANK, "United States"  
(<https://data.worldbank.org/country/united-states>)
6. CONCORDIA ST. PAUL  
(<https://online.csp.edu/resources/article/the-evolution-of-american-family-structure/>)
7. U.S. Department of Labor Women's Bureau, "Women in the Labor Force"  
(<https://www.dol.gov/agencies/wb/data/Facts-over-Time>)
8. U.S. Department of Agriculture, "The Cost of Raising a Child"  
(<https://www.usda.gov>)
9. 厚生労働省、「第 1 章第 2 節 アメリカ合衆国 (United States of America) 社会保障施策」  
(<https://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/kaigai/22/dl/t1-03.pdf>)
10. SSA, "Social Security" (<https://www.ssa.gov/>)
11. usa.gov, "Top Questions About Social Security"  
(<https://www.usa.gov/about-social-security#:~:text=Social%20Security%20provides%20you%20with,the%20event%20of%20your%20death.>)
12. Medicaid.gov, "Program History"  
(<https://www.medicaid.gov/about-us/program-history/index.html>)
13. Center on Budget and Policy Priorities, "Policy Basics: Temporary Assistance for Needy Families"  
(<https://www.cbpp.org/research/family-income-support/temporary-assistance-for-needy-families>)



14. National Library of Medicine, "History, Background, and Goals of the Supplemental Nutrition Assistance Program"  
(<https://www.ncbi.nlm.nih.gov/books/NBK206907/#:~:text=Although%20the%20basic%20design%20of,and%20retraction%20over%20the%20years.>)
15. NHS.gov, "Category: Medicare and Medicaid" (<https://www.hhs.gov/answers/medicare-and-medicaid/what-is-the-difference-between-medicare-medicaid/index.html>)
16. Center on Budget and Policy Priorities, "A Quick Guide to SNAP Eligibility"  
(<https://www.cbpp.org/research/food-assistance/a-quick-guide-to-snap-eligibilityandbenefits#:~:text=Gross%20monthly%20income%20%E2%80%94%20that%20is,2022%20is%20%241%2C830%20a%20month> )
17. OECD, "OECD Family Database PF1.1 Public spending on family benefits"  
(<https://www.oecd.org/els/family/database.htm>)
18. National Conference of State Legislatures, "Child Tax Credit Overview"  
(<https://www.ncsl.org/research/human-services/child-tax-credit-overview.aspx>)
19. THE WHITE HOUSE, "THE CHILD TAX CREDIT" (<https://www.whitehouse.gov/child-tax-credit/>)
20. Center on Budget and Policy Priorities, "Policy Basics: The Earned Income Tax Credit"  
(<https://www.cbpp.org/research/federal-tax/the-earned-income-tax-credit>)
21. IRS, "Earned Income Tax Credit"  
(<https://www.irs.gov/credits-deductions/individuals/earned-income-tax-credit-eitc>)
22. OECD Better Life Index, "United State" (<https://www.oecdbetterlifeindex.org/?fb=v1>)
23. U.S. BUREAU OF LABOR STATISTICS, "CONSUMER EXPENDITURES – 2021"  
(<https://www.bls.gov/news.release/pdf/cesan.pdf>)

## カナダ

### ① 基礎情報

#### (ア)基礎データ

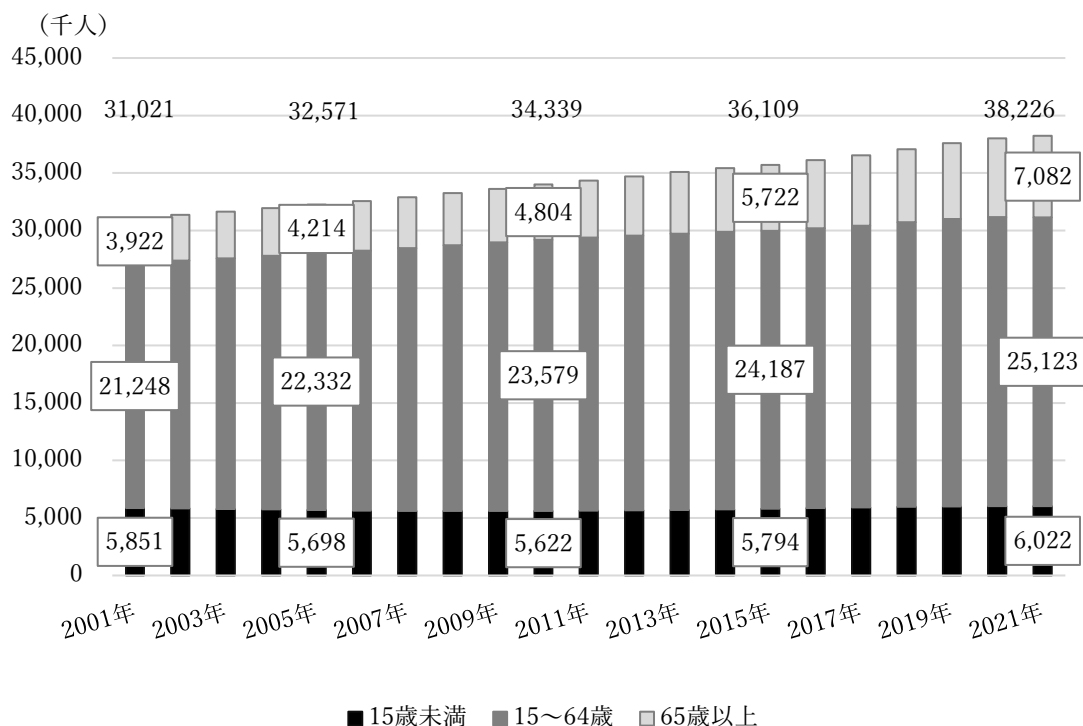
➤ 人口<sup>1,2,3</sup>

1971年から増加傾向で2021年の総人口は3,822万6,498人であり、2020年から21万9,332人(0.58%)の増加となった。2021年には移民が人口の1/4を占め、人口増加は、カナダへの移民の移住の増加が起因している。2021年の自然動態は、出生数は36万7,684人、死亡者数は32万3,220人で、出生児数が死亡者数を上回っている。

図表1：年齢階級別人口数（2021年）

年齢階級	2021年の人口数	割合
全年齢の合計	3,822万6,498人	
15歳未満	602万1,573人	15.8%
15～64歳	2,512万3,175人	65.7%
65歳以上	708万1,750人	18.5%

図表 2：年齢階級別人口推移



- 一人当たり名目 GDP<sup>4</sup>  
52,078.5US ドル (7,030,598 円) (2021 年)
- 家族形態<sup>5</sup>  
2021 年の全世帯数は、1,497 万 8 千世帯である。全世帯のうち、扶養児童のいる世帯は 509.5 万世帯 (34.0%)、子を持たない夫婦・カップルの世帯は 383 万 7 千世帯 (25.6%)、ひとり親世帯は 130.5 万世帯 (8.7%) である。
- 国民の平均所得や支出等  
「世帯所得」の項目は、OECD Better Life Index の情報であり、「家庭の支出」の項目は、調査対象国の公表情報である。「家庭の支出」には、税や社会保険料が含まれているか、含まれていないかは、調査対象国ごとに異なる。
- 世帯所得<sup>6</sup>
  - 一人当たりの年間の平均世帯純可処分所得 (税や社会保険料を除いた世帯所得)

34,421 USドル (4,646,835円) (OECD平均は30,490USドル (4,116,150円))

- 平均世帯純財産  
478,240 USドル (64,562,400円) (OECD平均は323,960USドル (43,734,600円))
  
- 家庭の支出<sup>7,9</sup>  
統計局 (Statistics Canada) の調査では、2019年の世帯の年平均の支出 (所得税も含む) は93,724カナダドル (9,312,417円) である。
  
- 平均支出の内訳  
2019年の世帯の年間平均支出の内訳は、支出の多い順に、家賃、光熱費、ガソリン代などが20,200カナダドル (2,007,072円) (22.0%)、交通費が12,737カナダドル (1,265,548円) (13.6%)、食品・飲料が10,311カナダドル (1,024,501円) (11.0%) であった。なお、教育費は1,691カナダドル (168,018円) (1.8%) であった。2017年における世帯の年平均支出は、86,479カナダドル (8,592,553円) であり、2019年度は前年度より支出が7.9% 増えている。これは消費者物価上昇率 (+4.3%) より速いペースで上昇しており、衣類、教育費を除くすべての支出項目において、前年より支出が増加したからである。

#### (イ) 社会保障制度<sup>8,9,10,11,12</sup>

社会保障制度は、社会保険制度等 (Income maintenance及びSocial welfare services) と医療制度 (Health care services) に大別される。

- 社会保険制度
  - 制定背景  
1867年、イギリスの自治領としてカナダ連邦政府が結成されると共に、現在の憲法の一部でもある英領北アメリカ法 (The British North America Act, 1867) が制定された。当時の英領北アメリカ法では、医療、社会福祉にかかる権限は、連邦政府ではなく州政府の管轄とされていたが、1920年代に世界大恐慌がおき、国民の生活が貧困に陥ると、1926年に連邦政府が費用を50%負担した州運営の老齢年金制度を制定するなど、連邦政府が社会保障の分野へ本格的に関与することとなった。第2次世界戦時以降は戦争により衰退した経済の中で、家族世帯を支援することを目的として1944年、家族手当法 (The Family Allowances Act, 1944) を創設するなど (「②児童手当」、(ウ) 根拠法の制定及び制度の背景で後述)、連邦政府が社会保険制度の領域を拡充していった。1982年には、英領北アメ

リカ法に明示されていなかった憲法改正のルールや人権規約を盛り込んだ憲法（The Constitution Act, 1982）が公布され、現在の憲法に至っている。

- 目的と機能

社会保険制度の目的は、生活の中で様々な不測の事態による収入減に直面した個人または家族の所得を支援することである。

- ✓ 適切な収入を得ることができない個人に様々な所得支援をする
- ✓ 個人の所得を支援するための様々なサービスを提供や、治療/予防につながる補助をする。
- ✓ 基本的に公衆衛生、福祉等にかかる社会保険制度は各州政府の管轄であるが、高齢者の所得補償に関する分野（年金等）では、連邦政府に権限がある。

当制度の担当省庁は、雇用・社会開発省（Employment and Social Development Canada）で、実際に給付を行うのは当省の下に設置されているサービス・カナダ（Service Canada）という名称の政府機関である。

- 特徴

連邦憲法に、連邦政府と州及び準州政府に各社会保険制度に関する権限の配分を規定している。一方で歴史的な経緯により連邦政府単独、または連邦政府と州政府が共管する分野も存在する。例えば年金制度は、税方式の老齢所得保証制度（Old Age Security）と所得比例及び社会保険方式のカナダ年金制度（Canada Pension Plan）があるが、それぞれ連邦政府の管轄、連邦政府と州政府による管轄とされている。その他児童給付等の児童扶養支援や低所得者対策においても、基本的には州政府の権限とされているが、実際は州政府と連邦政府が共管している。

- 財源

州・準州政府、連邦政府又は、州・準州政府と連邦政府による共管等、社会保険サービスによって異なる。

- 給付内容

以下のとおりである。

図表 3：社会保険給付内容一覧

給付内容	概要
老齢保障年金 (Old Age Security Pension)	65 歳以上でカナダの市民権または、永住権を保有する人に毎月、連邦政府から支給される。 ※2023 年から受給資格が 67 歳以上となる。
補足所得保障 (Guaranteed Income Supplement)	65 歳以上の低所得の高齢者の所得を補う。 受給可能な所得上限は単身世帯の場合は年額 20,784 カナダドル (2,065,098 円)、家族世帯の場合は年額 27,456 カナダドル (2,728,028 円) となっている。
障害年金 (Canada Pension Plan disability benefits)	65 歳未満で、老齢年金を受給しておらず、肉体的及び精神的に重大かつ長期的な障害を被った場合、障害の直前の 6 年間のうち 4 年間 (25 年以上の加入者は 3 年間) の保険料を納付していることを条件に、定額部分と保険料納付実績に基づく所得比例部分から算出した額が支給される。
遺族年金 (Survivor's Pension)	死亡した加入者が 10 年以上保険料を納付、あるいはその加入期間の 1/3 以上 (最低 3 年間) の期間について保険料を払っていた場合に、加入者の配偶者又はパートナーに死亡した加入者の老齢年金の 60% が支給される。
雇用保険 (Employment Insurance)	大量解雇等で仕事を失い、働くことが可能であるが、就業できない場合に支給される。
カナダ児童手当 (Canada Child Benefit)	②児童手当で後述
出産・育児関連手当 (Maternity and parental benefits)	妊娠、出産や養育する子の世話のために離職している父親または母親に対して、週 638 カナダドル (63,392 円) を上限に離職する前の収入の 55% が支給される。

➤ 医療制度

• 制定背景

サスカチュワン州は1945年、住民全員を対象とした病院保険制度を開始し、翌年の1947年に同州の全ての居住者を対象として入院時の病院サービス費用を給付対象とする公的

病院保険制度（public hospital insurance plan）を創設し、この動きは他州にも広がった。1958年、連邦政府は、全ての居住者に対して公的病院保険への任意加入を可能としている州政府に対して、その費用の50パーセントの補助金（連邦政府が指定する社会保険サービスの費用に関して直接支払う）を負担することになった。しかし、州によっては、医療機関が過剰の医療費や病院利用料等を請求し、患者が自由に医療を受診することを阻害する事例があったため、1983年に連邦政府は、カナダ保健法(Canada Health Act)で州政府が連邦政府から補助金をうけとる条件を設定し、医療機関による過剰請求や病院利用料の徴収の行為を禁止した。

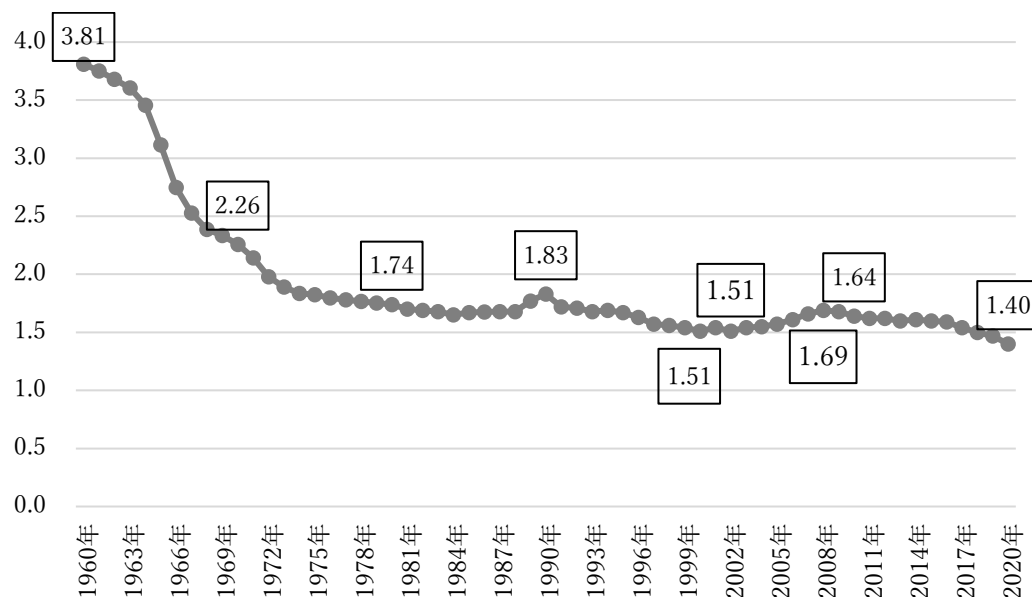
- 目的と機能  
カナダ保健法（Canada Health Act）に基づき、カナダの医療政策の目的は、国民の身体的および精神的な幸福を保護、促進、回復することであり、経済的またはその他の障壁なしに医療サービスの受診を促進することと定義されている。運営主体は各州政府である。
- 特徴  
全居住者を対象に、カナダ保健法で定められている医学的に必要とされる病院サービス（hospital service）と医師サービス（physician service）を自己負担なしで受けることができる。
- 財源  
公費負担である。公費の内訳は、州政府からの支出、並びに連邦政府からの補助金である。国民による保険料の負担はない。
- 給付内容  
全国民が受ける医療サービス（入院（薬剤費含む）、外来診療）に対して給付される。ただし、処方箋の代金、歯科・眼科・リハビリに係る医療費、介護費等はカナダ保健法の公的医療保険の対象ではなく、原則、自己負担である。

#### (ウ) 出産・育児に関する状況

- 出生児数と合計特殊出生率<sup>13</sup>  
2020年の出生数は361万人で、合計特殊出生率は1.40であった。2002年以降、合計特殊出

生率は上昇傾向であったが、2008年頃から低下している。

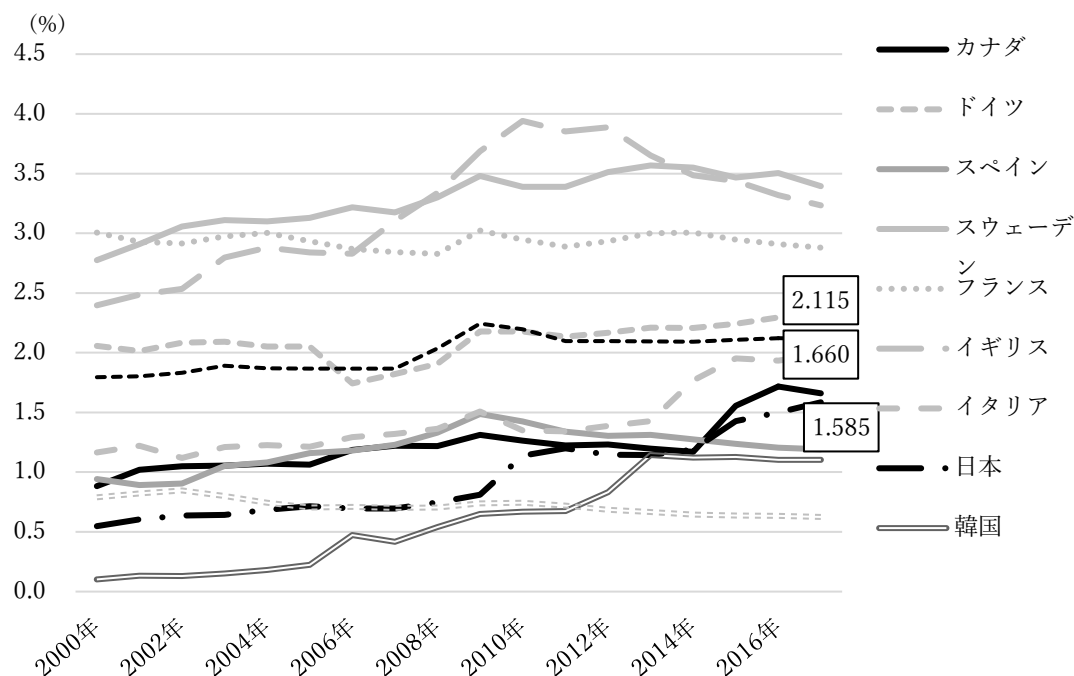
図表 4：合計特殊出生率の推移



➤ 家族関係公的支出（Family benefits public spending）<sup>14</sup>

2017年の家族関係公的支出の国民経済全体に対する割合（対GDP比）は、1.660%である。OECD加盟国の平均値である2.115%よりも低い水準となっている。

図表 5：OECD 各国の家族関係公的支出の推移





## ② 児童手当 <sup>15,16,17,18,20</sup>

### (ア)児童手当の名称

Canada Child Benefit (2016年7月施行)

### (イ)根拠法

An Act to assist families by supporting their child care choices through direct financial support and to make consequential and related amendments to certain Acts (2006年制定、2016年改訂)

### (ウ)根拠法の制定及び制度の背景

#### ➤ 現行制度までの変遷

第二次世界大戦により衰退した経済の中で、家族世帯を支援することを目的として1944年に家族手当法(The Family Allowances Act, 1944)が創設された。1945年に16歳未満の就学児を養育する全ての女性の親に対して Family Allowance の給付が開始された。1964年には支給の対象が18歳未満の子を養育する女性の親まで拡充された。しかし、1989年、連邦政府の財政悪化をうけて、Family Allowance は高所得世帯(受給世帯のうち収入の高い方の養育者の年間所得が5万カナダドル(4,968,000円)以上の場合)への支給が減額され、1993年に家族手当は廃止された。一方、1992年に、所得税を改正する等の法律(An Act to amend the Income Tax Act, to enact the Children's Special Allowances Act, to amend certain other Acts in consequence thereof and to repeal the Family Allowances Act, 1992)により、家族手当と児童税額控除(Child Tax Credit)等を一元化した児童税給付(Child Tax Benefit)が導入された。児童税給付は、18歳未満の子を養育する世帯を対象に、所得と世帯構成に応じて現金支給され、主に低所得世帯への支給の強化を目的とした。しかし、廃止された家族手当に比べて中間所得世帯への給付が最も減額されることとなり、適切な給付がされなかった。1998年、予算履行法(The Budget Implementation Act, 1998)により、児童税給付が廃止され、代わりに低所得世帯と中間所得世帯への支援を目的としたカナダ児童税給付(Canada Child Tax Benefit)が導入された。カナダ児童税給付は、児童税給付と同様に18歳未満の子を養育する世帯を対象に、所得と世帯構成に応じて現金支給を行うものである。

➤ 現行の制度の背景

所得制限のない家族手当の復活を公約に掲げていた保守党率いるハーパー政権は、当選後の2006年に直接的な金銭支援を通じて保育の選択を助け、家族を支援することを目的として、普遍的保育給付法（An Act to assist families by supporting their child care choices through direct financial support and to make consequential and related amendments to certain Acts）を成立させた。同法に伴い連邦政府は、従来の手当と異なり、6歳未満の子を養育する全ての親に対して、普遍的保育手当（Universal Child Care Benefit）を世帯所得に関係なく月額100カナダドル（9,936円）を支給した。

**(エ)制度又は根拠法制定の目的**

根拠法である普遍的保育給付法に、子育て世帯の育児選択のために直接的な経済支援をすると明記している。

**(オ)創設以降の動向/改正経緯**

2016年に、複数存在していた児童関連給付制度を一本化するために普遍的保育給付法が改訂された。改定前は、普遍的保育手当以外にカナダ児童税給付（Canada Child Tax Benefit）と低所得世帯層向け全国児童付加給付（National Child Benefit Supplement）が存在したが、Canada Child Benefitに統合された。また、低所得又は中所得世帯の経済的支援を目的として、子の年齢は6歳から18歳未満の子まで広がり、支給要件に所得制限が設けられた。

**(カ)担当省庁名**

カナダ歳入庁（Canada Revenue Agency）

**(キ)運営実施主体**

州政府または準州政府

**(ク)財源**

全額公費負担である。

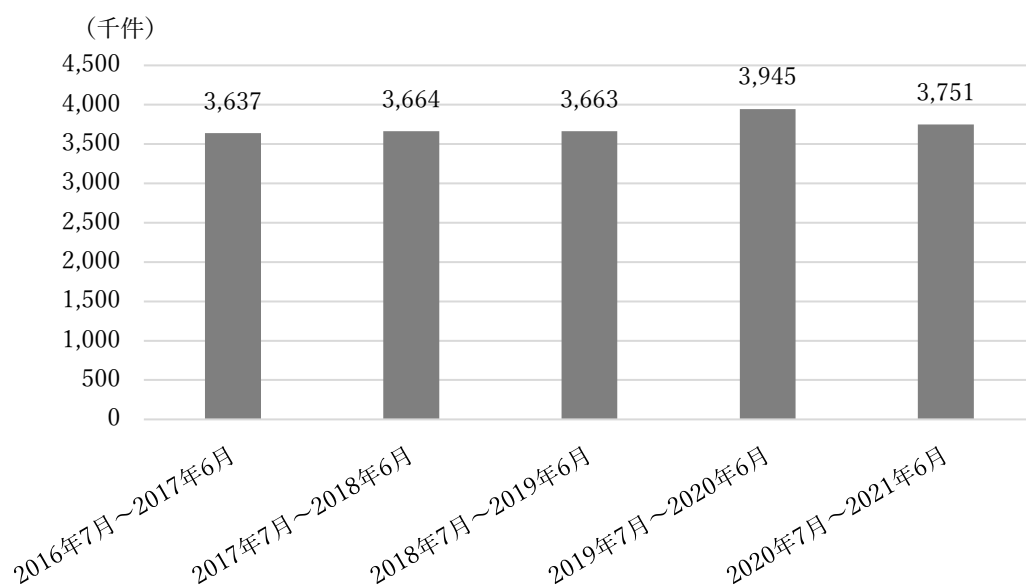
### (ケ)年間予算<sup>19</sup>

243億カナダドル（2兆4144億4800万円）（2019年時点）

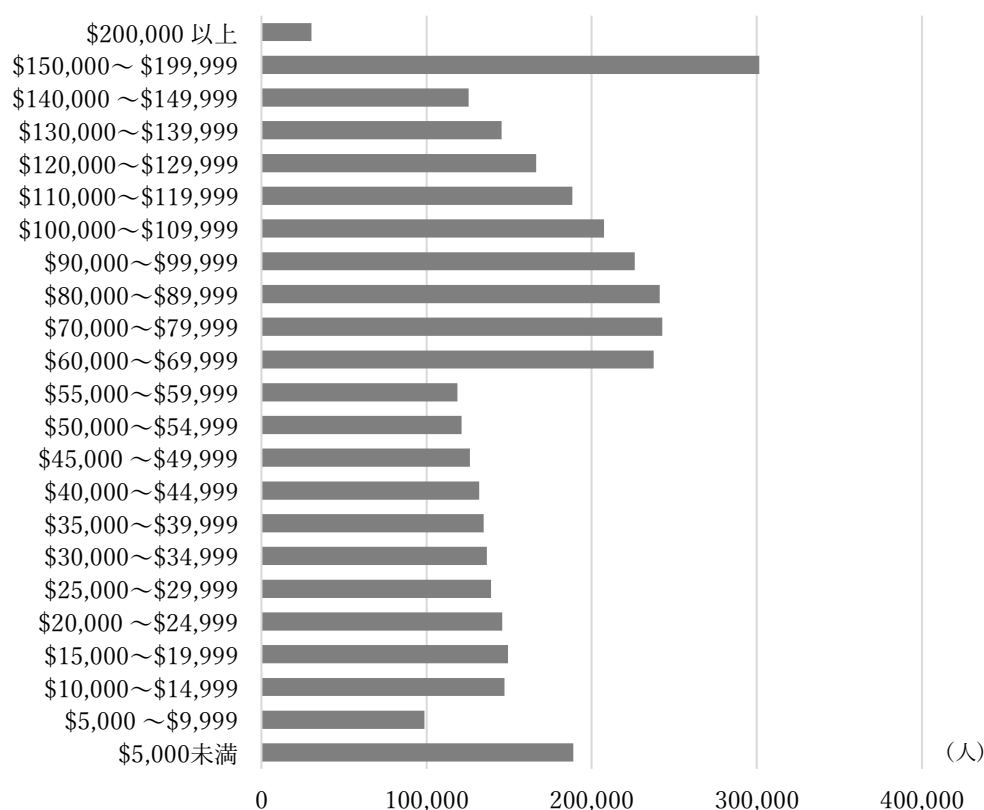
### (コ)給付の対象者数<sup>18</sup>

2020年7月～2021年6月の1年間で3,750,580件、前年度の2019年6月～2020年7月より194件（5%）下がった。2020年7月～2021年6月のCanada Child Benefitの給付者の世帯年収において、最も給付者が多い世帯は、年収が150,000カナダドル（1490万4千円）～199,999カナダドル（1987万1901円）である。

図表 6：Canada Child Benefit の給付数の推移



図表 7 : 2020 年 7 月～2021 年 6 月の給付者の世帯年収



(サ)児童手当制度の詳細<sup>19,20</sup>

- 支給要件
  - 受給資格者
    - 申請者もしくは配偶者（または内縁のパートナー）は、税法上<sup>注9</sup>で、カナダの居住者であり、以下のいずれかの前提要件を満たす必要がある。
      - ✓ カナダの市民
      - ✓ Immigration and Refugee Protection Act に基づく永住者、被保護者、一時居住者（過去 18 ヶ月間カナダに居住し、19 ヶ月目に有効な許可証を有する）
      - ✓ Indian Act に基づき先住民族と登録されている者

注9 : 税法上の居住者については、政府の「Income Tax Folio S5-F1-C1, Determining an Individual's Residence Status」で確認できる。

上記の要件に加えて、Canada Child Benefit を受給するためには原則、下記の二点の要件を全て満たす必要がある。

- ✓ 子と同居していること：少なくとも連続して12ヶ月間同居している。
- ✓ 子の養育の責任者：養育の責任者とは、子の日々の生活や世話、必要な医療の提供などを行う。通常子と同居している女性の親が該当する。男性の親が子を主に養育している場合は、男性の親が子の世話と養育に責任があることを明記した女性の親の署名付きの手紙を添付して申請する必要がある。同性の親が複数の子を同居して養育している場合は、片方の親が養育する子の養育者として、全員分申請する必要がある。

- 子の年齢・範囲  
18歳未満である。

- 一人当たりの支給額<sup>21</sup>

支給額は、対象の子の年齢に応じた支給上限額（図表8）から、前年度の世帯所得や子の数に応じて減額され算出される（図表9）。一人当たりの年間の支給上限額は、6歳未満の子で6,997カナダドル（695,222円）（月額は583.08カナダドル（57,935円））、6歳以上～18歳未満の子で5,903カナダドル（586,522円）である（月額は491.91カナダドル（48,876円））。支給上限額からの減額は、世帯所得が32,797カナダドル（3,258,710円）～71,059カナダドル（7,060,422円）の場合、（世帯所得 - 32,797カナダドル（3,258,710円））に対して養育する子の人数に応じた減額率（7.0～23.0%）に乗じて計算される。また、世帯所得が71,060カナダドル（7,060,522円）以上の場合は、図8の支給額 - {定額 + (世帯所得 - 71,060カナダドル（7,060,522円）) × 減額率} と計算される。

※政府は、受給者がCanada Child Benefitの支給額を算出できるように「Child and family benefits calculator (<https://www.canada.ca/en/revenue-agency/services/child-family-benefits/child-family-benefits-calculator.html>)」のページを設けている。

図表 8 : 2022 年 7 月以降の Canada Child Benefit の一人当たりの支給上限額

対象	支給額	
	年額	月額
6 歳未満	6,997 カナダドル (695,222 円)	583.08 カナダドル (57,935 円)
6 歳以上～18 歳未満	5,903 カナダドル (586,522 円)	491.91 カナダドル (48,876 円)

図表 9 : 世帯の支給上限額の合計 (図表 8) から子の数、世帯所得に応じた減額

子の数	調整後世帯所得 (X : 世帯所得)	
	32,797 (325 万 8710 円) ～71,059 カナダドル (706 万 422 円)	71,060 カナダドル (706 万 522 円) 以上
1 人	$7.0\% \times (X - 32,797)$	$2,678 + 3.2\% \times (X - 71,060)$ カナダドル
2 人	$13.5\% \times (X - 32,797)$	$5,166 + 5.7\% \times (X - 71,060)$ カナダドル
3 人	$19.0\% \times (X - 32,797)$	$7,270 + 8.0\% \times (X - 71,060)$ カナダドル
4 人以上	$23.0\% \times (X - 32,797)$	$8,801 + 9.5\% \times (X - 71,060)$ カナダドル

➤ 申請方法

Canada Child Benefit 申請書もしくは全州及びノースウェスト準州で導入されている「Automated Benefits Application」を使用して、Canada Child Benefit の申請を行う。申請には、申請者及び配偶者（もしくは内縁のパートナー）の社会保険番号が必要である。社会保険番号が取得できない場合は、その理由及び本人確認書類（パスポートや運転免許証等）を添付する。申請先は、居住している州もしくは準州である。

➤ 支給方法

Canada Child Benefit の支給金額とその計算方法が記載された通知書が給付者に送付される。子の出生した翌月から 18 歳に達するまで、毎月 20 日に支給される。

- 支給回数  
通常、毎月 20 日に支給する。支給の月額が 20 カナダドル (1,987 円) 未満の場合は、毎年 7 月に年額を一括で支給する。
- 所得制限
  - 所得に応じた減額の有無  
世帯所得が年間 32,797 (325 万 8710 円) ~71,059 カナダドル (706 万 422 円) の場合養育する子の人数に応じて 7.0~23.0%の減額となる。また、世帯所得が年間 71,060 カナダドル (7,060,522 円) 以上の場合は、養育する子の人数に応じた定額及び (世帯所得 71,060 カナダドル (7,060,522 円) ) に対する 3.2~9.5%を乗じて得た額が減額となる。
  - 一定の所得での支給の制限の有無<sup>24</sup>  
カナダの民間の情報サイト「WOWA.ca」によると世帯所得が年間 204,000 カナダドル (20,269,441 円) 以上で、Canada Child Benefit は支給されなくなる。
- 多子加算又は乳児加算  
多子加算として第二子以降、子の数に応じて支給上限額からの一人当たりの減額が減る。また、乳児加算として子の年齢が 0 歳以上~6 歳未満は支給額が増加する。
- 用途制限  
なし
- 特記事項
  - 養子縁組  
特別養子縁組で子を養育し、経済的支援である児童特別手当 (Children's special allowances) を受給している世帯は、Canada Child Benefit の給付対象外となる。
  - 離婚した場合  
特記事項なし

- 無戸籍・無国籍児  
政府の Canada Child Benefit の情報のホームページ内で、無国籍児に関する取扱いは記載がない。

### ③ 子育てに関連する税制度

#### (ア)扶養控除等の税制等

- ▶ 児童扶養控除 (non-refundable child tax credit) <sup>22</sup>  
Budget Implementation Act, 2007 に基づき、納税者は 18 歳未満の子 (養子縁組も含む) を養育している場合、子の数に応じて税額控除される。2022 年の所得に対する所得税については、18 歳未満の子が一人当たり年額 352.5 カナダドル (35,024 円) 税額控除される。

#### (イ)扶養控除等の税制度による措置と児童手当の関連性

本調査では確認できなかった。

#### (ウ)経済困窮世帯への控除等の税制度等

- ▶ 保育費控除 (Child Care Expense Deduction) <sup>23</sup>  
養育する 16 歳未満の子にかかる保育所・幼児教育等の保育費は、片親世帯の場合は養育者本人、両親世帯の場合は所得が低い養育者の課税所得から控除される。
- ▶ 各州政府による還付型税額控除等  
カナダ国内には 10 の州と 3 の準州があり、その内、9 の州及び準州では 18 歳未満の子を養育する一定の所得を下回る納税者に対し、独自の還付型税額控除等を行っている。前年度の世帯所得により基づき、毎月あるいは四半期ごとに非課税の還付型税額控除が給付される。財源は、州及び準州が全額負担している。ただし、ユーコン準州は、準州及びカナダ先住民・北方問題省 (Indigenous and Northern Affairs Canada) が負担している。



図表 10：一部の州政府の還付型税額控除

州	内容
ニューブランズウィック州	世帯所得が年間 20,000 カナダドル (1,987,200 円) 以上で支給額は段階的に減額される。
アルバーター州 ブリティッシュコロンビア州	支給額は、年間の世帯所得と子の人数により異なる。
ノースウェスト準州	支給額は、子の年齢 (6 歳以下は支給額が増額) により異なる。
ノバスコシア州 スナプト準州 オンタリオ州 ユーコン準州 ニューファンドランド・ラブラドール州	支給対象は、18 歳未満の子の養育する低所得者世帯 (※ニューファンドランド・ラブラドール州では、1 歳未満の子を養育する世帯に追加で pre-natal infant nutrition supplement が支給される)

## 【参考文献】

1. Statistics Canada, “Population estimates on July 1st, by age and sex”  
(<https://www150.statcan.gc.ca/t1/tbl1/en/tv.action?pid=1710000501&pickMembers%5B0%5D=1.1&pickMembers%5B1%5D=2.1&cubeTimeFrame.startYear=1971&cubeTimeFrame.endYear=2022&referencePeriods=19710101%2C20220101>)
2. Statistics Canada, “Labour force characteristics of immigrants by educational attainment”  
(<https://doi.org/10.25318/1410008701-eng>)
3. Statistics Canada, “Estimates of the components of demographic growth, annual”, (<https://www150.statcan.gc.ca/t1/tbl1/en/tv.action?pid=1710000801>)
4. Statistics Canada, “Gross domestic product (GDP) at basic prices, by industry, monthly, growth rates” (<https://www150.statcan.gc.ca/t1/tbl1/en/tv.action?pid=3610043402>)
5. Statistics Canada, “Census Profile. 2021 Census of Population”  
(<https://www12.statcan.gc.ca/census-recensement/2021/dp-pd/prof/details/page.cfm?Lang=E&DGUIDList=2021A000011124&GENDERList=1,2,3&STATISTICList=1&HEADERList=0&SearchText=Canada>)
6. OECD Better Life Index, “Canada” (<https://www.oecdbetterlifeindex.org/?fb=v1>)
7. Statistics Canada, “Household spending, Canada, regions and provinces”  
(<https://www150.statcan.gc.ca/t1/tbl1/en/tv.action?pid=1110022201>)
8. Statistics Canada, “7. Statistics Canada, “Section C: Social Security”  
(<https://www150.statcan.gc.ca/n1/pub/11-516-x/sectionc/4057749-eng.htm>)
9. 厚生労働省「2021年 海外情勢報告」  
(<https://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/kaigai/22/>)
10. Government of Canada, “What these benefits offer”  
(<https://www.canada.ca/en/services/benefits/publicpensions/cpp/old-age-security/guaranteed-income-supplement.html>)
11. 損保ジャパン日本興亜総研レポート「カナダの民間健康保険システム」  
(<https://www.sompo-ri.co.jp/wp-content/themes/sompori/assets/pdf/qt71-1.pdf>)
12. 財務省「カナダにおける国と地方の役割分担」  
([https://www.mof.go.jp/pri/research/conference/zk079/zk079\\_03.pdf](https://www.mof.go.jp/pri/research/conference/zk079/zk079_03.pdf))
13. World Bank, “Fertility rate, total (births per woman)”  
(<https://data.worldbank.org/indicator/SP.DYN.TFRT.IN>)
14. OECD, “OECD Family Database PF1.1 Public spending on family benefits”  
(<https://www.oecd.org/els/family/database.htm>)

15. Government Canada, “Canada Child Benefit”  
(<https://www.ons.gov.uk/peoplepopulationandcommunity/birthsdeathsandmarriages/families/datasets/familiesandhouseholds/familiesandhouseholds>)
16. Justice Laws, “An Act to assist families by supporting their child care choices through direct financial support and to make consequential and related amendments to certain Acts” (<https://lois-laws.justice.gc.ca/eng/acts/U-3.2/20160701/P1TT3xt3.html>)
17. 国立社会保障・人口問題研究所「カナダの連邦児童給付制度の展開と日本への示唆」  
(<https://www.ipss.go.jp/syoushika/bunken/data/pdf/18814008.pdf>)
18. The Canadian Encyclopedia, “Family Allowance”  
(<https://www.thecanadianencyclopedia.ca/en/article/family-allowance>)
19. 一般財団法人 地方財務協会「カナダ社会保障財政における連邦と州の機能配分」  
(<http://www.chizai.or.jp/pdfdata/pdf30/1zaiken/zaiken3009.pdf>)
20. Government of Canada, “Income Tax Folio S5-F1-C1, Determining an Individual’s Residence Status”  
(<https://www.canada.ca/en/revenue-agency/services/tax/technical-information/income-tax/income-tax-folios-index/series-5-international-residency/folio-1-residency/income-tax-folio-s5-f1-c1-determining-individual-s-residence-status.html>)
21. Government of Canada, “Child and family benefits calculator”  
(<https://www.canada.ca/en/revenue-agency/services/child-family-benefits/child-family-benefits-calculator.html>)
22. Government of Canada, “Non-refundable tax credits”  
(<https://www.canada.ca/en/financial-consumer-agency/services/financial-toolkit/taxes/taxes-3/7.html>)
23. Government of Canada, “Child care expenses” (<https://www.canada.ca/en/revenue-agency/services/tax/individuals/topics/about-your-tax-return/tax-return/completing-a-tax-return/deductions-credits-expenses/line-21400-child-care-expenses.html>)
24. WOVA.ca, “What is the Canada Child Benefit?” (<https://wowa.ca/canada-child-benefit>)

## 中国

### ① 基礎情報

#### (ア)基礎データ

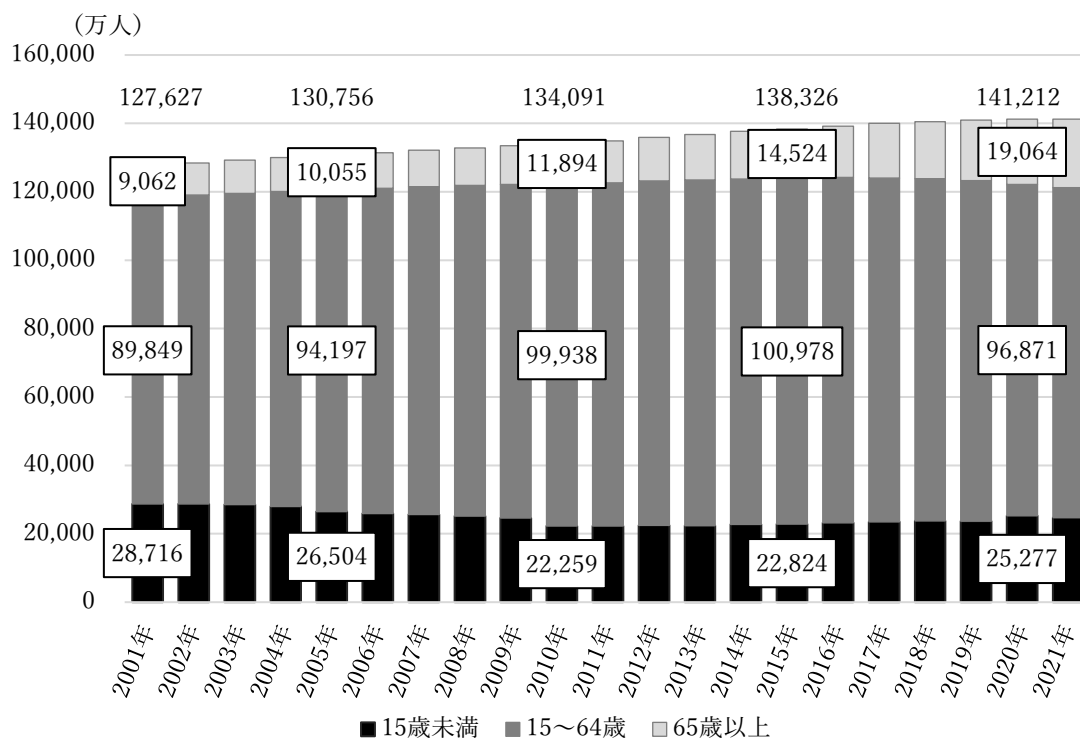
##### ➤ 人口<sup>1</sup>

人口は、1961年以降増加傾向であり、2020年の第7回国勢調査より総人口は14億1,177万8,724人（台湾、香港、マカオを除く）であり、2010年の第6回国勢調査から7,205万3,872人（5.38%）の増加となり、人口の年平均増加率は0.53%である。また、2019年の推計人口数からは169万8,724人（0.12%）の増加となった。一方、自然動態は、2019年11月1日から2020年10月31日までの出生児数は1,200万4,692人、死亡者数は796万5,772人で、2016年以降出生率が低下し続けている。死亡率は2010年以来大きな変動が見られない。（出生児数等は、項目(ウ)「出産・育児に関する状況」で後述）

図表1：年齢別人口数<sup>2</sup>（2020年）

年齢階級	2020年の人口数	割合
全年齢の合計	14億1,177万8,724人	
15歳未満	2億5,338万3,938人	17.95%
15～64歳	9億6,775万9,506人	68.55%
65歳以上	190,635,280人	13.50%

図表 2：年齢階級別人口推移



※毎年的人口数は推計のため、上述の人口数と一致していない。

図表 3：地域別の人口数・性別の内訳<sup>1</sup> (2020年)

	人口	男性	女性
全国	1,409,778,724 人	721,416,394 人	688,362,330 人
北京市	21,893,095 人	11,195,390 人	10,697,705 人
天津市	13,866,009 人	7,144,949 人	6,721,060 人
河北省	74,610,235 人	37,679,003 人	36,931,232 人
山西省	34,915,616 人	17,805,148 人	17,110,468 人
内モンゴル自治区	24,049,155 人	12,275,274 人	11,773,881 人
遼寧省	42,591,407 人	21,263,529 人	21,327,878 人
吉林省	24,073,453 人	12,018,319 人	12,055,134 人
黒竜江省	31,850,088 人	15,952,468 人	15,897,620 人
上海市	24,870,895 人	12,875,211 人	11,995,684 人

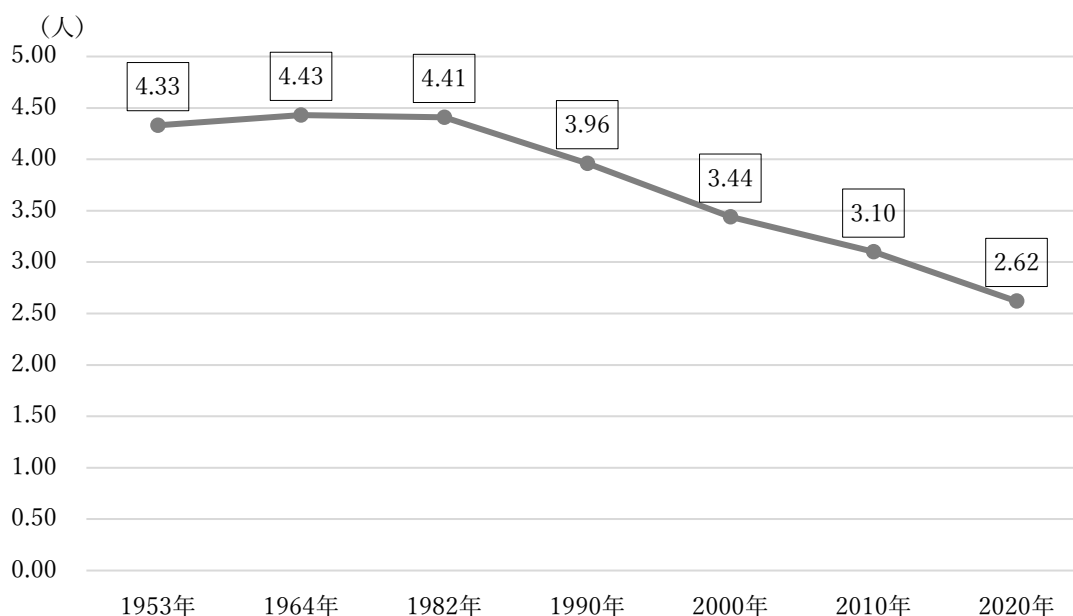
江蘇省	84,748,016 人	43,031,586 人	41,716,430 人
浙江省	64,567,588 人	33,680,008 人	30,887,580 人
安徽省	61,027,171 人	31,103,394 人	29,923,777 人
福建省	41,540,086 人	21,466,757 人	20,073,329 人
江西省	45,188,635 人	23,318,533 人	21,870,102 人
山東省	101,527,453 人	51,432,931 人	50,094,522 人
河南省	99,365,519 人	49,832,349 人	49,533,170 人
湖北省	57,752,557 人	29,694,718 人	28,057,839 人
湖南省	66,444,864 人	33,995,673 人	32,449,191 人
広東省	126,012,510 人	66,873,646 人	59,138,864 人
広西チワン族 自治区	50,126,804 人	25,916,169 人	24,210,635 人
海南省	10,081,232 人	5,345,081 人	4,736,151 人
重慶市	32,054,159 人	16,202,133 人	15,852,026 人
四川省	83,674,866 人	42,289,718 人	41,385,148 人
貴州省	38,562,148 人	19,705,293 人	18,856,855 人
雲南省	47,209,277 人	24,420,924 人	22,788,353 人
チベット自治 区	3,648,100 人	1,913,588 人	1,734,512 人
陝西省	39,528,999 人	20,226,490 人	19,302,509 人
甘肅省	25,019,831 人	12,700,948 人	12,318,883 人
青海省	5,923,957 人	3,033,846 人	2,890,111 人
寧夏回族自治 区	7,202,654 人	3,668,938 人	3,533,716 人
新疆ウイグル 自治区	25,852,345 人	13,354,380 人	12,497,965 人

- 一人当たり名目 GDP<sup>3</sup>  
12,358US ドル (1,668,330 円) (2021 年)

➤ 家族形態

2021年に528,365世帯であり、うち一般世帯<sup>注10</sup>が510,132世帯、施設等の世帯<sup>注11</sup>が18,233世帯である。また、1979年から2014年まで実施された一人っ子政策の影響もあり、第3回国勢調査から一般世帯の1世帯当たり人員は減少傾向にある。2020年の一般世帯の1世帯人員が2.62人で、2010年の人員からは0.48人（15.5%）の減少となった。

図表4：一般世帯の1世帯当たり人員の推移<sup>3</sup>



➤ 国民の平均所得や支出等<sup>3</sup>

「世帯所得」の項目は、OECD Better Life Index の情報に中国は対象となっていないため、「世帯所得」及び「家庭の支出」の項目は、調査対象国の公表情報である。「家庭の支出」には、税や社会保険料が含まれているか、含まれていないかは、調査対象国ごとに異なる。

注10：一般世帯とは、中国の「家庭戸（家族世帯）」に相当する。なお、単独世帯（一人暮らし世帯）も含まれる。

注11：施設等の世帯は、施設、団体、学校、工場、鉱山、建設現場、農場、企業、商店、病院、保育園、介護施設、寺院、教会などの寮およびその他の住居で共同生活をする居住者の集まりを示す。

OECD better life index に中国の指標は公開されていない。中華人民共和国国家統計局の調査（2021年,年一回実施）によると、一人当たりの可処分所得は、35,128元（677,970円）である。

➤ 家庭の支出<sup>14</sup>

2019年の世帯の月平均の支出は21,559元（416,088円）である。

➤ 平均支出の内訳<sup>14</sup>

2019年の一般世帯における年間の支出で最も多いのは食品およびアルコール飲料（28.2%）である。次いで、住居費（23.4%）、交通費（13.2%）の順で高い割合である。なお、教育費は11.7%であった。

## （イ）社会保障制度

➤ 社会保障制度

• 制定背景<sup>4,5</sup>

1951年に「労働保険条例」が制定され、都市部において、政府機関や国有企業等の従業員に対する年金給付、医療給付等が制度化から始まる。また、農村部においては人民公社等の生産団体毎の集団内における互助制度の形で社会保障が整備されてきた。1980年代中期以降、社会主義市場経済体制の建設と完成に伴い、中国は計画経済における社会保障制度を改革し、市場経済体制に適応した中央政府と地方政府が分担して責任を負う社会保障体系の基本的な枠組みを作り上げた。2011年に中国の社会保険各制度の基本法となる社会保険法が施行された。

• 目的と機能<sup>5</sup>

中国政府は自国の置かれた状況から人的資源を重視して、社会保障体系の建設と完成に積極的に力を注いでいる。「中華人民共和国憲法」では、国家が経済の発展レベルに適応した健全な社会保障制度を作ることが明確に規定している。

• 特徴<sup>4</sup>

中国は広大な国土と膨大な人口を抱えていることや経済格差の拡大など国民生活の状況は一様ではなく、日本のような単一的な社会保障制度の構築は難しい状況にある。従来、社会保障制度の対象となる層は、都市部の経済水準の高い沿岸地域の者が中心



で、農村部や社会的弱者層（老人、障害者、失業者、無・低収入者、出稼ぎ者、農民等）に対する社会保障制度は整備が遅れている。

- 財源<sup>4</sup>

社会保障の内容により異なる。主な財源は政府拠出、保険料、「福祉宝くじ」の売上の一部収入、社会各界（慈善活動の一環で企業・個人）からの寄付等である。

- 給付内容<sup>4</sup>

社会保険制度、公的扶助制度、社会福祉施策等に大別される。社会保険制度は社会保障体系の核心部分であり、養老保険、失業保険、医療保険、労災保険と出産保険を含む。各制度の給付内容及び施策概要を記す。

- ✓ 社会保険制度

都市部においては、主に労働者を対象にして、年金、医療、失業、労災、出産の各分野において給付をしている。中国が採用する財政方式は、主に賦課方式、積立方式である。賦課方式とは、年金給付に必要な費用をその都度被保険者（加入者）からの保険料で賄っていく財政方式である。一方、積立方式とは、将来の年金給付に必要な原資をあらかじめ保険料で積み立てていく財政方式である。また、中国の医療保険の加入には強制と任意が并存している点が大きな特徴である。都市で働く会社員は、加入が義務付けられているが、都市の非就労者・農村住民は任意加入となっている。

図表 6：社会保険制度給付内容一覧

分野	社会保険制度	給付内容
年金	都市従業員基本養老保険制度	都市部の企業の従業員を対象とする個人口座（積立方式）と基金（賦課方式）の二本立ての老後所得保障の保険制度である。
	都市・農村住民基本養老保険	農村戸籍および都市戸籍の非就業者を対象とする基金（政府補助）と個人口座（個人の保険料と地方政府、コミュニティなどの集团的補助を含む）の補助）の積立金を組み合わせた2階建て方式の任意加入の保険制度である。
	公務員年金	公務員（政府機関や共産党組織、公務員法を適用する関係機関（単位）の職員）を対象として

分野	社会保険制度	給付内容
		いる。財源は全て政府拠出により賄い、給付額は退職前の職務給と職能給の合計を計算基数として、一定比例の年金が給付される制度である。
	企業年金	企業の人材確保や労働意欲の向上を目的として、都市部の企業の従業員を対象としている。企業と個人の共同納付による個人口座（積立方式）の企業補充年金制度である。
医療保険等	都市従業員基本医療保険制度	都市の企業の従業員を対象とする個人口座（積立方式）と基金（社会保険方式）の二本立ての医療保険制度である。指定病院制度、高額医療互助保険制度などからなっている。
	都市・農村住民基本医療保険制度	都市住民基本医療保険と新型農村合作医療の二つの制度を統合した制度で、都市部の企業の従業員以外の都市部及び農村住民全てを対象とする任意加入の医療保険制度である。給付種類は地域（省・自治区・直轄市）毎に定めるが、対象となる入院費の給付率は75%程度である。なお、給付率は、全体的に都市企業従業員基本医療保険制度より低水準である。指定病院制度および大病気医療保険制度などからなっている。
	公務員医療補助制度	公務員（政府機関や共産党組織、公務員法を適用する関係機関（単位）の職員）に対して、従来の公費医療制度の水準を維持するため、基本医療保険制度に加入の上、前年度支払った医療費により給付金額を決定し、年1度上乘せ給付する制度である。具体的な金額は各地域（省・自治区・市など）により異なる。

分野	社会保険制度	給付内容
	特定困窮者医療扶助制度	一部の地域で、都市と農村の住民の最低の生活保障が必要な家庭、五保家庭 <sup>注12</sup> 及びその他の経済的に困難な家庭に対して、都市・農村住民基本医療保険への加入を援助し、負担できない医療費用を補助する制度である。主として入院患者に対して補助を行う。
	公費医療制度	貧困による生活困難者に対して感染症治療（結核・エイズ等）に係る公費助成（医療費用の減免等）を行う制度である。
失業保険	失業保険制度	失業保険費を満1年納付済みで、本人の意志によらず退職するに至った、かつ失業登録の手続を行い再就職の意欲がある人に対して政府が納付期間に応じて失業保険金を給付し、職業訓練と職業紹介を提供する制度である。
労災保険	労災保険制度	労働により負傷した労働者に対して、治療期から安定後の後遺症などによる労働への影響、労働能力の評定によって補助金が給付される制度である。労働能力を喪失した場合、障害補助金、障害補助、障害看護費が給付される。労働者が死亡した場合は直系親族が葬儀補助金、親族救済金と一時的な補助金等を得ることができる。
出産保険	出産保険制度	女性従業員を対象とする出産休暇及び出産に係る医療保障をする制度である。
介護保険	介護保険制度	一部の地域に試験的に導入され、長期間重度の要介護状態にある高齢者に対する日常生活における介護サービスの提供や、その日常生活に密接する医療・看護の費用の負担を行う制度であ

注12：中国の農村部において五保戸扶養制度は、公的扶助制度として確立されている。五保戸扶養制度には、食糧の保障、衣類の保障、住居の保障、医療の保障、葬儀の保障という5つの保障が含まれている。

分野	社会保険制度	給付内容
		る。具体的な内容や提供されるサービスの水準の策定は、試験的導入地域によって異なる。

✓ 公的扶助制度

図表 7：公的扶助制度の概要

制度	給付内容
都市住民最低生活保障制度	収入（各家庭成員（児童や高齢者を含む）1人当たりの平均収入、現金収入及び現物収入を含む）が最低生活保障基準未満の都市住民に対して、最低生活保障基準から収入額を控除した額が給付される制度である。
農村最低生活保障制度	収入（各家庭成員（児童や高齢者を含む）1人当たり平均収入、現金収入及び現物収入を含む）が最低生活保障基準未満の農村住民に対して、最低生活保障基準から収入額を控除した額が給付される制度である。

✓ 社会福祉施策

中国政府は積極的に社会福祉事業の発展を進め、多くの方法で資金を徴収することで高齢者、障害者、児童等に社会福祉を提供している。

図表 8：社会福祉施策の概要

対象	施策内容概要
高齢者福祉	在宅サービスの推進、公的養老施設の民営化（公設民営等）、農村の養老サービスの強化（低所得者への支援等）、「医养結合」（医療介護連携）の推進、高齢者医療・リハビリサービスの発展等の施策を進めている。
障害者福祉	リハビリテーション、教育、就業対策、文化生活、福祉、環境等障害者に関連する権利・利益保障制度と障害者を支援・援助するサービス体系を健全化し、障害者向けの公共商品と公共サービスの供給を充実させ、多くの障害者が安穩に暮らし、生計

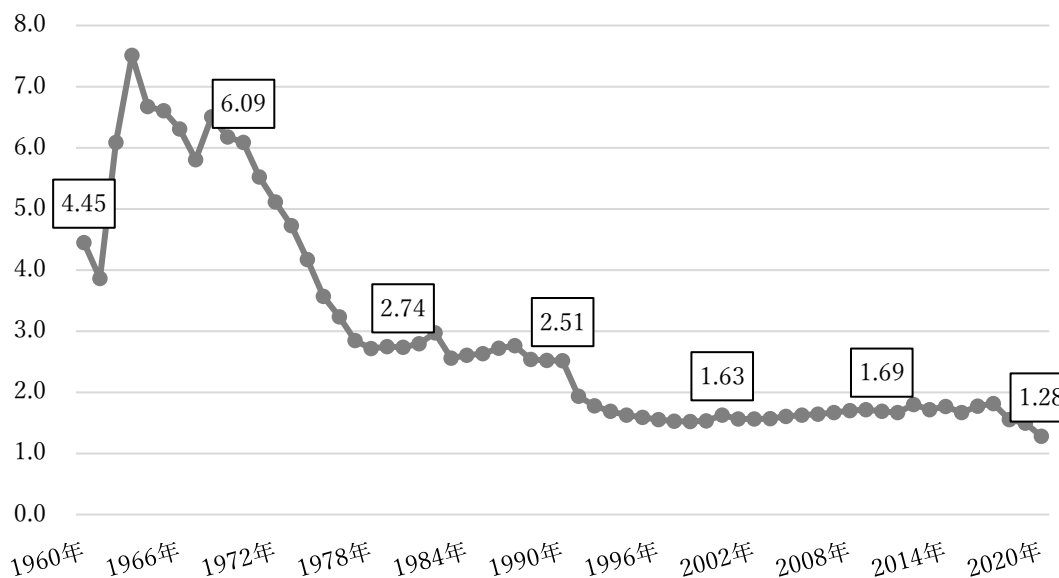
	に困らないよう裕福な尊厳ある生活を可能としていく施策である。
児童福祉	児童のために教育と予防治療等の社会福祉、特に障害を持つ児童、孤児や捨て子等の特殊で困難な環境下の児童たちに施設とサービス、その生活の保障、健康と教育といった福祉を提供する施策である。

(ウ) 出産・育児に関する状況

➤ 出生児数と合計特殊出生率

第7回国勢調査によると、2019年11月1日から2020年10月31日までの出生児数は1,200万4,692人で、そのうち、広州省の出生児数が1,29万2,000人（10.8%）で、31の省・自治区・直轄市の中で最も大きな割合を占めている。2020年の合計特殊出生率は1.28であった。

図表9：合計特殊出生率の推移<sup>6</sup>



➤ 家族関係公的支出（Family benefits public spending）：

家族関係公的支出の国民経済全体に対する割合（対GDP比）及び関連指標は見つからなかった。

## ② 児童手当<sup>7,8,9,10</sup>

2023年1月時点で、国及び下位の行政単位<sup>注13</sup>である省級行政区の直轄市・省・自治区・特別行政区で児童手当の導入はない。

2021年8月、全国人民代表大会常務委員会において「中華人民共和国人口及び家族計画に関する法律（中華人民共和国人口與計劃生育法）」が改正された。これに伴い、近年の急速な少子高齢化に対し、すべての夫婦に第三子の出産が認められ、また、出産・育児・教育にかかる家計負担の軽減のための支援策が示された。本改正により、2022年より一部の県級行政区及び郷級行政区において、当該地域の戸籍を有する子を養育する世帯に現金給付の導入が開始となっている。四川省攀枝花市は、3歳未満の第二子及び第三子に子一人当たり毎月500元（9,650円）の現金給付、甘肅省張掖市臨澤県は、3歳未満の第二子に毎年5,000元（96,500円）、第三子に毎年1万元（193,000円）の現金給付、陝西省寧陝県は、3歳未満の第二子に毎月600元（11,580円）、第三子に毎月1,200元（23,160円）の現金給付等の事例がある。

## ③ 子育てに関連する税制度

### (ア)扶養控除等の税制度<sup>11,12,13</sup>

#### ➤ 扶養控除

「中華人民共和国個人法」第6条12項に「特別付加控除（専項付加扣除）」が定められており、子を養育している者は、「3歳未満児の養育（3歳以下嬰幼兒照護）」または「子の教育（子女教育）」が適用され子一人当たり月額で1,000元（19,300円）が所得控除される。「3歳未満児の養育」は、出産や育児における経済的負担を軽減するために、2022年1月に「特別付加控除」として新たに追加された。同年1月に「個人所得税の特別加算税の運用について（試行版）（個人所得税専項附加扣除操作办法（試行）」が施行され、「3歳未満児の養育」及び「子の教育」の新しい規定の運用が開始された。なお、これらの所得控除は、両親がそれぞれ控除額を等分すること、またどちらかの親が全額控除を受けることも選択できる。

---

注13：中国の行政区分は、省級行政区、地級行政区、県級行政区、郷級行政区の四層で構成されている。

図表 10：「3 歳未満児の養育」及び「子の教育」の控除の概要

特別付加控除の区分		子の年齢・範囲	子一人当たりの月額所得控除額
3 歳未満の子の養育		0 歳以上～3 歳未満	1,000 円 (19,300 円)
子の教育	就学前教育	3 歳以上～小学校入学まで	1,000 円 (19,300 円)
	全日制教育を受けている場合	小学校入学～大学の博士後期課程修了まで	1,000 円 (19,300 円)

(イ)扶養控除等の税制度による措置と児童手当の関連性

本調査では確認できなかった。

(ウ)経済困窮世帯への控除等の税制度

本調査では確認できなかった。

## 【参考文献】

1. 中国国家统计局「中国人口普查年鉴-2020」  
(<http://www.stats.gov.cn/tjsj/pcsj/rkpc/7rp/indexch.html>)
2. 中国国家统计局「第七次人口普查主要数据」  
(<http://www.stats.gov.cn/tjsj/pcsj/rkpc/d7c/202111/P020211126523667366751.pdf>)
3. International Monetary Fund, “World Economic Outlook Database April 2022”  
(<https://www.imf.org/en/Publications/WEO/weo-database/2022/April/download-entire-database>)
4. 厚生労働省「2020年 海外情勢報告」  
(<https://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/kaigai/21/dl/t2-01.pdf>)
5. 独立行政法人労働政策研究・研修機構「中国の社会保障状況と政策(仮訳)」  
([https://www.jil.go.jp/foreign/jihou/2004\\_11/china\\_01\\_01.html](https://www.jil.go.jp/foreign/jihou/2004_11/china_01_01.html))
6. THE WORLD BANK, “World Bank Open Data” (<https://data.worldbank.org/>)
7. 全国人民代表大会 2021年「中華人民共和國人口與計劃生育法」  
(<http://www.npc.gov.cn/npc/c30834/202109/9ab0af08773c465aa91d95648df2a98a.shtml>)
8. 中共攀枝花市委办公室 2021年「關於促進人力資源聚集的十六條政策措施」  
(<http://www.panzhihua.gov.cn/zwgk/zdly/qmtjwgk/zcwj/1940694.shtml>)
9. 臨澤縣人民政府 2021年「臨澤縣優化生育政策促進人口長期均衡發展實施意見(試行)」  
([http://www.zhangye.gov.cn/wjw/dzdt/gzdt/202202/t20220221\\_794379.html](http://www.zhangye.gov.cn/wjw/dzdt/gzdt/202202/t20220221_794379.html))
10. 寧陝縣人民政府 2022年「寧陝縣優化生育政策促進人口長期均衡發展實施意見」  
(<https://www.ningshan.gov.cn/Content-2484129.html>)
11. 中国國家稅務局 2018年8月31日第七回修正「中華人民共和國個人所得稅法」  
(<http://www.chinatax.gov.cn/n810219/n810744/n3752930/n3752974/c3970366/content.html>)
12. 中国國家稅務局 2022年「國務院關於設立3歲以下嬰幼兒照護個人所得稅專項附加扣除的通告」(<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n363/c5173945/content.html>)
13. 中国國家稅務局 2022年「個人所得稅專項附加扣除操作辦法(試行)」  
(<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n363/c5173958/content.html>)
14. National Bureau of Statistics of China, “Households' Income and Consumption Expenditure in 2019” ([http://www.stats.gov.cn/english/PressRelease/202001/t20200119\\_1723719.html](http://www.stats.gov.cn/english/PressRelease/202001/t20200119_1723719.html))



## 韓国

### ① 基礎情報

#### (ア)基礎データ

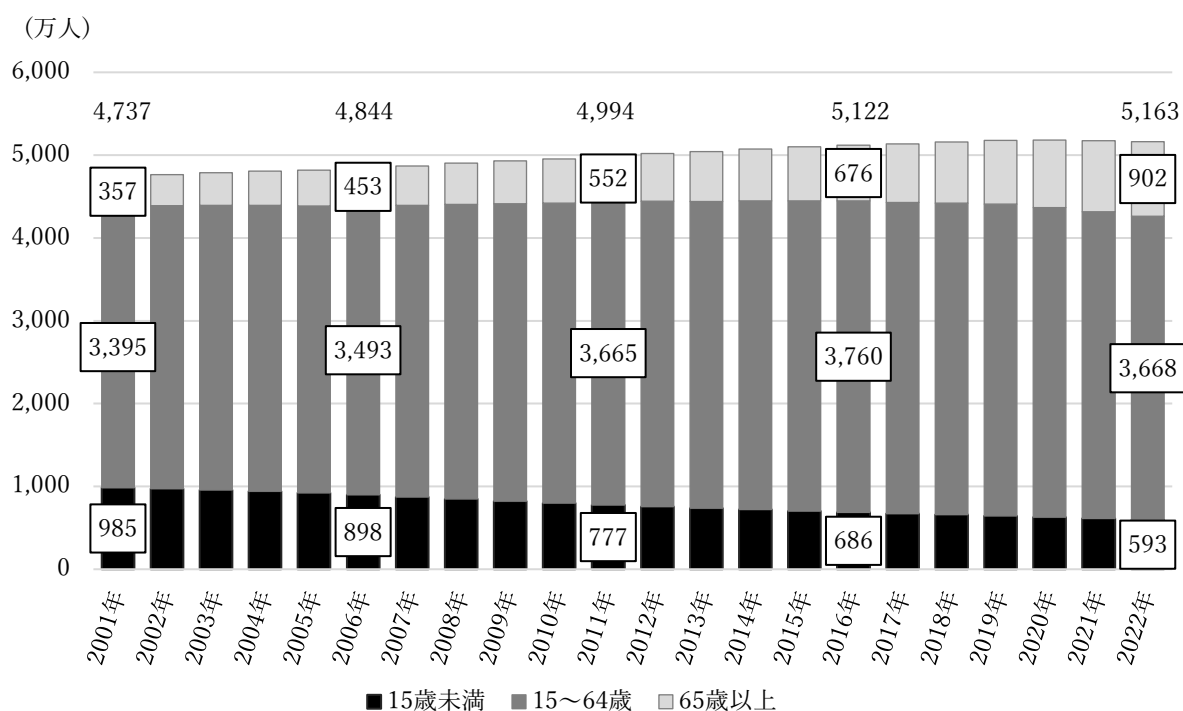
##### ➤ 人口<sup>1,2</sup>

2001年から緩やかに人口増加をしていたが、急速な少子高齢化により、2021年に史上初めて人口減少に転じた。2022年の総人口は5,162万8,117人であり、2021年から11万6,759人(0.23%)の減少となった。一方、自然動態は、2021年の出生児数は26万562人、死亡者数は31万7,680人で、死亡者数が出生児数を上回っている。(出生児数等は、項目(ウ)「出産・育児に関する状況」で後述)

図表1：年齢別人口数<sup>1</sup> (2022年)

年齢階級	2022年の人口数	割合
全年齢の合計	5,162万8,117人	
15歳未満	593万4,472人	11.5%
15～64歳	3,667万5,233人	71.0%
65歳以上	901万8,412人	17.5%

図表 2：年齢階級別人口推移<sup>1</sup>



➤ 一人当たり名目 GDP

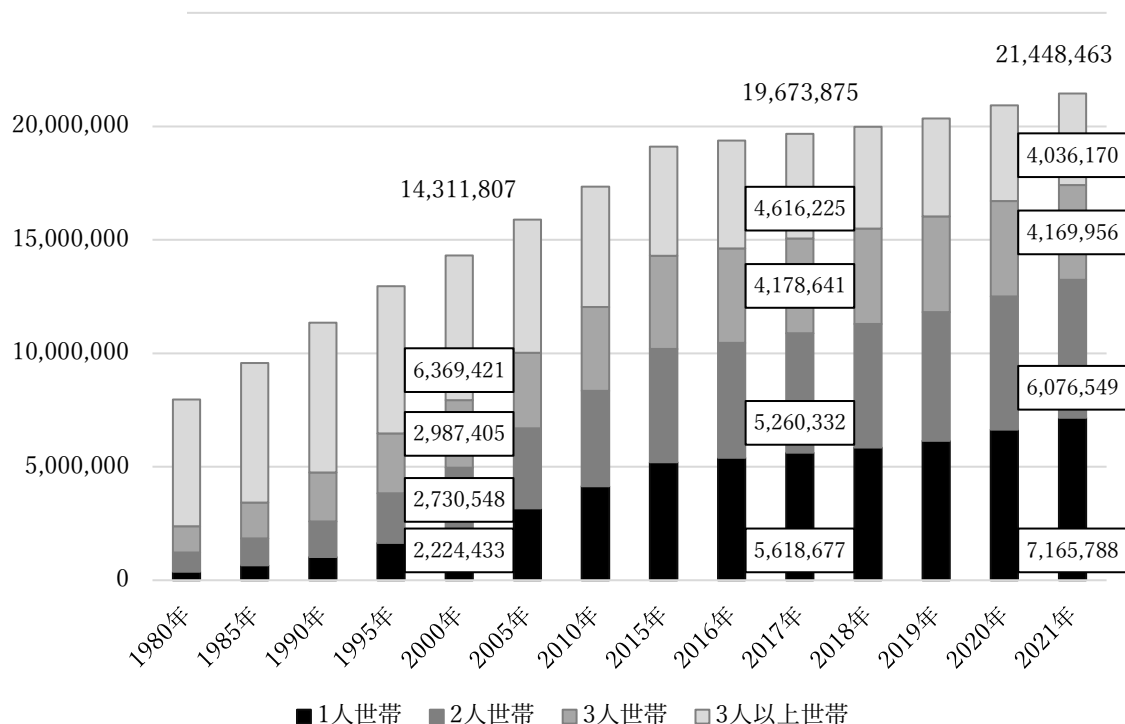
34,801USドル (4,698,135円) (2021年)

➤ 家族形態<sup>1,3</sup>

世帯数は1980年から増加傾向にあり、2021年の世帯数は21,448,463世帯であり、前年々から521,753世帯(2.5%)増加した。その内、特に1人世帯(単独世帯)が大幅に増加しており、2021年に7,165,788世帯(33.4%)に達し、最も数が多い世帯となった。その他に2人世帯は6,076,549世帯(28.3%)、3人世帯は4,169,956世帯(19.4%)、3人以上の世帯は4,036,170世帯(18.8%)である。また、未成年の子がいる世帯が年々減少しており、少子化が顕著になっている。特に2人以上の子をもつ世帯が減少しており、子が1人の世帯が増加傾向にある。

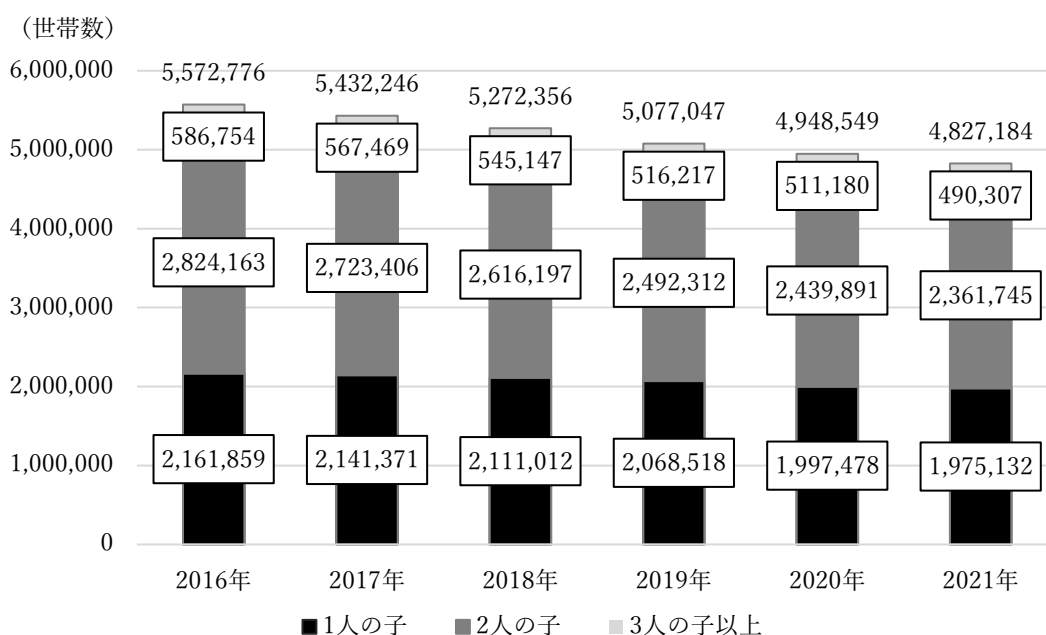
図表 3：世帯数の推移<sup>注14</sup>

(世帯数)



注14：韓国では、国家統計局が人口と住宅の国勢調査を5年に一度全数調査を実施していたが、2015年に登録国勢調査法が導入され、年一度の標本調査のみの実施となり、調査手法が変更している。本グラフは、2010年までは、旧調査手法の調査データを用い、2015年以降は新調査手法の調査データを用いて作成している。

図表 4：未成年の子を養育する世帯



➤ 国民の平均所得や支出等

「世帯所得」の項目は、OECD Better Life Index の情報であり、「家庭の支出」の項目は、調査対象国の公表情報である。「家庭の支出」には、税や社会保険料が含まれているか、含まれていないかは、調査対象国ごとに異なる。

➤ 世帯所得

- 一人当たりの年間の平均世帯純可処分所得：  
24,590US ドル (3,319,650 円) (OECD 平均は 30,490US ドル (4,116,150 円))
- 平均世帯純財産  
362,340US ドル (48,915,900 円) (OECD 平均は 323,960US ドル (43,734,600 円))

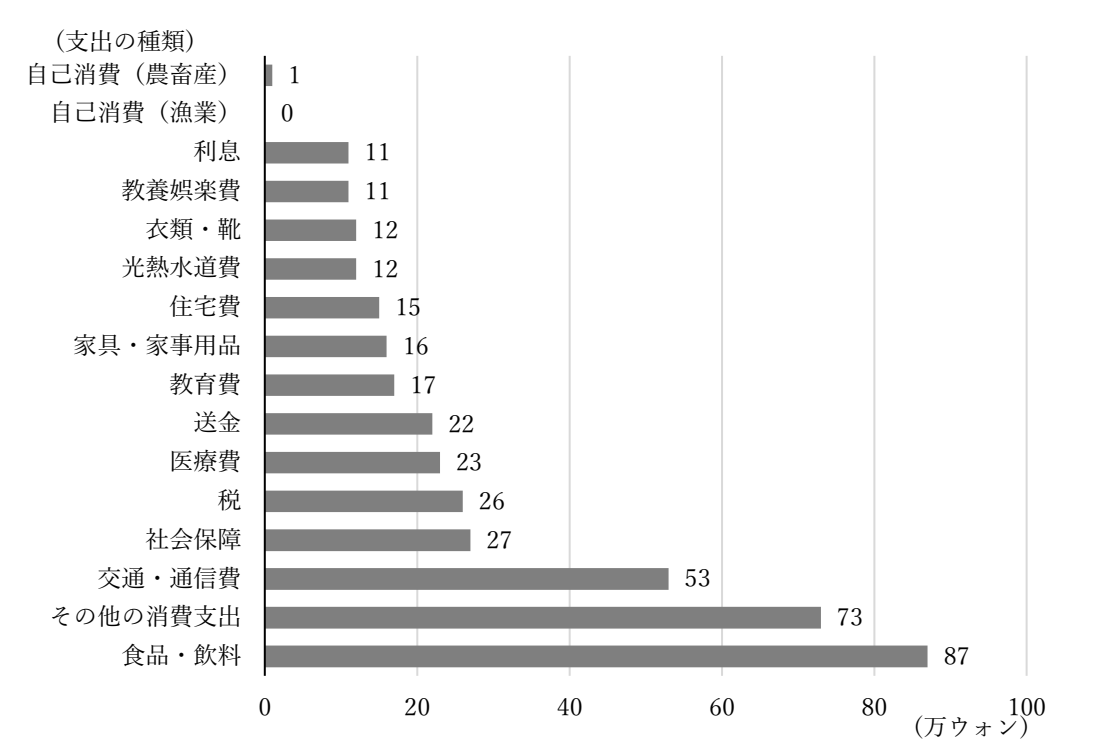
➤ 家庭の支出<sup>1</sup>

2020 年度の一般世帯における 1 ヶ月の平均支出額は 405 万ウォン (422,638 円) である。

➤ 平均支出の内訳

1ヵ月平均支出額の内訳は、支出の多い順に、食品・飲料が87万ウォン（90,789円）（21.5%）、その他の消費支出が73万ウォン（76,179円）（18.1%）、交通・通信費が53万ウォン（55,308円）（13.0%）であった。なお、教育費は、15万ウォン（15,653円）（3.7%）であった。

図表5：2020年度の一般世帯の1ヵ月の平均支出額の内訳



(イ) 社会保障制度

➤ 社会保障制度

• 制定背景<sup>4</sup>

1960年代に官主導型資本主義による経済発展を目指し、1970年代の重化学工業化の進展する高度成長期を経て、1980年代後半以降に社会保障の基盤構築が始まった。1997年のアジア通貨危機を受け、金大中政権（1998～2003）は、国民基礎生活保障制度の実施や社会保険の大改革により、国家の社会保障責任を強化するという「生産的福祉」の国政理念を提唱した。その後、盧武鉉政権（2003～2008）が「生産的福

社」の発展的構想として「参加福祉」の国政理念を提示した。さらに、李明博政権（2008～2013）が「能動的福祉」の国政理念を提示し、社会福祉が発展的に拡大するようになった。この過程で、特に少子・高齢化対策や社会的弱者（障害者、高齢者）への配慮を強調する一方、社会サービスバウチャー（使途目的を限定して個人に支給する補助金）の実施及び社会福祉統合管理ネットワーク（電子計算機で処理できるネットワーク）を構築した。2017年以降の文在寅政権では、健康保険の保障の強化（通称「文在寅ケア」）や、認知症対策を国家が責任を持って実施する認知症国家責任制等、全国民が基本的な生活を享受できるよう国の責任を高め、生涯を通じた社会保障の強化に注力している。

- 目的と機能<sup>5</sup>

すべての国民を出産、子育て、失業、老齢、障害、病気、貧困、死亡などのリスクから守り、幸福で人間的な生活を享受できるよう自立を支援し、社会参加の実現に必要な制度・条件を整備することにより、社会統合と福祉社会を実現することである（社会保険基本法第2条）。社会保障施策全般を所掌している省庁は「保健福祉部（Ministry of health and welfare）<sup>注15</sup>」であり、疾病管理庁や国立病院等12の所属機関、国民健康保険公団、国民年金公団及び健康保険審査評価院等、27の傘下機関がある。

- 特徴<sup>4</sup>

社会保険、公的扶助及び社会サービスからなっている。なお、年金及び保険制度は国民皆年金・保険制度である。また、急速な少子高齢化に伴う人口構造の変化への対応が課題となっており、特に少子化が非常に深刻であるため、児童手当の導入、国公立保育園<sup>注16</sup>の拡充や各種保育サービスの充実などの対策を実施している。

- 財源<sup>4</sup>

財源は、政府拠出と国民が負担する国民保険料である。

- 給付内容<sup>4</sup>

社会保険、公的扶助、社会サービスに大別される。

---

注15：日本における「省」は、韓国では「部」に相当する。

注16：国公立保育園とは、国や地方公共団体が設置・運営する保育所をいう。

✓ 社会保険

国民年金、国民健康保険、雇用保険、産業災害補償保険（日本の労働者災害補償保険に相当）の4大社会保険及び高齢者長期療養保険（日本の介護保険に相当）がある。

図表6：社会保険給付内容一覧

社会保険制度	分類	給付内容
公的年金	国民年金 <sup>6</sup>	公務員、軍人、私学教職員、別定郵便局 <sup>注17</sup> 職員等を除き、韓国に居住する18歳以上60歳未満の国民及び国内居住の外国人が原則加入する年金制度である。「基本年金額」に「扶養家族年金額」が加算され年金給付額が決定する。「基本年金額」は加入者の加入期間中の基準所得月額平均額の平均額、及び年金受給直前3年間の全加入者の平均所得月額平均額を基に構成する。「扶養家族年金額」は扶養される配偶者、子ども、親等に対して支給する給付であり、家族構成により定額が給付される。さらに、その他の給付として、障害年金、遺族年金、返還一時金、死亡一時金がある。
	特殊職域年金	公務員（国公立学校の教職員を含む）を対象とする公務員年金、軍人が加入する軍人年金、私立学校の教職員が加入する私立学校教職員年金、郵便局職員を対象とする別定郵便局職員年金の4種類の年金からなっている。
国民健康保険		すべての韓国国民および適用事業所で雇用されているまたは滞在6か月以上の外国人は原則加入義務がある。加入者本人及び被扶養者を対象に、療養費、障害者用補装具、妊娠・出産診療費・健康診断費等を給付する。
雇用保険 <sup>7</sup>		雇用安定事業、職業能力開発事業のほか、失業給付、育児休業中の給付、産前産後休業期間中の給付を行う。外国人の場合は任意加入となる。

注17：別定郵便局とは、科学技術情報通信部長官の指定を受け、自己の負担で庁舎とその他の施設を備え、国から委任された業務を遂行する郵便局をいう。

産業災害補償保険 <sup>7</sup>	業務上の疾病に関し療養給付、介護給付、休業給付（平均賃金の70%）等を支給する。外国人も加入する必要がある。
高齢者長期療養保険	原則として65歳以上の高齢者（加齢性疾患がある場合は65歳未満の者も可能）が利用できる。サービス利用時の自己負担は施設サービスを利用した場合は20%、在宅サービスの場合は15%となっている。

✓ 公的扶助

公的扶助には、低所得者層に生計給付、医療給付、住居給付等の7つの給付を行う国民基礎生活保障制度、基礎年金、障害者年金等がある。

図表7：公的扶助給付内容一覧

制度	給付内容
国民基礎生活保障制度	①生計給付（衣服、食料等日常生活に基本的に必要な費用を支給するもの）、②医療給付（健康的な生活を維持するために医療費を支給するもの）、③住居給付（住居安定に必要な賃借料、修繕費等を支給するもの）、④教育給付（授業料・教材費等の教育費用を支給するもの）、⑤出産給付（出産の際に支給するもの）、⑥葬祭給付（運搬・火葬・埋葬等葬祭措置に必要な費用を支給するもの）及び⑦自活給付（自活に必要な費用の支給、技能習得、就職あっせんや勤労機会を提供するもの）の7つの給付を支給する。
基礎年金	65歳以上の高齢者のうち、所得階層下位70%の高齢者を対象に支給する年金である。支給額は、国民年金の受給額とともに調整される仕組みとなっており、最大支給額は月額30万ウォン（31,307円）である。
障害者年金	18歳以上で、重度障害者の本人と配偶者の所得・財産を合算した所得認定額が選定基準以下の者に対して、障害者年金が支給される。労働能力の喪失又は著しい減少による所得の減少を補填する目的で支給される基礎給付（月額最大30万ウォン（31,307円））と、障害により、追加でかかる費用を補填する目的で支給される追加給付（月額2万（2,087円）～38万ウォン（39,655円））からなる。



✓ 社会サービス

社会サービスは、支援が必要なすべての国民に対して国、地方自治体及び民間部門が福祉、保健医療、教育、雇用、住宅、文化、環境等の分野で人間らしい生活を保障し、相談、リハビリテーション、ケア、情報の提供、関連施設の利用、能力開発、社会参加支援等を通じて国民の生活の質が向上するよう支援する制度である。

図表 8：社会サービスの概要

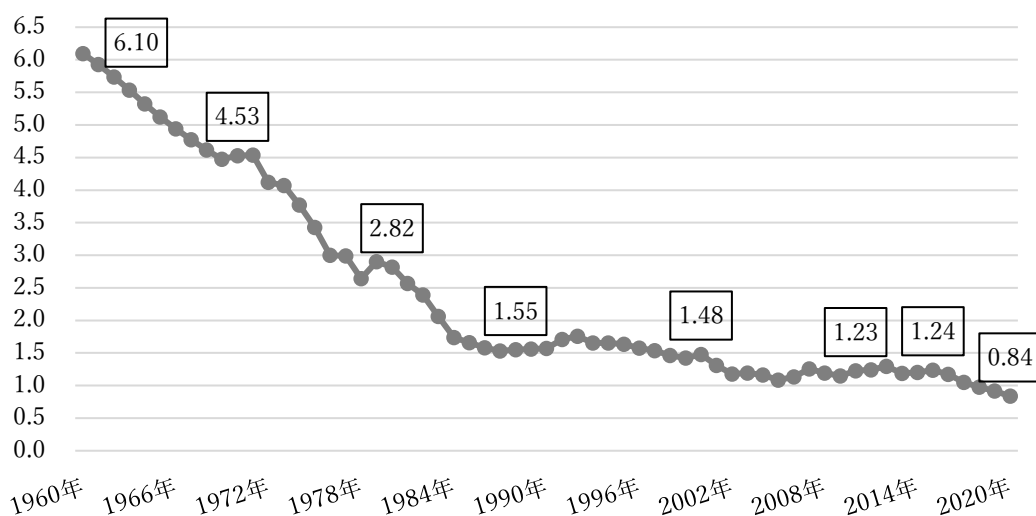
政策	内容
少子高齢化対策	主な内容として、少子化対策関連では、0歳～1歳の乳児手当の新設、育児休業所得代替率の引上げ、多子世帯への授業料支援等。高齢社会対策関連では、継続雇用支援、基礎年金拡大などの強化等を段階的に実施している。
高齢者保健福祉政策	高齢者を対象に、認知症対策、社会活動及び雇用創出支援、ボランティア活動への参加支援、高齢者の介護総合サービスを提供している。
乳幼児・児童政策	保育サービス支援として、標準保育課程の開発と普及、保育料の支給、保育士の処遇改善を行っている。また、児童福祉支援として児童手当の導入、放課後ケアサービスおよび児童福祉統合サービスの提供、児童福祉施設等の運営等を実施している。
障害者政策	主に、障害者年金・障害手当の実施、障害者雇用義務制度の導入を行っている。

(ウ) 出産・育児に関する状況

➤ 出生児数と合計特殊出生率<sup>8</sup>

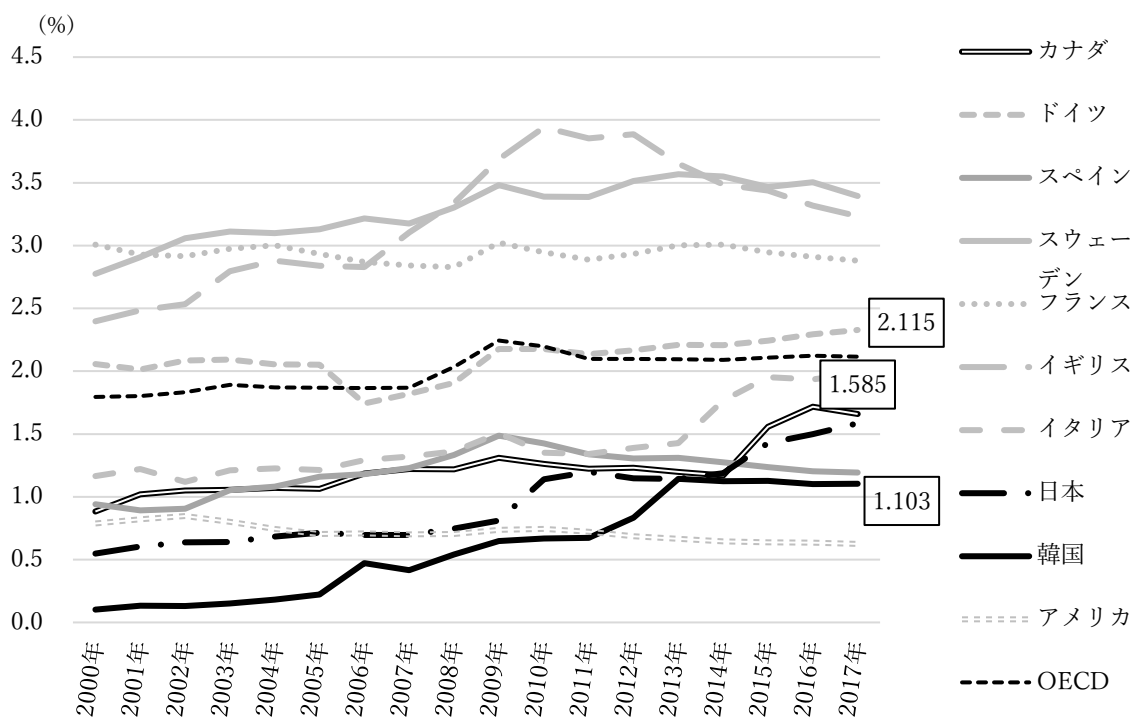
2021年の出生児数は26万562人で、2020年の出生児数27万2,337人から1万1,775人(4.30%)減少した。また、2020年の合計特殊出生率は0.84で、2015年から急激な低下がみられる。少子化の要因として、就職難とそれによる就職年齢の上昇、結婚費用の増加、仕事と育児の両立が困難な社会文化的背景からくる出産放棄、女性がやるべきものとされる家事労働の性別役割分担意識及び教育の競争激化等が指摘されている。これらの複合的な要因により晩婚化が進み出産年齢が高くなっている。

図表 9：合計特殊出生率の推移



- 家族関係公的支出 (Family benefits public spending) <sup>9</sup>  
 2017年の家族関係公的支出の国民経済全体に対する割合 (対 GDP 比) は、1.103%である。OECD 加盟国の平均値である 2.115%よりも低い水準となっている。

図表 10：OECD 各国の家族関係公的支出の推移



## ② 児童手当

### (ア)児童手当の名称<sup>10</sup>

韓国語：아동수당

英語：Child Benefit（2018年9月1日施行）

### (イ)根拠法<sup>10</sup>

韓国語：아동수당법

英語：Child Benefits Act（2018年3月27日制定）

### (ウ)根拠法の制定及び制度の背景<sup>11,12</sup>

#### ➤ 現行制度までの変遷<sup>17</sup>

2005年5月に低出産・高齢社会基本法（저출산·고령사회기본법（법률 제 12449 호））の施行により、政府による低出産・高齢社会基本計画の策定がはじまった。計画策定の中で児童手当の導入に関する議論がされたが、導入には大規模な財源を確保する必要があることや、少子化対策としての効果が明確でないことを理由に、第19代国会（2012年5月～2016年5月）までに提出された関連法案は、いずれも成立に至らなかった。また、過去に3回（2006年、2010年、2015年）策定された低出産・高齢社会基本計画でも、児童手当の導入は見送られた。

#### ➤ 現行の制度の背景

2017年8月に、政府は低迷する出生数を改善するために「文在寅政府国政運営5か年計画」により、Child Benefitの導入を計画した。同年9月に全ての6歳未満の子に現金給付をするというChild benefits Actの法案を国会に提出した。しかしながら、国会審議の過程で、所得階層下位90%の世帯に限定して支給することが決定し、2018年9月1日に、Child Benefitとして6歳未満の子を養育する所得階層下位90%の世帯に月額10万ウォン（10,436円）の導入を開始した。

### (エ)制度又は根拠法制定の目的<sup>10</sup>

子の養育に要する経済的負担を軽減するとともに、子の健全な育成のための環境整備を図り、子の基本的権利及び福祉を向上させることを目的とする。

#### (オ)創設以降の動向/改正経緯<sup>11,12</sup>

根拠法であるChild Benefits Actの第一条に明記されているChild Benefitの目的である「子の基本的権利及び福祉」を基にした給付であるべきという声が高まり、国会でChild Benefits Actの改正の審議がされた。2018年12月には、2019年4月1日から全ての6歳未満の子に支給することが決定した。2019年9月には全ての7歳未満の子に、2022年4月には全ての8歳未満の子に支給対象が拡大した。

※このほか、制度改正の背景として、支給対象となる所得階層下位 90%の世帯を把握するために、所得額算定基準が設けられた。所得額算定基準は、所得だけでなく財産として土地・建築物・住宅等の一般財産と金融資産・保険商品等の金融財産等も含まれる。所得階層下位 90%を把握するために、多額の事務費用が発生したことに言及している文献も確認された。

#### (カ)担当省庁名<sup>10</sup>

保健福祉部 (Ministry of health and welfare)

#### (キ)運営実施主体<sup>10</sup>

地方自治体

#### (ク)財源<sup>10</sup>

全額公費負担である。

#### (ケ)年間予算<sup>13</sup>

2022年の予算は2兆4,039億ウォン(2508億5898万4500円)で、2021年よりも1,845億ウォン(192億5349万7500円)(8.3%)増加している。

#### (コ)給付の対象者数<sup>13</sup>

2021年は、273万2千人を対象としている。

## (サ)児童手当制度の詳細<sup>10</sup>

- 支給要件
  - 支給資格者  
子が、韓国の国籍を有し、かつ、住民登録法に基づく住民登録番号が付与されていること。ただし、90日以上子が国外に滞在する場合は、支給が停止となり帰国した翌月から支給が再開される。
  
- 子の年齢・範囲  
8歳未満の子である。
  
- 一人当たりの支給額  
月額、一律10万ウォン(10,436円)である。ただし、地方自治体の首長は、条例で定める場合には現金給付以外の商品券などでも給付可能である。
  
- 申請方法  
住民登録をしている住所地の住民センターで必要事項(養育者及び子の住民登録番号、口座番号等)を記入し申請する。申請者が親である場合は、福祉路と呼ばれる福祉関連申請・情報提供しているホームページやスマホアプリでオンライン申請も可能である。
  
- 支給方法  
原則、申請した受給者名義(親でも子でも可能)の韓国国内の銀行口座へ支給される。
  
- 支給回数  
毎月25日に月1回支給される。
  
- 所得制限
  - 所得に応じた減額の有無  
なし
  
  - 一定の所得に対する支給の制限の有無  
なし

- 多子加算又は乳児加算：なし
- 使途制限：なし
- 特記事項
  - 養子縁組  
養子を養育する者にも支給される。また、養子縁組機関で保護される場合、養子縁組機関の長が養育者として支給される。
  - 離婚した場合・ひとり親の場合  
養育権者を有する養育者に、支給される。
  - 無戸籍・無国籍児  
特記事項なし

#### (シ)その他、経済的支援<sup>14</sup>

政府は、2018年に合計特殊出生率が1.00を下回り、以降も最低数値を更新し続けているという深刻な少子化に対応するために、子育て世帯の支援計画の強化を図っている。特に、出生～2歳までは養育者の経済的負担が高く、Child Benefitの支給額の上方調整を求める世論も後押し、Child Benefits Actの第4条第5項に基づき、Child Benefitとは別に所得制限等はなく0～2歳未満の子を養育する世帯への経済支援を行っている。この経済支援の名称は、2022年4月～12月は乳児手当(영아수당)、2023年1月以降は乳児手当から父母給与(부모급여)として移行しており、その概要を下記に記す。

- 乳児手当(期間：2022年4月～12月)  
2020年に、「第4次低出産基本計画」において妊娠・出産にかかる医療費や育児費用等の負担を軽減する施策を発表し、それに伴い2021年12月にChild Benefits Actが改正された。2022年4月～12月は、乳児手当(영아수당)として、すべての0歳～1歳を養育している世帯に経済的支援をしている。なお、所得制限を設けていない。0歳～1歳児の保育所等を利用せず家庭養育している世帯には、月額30万ウォンの現金給付、0歳～1歳児の保育所等を利用している世帯には、保育利用料にあたる月額50万ウォンを給付している。

図表 11：乳児手当の月額給付額

		2022年4月～12月
0歳～ 1歳児	保育所等を利用しない世帯	現金給付として30万ウォン (31,307円)
	保育所等を利用している世帯	保育利用料として50万ウォン (52,178円)

➤ 父母給付（期間：2023年1月以降～）

「第4次中長期保育基本計画」において2023年～2027年の5か年で乳児期総合的養育支援と保育サービスの質向上に重点を置いて支援を強化することを発表した。乳幼児期総合的養育支援の一つとして、2023年1月より、上述の乳児手当が父母給与（부모급여）に移行し、すべての0歳～1歳児を養育する世帯を対象に乳児手当よりも一層手厚い現金給付がされる。なお、所得制限は設けていない。2023年1月～12月において、0歳児は、保育所等を利用しない世帯の場合、月額70万ウォン（73,049円）の現金給付、保育所等を利用する世帯の場合、月額20万ウォン（20,871円）の現金給付、また保育料として月額50万ウォン（52,178円）が支援される。1歳児は、保育所等を利用しない世帯の場合、月額35万ウォン（36,524円）の現金給付、保育園を利用する世帯の場合、保育料として月額50万ウォン（52,178円）が支援される。図表12の通り、2024年1月以降は、0歳児と1歳児の経済的支援がそれぞれ増額する。

図表 12：父母給与の月額現金給付額

		2023年1月～12月	2024年1月以降
0歳児	保育所等を利用しない世帯	現金給付として70万ウォン (73,049円)	現金給付として100万ウォン (104,355円)
	保育所等を利用している世帯	現金給付として20万ウォン (20,871円) 保育利用料として50万ウォン (52,178円)	現金給付として50万ウォン (52,178円) 保育利用料として50万ウォン (52,178円)
1歳児	保育所等を利用しない世帯	現金給付として35万ウォン (36,524円)	現金給付として50万ウォン (52,178円)

保育所等を利用している世帯	保育利用料として 50 万ウォン (52,178 円)	保育利用料として 50 万ウォン (52,178 円)
---------------	--------------------------------	--------------------------------

### ③ 子育てに関連する税制度

#### (ア) 扶養控除等の税制度<sup>15</sup>

##### ➤ 扶養控除

所得税法（소득세법）の第 50 条に基づき、納税者は、基本控除として生計を共にする扶養家族（配偶者、20 歳以下の子、20 歳以下または 60 歳以上の兄弟姉妹、60 歳以上の親等）が該当する課税期間の所得金額の合計が 100 万ウォン（104,355 円）以下の場合、該当する者一人当たり年 150 万ウォン（156,533 円）を乗じて計算した金額を納税者の年間所得金額から控除される。

##### ➤ 児童税額控除

所得税法の第 59 条に基づき、納税者が、7 歳以上の子（養子縁組も含む）を養育している場合、子の数に応じて、年間の所得金額から上記の基本控除に加えて一定の金額が控除される。

図表 13：児童税額控除の年間の控除額

子の数	控除額
一人	15 万ウォン (15,653 円)
二人	30 万ウォン (31,307 円)
三人以上	30 万ウォン (31,307 円) に、三人目以降一人につき 30 万ウォン (31,307 円) を付加した合計額

##### ➤ 出産もしくは養子縁組申告に関する控除

所得税法の第 59 条に基づき、課税期間に出産もしくは養子縁組申告した場合、子の数に応じ、年間の所得金額から一定の金額が控除される。



図表 14：出産もしくは養子縁組申告に関する年間の控除額

子の数	控除額
第一子	35 万ウォン (36,524 円)
第二子	50 万ウォン (52,178 円)
第三子以降	70 万ウォン (73,049 円)

➤ 出産・6歳未満の子の養育に関する非課税所得

所得税法の第 12 条に基づき、勤労者またはその配偶者の出産、または 6 歳以下の子の養育に関して、事業主から支給される出産・保育手当がある場合にはその手当に対して月 10 万ウォン (10,436 円) 以内の範囲で所得税が非課税となる。所得税が月額 10 万ウォン (10,436 円) 以内であれば非課税となる。非課税となるのは、月額 10 万ウォン (10,436 円) が限度であり、10 万ウォン (10,436 円) を超過した額は課税対象となる。

図表 15：出産・6歳未満の子の養育に関する非課税所得の概要

区分	非課税所得の額
同じ職場で共働きする勤労者が子一人に対してそれぞれ保育手当を受け取る場合	両親にそれぞれ月額 10 万ウォン (10,436 円) 以内
6 歳未満の子を二人養育する場合	月額 10 万ウォン (10,436 円) 以内
二社以上の会社に勤務し、保育手当を毎月各会社から重複して受ける場合	保育手当の合計の内、月額 10 万ウォン (10,436 円) 以内
保育手当を四半期ごとに支給するか、遡及して数ヶ月分を一括支給する場合	支払月を基準に 10 万ウォン (10,436 円) 以内 (例)一度に 3 ヶ月分の 30 万ウォン (31,307 円) を受け取った場合、当該月の 10 万ウォン (10,436 円) のみが非課税となる

(イ)扶養控除等の税制度による措置と児童手当の関連性

本調査では確認できなかった

## (ウ)経済困窮世帯への控除等の税制度

### ➤ ひとり親世帯の税控除<sup>15</sup>

所得税法の第51条に基づき、配偶者がいないひとり親世帯は、20歳以下の子を扶養している場合、追加控除として100万ウォン（104,355円）が納税者の年間所得金額から控除される。

### ➤ ひとり親児童養育費支援<sup>16</sup>

18歳未満の子を養育するひとり親世帯で、かつ所得階層下位60%を対象として、ひとり親世帯の証明書が発行される。本証明書を有する世帯は、子の健康的な成長と家庭の生活安定を図るために、ひとり親児童養育費支援の対象となる。また、ひとり親世帯の証明書の対象であり、養育者の年齢が24歳以下の場合、図表16の児童養育費が子一人当たり月額35万ウォン（36,524円）に増額し、自立促進手当等も支給される。

図表16：ひとり親児童養育費支援の概要

名称	支給要件	額
児童養育費	所得階層下位60%で、満18歳未満の子を養育する世帯	子一人当たり月額 20万ウォン（20,871円）
追加児童養育費	所得階層下位60%、かつ、満35歳以上のひとり親で満5歳以下の子（孫も含む）を養育する世帯	子一人当たり月額 5万ウォン（5,218円）
	所得階層下位60%、かつ、満25歳以上34歳以下のひとり親で満5歳以下の子を養育する世帯	子一人当たり月額 10万ウォン（10,436円）
	所得階層下位60%、かつ、満25歳以上34歳以下のひとり親で満6歳以上18歳未満の子を養育する世帯	子一人当たり月額 5万ウォン（5,218円）
児童教育支援費	所得階層下位60%で中学生・高校生を養育する世帯	子一人当たり年額 9.3万ウォン（9,705円）
生活費	ひとり親家族福祉施設に入所し、所得階層下位60%の世帯	世帯当たり月額 5万ウォン（5,218円）

## 【参考文献】

1. 韓国国家統計局、「国家統計ポータル」(<https://kostat.go.kr/portal/korea/index.action>)
2. 日本貿易振興機構（ジェトロ）「人口減少が始まり、高齢人口は急増」(<https://www.jetro.go.jp/biznews/2022/08/42e1f0d20f5c9af6.html>)
3. 韓国国家統計局「2025 人口と住宅の国勢調査」([https://www.census.go.kr/cds/cdsCensusCncpt.do?q\\_menu=3&q\\_sub=1](https://www.census.go.kr/cds/cdsCensusCncpt.do?q_menu=3&q_sub=1))
4. 厚生労働省「東及び東南アジア地域にみる社会保障施策の概要と最近の動向（韓国）」(<https://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/kaigai/21/dl/t2-02.pdf>)
5. 国立法律情報センター「社会保障基本法」(<https://www.law.go.kr/LSW/lInfoP.do?efYd=20211209&lsiSeq=232647#0000>)
6. 国立法律情報センター「別定郵便局法」(<https://www.law.go.kr/%EB%B2%95%EB%A0%B9/%EB%B3%84%EC%A0%95%EC%9A%B0%EC%B2%B4%EA%B5%AD%EB%B2%95>)
7. 多田国際社会保険労務士法人「韓国の社会保険」([https://www.tksr.jp/business/asia\\_employment/korea/index3\\_01.html](https://www.tksr.jp/business/asia_employment/korea/index3_01.html))
8. 独立行政法人労働政策研究・研修機構、「世界最下位を記録した韓国の出生率、その現状と政府の対応」([https://www.jil.go.jp/foreign/labor\\_system/2022/07/korea.html](https://www.jil.go.jp/foreign/labor_system/2022/07/korea.html))
9. OECD, “OECD Family Database PF1.1 Public spending on family benefit”(<https://www.oecd.org/els/family/database.htm>)
10. Korean Law Information Center, “Child Benefits Act”(<https://www.law.go.kr/LSW/eng/engLsSc.do?menuId=2&section=lawNm&query=child+benefit+&x=0&y=0#liBgcolor0>)
11. ニッセイ基礎研究所「韓国でも児童手当がスタート」(<https://www.nli-research.co.jp/report/detail/id=59454?pno=2&site=nli>)
12. 育児政策研究所「児童の普遍的権利、児童手当」(<https://repo.kicce.re.kr/handle/2019.oak/3901>)
13. 保健福祉部「2022 年保健福祉部所管予算及び基金運用計画概要」([http://www.mohw.go.kr/react/jb/sjb030301vw.jsp?PAR\\_MENU\\_ID=03&MENU\\_ID=0323&CONT\\_SEQ=369565](http://www.mohw.go.kr/react/jb/sjb030301vw.jsp?PAR_MENU_ID=03&MENU_ID=0323&CONT_SEQ=369565))
14. Yonhap News Agency「来年から 0 歳児家庭に月 7 万円支給 韓国政府が保育基本計画」([https://jp.yna.co.kr/view/AJP20221213001800882?site=lang\\_jp](https://jp.yna.co.kr/view/AJP20221213001800882?site=lang_jp))

15. Korean Law Information Center, “소득세법”  
(<https://www.law.go.kr/LSW/lInfoP.do?lsId=001565&ancYnChk=0#0000>)
16. Ministry of Gender Equality and Family, ”한부모가족 자녀양육 지원”  
([http://www.mogef.go.kr/sp/fam/sp\\_fam\\_f006.do](http://www.mogef.go.kr/sp/fam/sp_fam_f006.do))
17. 国立国会図書館 調査及び立法考査局 「【韓国】 児童手当法の制定」  
([https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_11125371\\_po\\_02760207.pdf?contentNo=1](https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11125371_po_02760207.pdf?contentNo=1))

## シンガポール

### ① 基礎情報

#### (ア)基礎データ

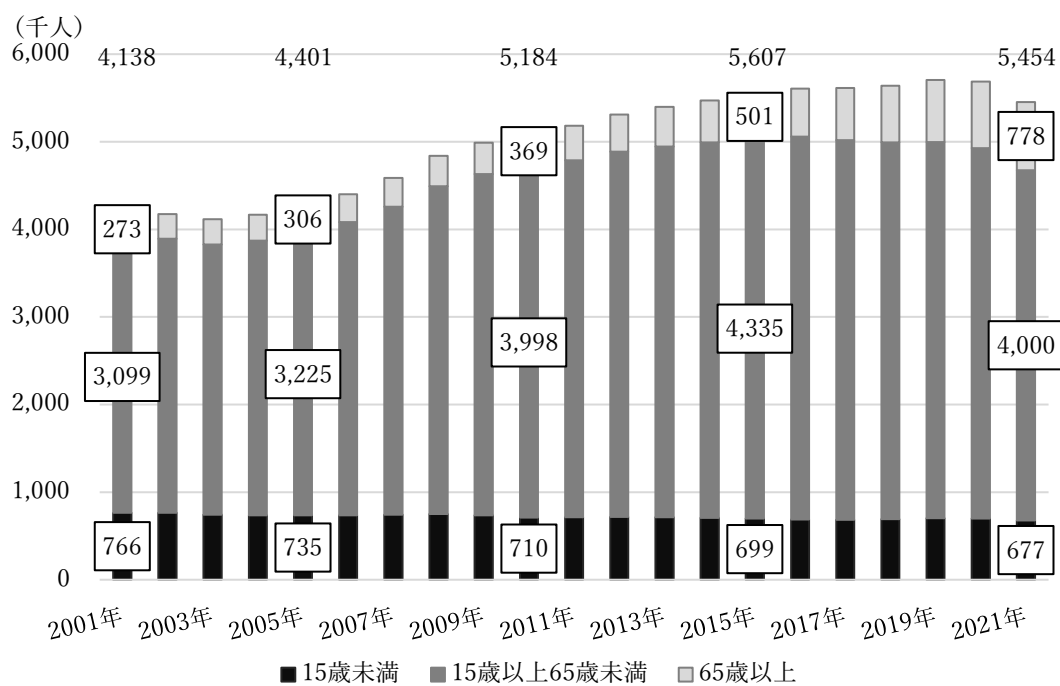
➤ 人口<sup>1,2,3,4</sup>

1960年以降、政府は毎年1万5,000～2万5,000人の移民に市民権を付与しており、人口総数は増加している。2021年の総人口は545万4,566人であり、2020年の568万5,807人から23万1,241人（4.1%）減少したが、新型コロナウイルス流行による経済低迷と渡航制限により外国人労働者が減少したことが要因である。2021年6月時点で総人口の75.9%を中国系、15.1%をマレー系、7.4%をインド系が占める。自然動態は、2021年の出生児数は3万8,672人、死亡者数は2万4,292人である。（出生児数等は、項目(ウ)「出産・育児に関する状況」で後述）

図表1：年齢階級口数（2021年）

年齢階級	2021年の人口数	割合
全年齢の合計	545万4,566人	
15歳未満	67万6,962人	12.41%
15～64歳	399万9,628人	73.33%
65歳以上	77万7,976人	14.26%

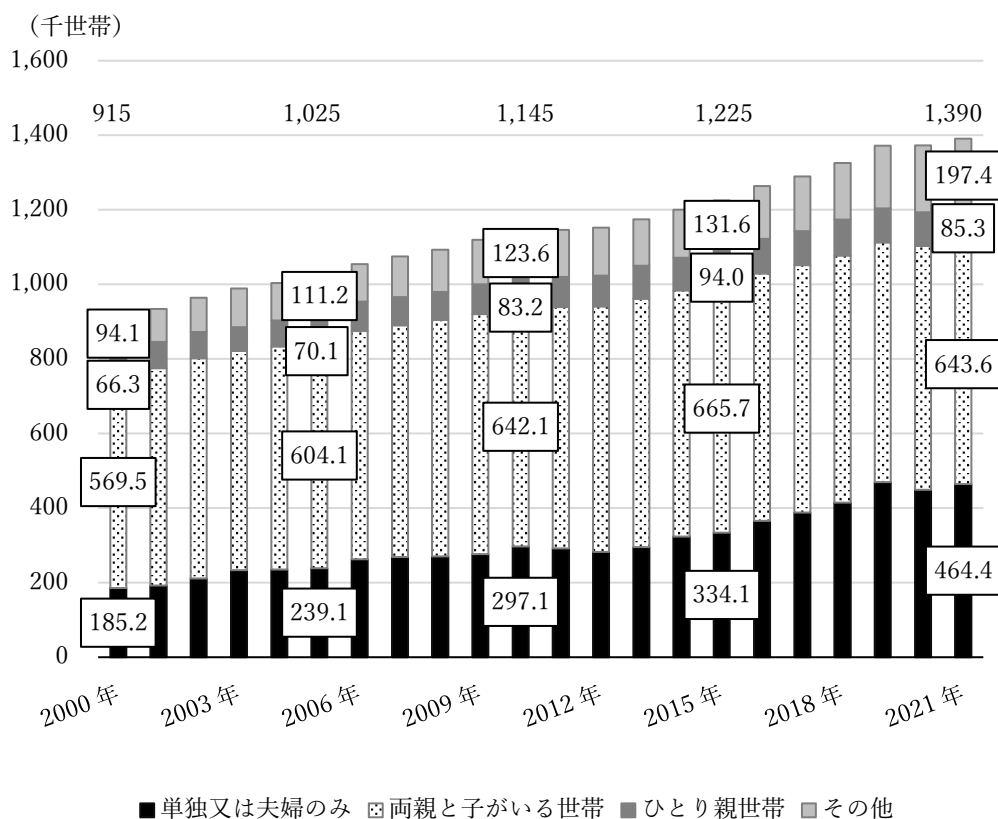
図表 2：年齢階級別人口推移<sup>1</sup>



➤ 一人当たり名目 GDP<sup>1</sup>  
72,794US ドル (9,827,190 円) (2021 年)

➤ 家族形態<sup>56</sup>  
2021 年の世帯数は 139.06 万世帯であり、2011 年から 2021 年までの 10 年間で 21.32% 増加している。平均世帯人数は 2021 年に 3.15 人で、2011 年の 3.51 人から減少している。2021 年現時点で全世帯の中で、子のいる世帯は 72.89 万世帯 (52.42%)、ひとり親世帯は 8.53 万世帯 (6.13%) である。

図表 3：世帯数の推移



➤ 国民の平均所得や支出等

「世帯所得」の項目は、OECD Better Life Index の情報にシンガポールは対象となっていないため、「世帯所得」及び「家庭の支出」の項目は、調査対象国の公表情報である。「家庭の支出」には、税や社会保険料が含まれているか、含まれていないかは、調査対象国ごとに異なる。

➤ 世帯所得<sup>25</sup>

- 一人当たりの年間の平均世帯純可処分所得：10,099 シンガポールドル（1,008,890 円）（2021 年）
- 平均世帯純財産：本調査では見つけることができなかった。

- 家庭の支出<sup>26</sup>  
2017年の世帯の月平均の支出は4,906シンガポールドル（490,109円）である。
  
- 平均支出の内訳：  
2017年の平均支出の内訳は、支出の多い順に食費・飲料（24.4%）、交通費（15.9%）、住居費（14.4%）の順であった。なお、教育費は5.7%であった。

## （イ）社会保障制度

- 社会保障制度
  - 制定背景<sup>7</sup>  
1955年に、労働者が月収の一部を拠出して老後の資金を貯蓄することを目的に中央積立基金が設立された。1968年、政府は公共住宅制度を導入し、シンガポール国民は手取りの給与の代わりに中央積立基金の積立金を住宅ローンに充てられる仕組みとした。住宅をより安価に購入できるようになり、老後の住居を確保できるため、生活保障の重要な柱となった。
  
  - 目的と機能<sup>8</sup>  
国民の健康、住居、退職後の所得を守ることを目的としている。
  
  - 特徴<sup>7</sup>  
雇用者と従業員の共同出資を基にした中央積立基金により運営されている。加入者毎に普通口座（Ordinary Account）、特別口座（Special Account）、医療口座（Medisave Account）が設けられ、本人及び使用者による毎月の拠出金が各口座に振り分けられて積立てられる。普通口座からは住宅購入や教育等のために引き出すことができる。特別口座からは老齢年金の積立、老後に備えた金融商品へ投資することができる。医療口座からは公的医療保険及び介護保険の保険料を支払うことができるほか、保険でカバーされない医療・介護費用の支払いを行うことができる。また55歳になると老齢給付口座（Retirement Account）が設けられ、特別口座及び普通口座から一定額が移行され、老齢年金の積立に使用することができる。



- 財源<sup>7</sup>  
雇用主と従業員が拠出している。雇用主は、月額 6,000 シンガポールドル (599,400 円) を上限として月給の 17%を拠出している。従業員は、月額 6,000 シンガポールドル (599,400 円) を上限として、月収の 20%を拠出することが義務付けられている。
- 給付内容<sup>7,8,9,10</sup>  
各種制度の内容は以下のとおりである。

図表 4：各種制度の内容

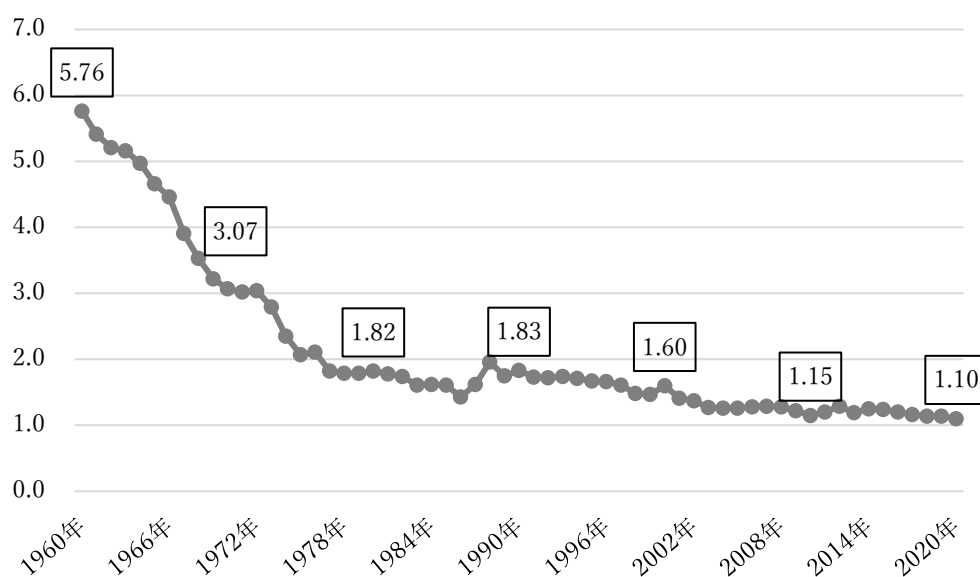
制度名称	内容
中央積立基金制度	個人の普通口座には 2.5%、特別口座には 4.0%、医療口座には 4.0%、老齢給付口座には 4.0%の利息がつく。
公的医療保険制度	治療内容に応じた保険金が給付され、患者には治療費から保険金を差し引いた金額が請求される。また、入院治療等については、医療保険適用後の自己負担が不可能な者に対するセーフティネットである「MediFund」から給付を受けて治療を受けることが可能である。
介護保険制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ElderShield 40 歳以上の国民・永住権者が原則加入（脱退可能）する公的介保険で、重度障害（入浴、着替え、食事、トイレ、移動、車椅子と ベッド間の移動のうち 3 点以上について介助が必要な場合）の認定を受けると、月額 400 シンガポールドル (39,960 円) の現金給付を最大 72 ヶ月受けることが可能である。</li> <li>・ CareShield Life 30 歳以上の国民・永住権者が強制加入となる公的介護保険で、重度障害の認定を受けると、月額 612 シンガポールドル (61,139 円) の現金給付を必要期間（上限期間なし）に受けることが可能である。</li> </ul>
老齢年金制度	条件を満たす場合、老齢給付口座より、自身で選択した支給開始年齢及び支給方式に応じた年金を生涯受給できる。

### (ウ) 出産・育児に関する状況<sup>3</sup>

➤ 出生児数と合計特殊出生率：

2020年のシンガポールの出生児数は3万8,590人である。合計特殊出生率は1960年が5.76、2020年は1.10と下降傾向にある。(出生児数等は、項目(ア)「基礎情報」で前述)

図表5：合計特殊出生率の推移



➤ 家族関係公的支出 (Family benefits public spending)

家族関係公的支出の国民経済全体に対する割合 (対 GDP 比) 及び関連指標は見つからなかった。

## ② 児童手当

### (ア) 児童手当の名称<sup>11</sup>

児童手当に類似する制度として Baby Bonus Scheme があり、その中に、キャッシュギフト (Cash Gift) と児童発達口座 (Child Development Account) の積み立ての二種類で構成されている。そして児童発達口座は用途に制限があり、教育費・医療費に充てることが可能となっている。

いる。なお、本調査研究の児童手当に相当する制度は、使途制限のないキャッシュギフトのみとして整理した。

Baby Bonus Scheme (2001 年施行)

- 1) キャッシュギフト (Cash Gift)
- 2) 児童発達口座 (Child Development Account) の積み立て

#### (イ) 根拠法<sup>12</sup>

Child Development Co-Savings Act 2001 (2001 年制定)

#### (ウ) 根拠法の制定及び制度の背景<sup>13, 14</sup>

2000 年 8 月 20 日のナショナルデー・ラリー<sup>注18</sup> (National Day Rally) に、ゴー・チョクトン首相により、低迷する合計特殊出生率を向上させるために Baby Bonus Scheme の導入が宣言された。導入当時は、既婚夫婦における合計特殊出生率を上げることを目的としていた。

#### (エ) 制度又は根拠法制定の目的<sup>12</sup>

Baby Bonus Scheme は、結婚している夫婦がより多くの子を持つことを奨励すること、子の成長のために経済的支援をすること、離婚・司法分離が認められたひとり親の子の財政的準備を可能とすることを目的としている。

#### (オ) 創設以降の動向/改正経緯<sup>13, 14</sup>

2001 年に Baby Bonus Scheme を導入した当時は、支給対象は第二子以降であった。導入当時、キャッシュギフトは第二子に総額 3,000 シンガポールドル (299,700 円)、第三子に 6,000 ドル (599,400 円) が四分割で給付される。児童発達口座の積み立ては、養育者が子の児童発達口座を開設した上で、養育者の出資を条件に、上限を設けて口座に貯金した金額と同額を政府から給付される。第二子に総額 6,000 シンガポールドル (599,400 円)、第三子に総額 12,000 シンガポールドル (1,198,800 円) が上限である。使途制限は教育費 (保育料を含む) のみとしていた。2004 年の改正では、この使途制限が教育費のみから医療費も対象となった。2008 年の

---

注18：毎年、首相が国民に向けて演説を行う行事で、国家の重要な課題や将来の方向性について演説をする

改正では、キャッシュギフト及び児童発達口座の積み立ての支給対象を全ての子に拡大した。このことにより、キャッシュギフトは、第一子及び第二子は総額 4,000 シンガポールドル (399,600 円)、児童発達口座の積み立ては第一子が総額 6,000 シンガポールドル (599,400 円)、第二子が総額 8,000 シンガポールドル (799,200 円)、第三子以降が総額 12,000 シンガポールドル (1,198,800 円) を上限とし、両者共に増額した。2015 年には、キャッシュギフトの支給回数を追加で一回増加させ、第一子及び第二子は、総額 8,000 シンガポールドル (799,200 円)、第三子以降は総額 10,000 シンガポールドル (999,000 円) が給付されることとなった。

**(カ)担当省庁名<sup>12</sup>**

社会・家庭発展省 (Ministry of Social and Family Development)

**(キ)運営実施主体<sup>12</sup>**

社会・家庭発展省 (Ministry of Social and Family Development)

**(ク)財源<sup>12</sup>**

全額、公費負担である。

**(ケ)年間予算<sup>13,15</sup>**

2001年の導入当時は、Baby Bonus Schemeの予算は2億6,000万シンガポールドル (259億7400万円) と試算されていた。政府が、毎年公開している「Revenue and Expenditure and Estimates」では、Baby Bonus Schemeのみの予算を公開していない。なお、社会・家庭発展省のFamily Service Divisionは、Baby Bonus Scheme及び休職に関する手当等を所管しており2022年の予算を10億4千万シンガポールドル (1038億9600万円) 計上し、本支出の約94%は子育て支援の給付に割り当てられている。

**(コ)給付の対象者数**

本調査では確認できなかった。

(サ)児童手当の要件の詳細<sup>11,16,17</sup>

- 支給要件
  - 受給資格者  
シンガポールの国籍を有し、両親が法的に結婚している。2016年の9月1日以降に生まれた子については婚外子であっても支給対象である。
    - 1) キャッシュギフト  
2022年現時点で、2015年1月1日以降に出生した子を養育する世帯とする。
    - 2) 児童発達口座の積み立て  
12歳以下の子の養育者である。また、養育者は、Baby Bonus Online またはスマートフォンのアプリケーションから児童発達口座を開設し口座を保有する必要がある。
  
- 子の年齢・範囲
  - 1) キャッシュギフト  
月齢18か月以下
  - 2) 児童発達口座の積み立て  
12歳以下
  
- 一人当たりの支給額
  - 1) キャッシュギフト  
月齢18か月以下の第一子及び第二子は総額8,000シンガポールドル（799,200円）、第三子以降は総額10,000シンガポールドル（999,000円）を五分割で給付される。また、新型コロナウイルス流行に対する特別措置として、Baby Support Grant が2020年10月1日から2022年9月30日の間に生まれた子を養育する世帯に3,000シンガポールドル（299,700円）が給付された。

図表6：キャッシュギフトの支給額

	第一子及び第二子	第三子以降
申請から7～10 営業日以内	3,000シンガポールドル (299,700円)	4,000シンガポールドル (399,600円)
月齢6か月	1,500シンガポールドル (149,850円)	2,000シンガポールドル (199,800円)

月齢 12 カ月	1,500 シンガポールドル (149,850 円)	2,000 シンガポールドル (199,800 円)
月齢 15 カ月	1,000 シンガポールドル (99,900 円)	1,000 シンガポールドル (99,900 円)
月齢 18 カ月	1,000 シンガポールドル (99,900 円)	1,000 シンガポールドル (99,900 円)
総額	8,000 シンガポールドル (799,200 円)	10,000 シンガポールドル (999,000 円)

## 2) 児童発達口座の積み立て

養育者が児童発達口座を開設し、同時に政府から 3,000 シンガポールドル (299,700 円) が入金される。その後、上限まで親が入金した金額と同額を政府より入金される。また、2022 年 5 月に物価高騰への対策である「The Budget 2022 Household Support Package」の一環として 2022 年 9 月に 0 歳以上～6 歳以下の子の口座に追加で 200 シンガポールドル (19,980 円) が給付された。

図表 7：児童発達口座の積み立ての給付額

	第一子	第二子	第三・四子	第五子以降
口座開設の際に支払われる額	3,000 シンガポールドル (299,700 円)	3,000 シンガポールドル (299,700 円)	3,000 シンガポールドル (299,700 円)	3,000 シンガポールドル (299,700 円)
政府入金最高額	3,000 シンガポールドル (299,700 円)	6,000 シンガポールドル (599,400 円)	9,000 シンガポールドル (899,100 円)	15,000 シンガポールドル (1,498,500 円)
総額	6,000 シンガポールドル (599,400 円)	9,000 シンガポールドル (899,100 円)	12,000 シンガポールドル (1,198,800 円)	18,000 シンガポールドル (1,798,200 円)

➤ 申請方法

1) キャッシュギフト

出生届を提出後に、Baby Bonus Online のウェブサイトまたはスマートフォンのアプリケーションから養育者が申請する。必要書類は有効な婚姻証明書と銀行口座情報である。

2) 児童発達口座の積み立て

Baby Bonus Onlineのウェブサイトまたはスマートフォンのアプリケーションから養育者が申請する。通常、必要書類は有効な婚姻証明書である。

➤ 支給方法

1) キャッシュギフト

申請完了後、7～10 営業日以内に最初の給付が指定した銀行口座に振り込まれ、その後は定められた月齢に達したら順次、振り込まれていく。

2) 児童発達口座の積み立て

申請完了後、3～5 営業日以内に開設した児童発達口座が開設される。最初に 3,000 シンガポールドル (299,700 円) 振り込まれ、その後は図表 7 の政府入金最高額を上限とし、振り込んだ金額と等しい金額が 2 週間以内に振り込まれる。

➤ 支給回数

1) キャッシュギフト

月齢 18 か月までに五回に分割して給付される。

2) 児童発達口座の積み立て

支給回数は定められておらず、12 歳まで口座は維持される。

➤ 所得制限の状況

- 所得に応じた減額の有無：なし
- 一定の所得での支給の制限の有無：なし

➤ 多子加算や乳児加算

1) キャッシュギフト

多子加算として、第三子以降に増額となる。乳児加算はない。

2) 児童発達口座の積み立て  
多子加算として、第二子以降、子の数に応じて増額となる。乳児加算はない。

➤ 用途制限

1) キャッシュギフト

なし

2) 児童発達口座の積み立て

教育費（保育料含む）及び医療費としている。

(シ)その他、経済的支援

➤ Edusave Account の給付<sup>18,19,20</sup>

1992年、ゴー・チョクトン政権において、Education Endowment and Saving Schemes Act 1992 が制定され、明るい未来のための投資であり、全ての子が個人の金銭的な家庭の事情に関わらず均等な教育の機会を享受することを目的に Edusave Account が導入された。シンガポールの国籍を有し、教育省により資金提供された小中学校に通う子、または7歳以上16歳未満の子は、自動的に Edusave Account という名称の口座が開設される。小学生に年間230シンガポールドル（22,977円）、中学生に年間290シンガポールドル（28,971円）が口座に給付される。用途制限は教育費のみとされている。また、2022年5月に物価高騰への対策である「The Budget 2022 Household Support Package」の一環として、7歳以上～20歳以下の全ての子を対象に追加で200シンガポールドル（19,980円）が給付された。



### ③ 子育てに関連する税制度

#### (ア) 扶養控除等の税制度

➤ Parenthood Tax Rebate<sup>21</sup>

子を出生した次の年に、子の数に応じて、一定の税額控除を受けることができる。

図表 8 : Parenthood Tax Rebate 子一人当たり税控除額 (年額)

子の数	2004年～2007年以前に出生	2008年以降に出生
第一子	なし	5,000 シンガポールドル (499,500 円)
第二子	10,000 シンガポールドル (999,000 円)	10,000 シンガポールドル (999,000 円)
第三子	20,000 シンガポールドル (1,998,000 円)	20,000 シンガポールドル (1,998,000 円)
第四子	20,000 シンガポールドル (1,998,000 円)	20,000 シンガポールドル (1,998,000 円)
第五子以降	なし	20,000 シンガポールドル (1,998,000 円)

➤ Qualifying Child Relief<sup>22</sup>

自分と配偶者または元配偶者との間の子、現配偶者の連れ子、法的に養子縁組した子で、16歳未満または大学や専門学校在学中であり、扶養する子が年収4,000シンガポールドル(399,600円)を越えていないという要件を満たす場合に、子一人当たり年間4,000シンガポールドル(399,600円)の税額控除を受けることができる。

➤ Working Mother's Child Relief<sup>23</sup>

母親に収入があり、上記の Qualifying Child Relief の要件を満たす子がいる世帯は、子の数に応じて税額控除を受けることができる。また、Qualifying Child Relief と合算し、子一人につき上限50,000シンガポールドル(4,995,000円)の税額控除を受けることができる。

図表 9 : Working Mother's Child Relief 子一人当たり税控除額 (年額)

子の数	控除額
第一子	母親の給与の 15%
第二子	母親の給与の 20%
第三子以降	母親の給与の 25%

(イ)扶養控除等の税制度による措置と児童手当の関連性

本調査では確認できなかった。

(ウ)経済困窮世帯への控除や税制度等<sup>24</sup>

会計年度における年間所得が 20,000 シンガポールドル (1,998,000 円) 以下の場合、所得税非課税となる。

【参考文献】

1. THE WORLD BANK, "Singapore," (<https://data.worldbank.org/country/singapore>)
2. National Population and Talent Division, Strategy Group, Prime Minister's Office "Population in Brief 2021"  
(<https://www.population.gov.sg/files/media-centre/publications/population-in-brief-2021.pdf>)
3. Department of Statistics Singapore, "Births and Fertility"  
(<https://www.singstat.gov.sg/find-data/search-by-theme/population/births-and-fertility/latest-data>)
4. Ministry of Health Singapore, "Principal Causes of Death"  
(<https://www.moh.gov.sg/resources-statistics/singapore-health-facts/principal-causes-of-death>)
5. Department of Statistics Singapore, "Households" (<https://www.singstat.gov.sg/find-data/search-by-theme/households/households/latest-data>)
6. Department of Statistics Singapore, "Singapore Population" (<https://www.singstat.gov.sg/modules/infographics/population>)
7. 厚生労働省「東及び東南アジア地域にみる社会保障施策の概要と最近の動向（シンガポール）」 (<https://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/kaigai/21/dl/t2-03.pdf>)
8. Central Provident Fund Board (<https://www.cpf.gov.sg/>)
9. Ministry of Health Singapore, "MEDISHIELD LIFE" (<https://www.moh.gov.sg/cost-financing/healthcare-schemes-subsidies/medishield-life>)
10. Ministry of Health Singapore, "CareShieldLife ElderShield"  
(<https://www.careshieldlife.gov.sg/home.html>)
11. Ministry of Social and Family Development, "Baby Bonus Scheme"  
(<https://www.msf.gov.sg/policies/Strong-and-Stable-Families/Supporting-Families/Pages/Baby-Bonus-Scheme.aspx>)
12. A Singapore Government Agency Website, "CHILD DEVELOPMENT CO-SAVINGS ACT2001" (<https://sso.agc.gov.sg/Act/CDCSA2001#:~:text=This%20Act%20is%20the%20Child%20Development%20Co%2DSavings%20Act%202001>)
13. A Singapore Government Agency Website, "BABY BONUS SCHEME IS IMPLEMENTED" (<https://eresources.nlb.gov.sg/history/events/8d9975a8-e3ac-4eca-a2e1-50a39325e1d8>)

14. National Arcives of Singapore, "ABOUT SPEECHES AND PRESS RELEASES"  
(<https://www.nas.gov.sg/archivesonline/speeches/search-result>)
15. Ministry of Finance, "Budget 2022"  
(<https://www.mof.gov.sg/singaporebudget/home/budget-2022>)
16. Ministry of Social and Family Development, "Child Development Account Top-Up From September 2021" (<https://www.msf.gov.sg/media-room/Pages/Child-Development-Account-Top-Up-From-September-2021.aspx>)
17. Sbccc, "All You Need to Know About Baby Bonus Scheme in Singapore"  
([https://www.sbccc.sg/baby-bonus/#:~:text=The%20Baby%20Support%20Grant%20\(BSG,2020%20and%2030%20September%202022.\)](https://www.sbccc.sg/baby-bonus/#:~:text=The%20Baby%20Support%20Grant%20(BSG,2020%20and%2030%20September%202022.)))
18. Ministry of Education, "Edusave Account" (<https://www.moe.gov.sg/financial-matters/edusave-account>)
19. A Singapore Government Agency Website, "EDUCATION ENDOWMENT AND SAVINGS SCHEMES ACT 1992"  
([https://sso.agc.gov.sg/Act/EESSA1992#:~:text=This%20Act%20is%20the%20Education%20Endowment%20and%20Savings%20Schemes%20Act%201992.&text=any%20other%20educational%20institution%20that,under%20section%2019\(1\)%3B](https://sso.agc.gov.sg/Act/EESSA1992#:~:text=This%20Act%20is%20the%20Education%20Endowment%20and%20Savings%20Schemes%20Act%201992.&text=any%20other%20educational%20institution%20that,under%20section%2019(1)%3B))
20. Ministry of Education, "The Education Endowment and Savings Schemes"  
(<https://www.moe.gov.sg/-/media/files/financial-matters/edusave-report-2021.ashx?la=en&hash=AC02FD78BCD311F8455ECED5DB186464961DABBE>)
21. A Singapore Government Agency Website, "Parenthood Tax Rebate"  
([https://www.iras.gov.sg/taxes/individual-income-tax/basics-of-individual-income-tax/tax-reliefs-rebates-and-deductions/tax-reliefs/parenthood-tax-rebate-\(ptr\).](https://www.iras.gov.sg/taxes/individual-income-tax/basics-of-individual-income-tax/tax-reliefs-rebates-and-deductions/tax-reliefs/parenthood-tax-rebate-(ptr).) )
22. A Singapore Government Agency Website, "Qualifying Child Relief"  
([https://www.iras.gov.sg/taxes/individual-income-tax/basics-of-individual-income-tax/tax-reliefs-rebates-and-deductions/tax-reliefs/qualifying-child-relief-\(qcr\)-handicapped-child-relief-\(hcr\)](https://www.iras.gov.sg/taxes/individual-income-tax/basics-of-individual-income-tax/tax-reliefs-rebates-and-deductions/tax-reliefs/qualifying-child-relief-(qcr)-handicapped-child-relief-(hcr)))
23. A Singapore Government Agency Website, "Working Mother's Child Relief"  
([https://www.iras.gov.sg/taxes/individual-income-tax/basics-of-individual-income-tax/tax-reliefs-rebates-and-deductions/tax-reliefs/working-mother's-child-relief-\(wmcr\)](https://www.iras.gov.sg/taxes/individual-income-tax/basics-of-individual-income-tax/tax-reliefs-rebates-and-deductions/tax-reliefs/working-mother's-child-relief-(wmcr)))

24. A Singapore Government Agency Website, “Resident tax rates”  
(<https://www.iras.gov.sg/taxes/individual-income-tax/basics-of-individual-income-tax/tax-residency-and-tax-rates/individual-income-tax-rates>)
25. Singapore Department of Statistics, “Household Income”  
(<https://www.singstat.gov.sg/find-data/search-by-theme/households/household-income/latest-data>)
26. Singapore Department of Statistics, “household-expenditure”  
(<https://www.singstat.gov.sg/modules/infographics/hes/household-expenditure>)

### 第 III 章 本調査研究のまとめ

調査対象国 12 か国の内、日本、イギリス、フランス、ドイツ、スウェーデン、イタリア、スペイン、カナダ、韓国、シンガポールの計 10 か国が児童手当に相当する制度を導入し、かつ、根拠法により制定している。本調査研究において、日本の児童手当の制度に相当する制度は、日本は児童手当制度、イギリスは Child Benefit、フランスは Family Allowance、ドイツは Child Benefit、スウェーデンは Child Allowance、イタリアは Single Universal Allowance for Dependent Children、カナダは Canada Child Benefit、韓国は Child Benefit、シンガポールは Baby Bonus Scheme のキャッシュギフトが該当すると考える。スペインは最低所得保障制度の児童支援補填（2023 年 1 月時点で適応となる最低所得保障制度の児童支援補填のみ記す）が本調査研究の児童手当に該当するが、受給の要件に、所得上限だけでなく資産保有の調査があり、一般的な社会手当と異なる点に留意が必要である。

本章において、児童手当に相当する制度を導入している計 10 か国の「児童手当の制度の目的」、「児童手当の支給の詳細」、「児童手当の支給額の加算」、「児童手当に関連するその他事項」を整理するが、児童手当は制度の目的・背景に加え、他の子育て支援や税制度との関連もあるため各国の比較は一概にはできないことには留意いただきたい。各国の児童手当の名称があるが、本章においては、児童手当に相当すると制度は便宜上、「児童手当」と記すこととする。

#### 1 児童手当の目的

児童手当の目的は、根拠法／関連する法律、もしくは担当省庁による制度規定等において定められているが、各国が抱える社会課題や政治背景による子育て世帯への支援の考え方等による差異がみられる。調査対象国の児童手当制度についての調査結果について、「子の年齢・範囲」、「所得制限」、「子一人当たりの支給額（多子加算含む）」の類似点や差異の整理に入る前に、まずは児童手当制度の目的を捉え、一定の類型化を試みることにしたい。その際、制度の根拠法等において必ずしも目的が明らかでない場合もあり、文献調査の制約・限界もある中での試みであることや、一つの制度が複数の目的を有している場合もあること（例えば、日本の児童手当制度では「家庭等における生活の安定に寄与する」とことと「次代の社会を担う児童の健やかな成長に資すること」の二点が目的として掲げられている）などに留意いただきたい。

a. 次世代育成の観点

子の健やかな成長に資することを目的（日本、韓国）

b. 労働政策の観点：将来的な労働力の維持・向上のため、社会的投資をすること

b-1：若者の高等教育等の機会の支援を目的（イギリス）

b-2：就労促進（親の雇用促進や共働き）を目的（イタリア）

c. 人口政策の観点

出生数の向上による人口増加を目的（イタリア、シンガポール）

d. 経済的負担の軽減・均等化の観点

d-1. 子の養育・育成にかかる支出を社会で支える、または経済的に負担することを目的（日本、スウェーデン、フランス、ドイツ、カナダ、韓国）

d-2. 子育て世帯に最低所得保証をすることを目的（スペイン）

## 2 児童手当の支給の詳細

### 2-1 子の年齢・範囲

調査対象国のうち、児童手当制度を導入している計10か国は、児童手当の支給要件として対象となる子の年齢・範囲を定めている。フランス以外の日本、イギリス、ドイツ、スウェーデン、イタリア、スペイン、カナダ、韓国、シンガポールの計9か国において、支給要件に子の数の条件はなく、国が定める年齢・範囲に該当する第一子以降の全ての子を対象としている。他方、フランスは、児童手当の支給要件を第二子以降と定め、第一子には支給をしていない。

なお、児童手当の支給の開始は、イタリア以外の日本、イギリス、フランス、ドイツ、スウェーデン、スペイン、カナダ、韓国、シンガポールの計9か国は、子の出生後である。イタリアのみ妊娠7か月以降から支給しているが、その背景にはイタリアは出産を含む子育て世帯の支援を児童手当に一元化した仕組であるためと推察する。

#### ➤ 第一子以降を対象

- 月齢18か月以下

シンガポールが該当する。児童手当に相当するBaby Bonus Schemeのキャッシュギフトの支給対象年齢は月齢18か月以下である。

※なお、Baby Bonus Schemeの中には、用途制限（保育料含む教育費及び医療費）のある児童発達口座の積み立てがあり、12歳未満を対象に一定の条件を満たすことで現金給付される仕組みもある。

- **8歳未満**

韓国が該当する。

- **16歳未満（15歳に達する日以後の最初の3月31日まで含む）**

日本、イギリス、スウェーデンが該当する。日本は、中学校卒業である15歳に達する日以降の最初の3月31日まで、イギリスとスウェーデンは16歳未満までとしている。

- ✓ **16歳以上（一定の条件を満たす場合）も支給対象**

イギリスとスウェーデンが該当する。イギリスは、認可された教育訓練を受けている場合は20歳以下まで、スウェーデンは義務教育もしくは特別支援学校に通学している場合は、子が学校を退学・卒業するまでを対象とし、両国ともに16歳未満と同額の児童手当が支給される。

- **18歳未満**

ドイツ、スペイン、イタリア、カナダが該当する。

- ✓ **18歳以上（一定の条件を満たす場合）も支給対象**

ドイツ、イタリアが該当する。ドイツは18歳以上～25歳未満、イタリアは18歳以上～21歳未満で、両国は一定の条件として大学や職業訓練の学校に在学している、積極的に求職活動をしている、インターンシップやボランティア活動等をしている場合に支給される。ドイツは、児童手当と同額が支給され、イタリアは、児童手当のおおよそ半額程度の支給額となる。

- **第二子以降を対象**

- **20歳未満**

フランスが該当する。フランスは、第一子を対象にした児童手当の支給はなく、20歳未満の子を二人以上を養育する者を対象としている。なお、養育する子が二人の場合、第一子が20歳を超えると第二子の支給は停止となる仕組みである。



## 2-2 所得制限

日本・諸外国において子育て世帯への経済的支援の財源が限られているのは共通である。各国の受給資格者の所得に応じて児童手当の支給の可否又は減額があることがわかった。具体的には所得制限の有無で大別でき、「所得制限なし」の国は、子の年齢・範囲に該当する者に一定の支給額を給付している。「所得制限あり」の国は、国が定めた一定の基準以上の所得がある場合、「所得に応じた支給額の減額・停止」として児童手当の支給額を減額もしくは、児童手当の支給額を停止している。

### ➤ 所得制限なし

ドイツ、イタリア、スウェーデン、韓国、シンガポールの計5か国は、受給資格者における所得制限を設けず、子の年齢・範囲に該当する者に、国で定めている一定の支給額を給付している。イタリアのみ、出産を含む子育て世帯の支援を児童手当に一元化しているため多子世帯や一定の所得基準以下の世帯には、児童手当を加算し給付している。具体的には、世帯の所得指標が六段階に区分されており、世帯の所得指標の最高区分である40,000ユーロ（5,724,000円）以上の場合、基礎支給額で50ユーロ（7,155円）が一律支給され、40,000ユーロ（5,724,000円）を下回る場合、児童手当の支給を増額している。

### ➤ 所得制限あり

#### • 所得に応じた支給額の減額

日本、イギリス、フランス、カナダの計4か国は、一定の基準以上の所得がある場合、児童手当の支給額が減額となる。上限の基準額は、子の扶養の数や世帯の構成員によって異なる。

日本は、原則として養育者のうち所得が高い方の所得を基準とし、かつ、年間所得が736万円（年収960万円）以上（子ども2人と年収103万円以下の配偶者の場合）で一律5,000円の特例給付となる。イギリスは、子の数を問わず養育の責任者もしくは配偶者の所得が高い者が基準となり年間の所得が5万ポンド（823万5千円）以上から100ポンド（16,470円）高くなるごとにHigh Income Child Benefit Chargeと呼ばれる課税が生じ、実質的にChild Benefitが減額となる。フランス（20歳未満の子が二人以上いる場合に適用）は、養育者の年額の世帯所得及び子の数に応じて支給額に変動があり、子の人数が二人の場合は、70,075ユーロ以上～93,399ユーロ以下（10,027,589円以上～13,365,396円以下）、93,3400ユーロ（13,365,396円）以上の各区分ごとに減額していく。

#### • 所得に応じた支給額の停止

日本、イギリス、スペイン、カナダの計4か国は、一定の基準以上の所得がある場合、児童手当

の支給が停止（日本の場合は、受給資格が消滅）となる。スペインは、子の扶養の数や世帯の構成員によって異なるが、年間の世帯所得が23,008.44ユーロ（3,292,508円）～38,937.36ユーロ（5,571,936円）以上（ただし、スペインの現行の児童手当は、年間の所得だけでなく一定の資産保有も条件に入っている）。日本は、原則として養育者のうち所得が高い方を基準とし、年間所得が972万円（年収目安1200万円）以上（子ども2人と年収103万円以下の配偶者の場合）で、受給資格が消滅し支給されなくなる。イギリスは子の数に問わず、養育の責任者もしくは配偶者の所得が高い者が基準となり年間の所得が6万ポンド（9,882,000円）以上の場合は High Income Child Benefit Chargeの課税により Child Benefitの全額返済義務が生じる仕組みとなっている。カナダは、世帯所得が年間204,000カナダドル（20,269,441円）以上で支給されなくなる。

### 3 児童手当の支給額の加算

#### 3-1 多子加算

日本における児童手当の拡充に関する議論の論点の一つに、養育する子の数が増加することで児童手当の支給額を加算するという多子加算の拡充がある。そこで、児童手当における多子加算の有無について整理をした。「多子加算なし」の国は、イギリス、ドイツ、スペイン、カナダ、韓国の計5か国で、その中で全ての子において一律で支給する国、もしくは、第二子以降で減額をする国に分かれた。「多子加算あり」の国は、日本、フランス、スウェーデン、イタリア、シンガポールの計5か国で、その中で加算される子の数の基準が第二子以降の国、もしくは第三子以降の国に分かれた。また、それぞれの多子加算の額を示した（参考値として、第一子の月額を支給額を基準とし、年額の場合は12分割、週額の場合は4倍で算出した）。

#### ➤ 多子加算なし

##### • 一律の支給

ドイツ、スペイン、カナダ、韓国が該当する。全ての子において、一律で給付される。

##### • 第二子以降で減額

イギリスが該当する。イギリスは、第一子が月額で87.2ポンド（14,370円）、第二子以降が57.8ポンド（9,525円）になり減額となり29.4ポンド（4,845円）の差がある。

#### ➤ 多子加算あり

##### • 第二子以降で加算

スウェーデンが該当する。スウェーデンは、16歳未満の子が二人以上いる場合は、人数分の

児童手当にMultiple Child Allowanceが加算される。月額で世帯当たり、子二人で150クローネ (1,950円)、子三人で730クローネ (9,490円)、子四人で1,740 (22,620円)、子五人で2,990クローネ (38,870円) が加算され、子の数が一人増えるごとに加算額も上乗せされる。

- **第三子以降で加算**

日本、フランス、イタリア、シンガポールが該当する。日本は、第三子以降は3歳以上～小学校修了まで5,000円の増額、イタリア0歳～18歳未満で15ユーロ (2,147円) の増額、シンガポールは総額で2,000シンガポールドル (199,800円) が増額となる。フランスは前提として20歳未満の子が二人以上いる場合に適用としているため一概に第三子以降から増額という概念に当てはまらないが、子の数が三人以上で、かつ、三つの所得区分の真ん中の場合、19.66ユーロ (2,814円) が増額となる。

### 3-2 乳児加算

妊娠・出産に伴う子どもを養育する上での経済的負担が考えられる。養育する低年齢の子に児童手当の支給額を増額する乳児加算の有無について整理を行った。「乳児加算なし」の国は、イギリス、フランス、ドイツ、スウェーデン、イタリア、韓国の計6か国で、その中で該当する全ての年齢に一律で支給する国、もしくは年齢が上がることで加算する国に分かれた。「乳児加算あり」の国は、日本、スペイン、カナダ、シンガポールの計4か国で、その中で低年齢の子に加算する国、もしくは総額を定め、分割で低年齢の子に支給をする低年齢の子に手厚く児童手当を支給する国に分かれた。

- **乳児加算なし**

- **該当する全ての年齢に一律で支給**

イギリス、ドイツ、スウェーデン、イタリア、韓国が該当し、全ての年齢が該当する子に、一律の児童手当が支給される。

- **年齢が上がることで加算**

フランスが該当する。ただし、フランスは前提として20歳未満の子が二人以上いる場合に適用としており、三つの所得区分の真ん中の場合、第二子が14歳以上の場合、34.96ユーロが増額となる。

➤ 乳児加算あり

• **低年齢の子に加算**

日本、スペイン、カナダが該当する。日本は0歳～3歳未満で5,000円の増額、スペインは0歳～3歳未満で50ユーロ（7,155円）、3歳以上～6歳未満で20ユーロの増額（2,862円）、カナダは0歳以上～6歳未満で91.17カナダドル（9,059円）の増額である。

• **総額を定め、分割で低年齢の子に支給**

シンガポールが該当する。シンガポールは、支給方法が他国と異なるため乳児加算という概念とは一概に言えないが、児童手当の総額が定められており、出生～月齢18か月までの低年齢の子に対し、4分割で支給するという仕組みである。

**3-3 その他の加算**

イタリアは、上記の加算以外に、「所得が低い世帯」、「共働き世帯」及び「母親が21歳未満」の3種類の加算がある。これらの背景としてイタリアは、前述の「2-1 子の年齢・範囲」とおり出産を含む子育て世帯の支援を児童手当に一元化した仕組みであるため、従来行っていた世帯の個別属性に応じた子育て支援に対応して児童手当の支給額が増額となっていることが推察される。

➤ 所得が低い世帯への加算

世帯の所得指標の最高区分である40,000ユーロ（5,724,000円）以上で、18歳未満の基礎支給額として月額50ユーロ（7,155円）を一律支給している。40,000ユーロ（5,724,000円）を下回る「所得が低い世帯」は、基礎支給額として月額50ユーロ（7,155円）に加えて、25ユーロ（3,577円）～125ユーロ（17,887円）を加算している。

➤ 共働き世帯の加算

世帯の所得指標が年間40,000ユーロ（5,724,000円）未満は、基礎支給額に加えて6ユーロ（859円）～30ユーロ（4,293円）が所得区分に応じて加算され、特に、所得が低い層は加算額が増加する。世帯の所得指標が年間40,000ユーロ（5,724,000円）以上は、本加算は支給されない。

➤ 母親が21歳未満の加算

所得に関わらず、子一人当たり20ユーロ（2,862円）を加算している。

**4 児童手当に関するその他事項**

イギリス、ドイツ、カナダの計3か国において、児童手当の受給者は母親である女性が多数を占め

ていることが分かった。イギリスとドイツは、受給資格者の要件に「一人の子に対し一人の養育の責任者のみに支給」としており、性別に関する事項はない。なお、イギリス政府の公開情報より実際の児童手当の受給者は、女性が617万世帯(87%)、男性が192万世帯(13%)、ドイツは女性が74.7%、男性が25.3%であった。また、カナダは、受給資格者の要件に「子と同居している母親である女性」とし、男性が受給するためには、父親である男性が子の世話と養育に責任があることを明記した母親である女性の署名付きの手紙を添付して申請する必要がある。カナダ政府は、実際の受給者の性別の内訳を公開はしていない。なお、本調査研究では、他の調査対象国において受給資格者の性別の内訳は把握できなかった。

## 5 本調査研究における委員からのご意見

本調査研究を取りまとめていくにあたり、調査研究委員会では委員より専門的知見から様々な意見を頂き調査を進めた。主な意見を以下に記す。

- ・ 各国の児童手当制度の目的は、制度の根拠法等、政治的背景、社会課題は異なる。それぞれの国の制度の特徴を把握するためには、現行の制度だけでなく歴史の変遷を辿ることが重要である。
- ・ 児童手当制度の目的を大別できるとよい。子が健全に育つ、労働政策、人口政策等が考えられるが、それぞれの国が幅広い目的を持つため、単純ではない。
- ・ 児童手当は政治的思惑にも翻弄された経緯があり、そのため目的や意義と制度設計の関係が明確に説明できないものとなっている。各国の金額の問題だけではなく、目的や意義に立ち返り、財源との関係も踏まえた調査が必要である。
- ・ 税だけでなく社会保障における国民の負担について調査するのが望ましい。
- ・ その国の経済状況、子育て世帯の平均収入、一般的な国民の生涯獲得賃金等が示されると、児童手当の支給額がどの程度その国の支援となっているか、支給額の金額の意味を理解しやすい。
- ・ 教育費、保育料、生活費補助などの経済的支援は各国で状況が異なる。児童手当だけでなく、教育や医療に関してもかかる費用がわかると望ましい。
- ・ 児童手当に予算を投じることで、どのくらいの効果があるのか。例えば諸外国が児童手当の導入前後でどのような効果検証をしているのか、またそもそも効果検証を公表しているのか等の情報があるとよい。
- ・ 調査の要約が重要になってくる。各国の数字データとテキストデータを分けてまとめるのも一案である。

- ・ 各国の児童手当制度のうち、日本で検討可能な取組を整理するとよりよい調査研究になったと考える。
- ・ 児童手当制度は単に所得制限の有無、給付額の比較だけでは捉えきれない。そのため各国の特徴、まとめがあるとよりよい調査研究になったと考える。

#### 第IV章 調査対象国の公開情報リスト

調査対象国の内、児童手当に相当する制度を導入している計 10 か国における児童手当の根拠法と制度概要に関する「URL」をまとめ、2023年3月時点の公開情報に簡易にアクセスできるリストとする。

国名	区分	URL
日本	根拠法	<a href="https://www8.cao.go.jp/shoushi/jidouteate/hourei.html">https://www8.cao.go.jp/shoushi/jidouteate/hourei.html</a>
	制度概要	<a href="https://www8.cao.go.jp/shoushi/jidouteate/gaiyou.html">https://www8.cao.go.jp/shoushi/jidouteate/gaiyou.html</a>
イギリス	根拠法	<a href="https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2005/6/contents">https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2005/6/contents</a>
	制度概要	<a href="https://www.gov.uk/child-benefit">https://www.gov.uk/child-benefit</a>
フランス	根拠法	<a href="https://www.legifrance.gouv.fr/codes/section_lc/LEGITEXT000006073189/LEGISCTA000006126898/#LEGISCTA000006126898">https://www.legifrance.gouv.fr/codes/section_lc/LEGITEXT000006073189/LEGISCTA000006126898/#LEGISCTA000006126898</a>
	制度概要	<a href="https://www.service-public.fr/particuliers/vosdroits/F13213?lang=en">https://www.service-public.fr/particuliers/vosdroits/F13213?lang=en</a>
ドイツ	根拠法	<a href="https://www.gesetze-im-internet.de/bkkg_1996/">https://www.gesetze-im-internet.de/bkkg_1996/</a>
	制度概要	<a href="https://www.arbeitsagentur.de/familie-und-kinder/infos-rund-um-kindergeld/nachweise-einreichen">https://www.arbeitsagentur.de/familie-und-kinder/infos-rund-um-kindergeld/nachweise-einreichen</a>
スウェーデン	根拠法	<a href="https://www.riksdagen.se/sv/dokument-lagar/dokument/svensk-forfattningssamling/socialforsakringsbalk-2010110_sfs-2010-110">https://www.riksdagen.se/sv/dokument-lagar/dokument/svensk-forfattningssamling/socialforsakringsbalk-2010110_sfs-2010-110</a>
	制度概要	<a href="https://www.forsakringskassan.se/english/parents/child-allowance">https://www.forsakringskassan.se/english/parents/child-allowance</a>
イタリア	根拠法	<a href="https://www.normattiva.it/uri-res/N2Ls?urn:nir:stato:legge:2021;46">https://www.normattiva.it/uri-res/N2Ls?urn:nir:stato:legge:2021;46</a>
	制度概要	<a href="https://www.inps.it/it/it/tutti-i-servizi.assegno-unico-e-universale-per-i-figli-a-carico.html">https://www.inps.it/it/it/tutti-i-servizi.assegno-unico-e-universale-per-i-figli-a-carico.html</a>
スペイン	根拠法	<a href="https://www.boe.es/buscar/doc.php?id=BOE-A-1990-30939">https://www.boe.es/buscar/doc.php?id=BOE-A-1990-30939</a>
	制度概要	<a href="https://www.boe.es/buscar/doc.php?id=BOE-A-1990-30939">https://www.boe.es/buscar/doc.php?id=BOE-A-1990-30939</a>
カナダ	根拠法	<a href="https://lois-laws.justice.gc.ca/eng/acts/U-3.2/20160701/P1TT3xt3.html">https://lois-laws.justice.gc.ca/eng/acts/U-3.2/20160701/P1TT3xt3.html</a>
	制度概要	<a href="https://www.canada.ca/en/revenue-agency/services/child-family-benefits/canada-child-benefit-">https://www.canada.ca/en/revenue-agency/services/child-family-benefits/canada-child-benefit-</a>

		<a href="#">overview.html</a>
韓国	根拠法	<a href="https://www.law.go.kr/LSW/eng/engLsSc.do?menuId=2&amp;section=lawNm&amp;query=child+benefit+%&amp;x=0&amp;y=0#liBgcolor0">https://www.law.go.kr/LSW/eng/engLsSc.do?menuId=2&amp;section=lawNm&amp;query=child+benefit+%&amp;x=0&amp;y=0#liBgcolor0</a>
	制度概要	<a href="https://www.law.go.kr/LSW/eng/engLsSc.do?menuId=2&amp;section=lawNm&amp;query=child+benefit+%&amp;x=0&amp;y=0#liBgcolor0">https://www.law.go.kr/LSW/eng/engLsSc.do?menuId=2&amp;section=lawNm&amp;query=child+benefit+%&amp;x=0&amp;y=0#liBgcolor0</a>
シンガポール	根拠法	<a href="https://sso.agc.gov.sg/Act/CDCSA2001#:~:text=This%20Act%20is%20the%20Child%20Development%20Co%2DSavings%20Act%202001">https://sso.agc.gov.sg/Act/CDCSA2001#:~:text=This%20Act%20is%20the%20Child%20Development%20Co%2DSavings%20Act%202001</a>
	制度概要	<a href="https://www.msf.gov.sg/policies/Strong-and-Stable-Families/Supporting-Families/Pages/Baby-Bonus-Scheme.aspx">https://www.msf.gov.sg/policies/Strong-and-Stable-Families/Supporting-Families/Pages/Baby-Bonus-Scheme.aspx</a>



## 免責事項

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッド及びデロイトネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ合同会社並びにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイト トーマツ税理士法人、DT 弁護士法人及びデロイト トーマツ コーポレート ソリューション合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 30 都市以上に 1 万 5 千名を超える専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト（[www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp)）をご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファーム及びそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）のひとつまたは複数を指します。DTTL（または“Deloitte Global”）並びに各メンバーファーム及び関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL 及び DTTL の各メンバーファーム並びに関係法人は、自らの作為及び不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為及び不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は [www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about) をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバー及びそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける 100 を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、リスクアドバイザー、税務、法務等に関連する最先端のサービスを、Fortune Global 500®の約 9 割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄

を促し、より豊かな経済、公正な社会、持続可能な世界の実現に向けて自ら率先して取り組むことを通じて、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来 175 年余りの歴史を有し、150 を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をパーパス（存在理由）として標榜するデロイトの約 345,000 名のプロフェッショナルの活動の詳細については、（ [www.deloitte.com](http://www.deloitte.com) ）をご覧ください。

本調査研究報告書は、内閣府令和 4 年度子ども・子育て支援調査研究事業として、内閣府子ども・子育て本部統括官より採択を受けた有限責任監査法人トーマツ（以下、「当法人」）が提供したものであり、保証業務として実施したものではありません。

本調査研究報告書を受領または閲覧する名宛人（本調査研究報告書に関して当法人へ採択事業者の通知をしている機関）以外の方（以下、「閲覧者等」）は、例外なく本調査研究報告書に記載される事項を認識し了解したものとみなされます。

1. 本調査研究報告書は、内閣府令和 4 年度子ども・子育て支援調査研究事業として、内閣府子ども・子育て本部統括官より採択を受けた当法人が提供したものであり、閲覧者等に対して注意義務または契約上の義務を負って実施されたものではないこと。従って、当法人は、本調査研究報告書及び本調査研究報告書に関連する業務に関して、閲覧者等に対して裁判上または裁判外を問わずいかなる義務または責任も負わないこと。
2. 本調査研究報告書には、閲覧者等が理解し得ない情報が含まれ、また、閲覧者等が必要とする情報が必ずしも網羅されていない可能性があること。なお、本調査研究報告書に記載されている以外の情報が名宛人に伝達されている可能性があること。
3. 閲覧者等は、本調査研究報告書を受領または閲覧によって本調査研究報告書に依拠する権利及びこれを引用する権利を含むいかなる権利も取得しないこと。閲覧者等は本調査研究報告書に記載された一定の前提条件・仮定及び制約について受容するとともに閲覧者等による本調査研究報告書の利用及び利用の結果に関する全ての責任を閲覧者等自身が負うこと。
4. 閲覧者等は、当法人及びその役員、社員、職員等に対して本調査研究報告書を受領または閲覧に関連して閲覧者等に生じるいかなる損害や不利益についてもその賠償請求を行わず、また、いかなる権利の行使も行わないこと。



---

令和4年度子ども・子育て支援調査研究事業  
児童手当の支給に関する諸外国における  
実施状況に関する調査研究報告書

令和5年3月 発行  
編集・発行 有限責任監査法人トーマツ

---